

第168回国会

## テロ対策特別措置法に関する資料

平成19年9月

衆議院調査局

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動  
並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別調査室

「衆議院立法情報ネットワークシステム」(イントラネット)の「立法調査情報」にて本資料の電子ファイル(PDFファイル)を閲覧することができます。

<電子ファイルへのアクセス方法>

「立法調査情報」をクリック 「委員会別一覧」で該当委員会を選択してクリック 「付託議案等情報」をクリック 該当する議案件名の「関連情報」をクリック 「法律案等参考資料」をクリック 電子ファイルが開きます。

# 目 次

テロ対策特別措置法		
1 要旨.....	1	
2 テロ対策特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の 部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の 各活動の実施に関し承認を求めるの件要旨.....	3	
3 テロ対策特別措置法関連議案の経過一覧.....	5	
4 テロ対策特別措置法に関する委員会審査概要.....	8	
5 過去の修正案と附帯決議		
（1）与党修正案（第153回国会）.....	9	
（2）民主党修正案（第153回国会）.....	10	
（3）附帯決議（第153回国会）.....	11	
（4）民主党修正案（第157回国会）.....	12	
テロ対策特別措置法に基づく対応措置に関する基本計画と実施要項		
1 基本計画の変遷.....	13	
2 現行の基本計画.....	14	
3 現行の実施要項の概要.....	21	
テロ対策特別措置法に基づく我が国の対応措置.....		24
【資料1】海上自衛隊による給油実績（艦艇用燃料・月別）.....		25
【資料2】海上自衛隊による給油実績（艦艇用燃料・国別）.....		27
各国に対する1回あたりの給油量.....		28
アメリカに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		30
イギリスに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		30
フランスに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		30
ニュージーランドに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		31
ドイツに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		31
イタリアに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		31
オランダに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		32
スペインに対する給油実績（艦艇用燃料）.....		32

ギリシャに対する給油実績（艦艇用燃料）.....	3 2
カナダに対する給油実績（艦艇用燃料）.....	3 3
パキスタンに対する給油実績（艦艇用燃料）.....	3 3
平成 1 9 年度の国別給油実績.....	3 3
【資料 3】海上自衛隊による給油実績（ヘリコプター用燃料・月別）.....	3 4
【資料 4】海上自衛隊による給油実績（ヘリコプター用燃料・国別）.....	3 5
【資料 5】海上自衛隊による給水実績（月別）.....	3 6
【資料 6】航空自衛隊による空輸実績（月別）.....	3 7
【資料 7】テロ対策特別措置法に基づく支援活動関連予算.....	3 8
【資料 8】インド洋に派遣された海上自衛隊艦艇.....	3 9
我が国の O D A 支援	
1 概要.....	4 0
2 重点分野.....	4 0
3 年度別・形態別実績.....	4 1
【参考】 N G O による対アフガニスタン支援.....	4 6
アフガニスタンの治安問題	
1 アフガニスタン国軍（ A N A ）.....	4 8
2 D D R ・ D I A G.....	5 0
3 ケシの栽培面積.....	5 1
4 アヘンの生産.....	5 7
5 難民・避難民.....	6 1
【参考 1】アフガニスタンでの各国兵士犠牲者数.....	6 6
【参考 2】不朽の自由作戦における米兵死者数の推移.....	6 7
【参考 3】空爆による民間人犠牲者数の推計.....	6 8
【参考 4】アフガニスタン国軍の死亡者数の推計.....	6 9
9 ・ 1 1 事件	
1 米中枢同時テロ.....	7 0
2 9 ・ 1 1 以前の国際テロ事件.....	7 0
3 安保理決議 1 3 6 8.....	7 0
4 アフガニスタン開戦.....	7 1

## 自衛隊派遣

1	米空母警護.....	7 2
2	テロ対策特別措置法の制定.....	7 2
3	自衛艦の調査研究派遣.....	7 3
4	自衛艦の本格派遣.....	7 3

## 和平プロセス

1	ボン合意・暫定政権成立.....	7 5
2	移行政権成立・憲法制定.....	7 6
3	大統領選挙・総選挙・正統政府成立.....	7 6
	【資料1】国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）.....	7 8
	【資料2】UNAMAの組織.....	8 0

## 不朽の自由作戦（OEF）と自衛権

1	自衛権発動としてのOEF.....	8 1
2	安保理決議1368の性格.....	8 1
3	湾岸戦争時の米国の対応.....	8 3
4	ISAFの法的根拠.....	8 4
5	OEFとISAFの指揮権の独立.....	8 4
6	海上阻止活動（MIO）.....	8 6
7	9・11武力行使容認法と「非戦闘地域」との矛盾.....	8 7
	【付表1】アフガニスタン、イラク及びインド洋における 軍事作戦の概要.....	8 9
	【参考1】「テロとの闘い」に対する各国部隊派遣状況.....	9 0
	【参考2】OEFにおける具体的成果の例.....	9 3

## 国際治安支援部隊（ISAF）

1	ISAFの当初の目的.....	9 4
2	ISAFの地方展開と米国の態度.....	9 4
3	NATOによる指揮権掌握と地方展開.....	9 4
4	ISAFの南・東部への展開問題.....	9 5
5	戦闘任務とISAF.....	9 6

6	参加国の独自基準の問題.....	9 6
7	南部における治安悪化とアヘン問題.....	9 7
8	OE Fを遂行する米軍とISAFとの関係.....	9 7
	【付表1】ISAF年表.....	9 9
	【付表2】ISAF兵力.....	1 0 0
	【付表3】米軍のアフガニスタンOE F兵力.....	1 0 1
	地方復興支援チーム(PRT)	
1	PRT創設の経緯.....	1 0 2
2	PRTの任務.....	1 0 2
3	人道復興に軍人が介入することの是非.....	1 0 2
	【付表1】PRT年表.....	1 0 3
	【付表2】アフガニスタンのPRT一覧.....	1 0 4
	【付表3】PRT米国モデル.....	1 0 5
	【参考1】北大西洋理事会における安倍総理演説.....	1 0 6
	【参考2】1990年以降国連決議に基づき設立された 平和構築・治安維持活動を目的とする多国籍軍.....	1 1 1
	【参考3】1990年以降に設立された国連PKO.....	1 1 2
	テロ特措法に基づく自衛隊の海外派遣に関する主な政府答弁	
1	自衛隊派遣の根拠.....	1 1 7
2	説明責任.....	1 2 5
3	国会の事前承認.....	1 2 8
4	武力行使との一体化.....	1 3 2
	(1) データリンクシステム.....	1 3 2
	(2) 戦闘機が発進中の米空母等への燃料補給及び武器弾薬輸送.....	1 3 3
5	自衛隊の武器使用基準.....	1 4 0
	(1) 拉致被害者の捜索、追跡、救出.....	1 4 0
	(2) 給油中に攻撃を受けた米艦の防護.....	1 4 0
	(3) 任務遂行のための武器使用.....	1 4 4
6	出口戦略.....	1 5 0
7	恒久法の制定.....	1 5 8

8	自衛隊のP R T参加.....	1 6 1
	【資料1】自衛隊海外派遣各法の概要及び比較.....	1 6 4
	【資料2】自衛隊の活動と国会承認.....	1 6 6
	【資料3】自衛隊の武器使用に関する規定.....	1 7 2
	【資料4】安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会.....	1 7 6
	同議事要旨.....	1 7 7
	アフガニスタン関連国連安保理決議.....	2 1 4
1	安保理決議1 2 6 7 ( 1 9 9 9年1 0月1 5日採択 ) .....	2 1 6
2	安保理決議1 2 6 9 ( 1 9 9 9年1 0月1 9日採択 ) .....	2 2 0
3	安保理決議1 3 3 3 ( 2 0 0 0年1 2月1 9日採択 ) .....	2 2 2
4	安保理決議1 3 6 8 ( 2 0 0 1年9月1 2日採択 ) .....	2 2 9
5	安保理決議1 3 7 3 ( 2 0 0 1年9月2 8日採択 ) .....	2 3 0
6	安保理決議1 3 7 8 ( 2 0 0 1年1 1月1 4日採択 ) .....	2 3 4
7	安保理決議1 3 8 3 ( 2 0 0 1年1 2月6日採択 ) .....	2 3 6
8	安保理決議1 3 8 6 ( 2 0 0 1年1 2月2 0日採択 ) .....	2 3 8
9	安保理決議1 3 9 0 ( 2 0 0 2年1月1 6日採択 ) .....	2 4 0
1 0	安保理決議1 4 0 1 ( 2 0 0 2年3月2 8日採択 ) .....	2 4 4
1 1	安保理決議1 4 1 9 ( 2 0 0 2年6月2 6日採択 ) .....	2 4 6
1 2	安保理決議1 4 5 3 ( 2 0 0 2年1 2月2 4日採択 ) .....	2 4 8
1 3	安保理決議1 5 1 0 ( 2 0 0 3年1 0月1 3日採択 ) .....	2 4 9
1 4	安保理決議1 6 5 9 ( 2 0 0 6年2月1 5日採択 ) .....	2 5 1
1 5	安保理決議1 7 4 6 ( 2 0 0 7年3月2 3日採択 ) .....	2 5 3
	テロ対策特措法関連年表.....	2 5 9

# テロ対策特別措置法（平成 13 年 11 月 2 日法律第 113 号）

## 1 要旨

本法は、平成 13 年 9 月 11 日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃（以下「テロ攻撃」という。）が国際連合安全保障理事会決議第 1368 号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められたことを踏まえ、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- （１）テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置及び国際連合の総会等が行う決議又は国際連合等が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置を定めるものとする。
- （２）政府は、この法律に基づく協力支援活動、搜索救助活動、被災民救援活動その他の必要な措置（以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することとし、対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならず、我が国領域並びに戦闘行為が行われていない公海（その上空を含む。）及び外国の領域（当該外国の同意がある場合に限り。）において実施するものとする。ただし、自衛隊による役務の提供に係る物品の輸送には、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送を含まないものとする。
- （３）内閣総理大臣は、協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。また、対応措置を外国の領域で実施する場合には、当該国政府と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。
- （４）内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日から 20 日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないものとし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならないものとする。政府は、不承認の議



決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、捜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならないものとする。

(5) 内閣総理大臣等は、その所管に属する物品(武器、弾薬を除く。)につき、諸外国の軍隊等又は国際連合等から当該物品の無償貸付又は譲与を求める旨の申出があった場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、無償で貸し付け、又は譲与することができるものとする。

(6) 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときは、その内容を、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないこととする。

(7) 協力支援活動等の活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己等又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができることとする。

(8) この法律は、公布の日から施行し、施行の日から起算して6年を経過した日に、その効力を失うこと。ただし、その日より前に、対応措置を実施する必要がないと認められるに至ったときは、速やかに廃止すること。なお、6年を経過する日以後においても必要があるときは、別の法律により、2年以内の期間を定めて、その効力を延長することができるものとする。

\* 平成13年10月29日の本法成立時点では、同法の期限は2年とされていたが、平成15年、17年、18年の一部改正法により、その期限がそれぞれ4年、5年、6年に改められた。

## **2 テロ対策特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件要旨**

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件要旨

本件は、平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第6条第2項、第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を実施することとしたため、同法第5条第1項の規定により国会の承認を求めるものである。

### 当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国

活動名	当該活動を外国の領域で実施する場合の当該外国
(1) 協力支援活動	米国、英国、オーストラリア並びにインド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国
(2) 捜索救助活動	(1)に掲げる協力支援活動を実施する国及び(3)に掲げる被災民救援活動を実施する国（インド洋の沿岸に所在する国に限る。）
(3) 被災民救援活動	パキスタン並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地となる国

### (参考) 本承認案件の衆参両院における審議経過（第153回国会臨時会）

	提出・受理	委員会付託	委員会提案理由説明	委員会採決	本会議採決
衆議院	13.11.22	13.11.22	13.11.26	13.11.26	13.11.27
参議院	13.11.27	13.11.28	13.11.29	13.11.29	13.11.30

なお、平成13年11月20日に対応措置を開始した。

### 3 テロ対策特別措置法関連議案の経過一覧

#### 第 153 回国会

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提案 理由						
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案（内閣提出第3号）	13.10.5	10.10	10.10	10.11 10.12 10.13 10.15 10.16	10.16 修正(多) (賛-自民・公明・ 保守・21クラブ)  (反-民主・自由・ 共産・社民)	10.18 修正	外交防衛 10.26 可決	10.29 可決	13.11. 2 法13号
			10.10						

注:付託委員会は、「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」。

10.16 自民、公明、保守3派から共同で、また、民主党から修正案提出。

#### 第 153 回国会

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提案 理由						
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	13.11.22		11.22	11.26	11.26 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・保守・ 21クラブ)  (反-自由・共産 ・社民)	11.27 承認	外交防衛 11.29 承認	11.30 承認	
			11.26						

注:付託委員会は、「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」。

## 第156回国会

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第121号）	15.6.13	6.24	6.24	6.25 6.26 6.27 6.30 7.2 7.3 7.16 7.18	(7.28) (閉会中審査)			

注：付託委員会は、「イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」。

## 第157回国会

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号	
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果		議決日 結果
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第156回国会閣法第121号）	(15.6.13)	(6.24)	9.26  (6.24)	9.30 10.1 10.2 10.3	10.3 可決(多) (賛-自民・公明・ 保守新) (反-民主・共産・社民・ フロンティア)	10.3	テロ防止 10.9 可決	10.10 可決	15.10.16 法47号

注：付託委員会は、現在の「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」。参議院は、「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」。

10.2 民主党から修正案提出。

### 第163回国会

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	17.10.4	10.11	10.11			10.17 10.18	10.18 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民)	10.18	外交防衛 10.25 可決

### 第165回国会

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	18.10.6	10.13	10.13			10.16 10.19	10.19 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民)	10.19	外交防衛 10.26 可決

#### 4 テロ対策特別措置法に関する委員会審査概要

国会回次	委員会質疑 (日数)	議案名等	変更内容	備考
153回	2001.10.11 ~10.16 (5)	<b>テロ特措法案</b> 自民・公明・保守3派共同修正案 民主修正案(国会の事前承認)		自民、民主、公明、保守、21ク5派共同付帯決議
153回	2001.11.26 (1)	<b>対応措置の実施に関する国会承認</b>		
154回	2002.5.17 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長))		
155回	2002.11.19 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長、アフガニスタンで米軍が使用する飛行場施設を維持するための建設用重機等を、艦船により輸送するために必要な措置を講ずる。))		2002.12.16 イージス艦「きりしま」をインド洋に派遣
156回	2003.6.25 ~7.18 (8)	<b>テロ特措法一部改正案</b>	<b>2年延長</b>	
157回	2003.9.30 ~10.3 (4)	<b>テロ特措法一部改正案</b> 民主修正案(国会の承認)	<b>2年延長</b>	前国会から継続審査
(解散中)	2003.10.21	(基本計画の変更(6月延長)閣議決定)		質疑なし
159回	2004.4.23 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長))		
161回	2004.10.28 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長、艦船搭載ヘリへの燃料及び水の補給を追加))		
162回	2005.4.27 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長))		
163回	2005.10.17 ~10.18 (2)	<b>テロ特措法一部改正案</b>	<b>1年延長</b>	
163回	2005.10.28 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長))		
164回	(2006.4.21)	(基本計画の変更(6月延長)閣議決定)		質疑なし
165回	2006.10.16 ~10.19 (2)	<b>テロ特措法一部改正案</b>	<b>1年延長</b>	
165回	2006.10.31	(基本計画の変更(6月延長)閣議決定)		質疑なし
166回	2007.4.27 (1)	一般質疑(基本計画の変更(6月延長))		

## 5 過去の修正案と附帯決議

### (1) 与党修正案(第153回国会)

テロ対策特別措置法平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案(内閣提出第3号)修正案要旨(平成13.10.16)

#### 1 国会の承認に関する事項

(1) 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、捜査救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならないものとする。

(2) 政府は、(1)において不承認の議決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、捜査救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならないものとする。

#### 2 外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送に関する事項

物品の輸送には、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送を含まないものとする。

(注：本修正案は、平成13.10.16の委員会で可決された。)



## (2) 民主党修正案(第153回国会)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する修正案要旨(枝野幸男君外一名)(平成13.10.16)

### 1 国会の承認に関する事項

- (1) 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならないものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができるものとする。
- (2) (1)ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないものとする。
- (3) 政府は、(2)の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならないものとする。

(注：本修正案は、平成13.10.16の委員会で否決された。)

### (3) 附帯決議(第153回国会)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法案に対する附帯決議(平成13.10.16)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 テロ根絶に対する我が国の主体的な外交努力を一層進めるとともに国際的な枠組みの構築に努めること。
- 二 国民のテロに対する不安を解消するために、国内外の邦人保護・安全対策及びテロ対策について万全を期すこと。
- 三 国際テロリズムに対しては、国際社会が一致協力して取り組むことが極めて重要であり、我が国は国連を中心とした国際協調努力に積極的に参画すること。
- 四 自衛隊の派遣については、派遣先の状況の推移を十分に踏まえ、実施すること。
- 五 国会の承認の付議については、対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日から20日以内であっても、可能な限り速やかに求めること。

(注：本附帯決議は、平成13.10.16の委員会で可決された。)

#### (4) 民主党修正案(第157回国会)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要旨(前原誠司君外三名提出)(平成15.10.2)

##### 1 国会の承認に関する事項

- (1) 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならないものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を実施することができるものとする。
- (2) (1)ただし書の規定により国会の承認を得ないで協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならないものとする。
- (3) 政府は、(2)の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならないものとする。
- (4) この法律の施行の際現にこれらの対応措置が実施されているものについては、内閣総理大臣は、この法律の施行の日から平成十五年十一月一日までの間に、当該対応措置を引き続き実施することにつき国会に付議して、その承認を求めなければならないものとする。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならないものとする。
- (5) 政府は、(4)の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならないものとする。

(注：本修正案は、平成15.10.3の委員会で否決された。)

## テロ対策特別措置法に基づく対応措置に関する基本計画と実施要項

### 1 基本計画の変遷

変更内容	閣議決定日
<b>基本計画を閣議決定</b>	<b>平成13年11月16日</b>
派遣期間を平成14年5月19日までから、平成14年11月19日までとする。	平成14年 5月17日
派遣期間を平成14年11月19日までから、平成15年5月19日までとする。 アフガニスタンで米軍が使用する飛行場施設を維持するための建設用重機等を輸送するために必要な措置を講じる。	平成14年11月19日
派遣期間を平成15年5月19日までから、平成15年11月1日までとする。	平成15年 5月 9日
派遣期間を平成15年11月1日までから、平成16年5月1日までとする。	平成15年10月21日
派遣期間を平成16年5月1日までから、平成16年11月1日までとする。	平成16年 4月23日
派遣期間を平成16年11月1日までから、平成17年5月1日までとする。 外国艦艇に搭載されたヘリコプターへの給油と飲料水の提供を可能とする。	平成16年10月26日
派遣期間を平成17年5月1日までから、平成17年11月1日までとする。	平成17年 4月22日
派遣期間を平成17年11月1日までから、平成18年5月1日までとする。	平成17年10月28日
派遣期間を平成18年5月1日までから、平成18年11月1日までとする。	平成18年 4月21日
派遣期間を平成18年11月1日までから、平成19年5月1日までとする。	平成18年10月31日
防衛庁設置法の一部改正法(省への移行)の実施に伴う字句整理を行う。	平成18年12月26日
派遣期間を平成19年5月1日までから、平成19年11月1日までとする。	平成19年 4月24日

テロ対策特別措置法の改正(2年間延長)・・・平成15年10月16日施行  
 (1年間延長)・・・平成17年10月31日施行  
 (1年間延長)・・・平成18年11月 1日施行

## 2 現行の基本計画

### 1 基本方針

本年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃(以下「テロ攻撃」という。)は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。これに対し、現在、世界の国々が、立場の違いを超えて非人道的なテロリズムを非難し、力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としても、国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識して、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与するとの立場に立ち、憲法の範囲内のできる限りの支援、協力を行うことが重要である。

このため、「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」(平成13年法律第113号。この基本計画において、「テロ対策特措法」という。)に基づき、協力支援活動、搜索救助活動及び被災民救援活動を実施することとする。

## 2 協力支援活動の実施に関する事項

### (1) 協力支援活動に関する基本的事項

テロ攻撃に対応して、本年10月8日以降、米国等はタリバーン等に対する軍事行動を開始した。このような状況を踏まえ、我が国は、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与している米国等の軍隊等の活動に対して、以下のとおり、協力支援活動を実施する。

### (2) 協力支援活動の種類及び内容

自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供として米国等の軍隊等に対して実施する協力支援活動の種類及び内容は、次のとおりとする。

#### ア 補給

艦船による艦船用燃料等及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給

#### イ 輸送

(ア) 艦船による艦船用燃料等の輸送(ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米国の軍隊の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の輸送)

(イ) 航空機による人員及び物品の輸送

#### ウ その他

(ア) 修理及び整備

修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(イ) 医療

傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(ウ) 港湾業務

国内における船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(3) 協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア (2) ア及びイに掲げる補給及び輸送を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

(イ) 艦船による補給及び輸送については、インド洋(ペルシャ湾を含む。以下同じ。)及びその上空並びに以下のもの(インド洋及びその上空に属するものを除く。)

(a) 英国ディエゴ・ガルシア島及びそれに係る同国の領海並びにそれらの上空

(b) オーストラリアの領域

(c) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地又は燃料等の積卸地(ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米国の軍隊の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の積卸地又は乗降地)となる国の領域

(ウ) 航空機による輸送については、米国グアム島及びその上空並びにそれに係る米国の領海の上空、英国ディエゴ・ガルシア島及びその上空並びにそれに係る英国の領海の上空並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国の領域

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船又は航空機が通過する海域及び空域((ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる地域に属するものを除く。)

イ (2) ウ(ア)に掲げる修理及び整備を実施する区域の範囲は、ア(ア)及び(イ)に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域(ア(ア)又は(イ)に掲げる地域に属するものを除く。)並びにア(ウ)に掲げる外国の領土とする。

ウ (2) ウ(イ)に掲げる医療を実施する区域の範囲は、ア(ア)及び(イ)に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して

艦船が通過する海域(ア(ア)又は(イ)に掲げる地域に属するものを除く。)とする。

エ (2)ウ(ウ)に掲げる港湾業務を実施する区域の範囲は、ア(ア)に掲げる地域とする。

オ 防衛大臣は、協力支援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成

(ア) (2)ア及びイ(ア)に掲げる補給及び輸送を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊(人員800名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は1600名以内)。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、このための海上自衛隊の部隊(随伴する護衛艦の人員を含め、人員400名以内)を加えることができる。

(イ) (2)イ(イ)に掲げる輸送を輸送機及び多用途支援機により行うための航空自衛隊の部隊(人員180名以内)

(ウ) (2)ウ(ア)に掲げる修理及び整備を行う部隊は、(ア)及び(イ)に掲げる部隊とし、また、(2)ウ(イ)に掲げる医療を行う部隊は、(ア)に掲げる部隊とする。

イ 装備

(ア) 艦船

補給艦1隻以内及び護衛艦2隻以内(ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦2隻以内及び護衛艦4隻以内)。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を加えることができる。

(イ) 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

(ウ) その他

(a) (2)イ(イ)に掲げる輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃

(b) 自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(2)アからウ(イ)までに掲げる活動に必要な装備((ア)から(ウ)(a)までに掲げるものを除く。)

## ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成19年11月1日までの間(ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、当該輸送については、1回に限ることとし、平成14年12月31日から平成15年3月31日までの間)

### (5) 関係行政機関によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

自衛隊が実施する協力支援活動として艦船による艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を行うため、政府は、当該燃料等を調達し、これを米国等の軍隊等に譲与することとする。

### (6) その他協力支援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の協力支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、協力支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

## 3 搜索救助活動の実施に関する事項

### (1) 搜索救助活動に関する基本的事項並びに搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項並びに搜索救助活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、2に定める協力支援活動又は4に定める被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭難した戦闘参加者を発見し、又は、かかる遭難者の搜索救助について米国等から依頼があった場合に、搜索救助活動を実施する。搜索救助活動を実施する区域の範囲は、インド洋及びその上空に属する、2に定める協力支援活動を実施する区域の範囲及び4に定める被災民救援活動を実施する区域の範囲とする。なお、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これについても同様に搜索救助活動を実施するものとする。

イ 防衛大臣は、搜索救助活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることが



ないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(2) 搜索救助活動の実施に伴うテロ対策特措法第3条第3項後段の協力支援活動に関する重要事項

搜索救助活動の実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う米国等の軍隊等の部隊等に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類及び内容は、テロ対策特措法別表第2に掲げるものとする。

(3) その他搜索救助活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が搜索救助活動を実施する区域の範囲及びその周辺における搜索救助活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、搜索救助活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

(1) 被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン領域内の難民キャンプでは、生活関連物資の不足等から深刻な状況が生じている。かかる状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）をはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。このような状況を踏まえ、我が国は、以下のとおり、被災民救援活動を実施する。

なお、パキスタンにおける医療支援等の被災民救援のための措置については、パキスタン及び国際連合等との協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指して努力することとする。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置の実施について、今後の情勢の推移を見極めつつ対応していくこととする。

(2) 被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供（自衛隊の艦船による当該物資の輸送を含む。）とする。

(3) 被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア 被災民救援活動を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

- (イ) パキスタンの領域
- (ウ) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地となる国の領域
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域及びその上空((ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる地域に属するものを除く。)

イ 防衛大臣は、被災民救援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

- (4) 被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成

(2)に定める輸送を掃海母艦及び護衛艦(護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。)により行うための海上自衛隊の部隊(人員120名以内。ただし、協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。)

イ 装備

掃海母艦1隻及び護衛艦1隻(護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。)

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成13年12月31日までの間

- (5) その他被災民救援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の被災民救援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛大臣から、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、被災民救援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

## 5 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

テロ対策特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関係行政機関の緊密な連絡調整を図るものとする。

(内閣官房資料を基に作成)

### 3 現行の実施要項の概要

平成 19 年 4 月 24 日変更（下線部が変更点）

#### 状況及び方針

基本計画の閣議決定（13.11.16）を受け、自衛隊は、法及び基本計画に基づき、協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を実施

#### 自衛隊による協力支援活動としての役務の提供

##### 1 実施期間

平成 13 年 11 月 20 日以降において長官が命じた日から平成 19 年 11 月 1 日までの間

輸送艦による輸送を行う場合には、該当輸送については、1 回に限ることとし、平成 14 年 12 月 31 日以降において長官が命じた日から平成 15 年 3 月 31 日までの間

##### 2 実施区域

###### （1）艦船による艦船用燃料等及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給並びに艦船による艦船用燃料等の輸送（米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための建設用重機等及び人員の輸送を含む）

基本計画で定められた区域の範囲から、活動の必要性や現に戦闘行為が行われておらず、かつ、活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められることなどを考慮して区域を設定

###### （2）航空機による人員及び物品の輸送

基本計画で定められた区域の範囲から、上記と同様の考え方により区域を設定

###### （3）修理及び整備

我が国領域並びに艦船による補給・輸送の実施区域及び航空機による輸送の経由地・積降地

###### （4）医療

我が国領域及び艦船による補給・輸送の実施区域

###### （5）港湾業務

我が国領域における港湾及びその周辺海域

##### 3 実施の態様

基本計画及び実施要項の範囲内において、活動を実施

常に実施区域及びその周辺における治安情報そのほかの情報・資料の収集等に努め、また、活動区域の近傍等において戦闘が行われるか否かの早期発見に努める。

外国の領域において実施する主たる協力支援活動の態様

ア 海上自衛隊は、補給艦1隻(さがみ型、とわだ型又はましゅう型)及び護衛艦2隻(はるな型、しらね型、たちかぜ型、はたかぜ型、こんごう型、はつゆき型、あさぎり型、むらさめ型又はたかなみ型)により補給・輸送の活動を実施。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦(おおすみ型)1隻及び上記の活動を実施している護衛艦以外の護衛艦(あさぎり型又はむらさめ型)1隻により該当輸送を実施する。

イ 航空自衛隊は、輸送機(C-130H)6機及び多用途支援機(U-4)2機により輸送の活動を実施

### 搜索救助活動

#### 1 実施期間

平成13年11月20日以降において長官が命じた日から平成19年11月1日までの間

#### 2 実施地域

インド洋及びその上空に属する、協力支援活動及び被災民救援活動の実施区域

### 被災民救援活動

#### 1 実施期間

平成13年11月20日以降において長官の命じた日から平成13年12月31日までの間

#### 2 実施区域

基本計画で定められた区域の範囲から、上記と同様の考え方により区域を設定

#### 3 実施の態様

海上自衛隊は、掃海母艦1隻(うらが型)及び護衛艦1隻(協力支援活動を行うものを使用する。)により、生活関連物資の輸送を実施

### 戦闘が行われた場合等の措置

活動現場の近傍で戦闘が行われるに至った場合等は、直ちに防衛庁長官まで報告。活動の一時休止、活動場所の変更等を行い防衛庁長官からの指示を待つものとする。

### **実施区域の変更及び活動の中断に関する事項**

実施区域の変更に際しては、速やかに変更後の区域に移動し得るように配慮

中断の支持を受けた場合、速やかに活動を中断して部隊の安全を確保。  
米国等に対して中断を連絡

活動の中断時、派遣の終了又は活動の復帰の判断に資する情報の収集及び防衛庁長官への報告を実施

### **その他の重要事項**

活動を行うに当たり、時宜に応じ活動状況について、防衛庁長官まで報告

戦闘が行われた場合等のほか、基本計画又は実施要項の変更を必要とする場合には、その理由等必要な事項につき防衛庁長官に報告し、指示を待つものとする。

(防衛省資料を基に作成)

## テロ対策特別措置法に基づく我が国の対応措置

(平成19年8月8日現在)

### 1 海上自衛隊による活動

#### ア 被災民救援活動

国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）の要請に基づき、掃海母艦「うらが」が平成13年11月25日、テント・毛布等を輸送するため横須賀を出港、12月12日、カラチ港にてUNHCRに引渡しを実施、同月31日、横須賀に帰港（護衛艦「さわぎり」が随伴）。

#### イ 協力支援活動（2007年7月26日現在）

インド洋北部において米英両軍等の補給艦、駆逐艦に対して補給を実施。艦船用燃料は合計769回、約48万KI（約219億円相当）を給油。

平成16年12月に開始された艦艇搭載ヘリコプター用燃料の補給実績は、合計64回、約940KI（約5,470万円）。また、同年11月に開始された給水実績は、合計113回、約6,170t（約631万円）。

< 詳細は、【資料1～5】を参照 >

平成14年2月21日、米艦艇に対し、物品（予備品、日用品等）約1tの輸送を実施。

タイ王国の建設用重機等の輸送のため、平成15年2月3日に護衛艦「いかづち」が横須賀を出港、輸送艦「しもきた」が同年2月4日に呉を出港。タイからインド洋沿岸国まで当該輸送を完了し、同年3月28日にそれぞれ帰港。

平成16年6月28日、仏艦艇に対して物品（書類）の輸送を実施。

### 2 航空自衛隊による協力支援活動（2007年7月26日現在）

C-130型輸送機等により、国内外の輸送を合計367回実施（国内352回、国外15回）。

< 詳細は、【資料6】を参照 >

（防衛省資料に基づき作成）

【資料1】海上自衛隊による給油実績（艦船用燃料・月別）

2007年7月26日現在

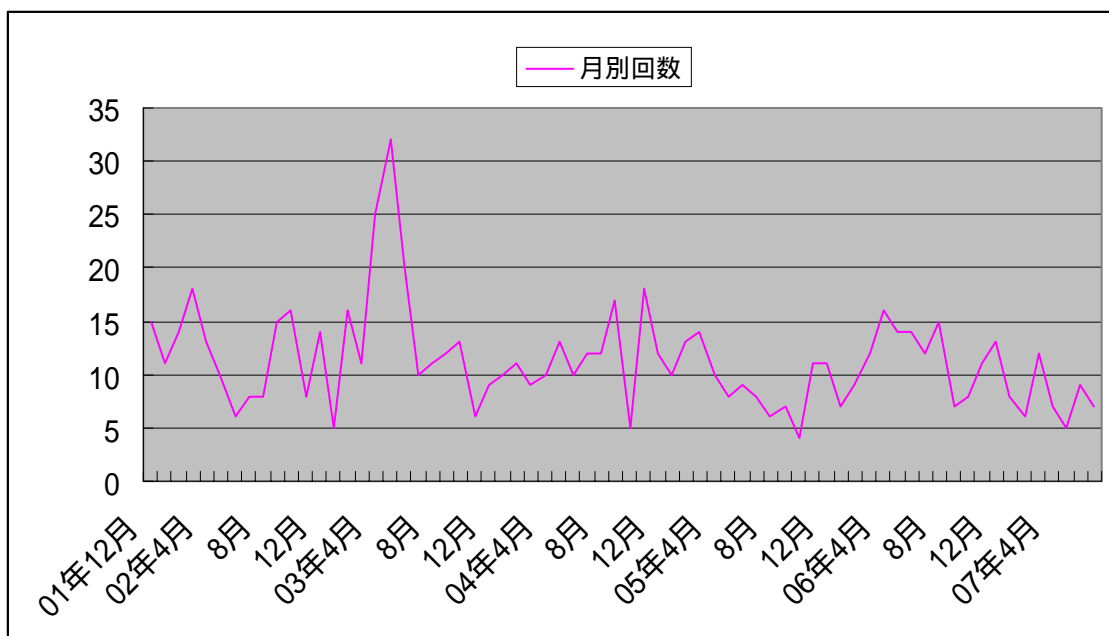
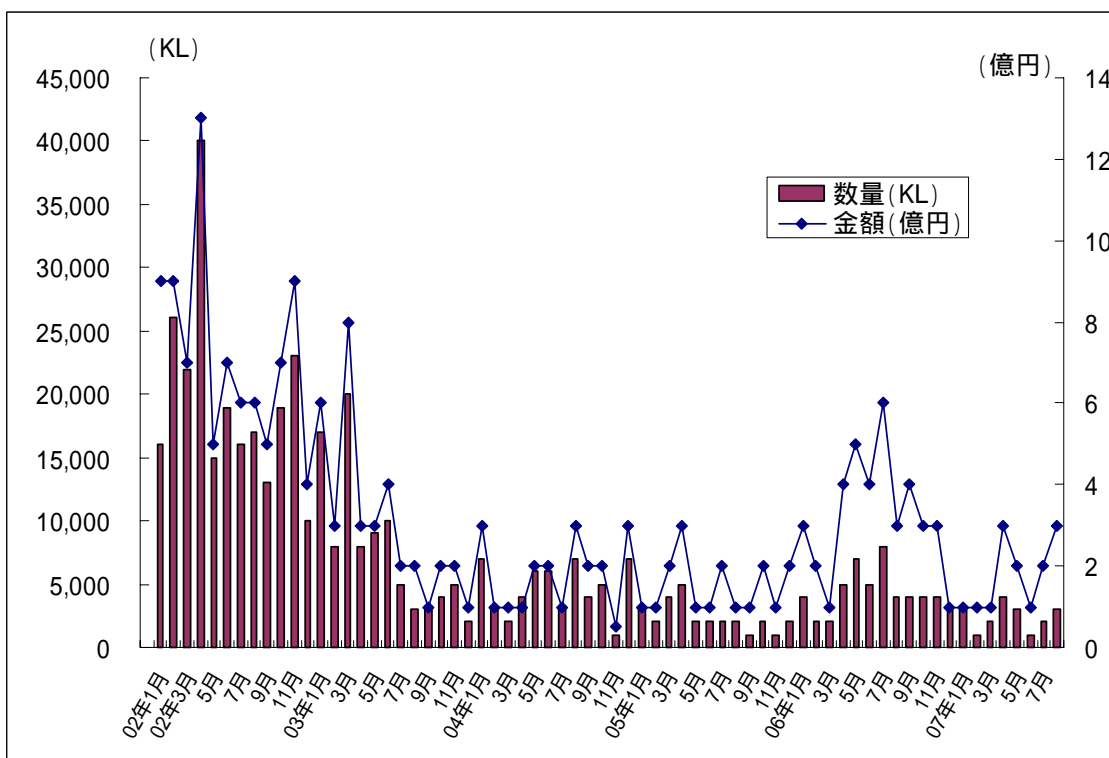
		数量(KL)	金額(億円)	回数(回)			数量(KL)	金額(億円)	回数(回)
2001年	12月	16,000	9	15	2005年	1月	2,000	1	10
2002年	1月	26,000	9	11		2月	4,000	2	13
	2月	22,000	7	14		3月	5,000	3	14
	3月	40,000	13	18		4月	2,000	1	10
	4月	15,000	5	13		5月	2,000	1	8
	5月	19,000	7	10		6月	2,000	2	9
	6月	16,000	6	6		7月	2,000	1	8
	7月	17,000	6	8		8月	1,000	1	6
	8月	13,000	5	8		9月	2,000	2	7
	9月	19,000	7	15		10月	1,000	1	4
	10月	23,000	9	16		11月	2,000	2	11
	11月	10,000	4	8		12月	4,000	3	11
		12月	17,000	6	14	2006年	1月	2,000	2
2003年	1月	8,000	3	5		2月	2,000	1	9
	2月	20,000	8	16		3月	5,000	4	12
	3月	8,000	3	11		4月	7,000	5	16
	4月	9,000	3	25		5月	5,000	4	14
	5月	10,000	4	32		6月	8,000	6	14
	6月	5,000	2	20		7月	4,000	3	12
	7月	3,000	2	10		8月	4,000	4	15
	8月	3,000	1	11		9月	4,000	3	7
	9月	4,000	2	12		10月	4,000	3	8
	10月	5,000	2	13		11月	3,000	1	11
	11月	2,000	1	6		12月	3,000	1	13
		12月	7,000	3	9	2007年	1月	1,000	1
2004年	1月	3,000	1	10		2月	2,000	1	6
	2月	2,000	1	11		3月	4,000	3	12
	3月	4,000	1	9		4月	3,000	2	7
	4月	6,000	2	10		5月	1,000	1	5
	5月	6,000	2	13		6月	2,000	2	10
	6月	3,000	1	10		7月	3,000	3	7
	7月	7,000	3	12					
	8月	4,000	2	12					
	9月	5,000	2	17					
	10月	1,000	1	5					
	11月	7,000	3	18					
	12月	3,000	1	12					

計	約48万KL	約219億円	769回
---	--------	--------	------

計数は、現時点における概算・速報値である。  
計数は、四捨五入によっているので符号しないことがある。



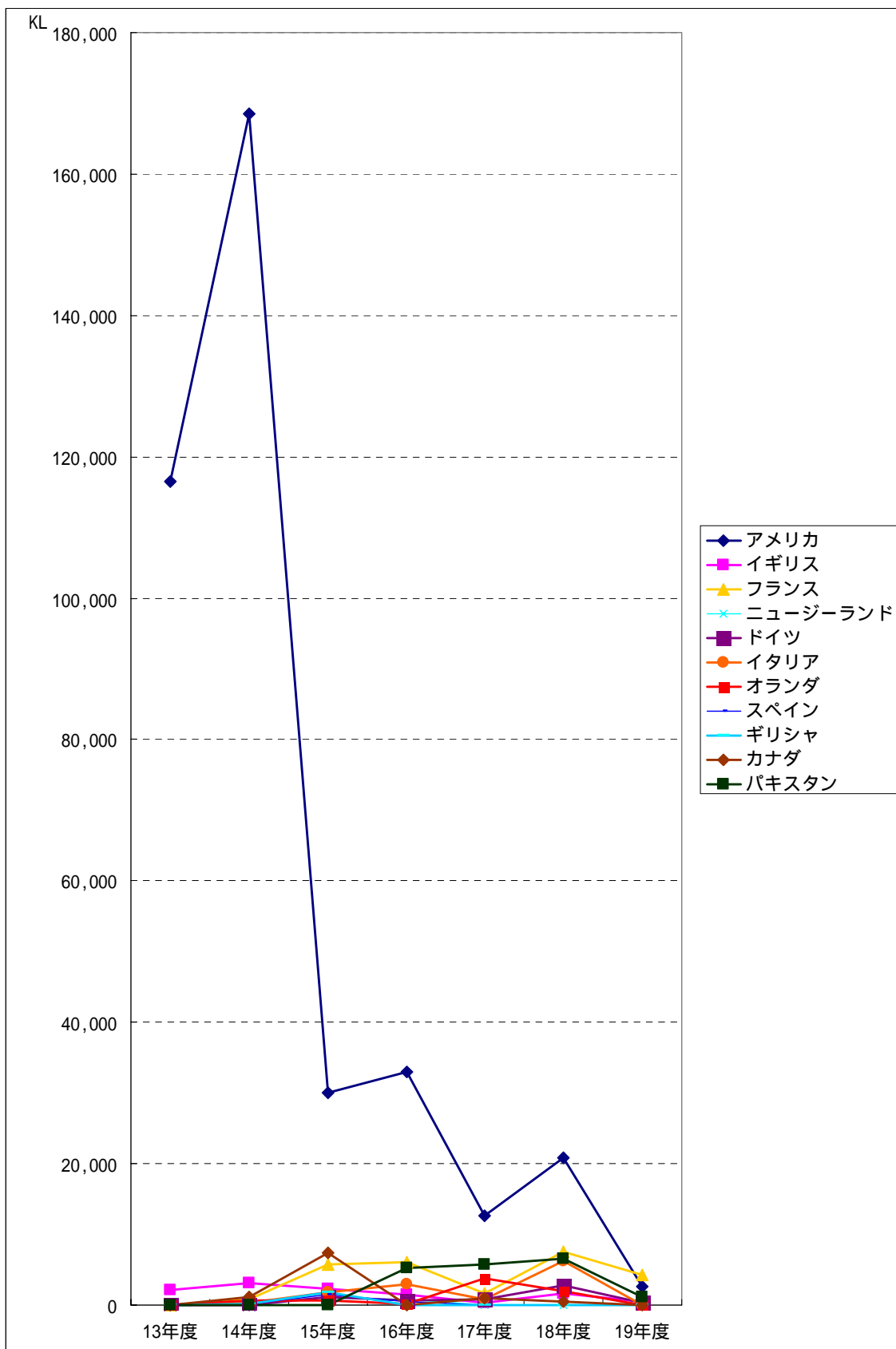
### 海上自衛隊による給油実績（艦船用燃料・月別）



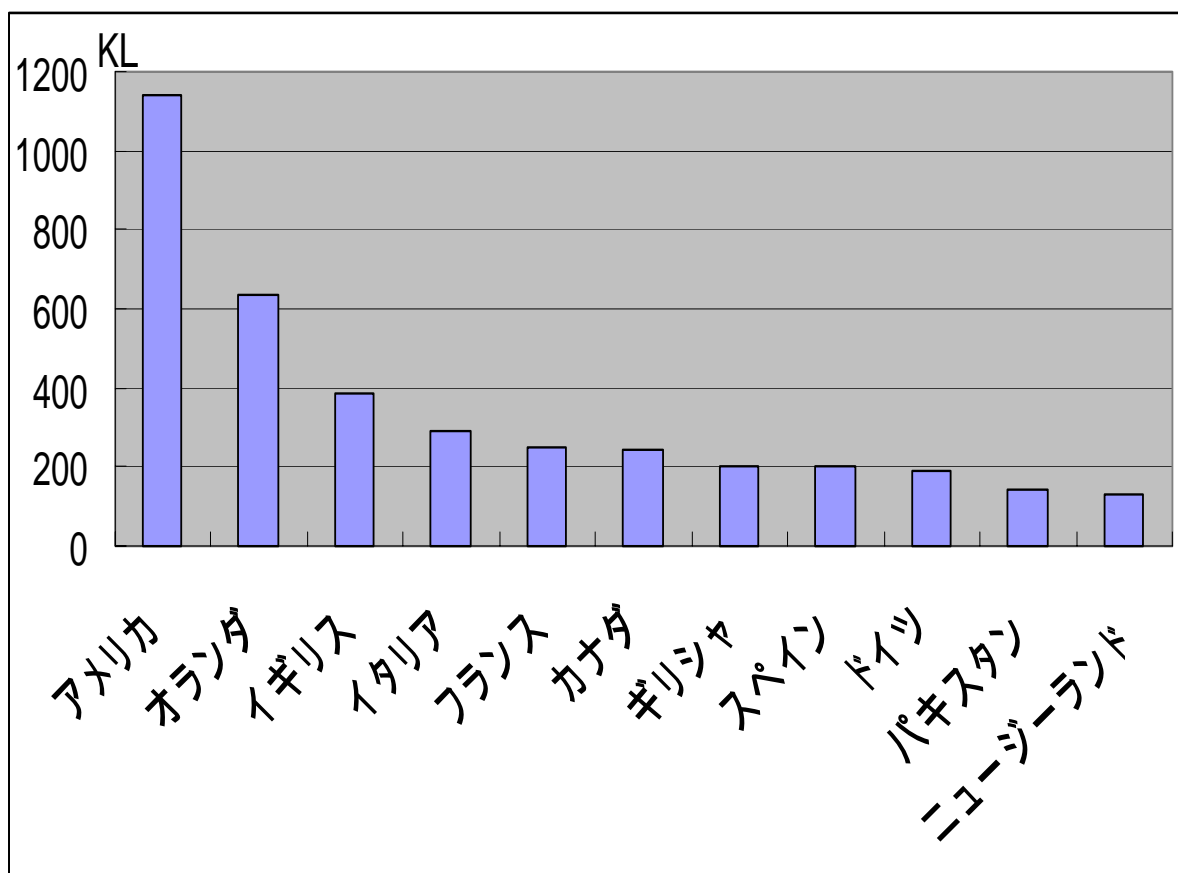
【資料2】

海上自衛隊による給油実績（艦船用燃料・国別）

平成 19 年 7 月 26 日現在



各国に対する1回あたりの給油量(2006年8月31日までの実績)



国名	アメリカ	オランダ	イギリス	イタリア	フランス	カナダ
KL	1138	636	385	289	247	244

ギリシャ	スペイン	ドイツ	パキスタン	ニュージーランド
200	200	190	141	133

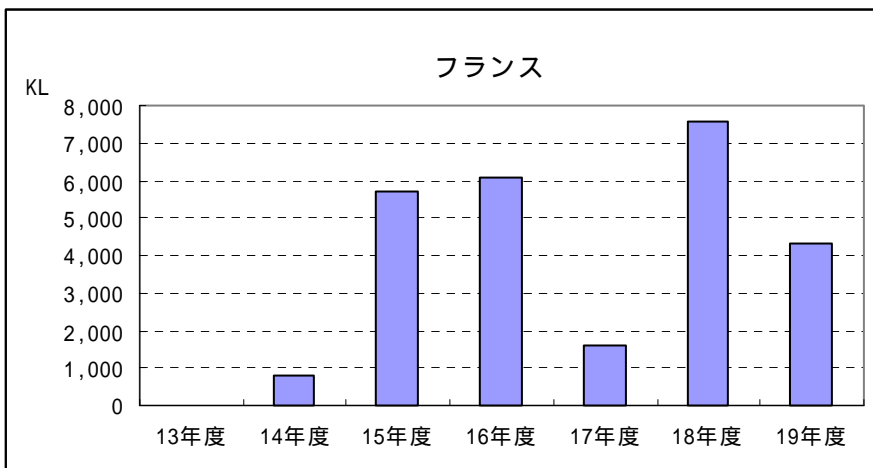
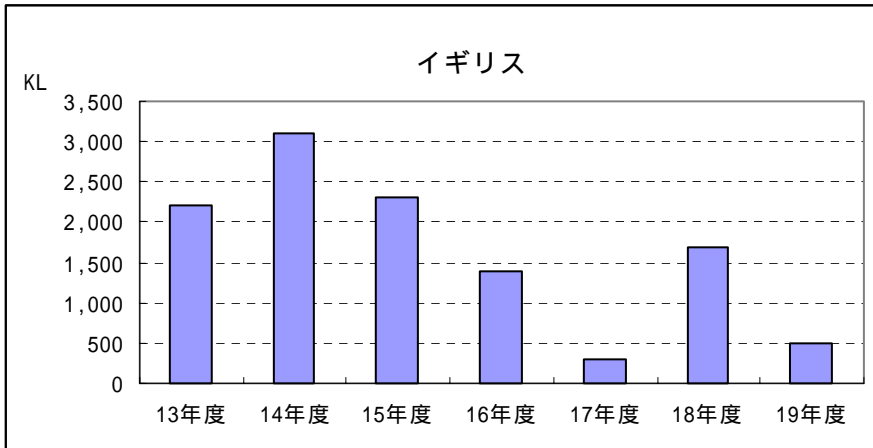
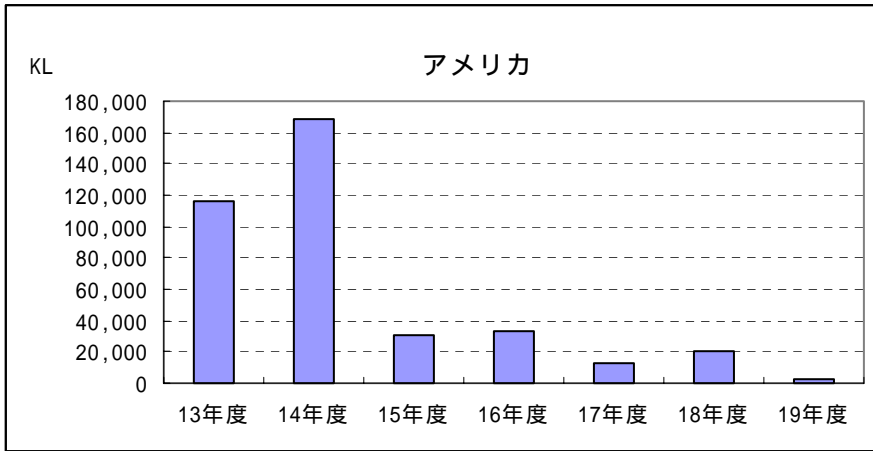
	アメリカ	イギリス	フランス	ニュージーランド	ドイツ	イタリア
13年度	約 116,500	約 2,200	0	0	0	0
14年度	約 168,500	約 3,100	約 800	約 700	0	約 300
15年度	約 30,100	約 2,300	約 5,700	約 1,000	約 1,100	約 1,800
16年度	約 32,900	約 1,400	約 6,100	約 800	約 600	約 3,000
17年度	約 12,600	約 300	約 1,600	0	約 800	約 900
18年度	約 20,900	約 1,700	約 7,600	0	約 2,800	約 6,200
19年度	約 2,700	約 500	約 4,300	0	約 300	0
合計	約 384,000	約 11,000	約 27,000	約 2,000	約 6,000	約 12,000

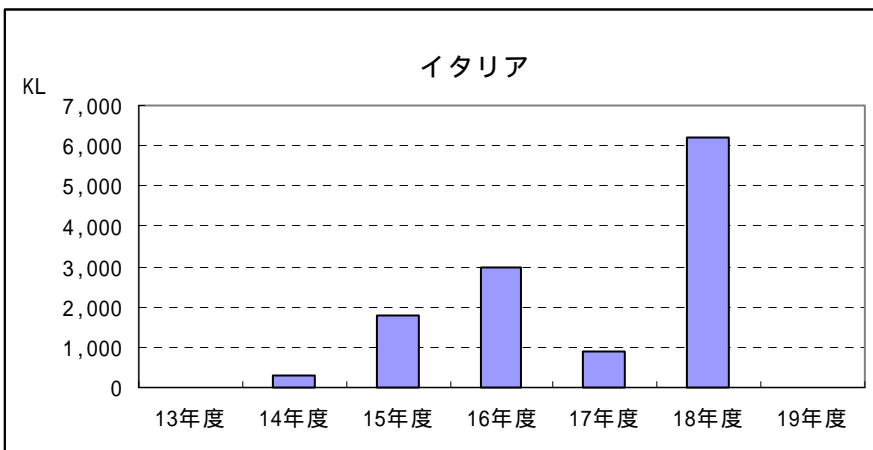
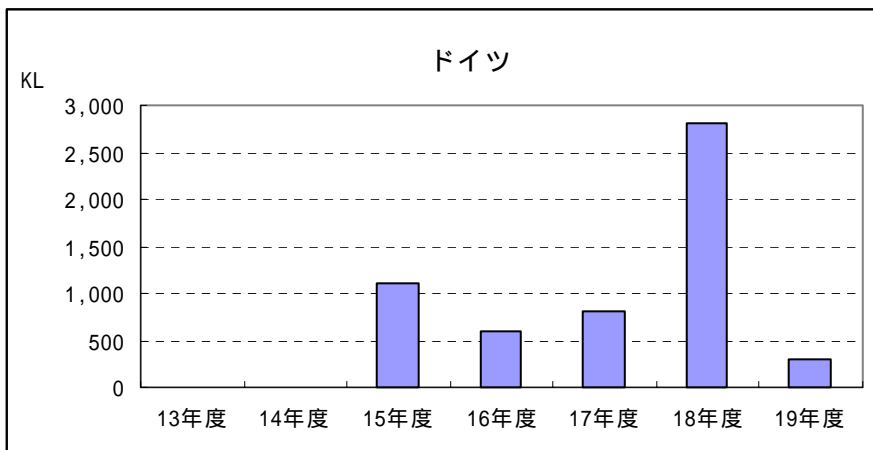
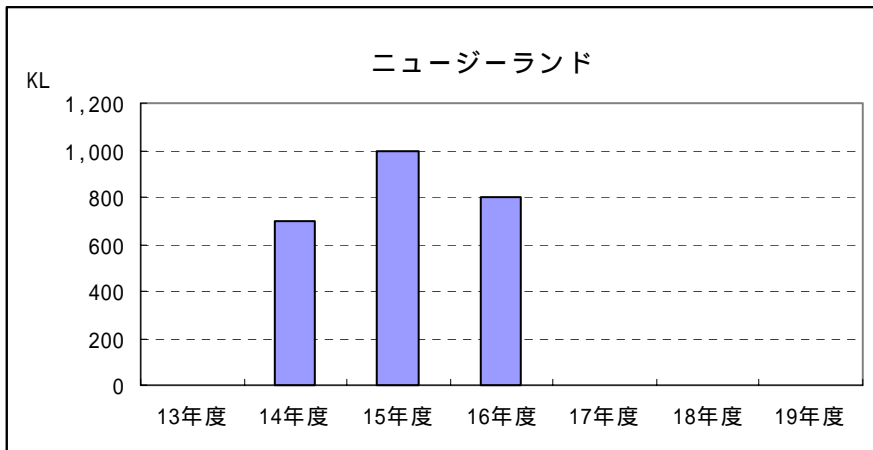
	オランダ	スペイン	ギリシャ	カナダ	パキスタン
13年度	0	0	0	0	0
14年度	約 600	約 200	約 200	約 1,100	0
15年度	約 700	約 1,400	約 1,800	約 7,400	0
16年度	約 200	約 500	0	0	約 5,300
17年度	約 3,800	0	0	約 1,000	約 5,700
18年度	約 2,000	0	0	約 500	約 6,500
19年度	0	0	0	0	約 1,200
合計	約 7,000	約 2,000	約 2,000	約 10,000	約 18,000

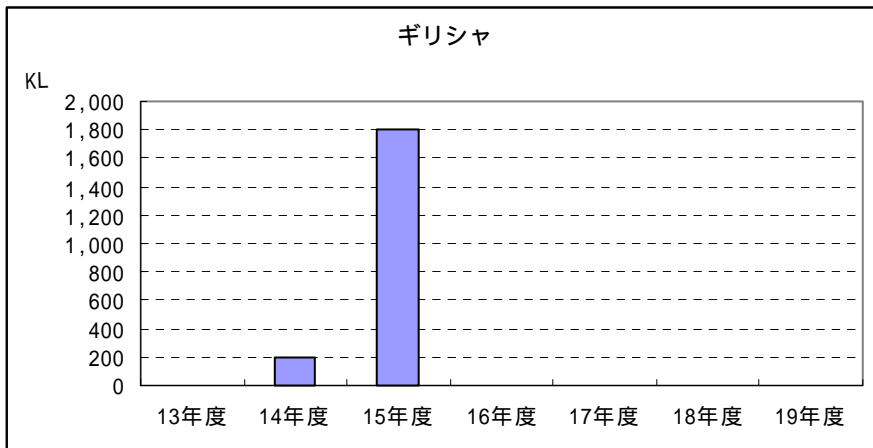
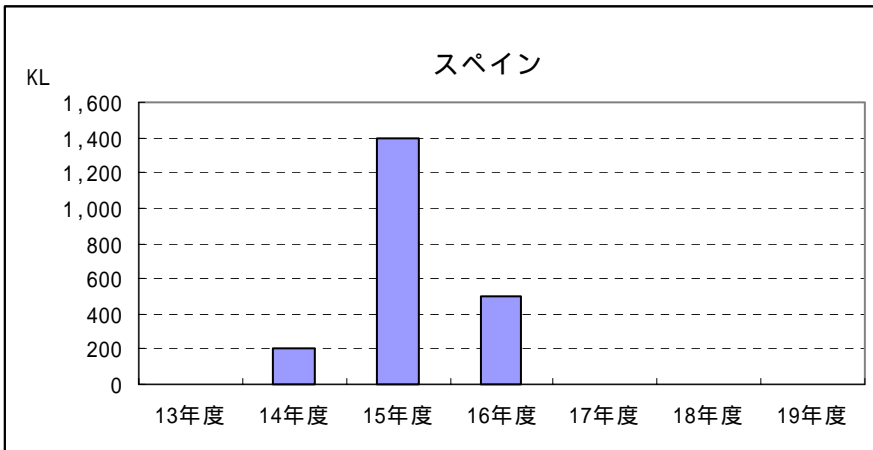
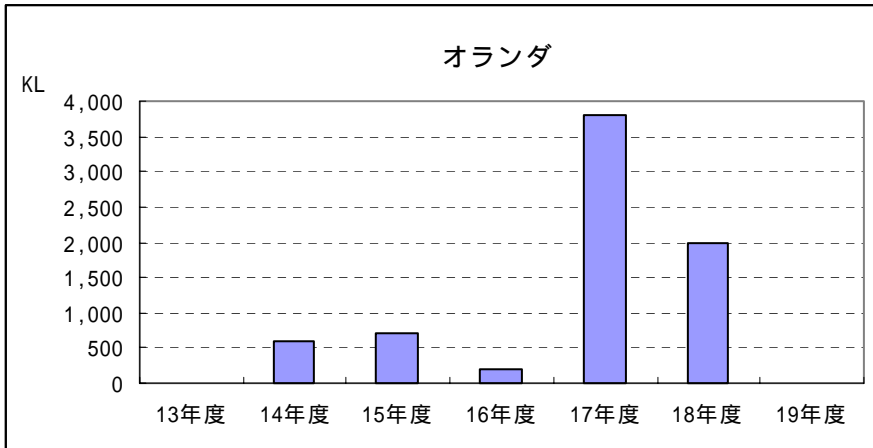
注1 計数は現時点における概算・速報値である。

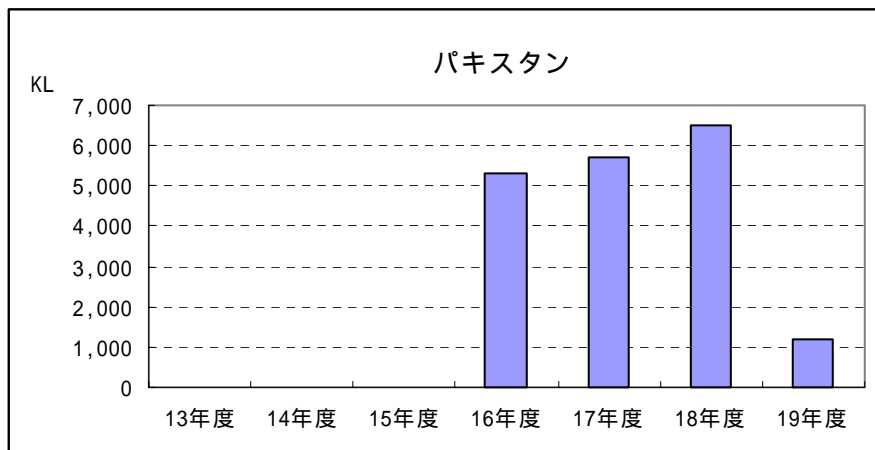
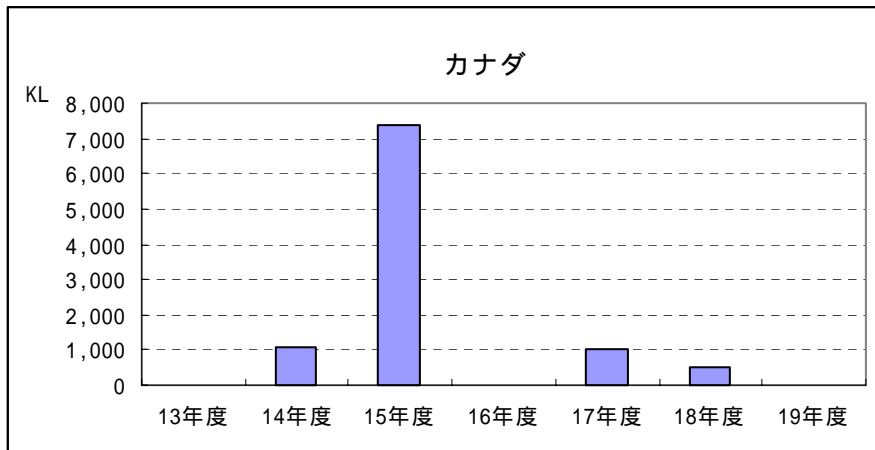
注2 計数は四捨五入によっているので符号しないことがある。

各国別の海上自衛隊による給油実績（平成 19 年 7 月 26 日現在）

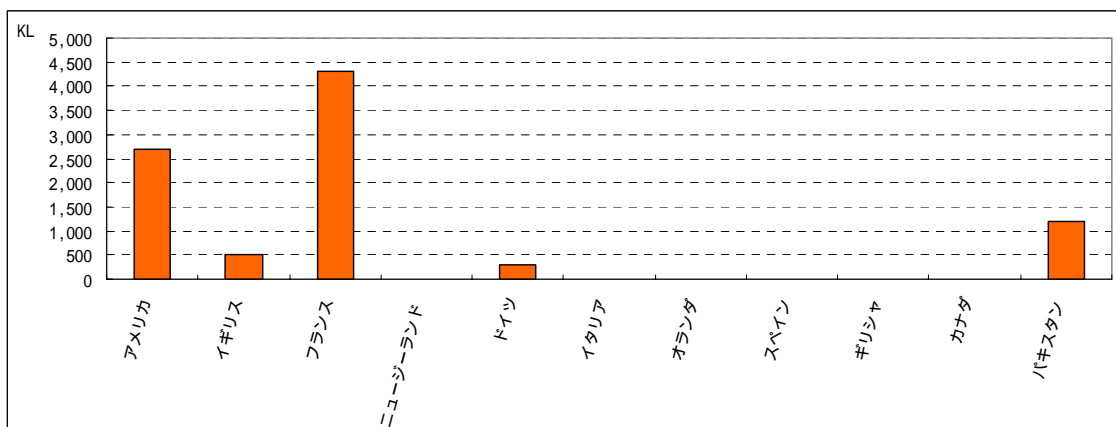








平成 19 年度の国別給油実績（平成 19 年 7 月 26 日現在）



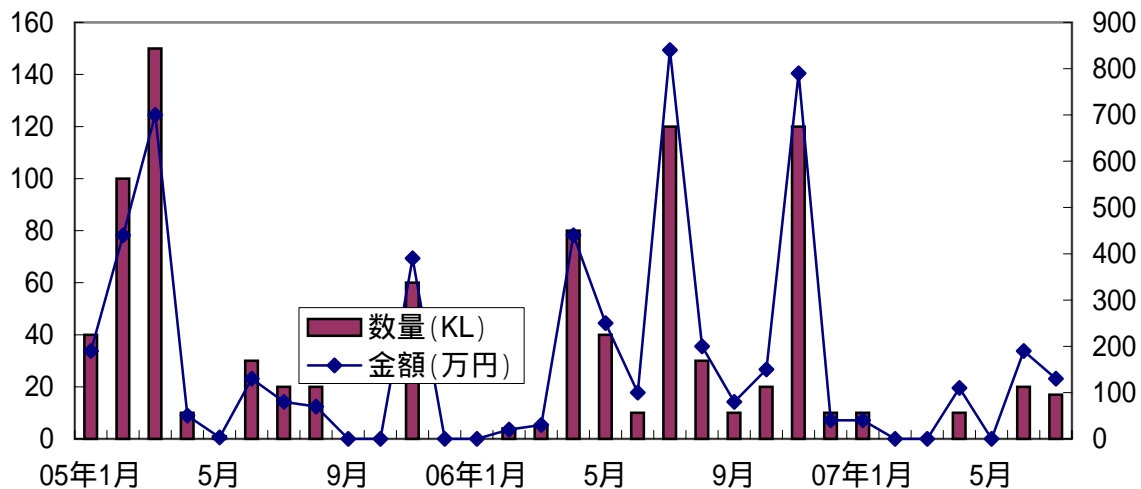


【資料3】海上自衛隊による給油実績（ヘリコプター用燃料・月別）

2007年7月26日現在

		数量(KL)	金額(万円)	回数(回)
2004年	12月	約4	約20	1
2005年	1月	約40	約190	3
	2月	約100	約440	5
	3月	約150	約700	7
	4月	約10	約50	1
	5月	約1	約3	1
	6月	約30	約130	2
	7月	約20	約80	2
	8月	約20	約70	2
	9月	0	0	0
	10月	0	0	0
	11月	約60	約390	4
	12月	0	0	0
2006年	1月	0	0	0
	2月	約4	約20	1
	3月	約5	約30	1
	4月	約80	約440	5
	5月	約40	約250	2
	6月	約10	約100	2
	7月	約120	約840	7
	8月	約30	約200	2
	9月	約10	約80	1
	10月	約20	約150	1
	11月	約120	約790	5
	12月	約10	約40	1
2007年	1月	約10	約40	1
	2月	0	0	0
	3月	0	0	0
	4月	約10	約110	2
	5月	0	0	0
	6月	約20	約190	3
	7月	約17	約130	2
<b>合計</b>		<b>約940KL</b>	<b>約5,470万円</b>	<b>64回</b>

(注) 2004.10の基本計画の変更により艦船搭載ヘリコプターへの給油と給水が開始された。

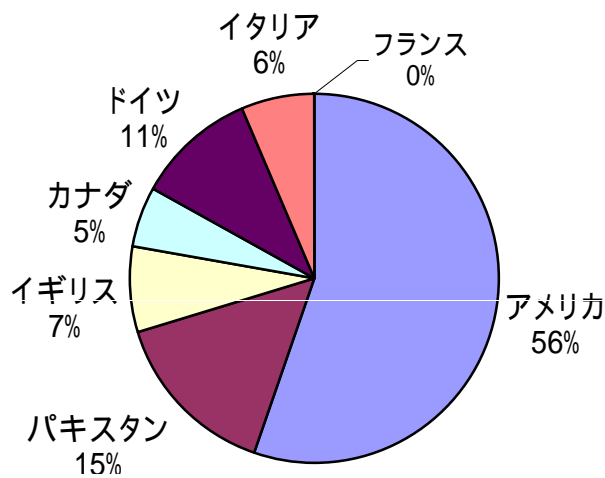


【資料4】海上自衛隊による給油実績（ヘリコプター用燃料・国別）

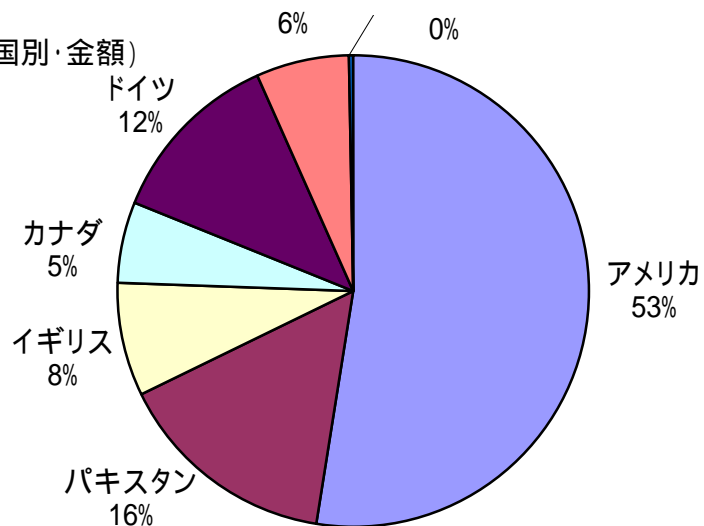
2007年7月26日現在

	数量(KL)	金額(万円)	回数
アメリカ	約 520	約 2870	31
パキスタン	約 140	約 840	13
イギリス	約 70	約 430	4
カナダ	約 50	約 300	3
ドイツ	約 100	約 670	9
イタリア	約 60	約 340	3
フランス	約 0	約 20	1

給油実績(国別・数量)



給油実績(国別・金額)

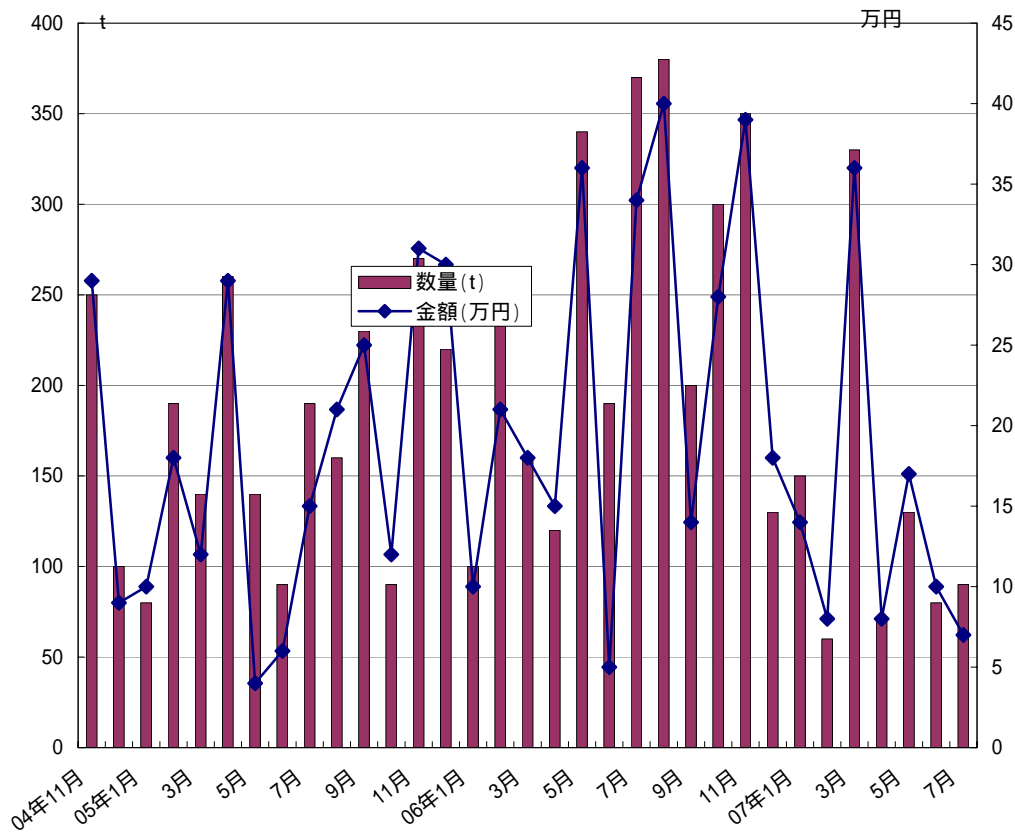


【資料5】海上自衛隊による給水実績（月別）

2007年7月26日現在

		数量(t)	金額(万円)	回数(回)
2004年	11月	約 250	約 29	4
	12月	約 100	約 9	2
2005年	1月	約 80	約 10	1
	2月	約 190	約 18	3
	3月	約 140	約 12	2
	4月	約 260	約 29	6
	5月	約 140	約 4	2
	6月	約 90	約 6	2
	7月	約 190	約 15	5
	8月	約 160	約 21	4
	9月	約 230	約 25	4
	10月	約 90	約 12	2
	11月	約 270	約 31	5
	12月	約 220	約 30	4
2006年	1月	約 100	約 10	2
	2月	約 240	約 21	4
	3月	約 160	約 18	4
	4月	約 120	約 15	3
	5月	約 340	約 36	5
	6月	約 190	約 5	3
	7月	約 370	約 34	5
	8月	約 380	約 42	5
	9月	約 200	約 14	2
	10月	約 300	約 28	4
	11月	約 350	約 39	4
	12月	約 130	約 18	4
2007年	1月	約 150	約 14	4
	2月	約 60	約 8	2
	3月	約 330	約 36	6
	4月	約 70	約 8	1
	5月	約 130	約 17	4
	6月	約 80	約 10	3
	7月	約 90	約 7	2
<b>合計</b>		<b>約6,170t</b>	<b>約631万円</b>	<b>113回</b>

(注) 2004.10の基本計画の変更により艦船搭載ヘリコプターへの給油と給水が開始された。給水相手国はパキスタンのみ。



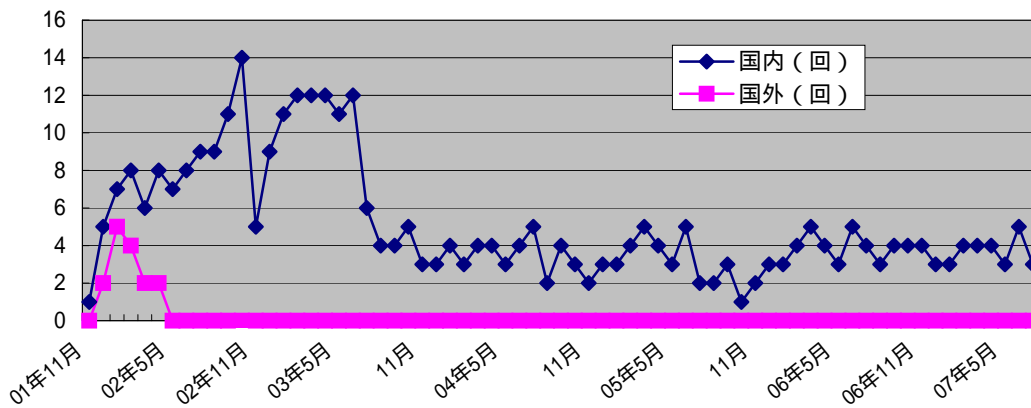
【資料6】航空自衛隊による空輸実績（月別）

2007年7月26日現在

		国内(回)	国外(回)
2001年	11月	1	0
	12月	5	2
2002年	1月	7	5
	2月	8	4
	3月	6	2
	4月	8	2
	5月	7	0
	6月	8	0
	7月	9	0
	8月	9	0
	9月	11	0
	10月	14	0
	11月	5	0
	12月	9	0
2003年	1月	11	0
	2月	12	0
	3月	12	0
	4月	12	0
	5月	11	0
	6月	12	0
	7月	6	0
	8月	4	0
	9月	4	0
	10月	5	0
	11月	3	0
	12月	3	0
2004年	1月	4	0
	2月	3	0
	3月	4	0
	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	4	0
	7月	5	0
	8月	2	0
	9月	4	0

		国内(回)	国外(回)
	10月	3	0
	11月	2	0
	12月	3	0
2005年	1月	3	0
	2月	4	0
	3月	5	0
	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	5	0
	7月	2	0
	8月	2	0
	9月	3	0
	10月	1	0
	11月	2	0
	12月	3	0
2006年	1月	3	0
	2月	4	0
	3月	5	0
	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	5	0
	7月	4	0
	8月	3	0
	9月	4	0
	10月	4	0
	11月	4	0
	12月	3	0
2007年	1月	3	0
	2月	4	0
	3月	4	0
	4月	4	0
	5月	3	0
	6月	5	0
	7月	3	0

計	国内352回	国外15回
---	--------	-------



【資料7】テロ対策特別措置法に基づく支援活動関連予算

(平成19年8月8日現在)

1 予算額等の推移

(単位：億円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度		18年度		19年度		合計
	予備費	予備費	予備費	予備費	当初	予備費	当初	予備費	当初	予備費	
合計	173	166	94	91	11	73	8	93	11	42	761
海自活動分	162	156	92	89	11	71	8	90	11	40	729
譲与燃料等	80	90	27	22	2	17	1	34	4	13	291
役務の提供等の活動経費	82	66	64	67	8	54	6	57	7	27	439
活動用燃料等	49	33	28	35	6	33	5	37	5	17	248
修理費、通信維持費等	29	25	28	25	2	17	1	16	1	8	152
特別手当等	4	8	8	7	1	4	0.3	4	1	2	39
空自活動分	11	10	3	2	0.2	2	0.2	3	0.3	2	32

2 執行実績の推移(平成19年6月30日現在)

(単位：億円)

	13年度	14年度		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		合計
	予備費	追財	予備費	追財	予備費	追財	予備費	当初	予備費	当初	予備費	当初	予備費	
合計	91	10	128	12	81	6	77	10	60	8	83	7	11	585
海自活動分	87	9	122	11	79	6	76	10	58	8	81	7	11	564
譲与燃料等	42	5	62	3	19	3	21	1	20	5	31	2	3	217
役務の提供等の活動経費	44	4	60	8	60	3	55	9	38	3	50	5	8	347
活動用燃料等	17	1	30	4	26	1	25	6	18	1	31	3	2.8	168
修理費、通信維持費等	25	1	22	3	27	1	23	2	16	1	15	1	4	141
特別手当等	3	1	8	1	7	1	7	1	4	0.3	4	0.5	0.6	38
空自活動分	4	1	5	1	2	0.2	2	0.2	2	0.2	2	0.2	0.5	22

注2：太枠内の譲与燃料等の7月26日現在の計数は、19年度当初予算2億円、19年度予備費6億円の合計約220億円である。

注：各年度の予備費対象期間は以下のとおり。

- 平成13年度：平成13年11月20日～平成14年3月31日
- 平成14年度：平成14年5月20日～平成15年3月31日
- 平成15年度：平成15年5月20日～平成16年3月31日
- 平成16年度：平成16年5月2日～平成17年3月31日
- 平成17年度：平成17年5月2日～平成18年3月31日
- 平成18年度：平成18年5月2日～平成19年3月31日
- 平成19年度：平成19年5月2日～平成19年11月1日

また、平成14年度から平成16年度までの間、予備費の対象となった期間以外の活動経費については、追加財政需要として、既定経費の節約額等を充当することにより措置している。

【資料1】～【資料7】の資料出所：防衛省



## 我が国のODA支援

2007年8月現在

### 1 概要

- (ア) 2002年1月にアフガニスタン復興支援東京会議を開催し、国際社会はアフガニスタンに対し総額45億ドル以上の支援を約束し、我が国も2年半の間に5億ドルの支援を表明した。
- (イ) 2004年4月にアフガニスタンに関するベルリン国際会議が開催され、国際社会は3年間で82億ドル以上の支援の約束し、我が国も2年間で約4億ドルの追加支援を実施すること、これに約1億ドルの人道支援実績を含めて2006年3月までの支援総額を10億ドルにすることを表明した。
- (ウ) 2006年1月にアフガニスタンに関するロンドン国際会議が開催され、国際社会は総額105億ドルの支援を約束し、我が国もANDS（国家開発戦略）の堅実な実行を支援する目的で、4.5億ドルの追加支援を表明した。

2007年8月現在 総額約12.2億ドルの支援を実施  
（支援の表明総額14.5億ドル）

### 2 重点分野（これまでの実績）

- (ア) 和平プロセス支援  
メディア支援、行政能力強化支援、選挙プロセス支援、暫定・移行政権への行政支援など
- (イ) 治安支援  
元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、非合法武装集団の解体（DIAG）、地雷対策支援、警察機材・病院への支援、麻薬対策支援
- (ウ) 復興・復旧支援  
幹線道路、二次道路の整備、保健医療分野への支援、難民・国内避難民の再定住支援（緒方イニシアティブ）、インフラ整備、教育、農業・灌漑支援など

### 3 年度別・形態別実績(無償資金協力E/Nベース、技術協力年度経費ベース)

2001 年度

無償資金協力		技術協力	
小児感染症予防計画 (UNICEF 経由)	(6.67 億円)	専門家派遣	3 人
緊急無償 (車両提供)	(1.09 億円)	調査団派遣	12 人
緊急無償 (難民支援)	(16.07 億円)	留学生受入	3 人
緊急無償 (難民支援)(AMDA、JIF 経由)	(0.98 億円)	機材供与 (527.04 百万円)	
草の根無償 (3 件)	(0.25 億円)		
計 70.90 億円		計 0.41 億円	

2002 年度

無償資金協力		技術協力	
カブール・テレビ放送局機材整備計画 (23.48 億円)		研修員受入	86 人
カブール市公共輸送力復旧計画 (22.30 億円)		専門家派遣	39 人
小児感染症予防計画 (UNICEF 経由) (6.00 億円)		調査団派遣	278 人
警察機材整備計画 (2.89 億円)		機材供与 (48.41 百万円)	
ノンプロジェクト無償 (60.00 億円)		留学生受入	2 人
平和のためのパートナーシップ計画(UNDP 経由)(41.65 億円)			
対アフガニスタン地雷除去開発研究計画 (0.72 億円)			
緊急無償 (地震災害)(0.49 億円)			
緊急無償 (緊急ロヤ・ジェルガ)(3.29 億円)			
緊急無償 (REAP)(3.66 億円)			
緊急無償 (ARTF)(3.05 億円)			
緊急無償 (母子保健)(4.26 億円)			
緊急無償(緒方イニシアティブ・フェーズ1)(32.65 億円)			
緊急無償 (道路再建)(7.73 億円)			
緊急無償(緒方イニシアティブ・フェーズ2)(50.26 億円)			
緊急無償(緒方イニシアティブ・フェーズ3)(26.66 億円)			
緊急無償 (緊急ロヤ・ジェルガ)(0.92 億円)			
病院用ベッド・車椅子等寄贈計画 (0.05 億円)			
トラウマ・PTSD に苦しむ戦災孤児支援プロジェクト(0.10 億円)			
カブールにおける女子学生・女性教員の制服作成技術指導及び支給プロジェクト (0.10 億円)			
カブール市冬季緊急医療事業 (0.10 億円)			
カブール県学校再建事業 (0.47 億円)			



ヘラート州ゴルラン郡住民に対する保健医療改善プロジェクト(0.19億円)	
バルフ大学医学部支援事業(0.08億円)	
バルフ州チャールボラック村診療所支援事業(0.09億円)	
戦災孤児のトラウマ・PTSD 治療のための現地人材育成プロジェクト(0.09億円)	
リーシュマニア・マラリア撲滅プロジェクト(0.09億円)	
アフガニスタン教育大学に対するスポーツ器材供与(0.04億円)	
食糧援助(WFP 経由)(23.63億円)	
草の根無償(36件)(2.69億円)	
計 317.73億円	計 20.29億円

2003年度

無償資金協力	技術協力
カブール・テレビ放送局機材整備計画(7.94億円)	研修員受入 140人
カブール国際空港機材整備計画(3.41億円)	専門家派遣 62人
カブール市大学機材整備計画(4.16億円)	調査団派遣 264人
小児感染症予防計画(UNICEF 経由)(5.40億円)	機材供与(49.95百万円)
道路セクタープログラム(カンダハル・カブール間幹線道路整備計画)(30.00億円)	留学生受入 10人
道路セクタープログラム(カンダハル・ヘラート間幹線道路整備計画)(84.00億円)	
道路セクタープログラム(カンダハル及びカンダハル近郊道路整備・建設計画)(18.00億円)	
アフガニスタン新生計画に対する支援計画(平和計画: UNDP 経由)(30.00億円)	
地雷除去活動支援機材開発研究計画(6.46億円)	
緊急無償(アフガン帰還民に対する緊急支援及び仮設住宅建設計画)(5.02億円)	
緊急無償(「選挙人登録計画」の支援)(10.00億円)	
緊急無償(緒方イニシアティブ・フェーズ4)(10.59億円)	
緊急無償(「カンダハル警察支援計画」の支援)(32.65億円)	
アフガニスタン柔道連盟に対する柔道器材供与(0.09億円)	
バルフ州アハマトバード村診療所支援事業(0.17億円)	
サリプル県水供給施設建設事業(0.44億円)	

カブール州第6区における女性自立支援事業(0.18億円)	
ホカム・イ・シャヒード校学校修復事業(0.09億円)	
草の根・人間の安全保障無償(144件)(13.35億円)	
計 236.69億円	計 27.08億円

2004年度

無償資金協力	技術協力
学校建設計画(1/2)(6.77億円)	研修員受入 191人
カブール国際空港ターミナル建設計画(詳細設計)(3.41億円)	専門家派遣 70人
平和構築:アフガニスタン新生計画(UNDP経由)(30.00億円)	調査団派遣 177人
セクター・プログラム無償資金協力(12.00億円)	機材供与(138.32百万円)
緊急無償(アフガニスタン選挙実施計画)(UNDP経由)(30.00億円)	留学生受入 23人
緊急無償(マザリ・シャリフ警察支援計画)(1.09億円)	
日本NGO支援無償(5件)(1.02億円)	
草の根・人間の安全保障無償(228件)(24.33億円)	
計 85.76億円	計 21.82億円

2005年度

無償資金協力	技術協力
カブール国際空港ターミナル建設計画(国債1/3)(8.62億円)	研修員受入 179人
学校建設計画(2/2)(10.22億円)	専門家派遣 110人
児童の生命救済のための予防接種拡大計画(UNICEF経由)(5.00億円)	調査団派遣 85人
平和構築:持続的平和のための地域開発計画(UNDP経由)(18.27億円)	機材供与(153.45百万円)
セクター・プログラム無償資金協力(2件)(38.00億円)	
緊急無償(アフガニスタン下院選挙及び地方議会選挙実施のための支援)(8.56億円)	
緊急無償(アフガニスタン下院選挙及び地方議会選挙実施のための支援)(5.35億円)	
食糧援助(WFP経由)(3.50億円)	
カブール国立博物館に対する展示器材供与(0.39億円)	
日本NGO支援無償(5件)(1.55億円)	

草の根・人間の安全保障無償(106件)(12.76億円)	
計 112.22億円	計 31.50億円

2006年度

無償資金協力	技術協力
セクター・プログラム無償資金協力(16.00億円)	研修員受入 176人
カンダハール・ヘラート道路(第2期)(24.00億円)	専門家派遣 153人
カブール国際空港ターミナル建設計画(国債2/3)(19.89億円)	調査団派遣 116人
小児感染症予防計画(UNICEF経由)(4.49億円)	機材供与 (377.70百万円)
平和構築：非合法武装集団の解体(DIAG)のための包括的イニシアティブ推進計画(32.48億円)	
セクター・プログラム無償資金協力(カブール道路技術センター)(8.00億円)	
緊急無償(麻薬対策基金を管理する国連開発計画)(UNDP経由)(5.55億円)	
食糧援助(WFP経由)(3.50億円)	
日本NGO支援無償(8件)(2.81億円)	
草の根・人間の安全保障無償(36件)(0.91億円)	
計 122.63億円	計 27.19億円

2007年度

無償資金協力	技術協力
カブール国際空港ターミナル建設計画(国債3/3)(1.49億円)	集計中
小児感染症予防計画(UNICEF経由)(4.95億円)	
食糧援助(WFP経由)(3.50億円)	

注1 年度の区分は、無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。

2 「金額」は、無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。

3 調査団派遣にはプロジェクトファイディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。

4 四捨五入の関係で、累計値が合わない場合がある。

対アフガニスタンODAの内訳

2007年8月



我が国は1998年にアフガニスタンに対する地雷対策支援を開始し、1998年以降の支援実績は約61百万ドル

(外務省資料より作成)

【参考】

NGOによる対アフガニスタン支援

アフガニスタンにおいて日本 NGO 連携無償資金協力をを受けて活動する NGO

(2007年8月31日)

団体名	実施事業	常駐する邦人職員	契約額	贈与契約締結日
社団法人 セーブ・ザ・ チルドレン・ ジャパン	バーミアン県 サイガン郡学 校教育改善事 業(分野:教 育)	1名(9月6 日に帰国し、 東京事務所よ り遠隔操作に て事業を実施 する予定)	29,973,165円	2006.10.2
社団法人 シャンティ国 際ボランティア 会	ナンガルハー ル県における 小学校建設計 画(分野:教 育)	なし	36,748,227円	2006.11.16
特定非営利活 動法人 日本地雷処理 を支援する会	パンワン県バ グラム郡にお ける地雷・不 発弾除去事業 (分野・地雷)	3名	97,681,045円	2006.11.9
特定非営利活 動法人 ピース・ウィ ンズ・ジャパ ン	サリプル県サ ヤド郡ガンダ 地域における 貯水槽建設事 業(分野:民 生環境)	3名(うち2 名が本事業に 従事)	25,640,111円	2006.12.26
特定非営利活 動法人 ジェン	パンワル県に おける学校再 建事業(分 野:教育)	3名	50,540,197円	2007.5.29

<p>特定非営利活動法人 アフガン復興支援機構</p>	<p>バーミヤン県における学習用中古机・椅子寄贈事業（分野：教育（リサイクル））</p>	<p>なし</p>	<p>2,825,033 円</p>	<p>2007.7.23</p>
<p>財団法人 日本国際親善厚生財団</p>	<p>カブール市内診療所への中古医療機器寄贈事業（分野：保健医療（リサイクル））</p>	<p>なし</p>	<p>1,514,577 円</p>	<p>2007.7.24</p>

（外務省資料）

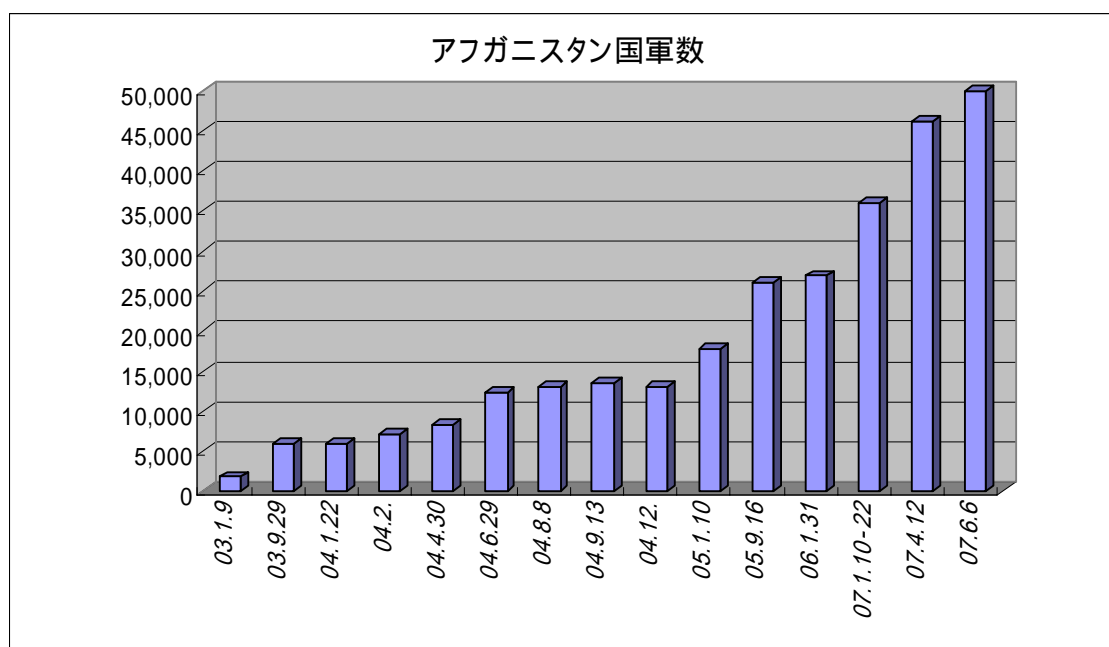
## アフガニスタンの治安問題

### 1 アフガニスタン国軍（ANA）

2002年5月、米軍特殊部隊によって新アフガニスタン国軍となるアフガン兵士の訓練が開始されていたことなどを受けて、2002年12月のボン会議において7万人規模の国軍を再建することが合意された。

地上戦闘任務を主体的に遂行することを最終的な目的とするアフガニスタン国軍の訓練は、連合国の軍隊が担い、軍の装備や施設等は米軍が提供している。

その結果、2006年6月5日現在、カブール、ガルデズ、カンダハル、ヘラート、マザルシャリフの5地域司令部が創設され、3万5000人となった国軍による、連合国掃討作戦の支援等が行われている。



しかし、兵士の80%、事務官の50%が読み書きができず、軍事の専門知識を持つものはたった20%であるとされているように、質の向上が喫緊の課題となっている。また、イラクと同様に、民族バランスの取れた軍の構成が求められている。

2006年7月12日、アフガニスタン国防相は、「国軍が独力で国の治安を確保するためには、兵力を15万から20万人に増強する必要がある。さもなければ、タリバンを打倒し、外国の脅威から国を防衛することができない」と述べたが、アフガニスタンの現状では5万の兵力さえ財政的に維持できないと、米務省は見ている。

		兵士(人)
2003年	1月9日	1,750
	9月29日	6,000
2004年	1月22日	6,000
	2月	7,000
	4月30日	8,300
	6月29日	12,360
	8月8日	13,000
	9月13日	13,500
	12月	13,000
2005年	1月10日	17,800
	9月16日	26,000
2006年	1月31日	26,900
2007年	1月10 - 22日	36,000
	4月12日	46,177
	6月6日	50,000

#### アフガニスタン国家警察 (ANP)

米国とドイツが共同でアフガニスタン国家警察の訓練を行い、ドイツは、カブール警察学校で上級指導者の訓練を担当し、米国は、カブールや他の7つの地方訓練センターで基礎訓練を担当している。

アフガニスタン内務省は、2007年6月現在、約62,000人を擁する国家警察を、今後2年間でさらに2万人増員したいとしている。



## 2 DDR・DIAG

2001年12月のボン合意において、国際社会は、アフガニスタンの治安改革支援のため、治安悪化の原因となっているアフガニスタン各地の軍閥私兵の武装解除、動員解除、社会復帰を目的とするDDR（Disarmament, Demobilization and Reintegration）の支援を表明した。続いて2002年4月のG8外相会合で、アフガニスタン支援主要5カ国のうち、米国が国軍建設、ドイツが警察再建、イギリスが麻薬対策、イタリアが司法改革の各分野で、そして日本が国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）とともにDDRの分野で主導的立場を担うことが合意された。

2003年2月、「平和の定着」東京会議が開催され、DDRへの支援として日、米、英、カナダの4カ国が合計5,070万ドルの資金拠出を表明した。日本は、DDRプロセス推進のための第一段階として、UNAMA及びアフガニスタン移行政権と共に策定した「平和のためのパートナーシップ計画」に対し、上記資金の一部として3,500万ドルの無償資金協力を表明した。

2003年7月、国連開発計画（UNDP）の下にDDR実施機関である「アフガニスタン新生計画」（ANBP）が設置された。この計画のもと、武装解除した元兵士の社会復帰のための技術支援や、武装・動員解除を監視する国際監視団が組織された。こうして3年間で10万人の軍閥兵士の武装解除を目標として、同年10月からDDRが開始された。しかしながら、目標数は次々と削減され、2005年6月までに約6万人を武装解除してDDRは終了した。

この一方で、DDRの対象とならなかった非合法の武装集団（約13.5万人）が治安回復を妨げていることから、これを解体するDIAG（Disbandment of Illegal Armed Groups）が同年6月に開始された。アフガニスタン政府は、2007年末までのDIAG完了を目指している。

日本は、DIAG推進に向け、武装集団解体に資するための各地方拠点間の情報通信ネットワーク構築、社会復帰のための地方開発計画の支援を行っている。（我が国のODA支援参照）

### 3 ケシの栽培面積

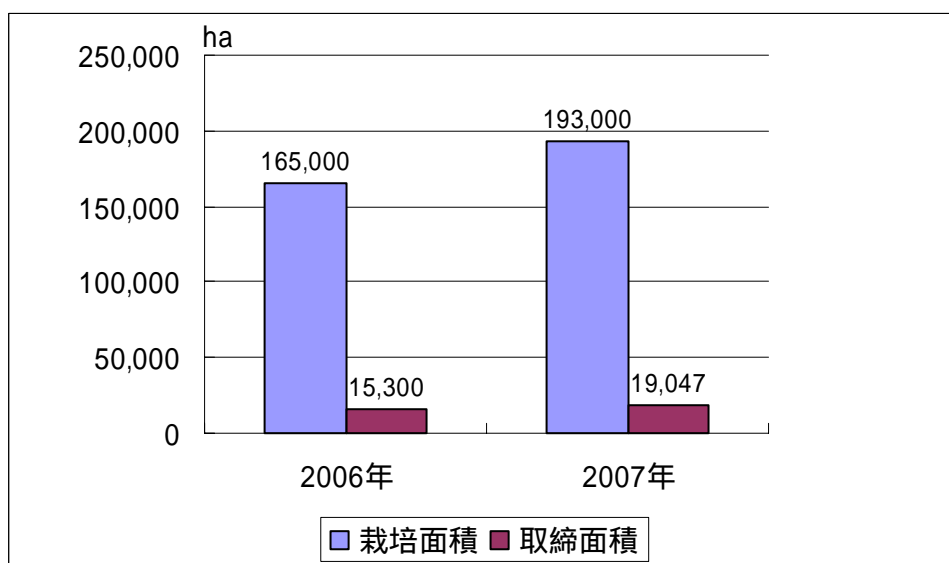
国連薬物犯罪事務所（UNODC）は8月27日、2007年のアフガニスタンにおけるケシの栽培面積は前年比17%増の約19万3千ヘクタールとなり過去最高を更新したとの調査結果を発表した。

#### アフガニスタンにおけるケシの栽培面積

	2006年	2007年	対前年度
<b>ケシの栽培面積</b>	165,000ha	193,000ha	17%増
国内農地に占める割合	3.65%	4.27%	
栽培が行われている州の数 （アフガニスタンは全34州）	28州	21州	
世界に占める ケシ栽培面積の割合	82%	82%	
<b>取締りを行った栽培面積 （アフガニスタン国内）</b>	15,300ha	19,047ha	24%増

（資料 「アフガニスタンのアヘンに関する年次報告2007」  
国連薬物犯罪事務所（UNODC））

#### 栽培面積と取締面積

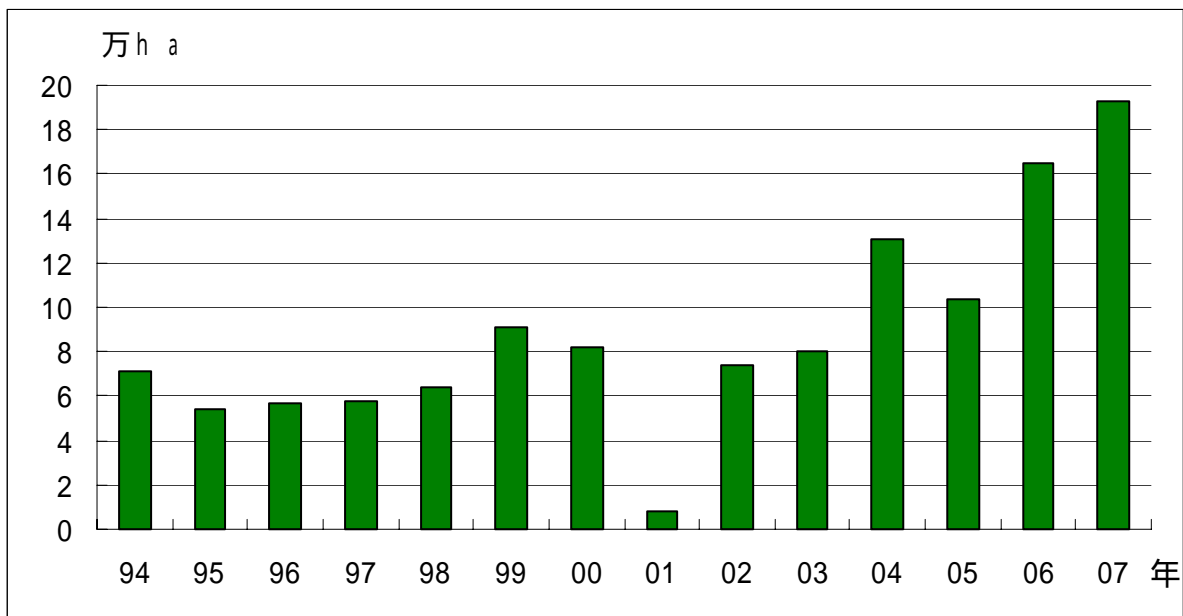


## アフガニスタンのケシ栽培面積の推移

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
栽培面積 (ヘクタール)	71,000	54,000	57,000	58,000	64,000	91,000	82,000

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
栽培面積 (ヘクタール)	8,000	74,000	80,000	131,000	104,000	165,000	193,000

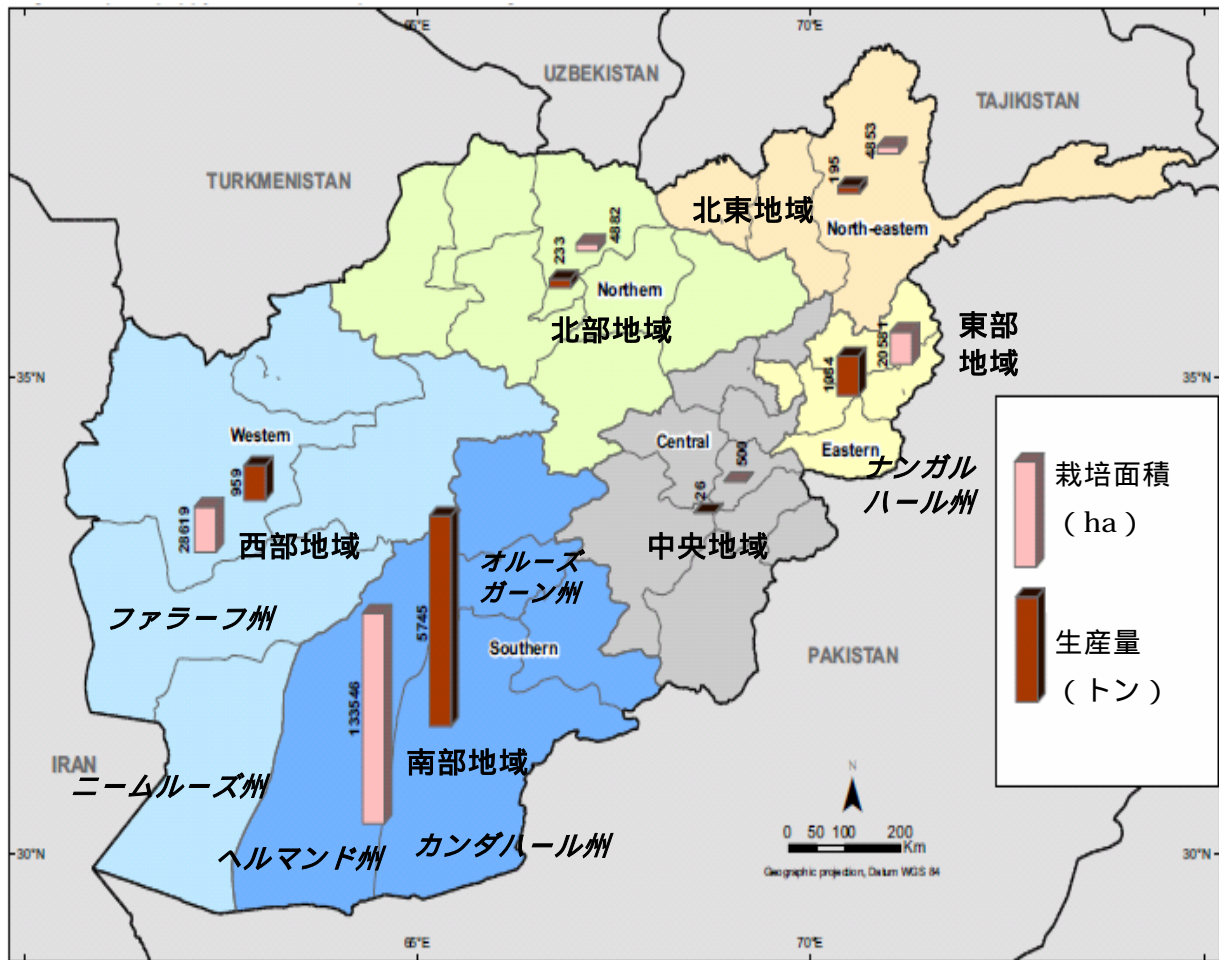
(資料 「アフガニスタンのアヘンに関する年次報告2007」  
国連薬物犯罪事務所 (UNODC))



タリバン政権(当時)は2000年にケシ栽培禁止令を出したことにより、ケシの生産量が激減した。しかし米国の武力攻撃後、タリバンが勢力を維持している南部を中心に再びケシ栽培が増加した。

現カルザイ政権は麻薬撲滅を主要政策として掲げているが、タリバンが農民にケシ栽培を奨励し、その収益を資金源としている。

### 地域別のケシの栽培面積及びアヘンの生産量（2007年）



アフガニスタン国内 34 州のうち 21 州でケシが栽培されており、旧政権タリバンの残存勢力の動きが活発な南部地域を中心に行われ、特にヘルマンド州では前年より 48% 増加し、国内の作付面積の 53% に達している。

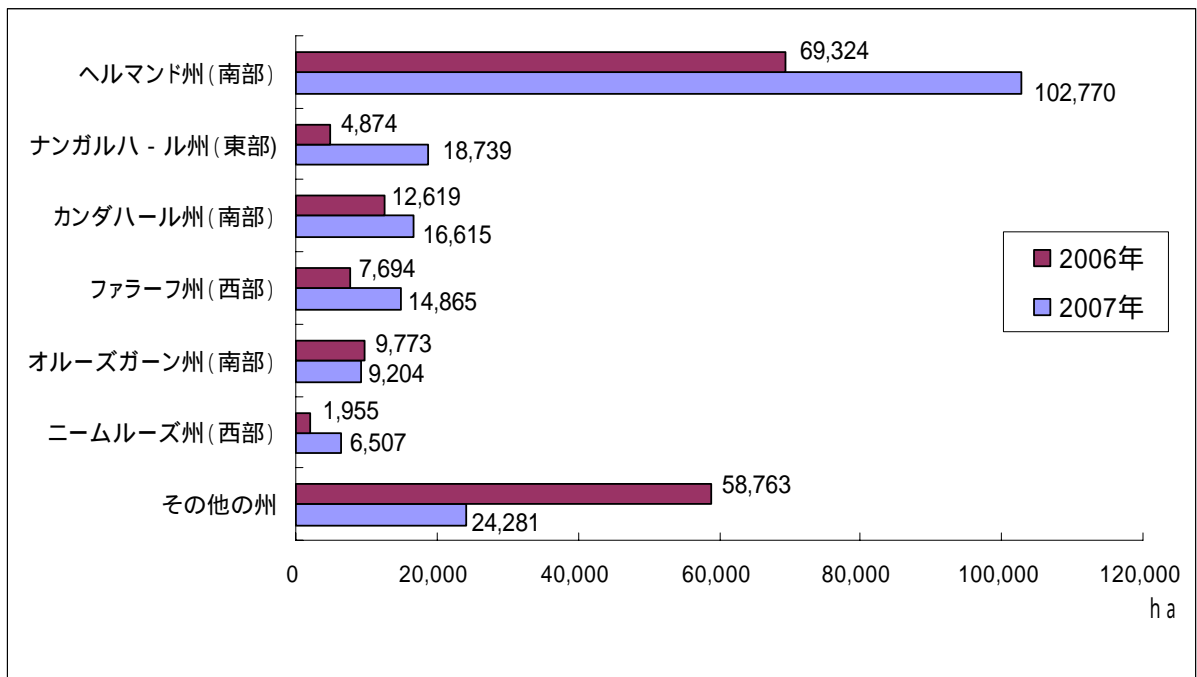
	ケシの栽培面積 (ha)	アヘンの生産量 (トン)
南部地域	133,546	5,745
北部地域	4,882	233
西部地域	28,619	959
北東地域	4,853	195
東部地域	20,581	1,084
中央地域	500	26
合計 (端数処理)	193,000	8,200

(資料 「アフガニスタンのアヘンに関する年次報告2007」国連薬物犯罪事務所 (UNODC))

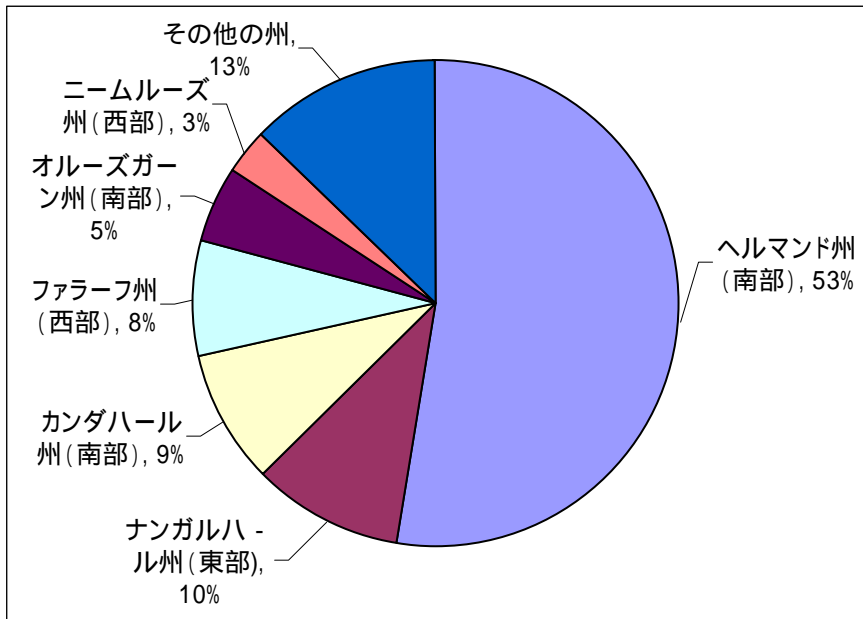
### 州別のケシ栽培面積

	2006年	2007年	対前年	国内の栽培面積 に占める割合
ヘルマンド州 (南部)	69,324	102,770	+ 48%	53%
ナンガルハ - ル州 (東部)	4,874	18,739	+ 285%	10%
カンダハール州 (南部)	12,619	16,615	+ 32%	9%
ファラーフ州 (西部)	7,694	14,865	+ 93%	8%
オルーズガン州 (東部)	9,773	9,204	- 6%	5%
ニームルーズ州 (西部)	1,955	6,507	+ 233%	3%
その他の州 (15州)	58,763	24,281	- 59%	13%
合計 (21州) (端数処理)	165,000	193,000	+ 17%	100%

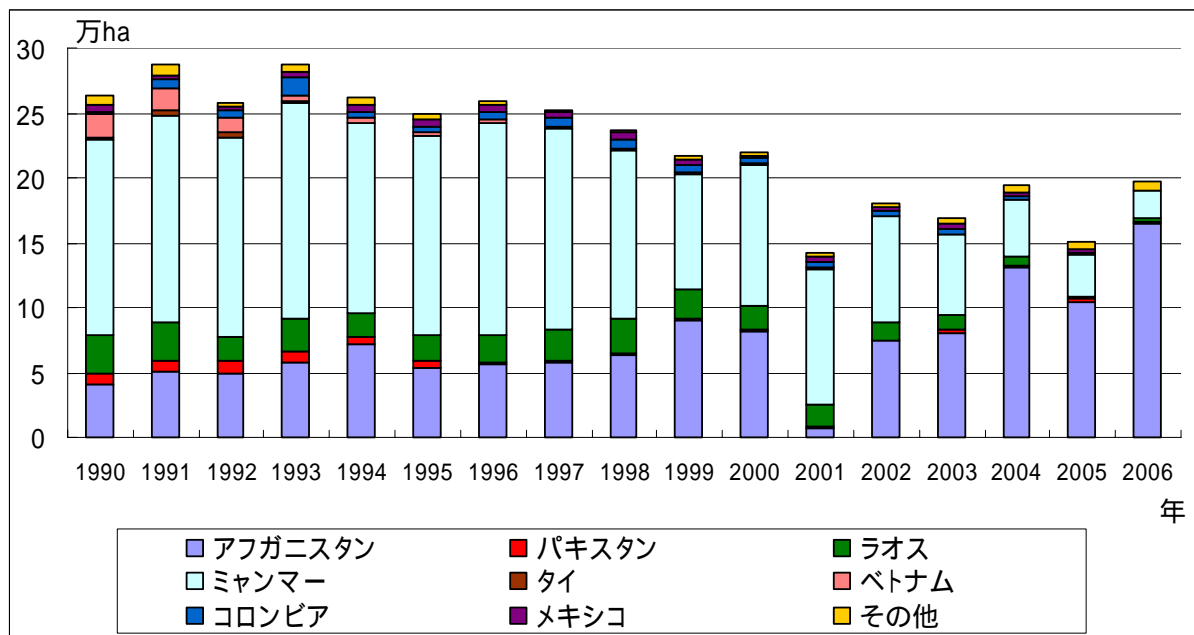
(資料 「アフガニスタンのアヘンに関する年次報告2007」  
国連薬物犯罪事務所 (UNODC))



## 州別のケシ栽培面積の割合



### 国別のケシ栽培の面積



	アフガニスタン	パキスタン	ラオス	ミャンマー	タイ	ベトナム	コロンビア	メキシコ	その他	合計 (ha)
1990	41,300	7,488	30,580	150,100	1,782	18,000		5,450	8,054	262,754
1991	50,800	7,962	29,625	160,000	3,727	17,000	1,160	3,765	7,521	281,560
1992	49,300	9,493	19,190	153,700	3,016	12,199	6,578	3,310	2,900	259,686
1993	58,300	7,329	26,040	165,800	998	4,268	5,008	3,960	5,704	277,407
1994	71,470	5,759	18,520	146,600	478	3,066	15,091	5,795	5,700	272,479
1995	53,759	5,091	19,650	154,070	168	1,880	5,226	5,050	5,025	249,919
1996	56,824	873	21,601	163,000	368	1,743	4,916	5,100	3,190	257,615
1997	58,416	874	24,082	155,150	352	340	6,584	4,000	2,050	251,848
1998	63,674	950	26,837	130,300	716	442	7,350	5,500	2,050	237,819
1999	90,583	284	22,543	89,500	702	442	6,500	3,600	2,050	216,204
2000	82,171	260	19,052	108,700	890		6,500	1,900	2,479	221,952
2001	7,606	213	17,255	105,000	820		4,300	4,400	2,500	142,094
2002	74,100	622	14,000	81,400	750		4,100	2,700	2,500	180,172
2003	80,000	2,500	12,000	62,200			4,100	4,800	3,000	168,600
2004	131,000	1,500	6,600	44,200			3,950	3,500	5,190	195,940
2005	104,000	2,438	1,800	32,800			2,000	3,300	5,162	151,500
2006	165,000	1,545	2,500	21,500			1,000	n/a	6,155	201,000

n/a (不明)

(資料 「World Drug Report 2007」国連薬物犯罪事務所 (UNODC))

## 4 アヘンの生産

国連薬物犯罪事務所（UNODC）は8月27日、2007年のアフガニスタンにおけるアヘンの推定生産量は前年より34%増加し、過去最高の約8,200トンに達したとの調査結果を発表した。また、この量は世界のアヘン生産量の93%に当たるとしている。

アヘンとは、ケシの未成熟の実に切り込みを入れ乳液状の物質を採取し、これを乾燥させた黒い粘土状の固形物のことである。また、これを精製したのがモルヒネであり、モルヒネを化学的に変化させたのがヘロインである。

アヘンの乱用は、精神的、身体的依存性を生じやすく、常用すると慢性中毒症状を起こし、脱力感、倦怠感を感じるようになり、やがては精神錯乱を伴う衰弱状態になる。

### アヘンの生産量

	2006年	2007年	対前年
アヘンの生産量	6,100トン	8,200トン	34%増
世界に占める割合	92%	93%	
アヘン生産に携わる国民数	290万人	330万人	14%増
人口(2300万)に占める割合	12.6%	14.3%	

### アヘンの出荷額

	2006年	2007年	対前年
アヘンの出荷額	7億5,500万ドル	10億ドル	32%増
国内総生産額（GDP）	67億ドル	75億ドル	12%増
GDPに占めるアヘン 出荷額の割合	11%	13%	

（資料 「アフガニスタンのアヘンに関する年次報告2007」国連薬物犯罪事務所（UNODC））

アメリカ国務省の世界の麻薬取引、生産、マネーロンダリングの現状をまとめた2007年版の年次報告書によると、アフガニスタンにおけるケシ栽培利益の25%の約7億5000万ドル（約885億円）は農民に入り、残りの利益は密売人、タリバンの資金源となっているとしている。

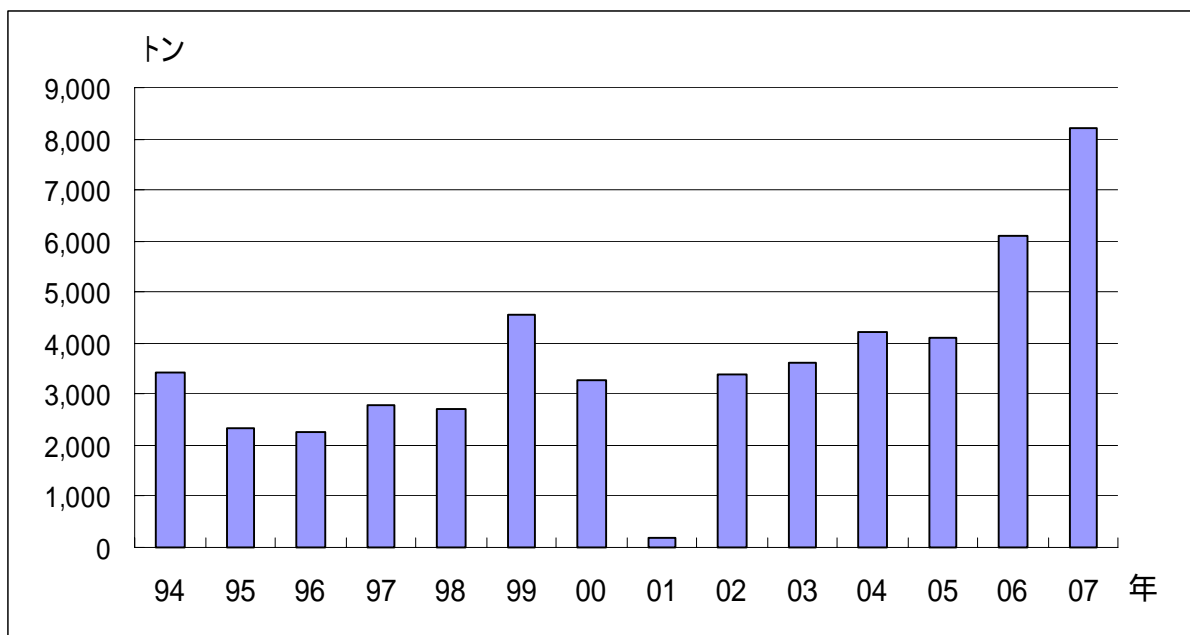


### アヘンの生産量の推移

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
アヘン生産量 (トン)	3,416	2,335	2,248	2,804	2,693	4,565	3,276

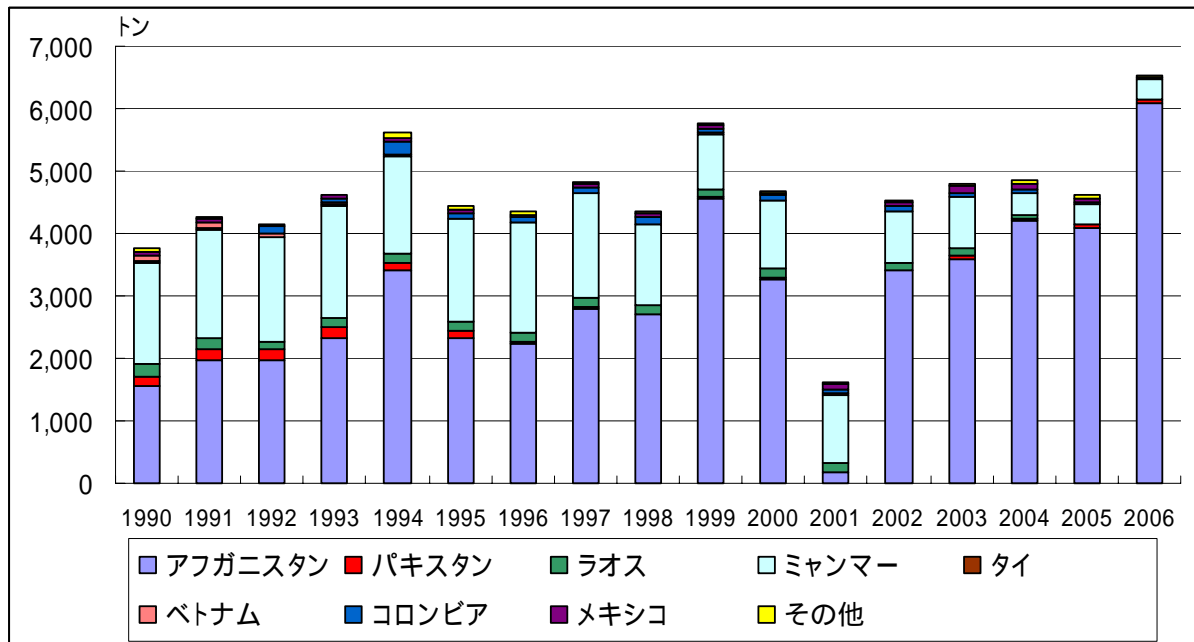
年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
アヘン生産量 (トン)	185	3,400	3,600	4,200	4,100	6,100	8,200

(資料 「アフガニスタンのアヘンに関する年次報告2007」  
国連薬物犯罪事務所 (UNODC))



タリバン政権(当時)は2000年にケシ栽培禁止令を出したことにより、ケシの生産量が激減したことにより、アヘンの生産量も激減した。

## 国別のアヘンの生産量



	アフガニスタン	パキスタン	ラオス	ミャンマー	タイ	ベトナム	コロンビア	メキシコ	その他	合計 (トン)
1990	1,570	150	202	1,621	20	90	-	62	45	3,760
1991	1,980	160	196	1,728	23	85	16	41	45	4,274
1992	1,970	181	127	1,660	14	61	90	40	-	4,143
1993	2,330	161	169	1,791	17	21	68	49	4	4,610
1994	3,416	128	120	1,583	3	15	205	60	90	5,620
1995	2,335	112	128	1,664	2	9	71	53	78	4,452
1996	2,248	24	140	1,760	5	9	67	54	48	4,355
1997	2,804	24	147	1,676	4	2	90	46	30	4,823
1998	2,693	26	124	1,303	8	2	100	60	30	4,346
1999	4,565	9	124	895	8	2	88	43	30	5,764
2000	3,276	8	167	1,087	6	-	88	21	38	4,691
2001	185	5	134	1,097	6	-	80	91	32	1,630
2002	3,400	5	112	828	9	-	76	58	32	4,520
2003	3,600	52	120	810	-	-	76	101	24	4,783
2004	4,200	40	43	370	-	-	56	73	68	4,850
2005	4,100	36	14	312	-	-	28	71	59	4,620
2006	6,100	39	20	315	-	-	14	n/a	51	6,610

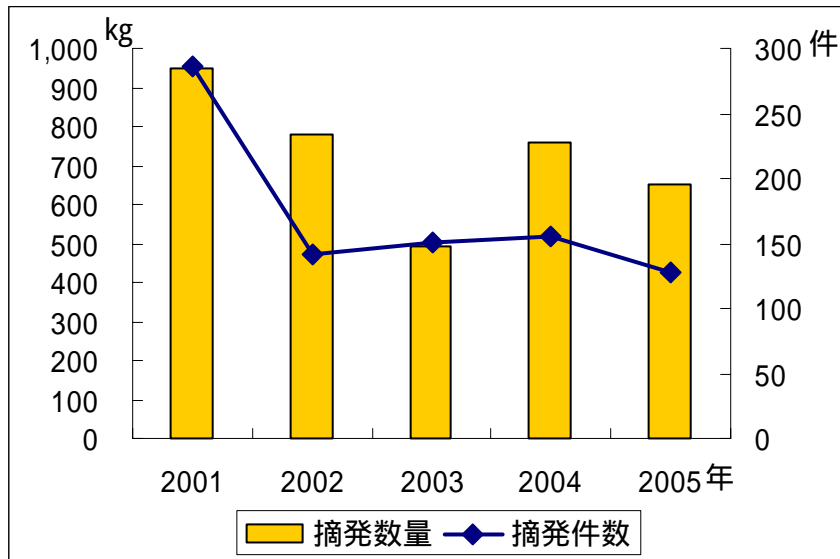
n/a (不明)

(資料 「World Drug Report 2007」国連薬物犯罪事務所 (UNODC))

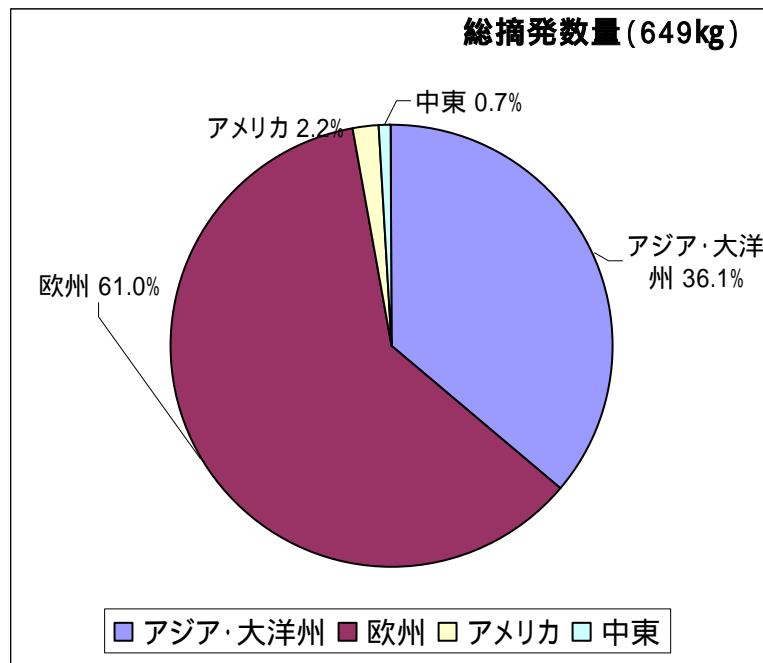
## 世界におけるアヘン摘発数量及び件数の推移

	2001	2002	2003	2004	2005
摘発数量 (kg)	950	780	494	760	649
摘発件数 (件)	286	142	151	155	127

(財務省「平成18年における不正薬物・銃砲の密輸入事犯の動向」)



## アヘンの地域別摘発割合 (2005年)

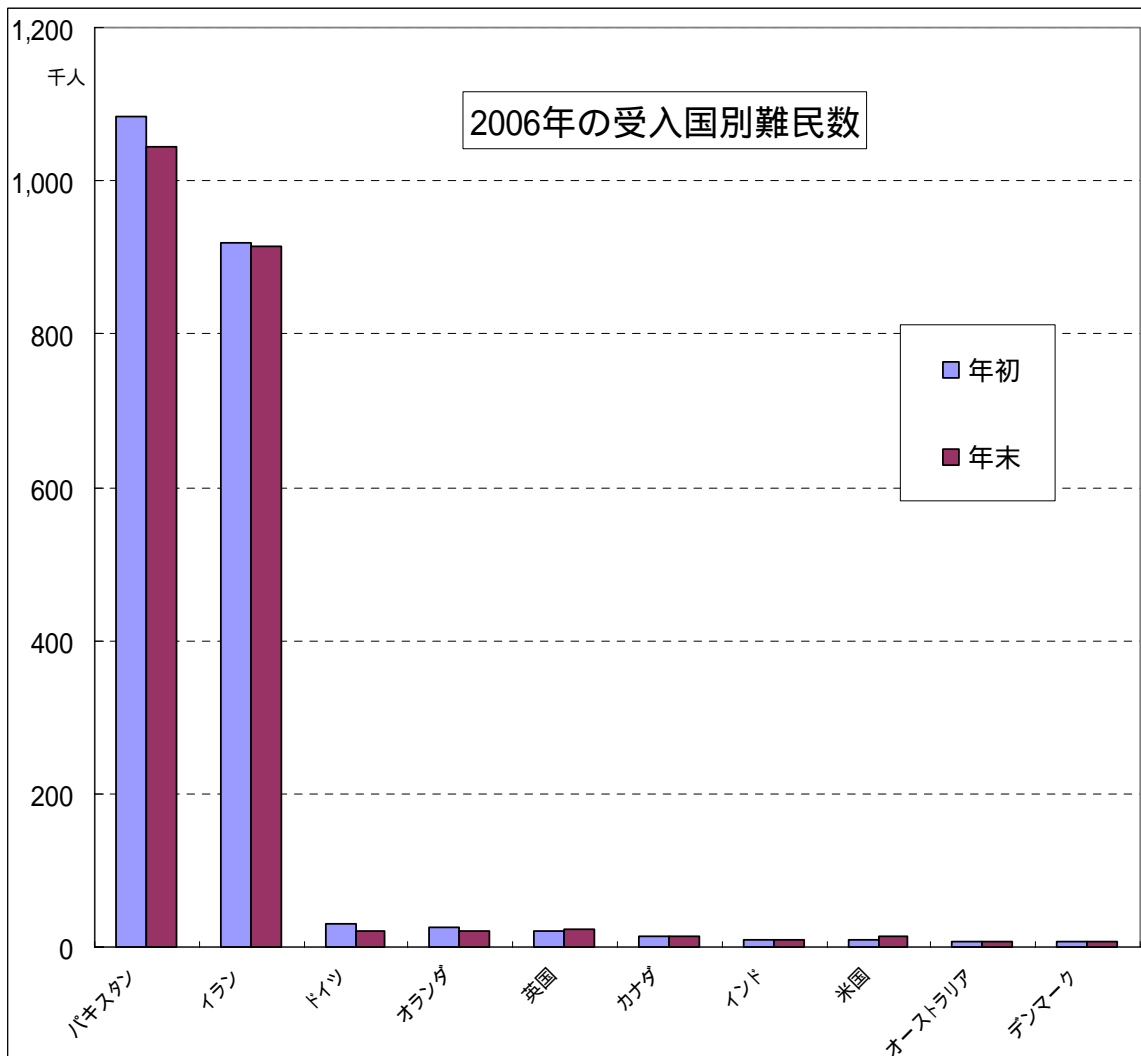


## 5 難民・避難民

2006年のアフガニスタン難民の状況(2007年6月15日現在の暫定数値)

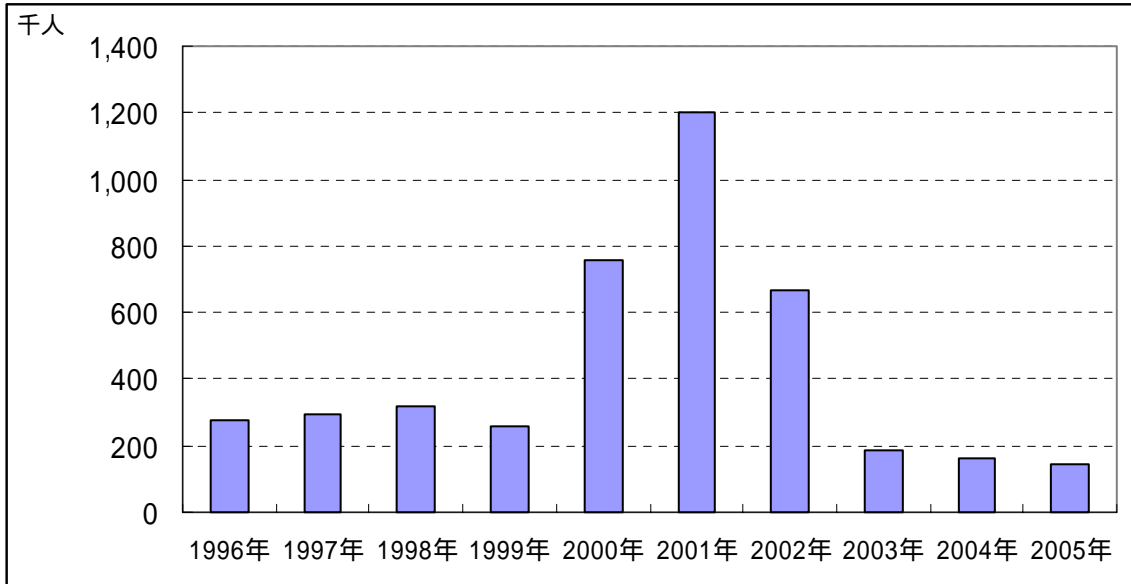
	難 民	難民申請者	国内避難民	合 計
人 数	2,107,519	14,354	129,310	2,251,183

主な難民受入国	2006年初	2006年末
パキスタン	1,084,208	1,043,984
イラン	920,248	914,260
ドイツ	31,055	21,879
オランダ	25,086	21,357
英国	22,532	23,069
カナダ	15,535	14,419
インド	9,700	9,472
米国	8,831	13,242
オーストラリア	8,082	7,908
デンマーク	6,381	6,306



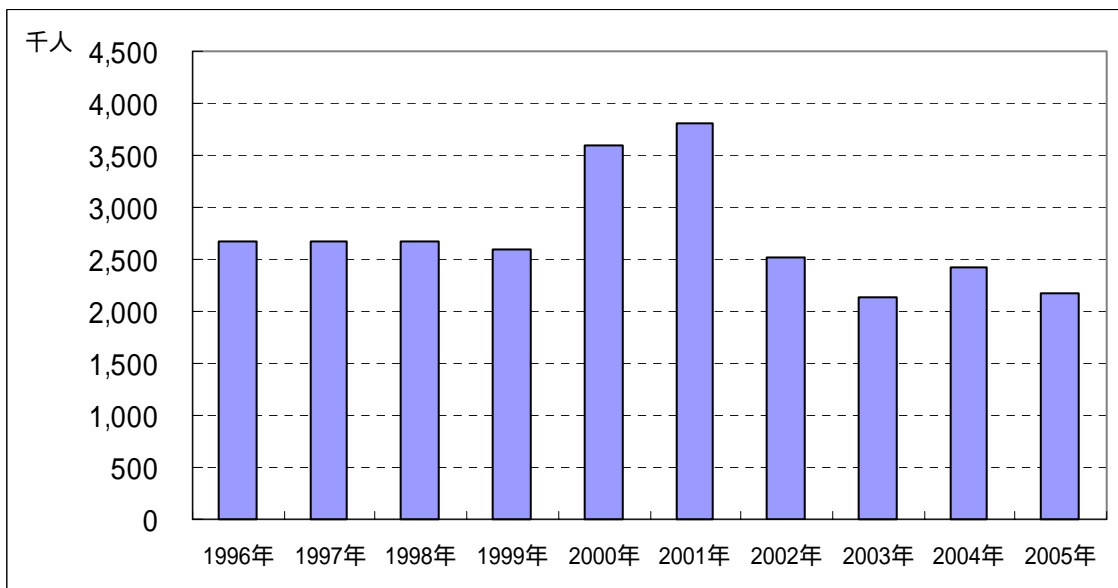
国内避難民数の変遷 (1996 - 2005 単位：千人)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
人数	273.8	296.8	315.8	258.6	758.6	1,200.0	665.2	184.3	159.5	142.5



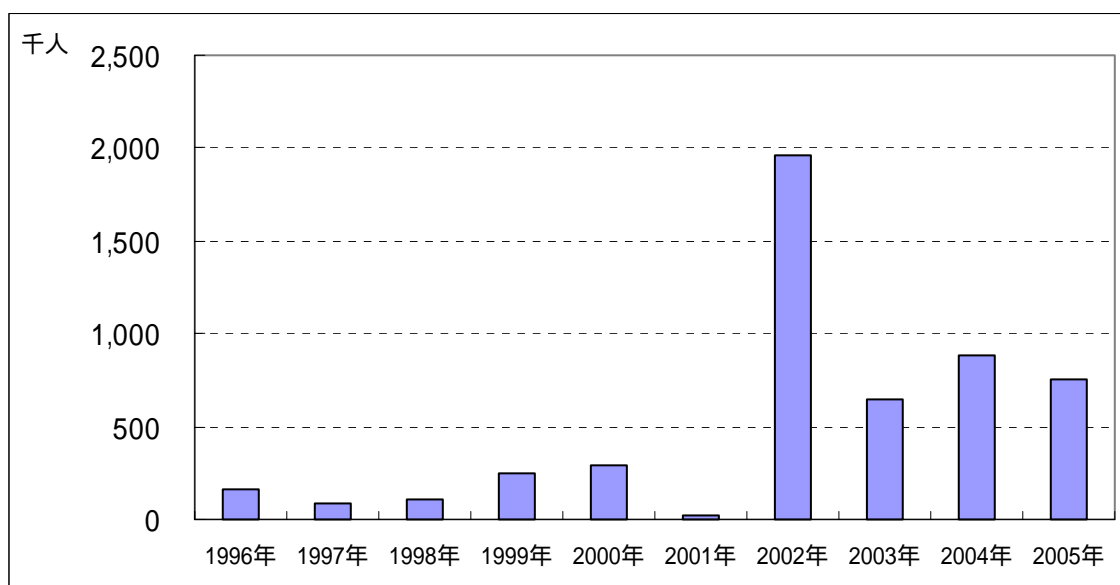
難民数の変遷 (1996 - 2005 単位：千人)

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
人数	2,674.2	2,676.7	2,667.1	2,601.7	3,587.3	3,809.8	2,510.3	2,136.0	2,414.4	2,166.1



### 帰還民数の変遷（1996 - 2005 単位：千人）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
人数	158.7	86.5	107.0	253.0	292.5	26.1	1,958.0	645.9	879.8	752.1



### イラン、パキスタンによるアフガニスタン難民の送還

パキスタンへの難民の流入は、1979年12月のソ連軍侵攻とともに始まり、ピーク時は500万人を超えていたが、2006年までに約281万人が帰還している。現在は約140万人が都市部で生活をしており、残りの約100万人がパキスタン国内の85の難民キャンプで生活をしている。

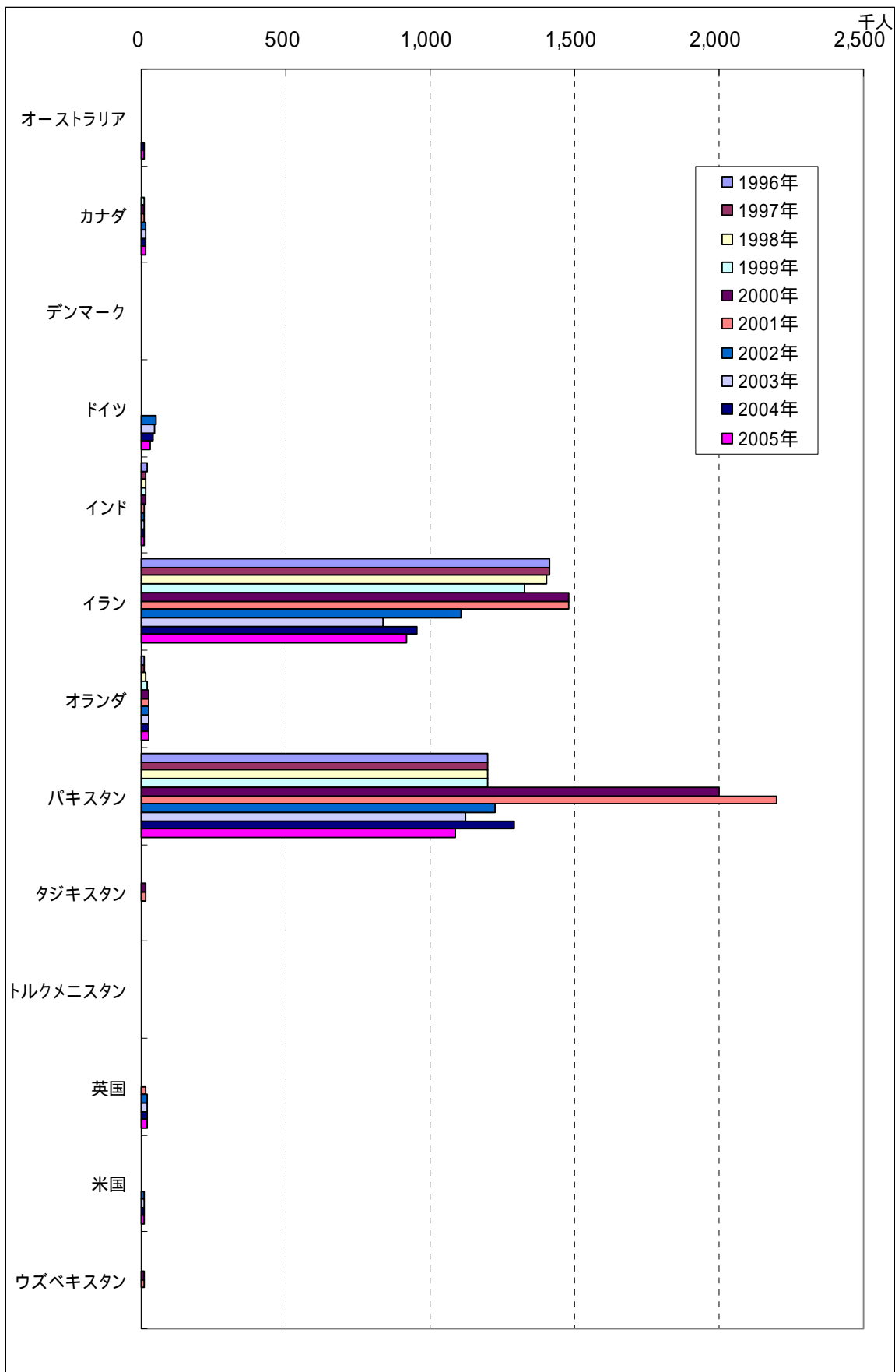
パキスタン政府とアフガニスタン政府は、2月に国境沿いの4つの難民キャンプを順次閉鎖し、約23万人を原則として帰還させることに合意した。さらにパキスタン政府は、難民約240万人全員を2009年までに帰還させる方針としている。その理由として、ムシャラフ大統領は「難民キャンプがテロリストの温床になっている」として治安の問題を挙げている。

また、イラン政府は4月、国内に約200万人いるアフガニスタン難民のうち、約100万人の未登録難民（不法滞在者）を2008年3月までにすべて国外追放すると発表し、8月までに約17万人をアフガニスタンに強制送還した。追放の背景には、イランの失業率（11.6% 2006年12月現在）の高騰があり、特に若年層の4人に1人が失業中といわれ、国民の間では低賃金で勤勉に働く難民がイラン人の仕事を奪っているとの強い不満がある。強制送還はこの不満を受けた措置とみられる。

これらに対してアフガニスタン政府は、住居の整備が間に合わなく、仕事もないため、帰還難民が武装勢力に吸収されかねないと懸念を示している。

主な受入国別アフガニスタン難民数の変遷（1996 - 2005 単位：千人）

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
オーストラリア	2.2	2.2	2.4	3.1	4.4	6.3	6.9	7.2	8.0	8.1
カナダ	5.1	6.0	6.8	7.9	9.1	11.4	13.0	14.6	15.2	15.5
デンマーク	1.0	1.3	1.5	2.3	3.5	4.8	5.8	6.4	6.4	6.4
ドイツ	-	-	-	-	-	-	52.3	47.0	38.6	31.1
インド	18.6	17.5	16.1	14.5	12.8	12.0	11.4	10.3	9.8	9.7
イラン	1414.7	1411.8	1400.7	1325.7	1482.0	1482.0	1104.9	834.7	952.8	920.2
オランダ	7.8	12.0	16.0	20.3	23.6	26.0	26.0	26.4	25.9	25.1
パキスタン	1200.0	1200.0	1200.0	1200.0	2000.0	2197.8	1226.6	1123.6	1290.4	1084.2
タジキスタン	1.2	2.2	3.6	4.5	15.4	15.3	3.4	3.3	1.8	1.0
トルクメニスタン	3.1	5.5	1.1	1.4	1.5	1.5	1.3	1.2	1.0	0.7
英国	1.3	1.9	3.5	4.6	5.7	15.1	20.3	21.7	22.5	22.5
米国	3.8	2.7	1.9	2.6	4.3	7.4	8.9	9.6	9.8	8.8
ウズベキスタン	2.8	3.1	1.1	1.0	8.3	9.6	5.7	5.5	5.2	4.7
合計	2661.6	2666.2	2654.7	2587.9	3570.6	3789.2	2486.5	2111.5	2387.4	2138.0



( UNHCR 資料より作成 )



【参考1】

アフガニスタンでの各国兵士犠牲者数（2001年10月～2007年9月4日）

国名	死者数（人）	国際治安支援部隊（ISAF）参加（人）
米 国	439	14,750
英 国	74	6,500
カ ナ ダ	70	2,500
ド イ ツ	24	3,000
ス ペ イ ン	21	650
フ ラ ン ス	11	800
イ タ リ ア	9	2,500
オ ラ ン ダ	10	1,300
デ ン マ ー ク	4	400
ル ー マ ニ ア	4	500
エ ス ト ニ ア	2	110
ノ ル ウ ェ ー	2	500
ス ウ ェ ー デ ン	2	260
オ ー ス ト ラ リ ア	1	700
チ ェ コ	1	220
フ ィ ン ラ ン ド	1	70
ポ ル ト ガ ル	1	150
韓 国	1	-
不 明	2	
合 計	680	

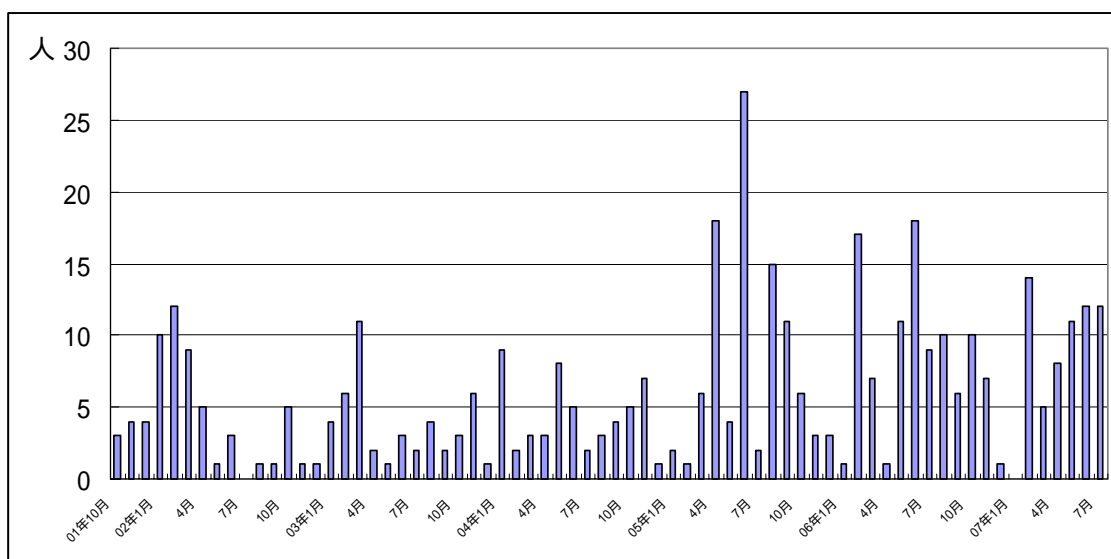
（注）

死者数は『Iraq Coalition Casualty Web Site』（<http://icasualties.org/oef/>）より作成した。（平成19年9月7日最終アクセス）

ISAF参加人数は『ISAF Web Site』

[http://www.nato.int/isaf/docu/epub/pdf/isaf\\_placemat.pdf](http://www.nato.int/isaf/docu/epub/pdf/isaf_placemat.pdf)より作成した。ただし、参加人数は実際の地上部隊展開人数を反映したものではないと説明されている。（平成19年9月7日最終アクセス）

【参考2】不朽の自由作戦における米兵死者数の推移



年月	01年 10月	11月	12月	02年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
死者数	3	4	4	10	12	9	5	1	3	0	1	1

年月	10月	11月	12月	03年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
死者数	5	1	1	4	6	11	2	1	3	2	4	2

年月	10月	11月	12月	04年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
死者数	3	6	1	9	2	3	3	8	5	2	3	4

年月	10月	11月	12月	05年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
死者数	5	7	1	2	1	6	18	4	27	2	15	11

年月	10月	11月	12月	06年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
死者数	6	3	3	1	17	7	1	11	18	9	10	6

年月	10月	11月	12月	07年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
死者数	10	7	1	0	14	5	8	11	12	12

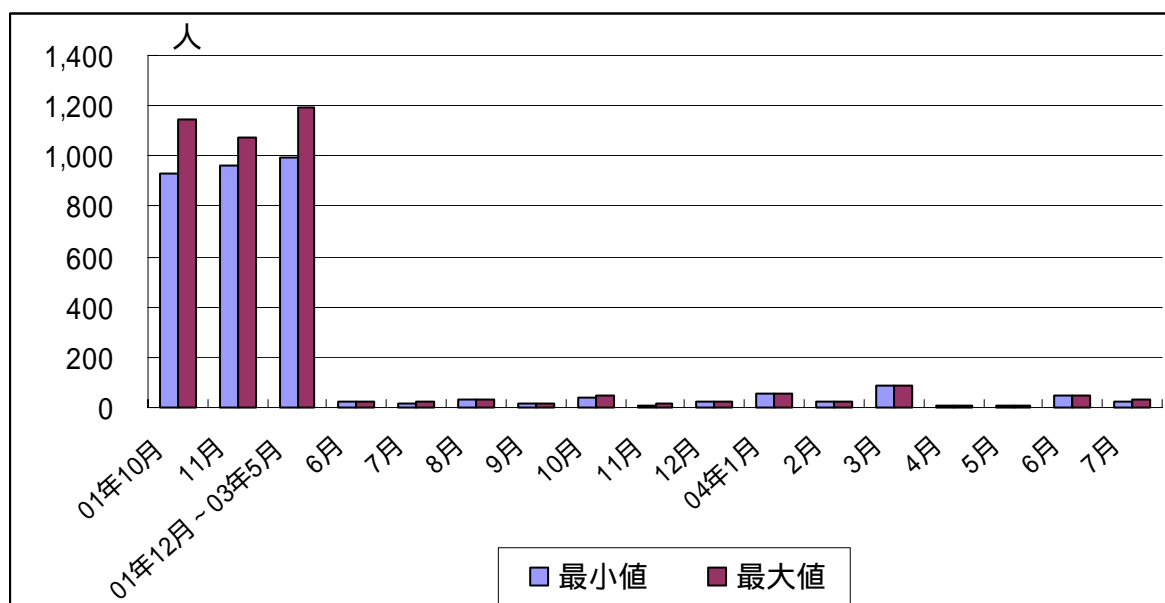
(2001年10月～2007年7月27日まで)

合計 415 名  
(米国防総省サイトより)

### 【参考3】空爆による民間人犠牲者数の推計

	市民死亡者数（人）		
	最小値	最大値	備 考
2001年10月	931	1,148	他に186人
11月	961	1,073	
2001年12月～ 2003年5月	995	1,190	
2003年6月	24	27	
7月	19	21	
8月	32	32	
9月	17	18	
10月	40	47	
11月	11	13	
12月	22	22	
2004年1月	53	54	
2月	22	25	
3月	85	87	
4月	6	6	
5月	9	9	
6月	46	46	
7月	26	30	
合 計	3,485	4,034	合計は186人を含む

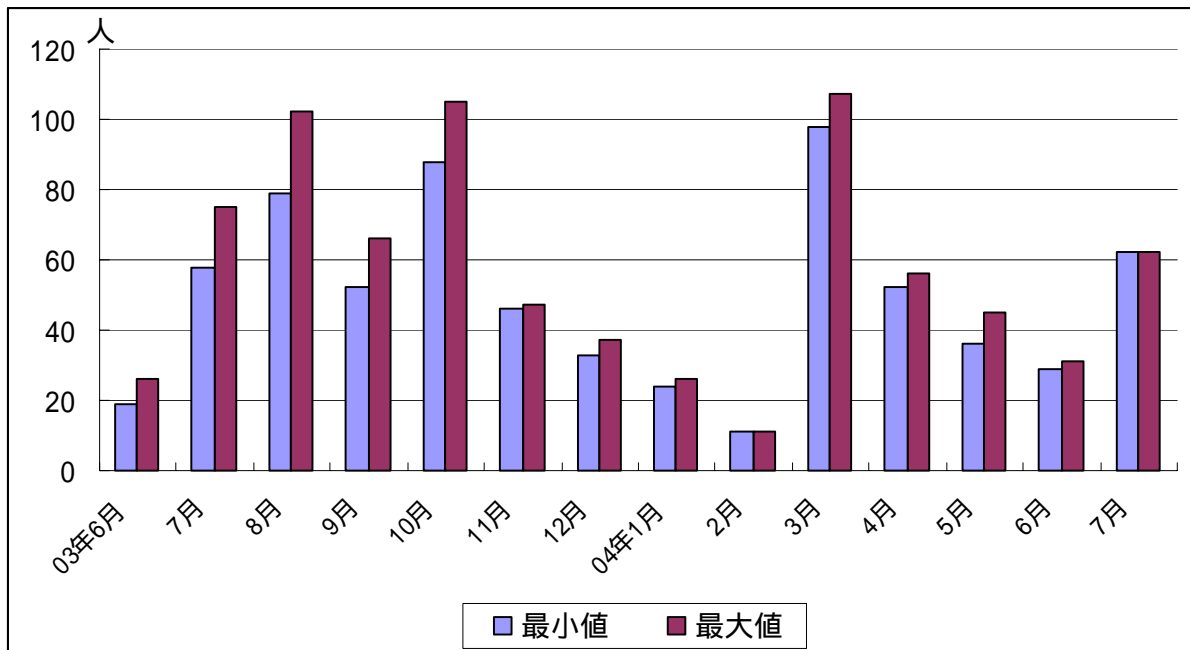
（資料 ニューハンプシャー大学 Marc Herold 教授）



【参考4】アフガニスタン国軍の死亡者数の推計

	死亡者数（人）	
	最小値	最大値
2003年6月	19	26
7月	58	75
8月	79	102
9月	52	66
10月	88	105
11月	46	47
12月	33	37
2004年1月	24	26
2月	11	11
3月	98	107
4月	52	56
5月	36	45
6月	29	31
7月	62	62
合計	687	796

（資料 ニューハンプシャー大学 Marc Herold 教授）



## 9・11事件

### 1 米中枢同時テロ

2001年9月11日、ハイジャックされた4機の旅客機が米国経済の象徴であるニューヨーク世界貿易センタービル、国防の中枢であるワシントン国防総省ビルに次々に激突した。80カ国を超える約3,000人の市民が犠牲となったこのテロ事件は、米本土が初めて直接攻撃されたという意味で非常な衝撃を米国民に与えた。また、国際社会にとっても、国際テロリズムを国際の平和と安全に対する脅威と認識する契機となり、米国が主導する国際テロリズムとの闘いに協力していくこととなった。

### 2 9・11以前の国際テロ事件

既に9・11事件以前に、1993年2月のニューヨーク世界貿易センタービル爆破事件、1998年8月7日の在ケニア・在タンザニアの米国大使館同時爆破事件、2000年10月のイエメンのアデン港に停泊中の米国イージス艦爆破事件が起きていたが、米国は、これらの事件の背後に国際テロ組織アルカーイダを率いるサウジアラビア出身のイスラム原理主義者オサマ・ビンラーディンがいるとの確信を得ていた。そのため、国連安保理事会を舞台に彼を裁判にかけるための努力を続ける一方で、米国は、1998年8月20日に、ケニア、タンザニアでの米大使館爆破テロに対抗し、同人が深く関わっているとするスーダンの首都ハルツーム北西部の化学工場とアフガニスタンのゲリラ訓練基地に対し巡航ミサイルを打ち込み、武力による攻撃も排除しない姿勢を示した。

また、1996年のカブール奪取以来アフガニスタンを実効支配してきたタリバン政権については、同政権がオサマ・ビンラーディンを庇護し、引渡しを拒否しているとして、米国は、1999年7月に、通商経済制裁を課すとともに国内資産を凍結、また、翌月には同政権が運営するアリアナ航空の資産を凍結した。国連安保理も、国際テロ組織等に対する避難所や訓練場の提供を止めさせるために、1999年10月にタリバンに対する経済制裁決議1267を、2000年12月には対タリバン経済制裁強化決議1333、2001年7月にはこれらの決議の遵守を要請する決議1363を採択した。

### 3 安保理決議1368

9・11事件を受けて、ブッシュ大統領は、翌12日これを「戦争行為」として自衛権を行使する旨を示唆し、これを受けて、NATOも同日、同時多発テロが国外からの米国に対する攻撃と判明した場合には、NATO条約5条を適用して集団的自衛権を行使し得る旨の声明を発表した。

国連安保理事会は、9月12日、同時多発テロを強く非難するとともに、これを国際の平和と安全に対する脅威とするとともに、各国に対して実行者等を法に照らして裁くために緊急に共同して取り組むよう要請する安保理決議1368を全会一致で採択した。14日、米国議会は、武力行使容認決議を上院では全会一致で、下院では圧倒的多数で採択した。

#### 4 アフガニスタン開戦

9月20日、ブッシュ大統領は、上下両院合同会議において、9・11事件の犯人がタンザニア、ケニア大使館爆破犯と同じアルカーイダであると断定し、タリバン政権に対し、アルカーイダ指導者の引渡しを要求した。これに対し、翌21日、タリバン政権は証拠が示されなければ要求は受け入れられないと声明し、また、10月6日には、米国から正式な要請があれば、米国から示された証拠に基づいて、アフガニスタン国内でビンラーディンを裁判にかける用意があったとした。

しかし、10月7日、米英軍は、アフガニスタンへの空爆を開始した。

米英軍による空爆の後、10月19日に地上戦が開始された。こうした情勢を追い風に、アフガニスタン国内の反タリバン勢力「北部同盟」は、11月13日に首都カブールを制圧した。さらに12月7日には、南部カンダハールに退いたタリバン政権が同地を放棄して、崩壊した。しかし、ビンラーディンやタリバン政権の最高指導者オマル師は逃亡して消息が掴めず、現在も、タリバン及びアルカーイダ組織残党の掃討作戦がアフガニスタン南東部のパキスタン国境付近及びインド洋上で継続されている。

## 自衛隊派遣

### 1 米空母警護

2001年9月21日、米国の空母キティホークが横須賀基地を出港し、それに合わせて海上自衛隊の護衛艦が同行した。この件について福田官房長官は、「少なくとも私の耳には入っていなかった」と述べ、「一つ一つの行動についてきちんと説明できるようなことをしなければいけない」と護衛艦の出動そのものを批判したと報じられた。

この事に関し、10月1日の第153回国会の所信表明演説に対する衆議院代表質問で、鳩山由紀夫議員は、「防衛庁の説明では、防衛庁設置法第5条（現行の防衛省設置法第4条）の調査研究活動としていたが、中谷防衛庁長官が、警戒監視であったことを記者会見（9月21日）で認め、山崎自民党幹事長も、護衛であったことを認める発言をした。さらに、自衛隊の活動が官邸の福田官房長官の耳に事前に入っていなかったと報道されていることも、大変危うい」と問題点を指摘した。これに対し、小泉首相は、「米国におけるテロ事件を受けて、防衛庁は、警戒監視を強化しているが、この米空母の横須賀出港に際しての自衛隊の活動は、東京湾や佐世保港の内外において艦艇や航空機による警戒監視の一環として行われたものである。その法的根拠は、「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」について規定した防衛庁設置法第5条（現行法4条）第18号であり、自衛隊の通常の警戒監視活動と同様であるので、問題があるとは考えていない」と答弁した。

### 2 テロ対策特別措置法の制定

我が国は、9・11テロ発生以降、国際的なテロとの闘いを我が国自らの安全確保の問題と認識して主体的に取り組むとの考えの下、様々な機会を通じて米国等の行動を強く支持した。

特に2001年9月19日、政府は、テロ対策関係閣僚会議において、「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置について」（基本方針と7項目の当面の措置：対テロ軍事作戦行動をとる米軍等を支援するために自衛隊を派遣する、我が国の米軍施設等の警備を強化する、情報収集のために自衛艦隊を速やかに派遣する等を定めた政府文書）を決定し、同月24日から26日にかけて訪米した小泉首相は、ブッシュ大統領との首脳会談においてその内容を伝えつつ、武力行使に至らない範囲で可能な限り支援したい旨述べた。

このような方針に基づき、10月5日、2年間の時限立法として自衛隊等の部隊が実施する協力支援活動等を定めた「テロ対策特別措置法案」が閣

議決定され、同日、第 153 回臨時国会に提出された。

同法案は、国会の事後承認及び武器弾薬の外国領域における陸上輸送禁止などを付加する衆議院における修正を経て、10月29日に成立し、11月2日に公布、施行された。

### 3 自衛艦の調査研究派遣

9月19日に政府が発表した「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置」において、情報収集のための自衛隊艦艇を速やかに派遣するとされたことを受け、11月8日、安全保障会議が開催され、インド洋に至る海域に海上自衛隊の護衛艦等を派遣することが了承された。

政府は、11月9日、防衛庁設置法5条（現行法4条）に基づく情報収集の目的で、護衛艦の「くらま」「きりさめ」、補給艦「はまな」をインド洋方面に向けて出港させた。これは、基本計画の決定前であり、防衛庁長官による対応措置の実施命令前の派遣であったことから、11月26日の衆議院国際テロ防止特別委員会で問題であると取上げられた。これに対し、中谷防衛庁長官は、「自衛隊が出動する前には、情報がなければ、どこへ行っていいのか行動ができないわけで、そういう意味で情報収集活動を行った。テロ特措法に基づく協力支援活動の実施が予定されている海域にわたる船舶、航空機の航行状況といった、今後の活動の安全確保の観点から行う情報収集、また、気象、海象、寄港地の補給能力を含む港湾の状況に係る情報収集を行っている。法的根拠は、防衛庁設置法5条（現行法4条）の18号である」と答弁した。また、「自衛隊が行う協力支援活動等を円滑に実施するため、現地における情報収集の必要性がより高まっており、このような活動に対して事前に必要な情報を収集するため、基本計画の策定前に派遣することが妥当である」との答弁も行った。

### 4 自衛艦の本格派遣

政府は、11月16日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画を閣議決定し、同日国会に報告するとともに、11月20日に実施要項を策定し、防衛庁長官は対応措置の実施を自衛隊に命じた。11月25日、米軍の後方支援をする海自の補給艦「とわだ」、護衛艦「さわぎり」と難民救援物資の輸送をする掃海母艦「うらが」の3隻が、呉、佐世保、横須賀基地から出港し、「うらが」を除く2隻が先に派遣されていた3隻と合流した。12月2日、米海軍補給艦サクラメントへの給油を嚆矢にインド洋における活動が開始された。

当初5隻であった派遣自衛艦は、給油量、給油回数の減少を踏まえ、数



を減らした。現在は、5回目となる補給艦「ときわ」と3回目の護衛艦「きりさめ」の2隻が給油・給水活動を行っている。

2002年12月4日、政府は、イージス艦の派遣を決定し、12月16日、イージス艦「きりしま」が、インド洋に向けて海上自衛隊横須賀基地を出航した。2005年4月までイージス艦が延べ6回派遣された。

テロ対策特措法は、2003年11月1日をもって効力を失う時限法であったが、政府は、米国同時多発テロによりもたらされている脅威の除去のための諸外国の活動が継続していることを踏まえ、2003年10月には2年間、2005年及び2006年の10月にはそれぞれ同法を1年間延長した。

## 和平プロセス

### 1 ボン合意・暫定政権成立

タリバン政権崩壊後の2001年11月27日、アフガニスタン暫定政権作りを協議するため、国連主導のアフガニスタン各派代表者会議が、ボン近郊において開始された。この結果、12月5日、下記の政治プロセス並びに国連マンデートを受けた国際部隊の首都カブール及びその周辺地域への早期派遣要請等が合意された。

#### ボン合意の概要

期 限	政 治 プ ロ セ ス			
	暫 定 政 権	行 政	立 法	司 法
2001年 12月22日 (主権移譲 日)		議長が主催する <b>暫定行政機構</b> (内閣に相当) ・カルザイ議長他5人の副議長を含む30閣僚	<b>特別独立委員会</b> (21人) (緊急ロヤ・ジルガを招集するための機関)	<b>最高裁判所及びその他裁判所</b>
暫定政権成立後6ヵ月以内	移 行 政 権	移行行政機構成立	<b>緊急ロヤ・ジルガ召集</b>	
移行政権成立後2ヵ月以内		<b>憲法制定委員会設置</b>  憲法草案作成		
移行政権成立後18ヵ月以内			<b>憲法制定ロヤ・ジルガ召集</b>  憲法採択	
緊急ロヤ・ジルガ召集から2年以内	移 行 期 間	選挙法公布(憲法採択後6ヵ月以内) <b>大統領選挙実施</b>  <b>総選挙実施</b>  新国会招集		
国会招集後30日以内	正 統 政 権	<b>新政府発足</b>		<b>最高裁構成</b>

注：ゴシックは、期限内に実施されるべき政治プロセス

12月22日、以上のボン合意に基づき、カルザイ議長以下、5名の副議長を含む30名の閣僚で構成された暫定政権が発足した。

## 2 移行政権成立・憲法制定

ボン合意に従って、移行政権樹立のための緊急ロヤ・ジルガが2002年6月11～19日に開催され、カルザイ暫定政権議長をアフガニスタン移行政権の大統領に選出し、また、移行政権主要閣僚及び最高裁判所長官の人事を承認した。

しかし、この緊急ロヤ・ジルガ開催までボン合意に沿って和平プロセスは順調に進んでいたが、憲法制定のためのロヤ・ジルガ招集以降の政治プロセス全体は遅延した。草案の起草作業を行う憲法委員会事務局長が、2003年8月、カルザイ大統領にロヤ・ジルガ開催の延期を申し入れた際、その理由として、「拙速にならず、アフガン国民の幅広い意見を聞くためにも、12月に延期する必要がある」と語った。この背景には、国民のほとんどがイスラム教徒であることから、宗教色を排除した極端な民主的な規定に反発する声が強かったとされる。

このため、ボン合意では10月までに招集されることになっていた憲法制定ロヤ・ジルガは、ようやく2003年12月14日～04年1月4日に、アフガニスタン全土から502名の代議員が出席して開催され、新しいアフガニスタンの憲法が採択（1月26日発布）された。その骨子は、「聖なる宗教」イスラム教を国教とする共和制、男女は法の下に平等、国民の直接選挙による大統領制を採用。二人の副大統領は大統領選前に候補者が指名、国民が直接選挙する二院制、パシュトゥー語とダリ語を公用語、である。

## 3 大統領選挙・総選挙・正統政府成立

大統領選挙の実施は更に遅れた。その間、政権を追われたタリバンは、選挙を「米国によるアフガン支配を正当化するもの」とし、選挙スタッフなどへの攻撃を繰り返し、実力で選挙を妨害する姿勢を強めた。そのため選挙準備が遅れ、当初、9月に予定（ボン合意では6月）されていた大統領選挙は、10月9日に実施された。その結果、移行政権大統領のカルザイ氏が当選した。

1月に制定された新憲法では、大統領選と議会選をできる限り同時実施することを定めていたが、国民院（下院）と地方議会選挙も大幅に遅れ、2005年9月18日の実施となった。これは、選挙区の線引きや政党関連法の施行の遅れ、議員定数を定める作業が戸籍や住民台帳の不備などで困難と

なっていたことによる。選挙妨害を宣言していたタリバンのスポークスマンは、「国内 32 カ所で攻撃を実施し、外国人を含む約 40 人を殺害した」と語ったが、大きな混乱はなく、アフガン内務省は同日夕、「選挙は予想を上回る成功」との声明を発表した。こうして 11 月 14 日、下院定数 249 議席が確定した。

なお、上院は、州議会及び郡議会からそれぞれ選出される 34 名と大統領が指名する 34 名の 102 名で構成され、任期は 4 年となっている。

12 月 19 日には王制崩壊以降 32 年ぶりとなる国会が開かれ、2006 年 8 月 7 日には新政府が確立した。これにより、2001 年末のタリバン政権崩壊後の米国や国連の後押しで進められてきたボン合意に基づく民主化プロセスは終了した。

### アフガニスタンの国家機構

政府	立法	司法
<p>大統領</p> <p>直接選挙制</p> <p>5 年任期で 2 期まで</p> <p>軍最高司令官</p>	<p>国民議会</p> <p>2 院制</p>	<p>最高裁</p> <p>7 人の判事</p> <p>任期 10 年</p> <p>大統領が任命</p> <p>下院が承認</p>
<p>副大統領 (2 人)</p>	<p>国民院 (下院)</p> <p>250 議席</p> <p>直接選挙</p> <p>5 年任期</p>	<p>高裁</p>
<p>内閣</p> <p>大統領が任命</p> <p>国民議会で承認</p>	<p>長老院 (上院)</p> <p>州議会からの代表</p> <p>郡議会からの代表</p> <p>大統領の任命議員</p>	<p>控訴院</p>

## 【資料1】国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）

### 【概要】

- ア 設立根拠：国連安保理決議第1401号（2002年3月28日採択）
- イ マンデート：当初12ヶ月（2003年3月28日まで）  
現在は決議第1746号（2007年3月23日採択）により2008年3月23日まで延長
- ウ 組織構成（定員1510名、内国際職員451名）
  - a トム・ケーニッヒス国連事務総長特別代表(独)（2006年2月15日就任）
  - b 国連事務総長特別副代表（政治部及び復興開発部各1名）
  - c アフガン・コンパクト調整モニタリング室
  - d 広報部
  - e 事務局

### 【主要任務】（平成18年3月事務総長報告書）

- ア 国家の民主的機構強化を含む、和平プロセスの為の政治的戦略的アドバイスの提供
- イ 適切な調停
- ウ アフガニスタン・コンパクトの履行の為の調整及びモニタリングを行う上でアフガニスタン政府を支援。合同調整モニタリング・ボードを共同議長。
- エ OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）と密接に協力しつつ、人権侵害の監視と国家機関のキャパビルを通じた人権促進の継続
- オ DIAG（非合法武装集団の解体）や独立選挙委員会への支援を含め、アフガニスタンにおいて国連が比較優位と経験を有する分野での技術支援の継続
- カ アフガニスタン政府と協調しつつ、全ての国連によるアフガニスタンにおける人道支援、回復、復興、開発活動を特別代表の権限下で管理することを継続

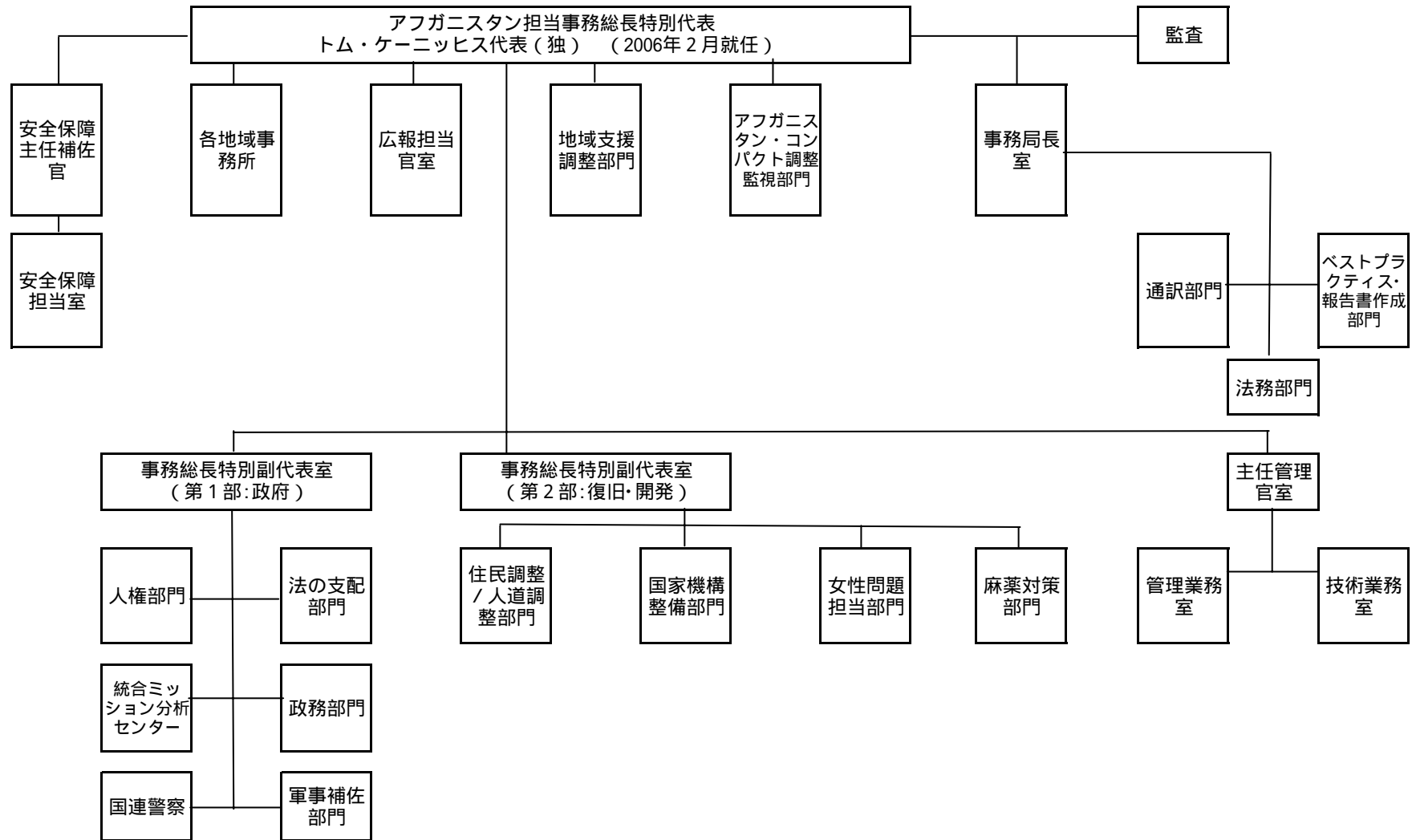
### 【我が国とUNAMAの協力関係】

- ア 2001年12月5日のボン合意で、中央政府の下に各地の軍閥・武装勢力の元兵士の武装解除・動員解除、社会復帰（DDR）が進められることが確認されたことを受け、アフガニスタン政府は治安分野の改革をG8各国が主導する国際社会の支援を得て進めている。
- イ 右支援のうち、DDR分野については、2002年4月のG8において我が国がUNAMAとともに主導的立場を担うこととなった。（その他の分野につい

ては、国軍創設：米、警察再建：独、麻薬対策：英、司法改革：伊）本件D  
DR計画は、2003年10月に開始され、国防省傘下の旧国軍約6万名の武装解  
除に至り、2006年6月末に完了した。現在、国防省に属さない非合法武装集  
団の解体（D I A G）が開始されている。

（外務省資料）

【資料2】UNAMAの組織



（国連資料より作成）

## 不朽の自由作戦（O E F）と自衛権

### 1 自衛権の発動としてのO E F

2001年10月7日のアフガニスタン空爆開始以来、米軍を中核とした多国籍軍が国際テロ組織「アルカーイダ」と当時、アフガニスタンを事実上支配していた「タリバーン」勢力の掃討を目的として、同国及びその周辺において現在も続けられている「不朽の自由作戦」は、国連憲章第51条の個別的及び集団的自衛権を法的根拠としている。

すなわち、2001年9月11日のほぼ同時刻にハイジャックされた4機の米民間航空機がニューヨークの世界貿易センタービル、ワシントンの米国防総省ビルに次々と激突し、約3000人の犠牲者を出した「米同時多発テロ事件」の翌日、米大統領が、

「昨日のわが国に対する周到かつおぞましい攻撃はテロ行為を超えたものである。それは戦争行為であった。・・・自由と民主主義が攻撃にさらされている。・・・米国はこの敵を打ち負かすためにあらゆる手段を行使する。」

との声明を出し、また、同日、NATOの最高意思決定機関である北大西洋理事会も

「この攻撃が外国から米国に対して行われたものであると断定された場合には、欧州または北米の一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすと規定したワシントン条約第5条が想定する行為であるとみなさるべきである。」

との声明を出したこと、さらに、これを受けて、同日に開かれた国連安全保障理事会が、決議1368の前文において「憲章に従って、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識」する旨を述べて、米国及びその他NATO諸国の対応を事実上容認したことから、「不朽の自由作戦」が、国連憲章第51条の個別的及び集団的自衛権に基づく武力行使であることは明らかである。

なお、オーストラリア政府も9月14日に、集団的自衛権を規定したANZUS条約を発動する旨明らかにしている。

### 2 安保理決議1368の性格

以上のように9・11事件に対する米国及び国際社会の対応措置として、自衛権に基づく行動が事実上容認されたとはいえ、9・11の同時多発テロが、外国政府による直接あるいは間接の侵略行為に該当すると断定されたわけではない。

ちなみに、「侵略の定義」に関する国連総会決議3314は、直接侵略行為を「一国の軍隊による他国の領土に対する侵入若しくは攻撃」、間接侵略行為を直接



的な侵略「行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して実行する武装部隊、集団、不正規兵又は傭兵の国家による派遣、若しくは国家のための派遣、又はかかる行為に対する国家の実質的関与」と定義している。

このため、安保理決議 1368 は、前文で自衛権の正当性に言及しながらも、主文では、

「3. すべての国に対して、これらテロ攻撃に実行者、組織者及び支援者を法に照らして裁くために緊急に共同して取り組むことを求めるとともに、これらの行為の実行者、組織者、及び支援者を援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する。

5. 2001年9月11日のテロ攻撃に対応するため、またあらゆる形態のテロと闘うため、国際連合憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順(all necessary steps)を取る用意があることを表明する。」

と述べ、安保理事会としては、あくまでも国際的な刑事犯罪として対処する旨を示唆している。つまり、安保理決議 1368 は、国連憲章第7章下に、加盟国に対し、あらゆる必要な手段をとる (take all necessary measures) ことを容認した、いわゆる「武力行使容認決議」ではない。

ところで、8月8日のシーファー米大使と小沢民主党代表との会談において、同大使がO E Fの活動を国連がオーソライズしている根拠として取り上げた国連安保理決議 1746 には、以下のように主文においてO E Fが明記されている。

「25 アフガニスタン政府に対し、それぞれに与えられた任務に従って展開する国際治安支援部隊 ( I S A F ) 及び不朽の自由作戦 ( O E F ) 参加連合国を含む国際社会の支援を得て、同国の安全と安定の脅威となっているタリバーン、アルカーイダ、その他の過激派や犯罪行為に引き続き対処するよう要請し、I S A F のアフガニスタン全土への展開完了を歓迎し、また、すべての関係者に対し、国際人道・人権法を支持し、市民生活を確実に擁護するよう要請する。」

しかしながら、同決議は、「国連安保理決議 1662(2006年)によって設置された国連アフガニスタン支援ミッション ( U N A M A ) の任期を 2008年3月23日まで延長する」ことを主目的とするものであり、O E Fが自衛権を根拠に活動を続けている事実関係をなんら変更するものではない。したがって、新聞報道等で行われている「オーソライズ」の意味は、自衛権を根拠に継続されているO E Fが、アフガニスタン政府に対する和平プロセスのための政治的戦略的助言等を任務とするU N A M Aの活動にとって有用であることを、国連安保理決議 1746 がその主文において明示的に認めた点にあると考えられる。

### 3 湾岸戦争時の米国の対応

1990年8月2日のイラクによるクウェート侵攻、いわゆる「湾岸危機」に際して、国連安保理事会は、同日の決議660において、これを「国際の平和と安全に対する侵害」と認定するとともに、8月6日の決議661の前文において、湾岸地域に集結した米国を始めとする各国の軍隊の活動を、国連憲章第51条に基づく個別的及び集団的自衛の固有の権利に基づくものとして容認する姿勢を示している。

しかしながら、米国を中核とする多国籍軍は、国連憲章第51条に基づいて湾岸戦争を開始したのではなく、国連憲章第42条に基づいて武力行使を開始し、クウェートを解放した。

すなわち、同年11月29日の国連安保理事会決議678が、

「国連憲章第7章の下に行動し、

2 クウェート政府に協力している加盟国に対し、イラクが主文1に述べたように1991年1月15日以前に上記の決議を履行しない限り、決議660(1990)及びすべての累次の関連決議を堅持かつ実施し、同地域における国際の平和と安全を回復するため、あらゆる必要な措置を取る権限を与える。」

と述べたことを根拠として、1991年1月16日に多国籍軍の武力行使が開始されたのである。

このため、米国の「武力行使容認法」(1991年1月14日)も、

「第2条(a)項 大統領は(b)項に従い、安保理決議660, 661, 662, 664, 665, 666, 667, 669, 670, 674, 及び677を実施するために、同決議678(1990年)に基づいて米国軍を行使する権限が認められる。」

と述べ、米軍の行動が国連憲章第42条に基づくものであることを確認している。

ちなみに、アフガニスタン武力攻撃の法的根拠である2001年9月18日の「武力行使容認法」(P.L.107-40)は、下記のように国連安保理決議に全く言及しておらず、著しい対照を示している。

「第2条(a)項 大統領は、2001年9月11日のテロ攻撃を計画、命令、実行又は支援したと自らが断定する国、組織又は個人に対し、あるいはそうした組織や個人をかくまったと断定する国、組織又は個人に対し、そうした国、組織又は個人が更なる国際テロ行為を米国に対して行わないように、すべての必要かつ適切な武力を行使する権限が認められる。」

#### 4 I S A Fの法的根拠

以上に対して、国際治安支援部隊（I S A F）は、2001年12月20日の安保理事会が、決議1386において、アフガニスタン情勢を引き続き国際の平和と安全に対する脅威と認定し、

「国連憲章第7章の下に行動し、

1 ボン合意の付属書1の企図に従い、アフガニスタン暫定行政機構が首都カブール及びその周辺の治安を確保することを支援し、アフガニスタン行政機構及び国連の職員が安全な環境下に活動できるようにするために、国際治安支援部隊を6ヵ月間設立することを認める。」

と述べたことを根拠として活動を開始した。

なお、安保理決議1386の主文第3条には、

「3 国際治安支援部隊に参加する加盟国に対し、国際治安支援部隊の任務を履行するために必要なあらゆる手段をとる（take all necessary measures）権限を認める。」

との文言もあり、I S A Fが国連憲章第42条に基づく武力行使を容認されていることを明確に示している。

その後、安保理事会は、2002年5月23日の決議1413、2002年11月27日の決議1444、2003年10月13日の決議1510、2004年9月17日の決議1563、2005年9月13日の決議1623及び2006年9月12日の決議1707において、それぞれI S A Fの任期の延長を行っているが、その度毎に同様な文言を挿入して国連憲章第42条に基づく武力行使を容認している。

#### 5 O E FとI S A Fの指揮権の独立

アフガニスタンの南部及び東部において継続されているタリバーン及びアルカーイダ残党の掃討を目的としたO E Fは、下図（第5艦隊ホームページ掲載）の地域を管轄する米中央軍司令部（フロリダ州タンパ）の統括下に同国のバگرام飛行場に設けられた統合軍司令部が指揮権を掌握している。

統合軍司令部は、当初「Combined Joint Task Force-76」と称していたが、I S A Fが2006年10月、アフガニスタン全土に展開したことに伴い、2007年3月からは「Combined Joint Task Force -82」と改称して活動を継続している。なお、2007年2月以降、米軍司令官がI S A Fの東部地区司令官を兼任しているが、O E Fを遂行する米軍がI S A Fの指揮下にあったことはない。

なお、米軍の指揮下でもI S A Fと同様に、軍と文民とが一体となった地域復興支援チーム（P R T）による人道復興支援活動が行われている。



I S A F は、タリバーン政権崩壊後のアフガニスタン和平のロードマップを示した 2001 年 12 月 5 日のボン合意の付属文書において、カブール及び周辺地域の治安維持支援のため、国連のマンデートを与えられた多国籍部隊の早期の展開が求められたことを受けて、国連安保理事会が 12 月 20 日に決議 1386 を採択して設置された。

当初は、参加各国が 6 ヶ月交代で部隊の指揮をとっていたが、2003 年 8 月 11 日以降、N A T O が指揮権を掌握した。N A T O にとっては、欧州及び北米以外の地域で活動する初めての例となった。

I S A F の展開地域は、2003 年 10 月に同国北部、2005 年 5 月に同国西部、2006 年 7 月に同国南部、また、同年 10 月には同国東部へと順次拡大し、その治安維持を主体とした活動は全土に及んでいる。

指揮権は、ベルギーのモンスにある欧州連合軍最高司令部(S H A P E)の下に設置されているブルンスム統合軍司令部(オランダのリンブルグ州ブルンスム)が統括しつつ、アフガニスタンのカブールに設けられた I S A F 司令部が

5つの地域司令部を通じて執行されている。

なお、ISAF指揮下でも、軍と文民とが一体となった地域復興支援チーム(PRT)による人道復興支援活動が行われている。

## 6 海上阻止活動(MIO)

ペルシャ湾では、湾岸危機に伴う安保理の対イラク経済制裁決議を受けて、米英艦隊による海上阻止活動がバーレーンのマナマにある米中央海軍司令部兼米第5艦隊司令部(C5F)の指揮下に開始された。現在、北部ペルシャ湾において、米、英、オーストラリア、イラクが参加する多国籍小艦隊Task Force 158(CTF158)が石油ターミナルの警護に当たるなど、イラク自由作戦(OIF)の支援を行っている。

9・11米同時多発テロ事件以降は、新たに、アフガニスタンにおける不朽の自由作戦(OEF)を支援するため、2001年10月、多国籍小艦隊Task Force152(CTF152)及びTask Force150(CTF150)が編成され、前者はペルシャ湾、ホルムズ海峡、北部アラビア海(オマーン湾)において、後者はバブ・エル・マンデブ海峡及びインド洋においてパトロールや護送を開始した。

Task Force152は、月平均、不審船への質問を1027回、立ち入り検査を27回、ホルムズ海峡での艦船の護送を9隻行っているとされる。

我が国の海上自衛隊の艦船は、上記の多国籍艦隊及びアラビア海で活動する米海軍艦艇に対する給油・給水等の後方支援を行っていると考えられるが、給油・給水等の補給実績を除き、その活動実態は公表されていない。2006年3月17日付米海軍のホームページによれば、自衛隊はおよそ4日に1回の割合で補給活動を実施し、多国籍艦隊に対する給油の40%、米海軍に対する給油の10%を提供しているとされる。

なお、自衛隊とは別に、米艦及び多国籍艦隊に対する同様な補給活動をTask Force53(CTF53)が行っている。

以上の海上阻止活動は、大量破壊兵器、その運搬手段及び関連物資の世界的な拡散に対処するため2003年5月31日にブッシュ大統領が提唱して設立された拡散安全保障イニシアティブ(PSI)の一環を成していると考えられる。このため、2004年1月11-17日には、米国自身が初めて主催した海上阻止訓練(Sea Saber)がアラビア海で、また、2006年10月29-31日には、同じく米主催の海上阻止訓練(Leading Edge)がペルシャ湾内で実施された。

以上の本章の概略を図示すれば、付表1のようになる。

## 7 9・11武力行使容認法と「非戦闘地域」との矛盾

アフガニスタンに対する米軍の武力行使、すなわち「不朽の自由作戦」の法的根拠である2001年9月18日の「武力行使容認法」(P.L.107-40)は、以下のように、国家のみならず、組織や個人を武力行使の対象としている。

「第2項(a)大統領は、2001年9月11日のテロ攻撃を計画、命令、実行又は支援したと自らが断定する国、組織又は個人に対し、あるいはそうした組織や個人をかくまったと断定する国、組織又は個人に対し、そうした国、組織又は個人が更なる国際テロ行為を米国に対して行わないように、すべての必要かつ適切な武力を行使する権限が認められる。」

この法律は、国家間の交戦状態(a condition of armed hostility between States)を戦争(War)と定義して来た伝統的な国際法の解釈の枠組みを大きく転換するもので、直ちに、国際社会がそうした解釈を受け入れたわけではないが、個別的自衛権及び集団的自衛権に基づいて活動している米軍及び連合軍は、現実には、アフガニスタン及びその周辺地域において国際法上の武力行使を行っていることになる。

他方、同じ「武力行使」について、我が国では以下のような解釈が行われている。

「米英軍等による武力の行使、すなわち国際的な武力紛争の一環として行われるところの戦闘行為に該当する場合がありますし、また、それに該当しない純然たる治安維持活動、例えば純然たる盗賊団の掃討というようなこともあり得ると考えております。

我が国の憲法上、このような米英軍等の活動に対しまして、それ自体は武力行使に当たりません医療、輸送等によって支援する場合に憲法上問題となりますのは、米英軍が今申し上げた前者に当たる行動をしている場合に限られるというふうに考えておりまして、後者に当たる行動につきましては、米英軍はさきに申し上げた意味での武力の行使を行っているわけではないので、これに対して我が国が医療、輸送等の支援をしたとしても、武力の行使との一体の問題というものは生じないとかねてから申し上げております。」(平成16年3月3日の衆議院テロ・イラク特別委員会における宮崎内閣法制局第一部長答弁)

つまり、「戦闘行為」とは、「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」であり、「国際的な武力紛争」とは、「国又は国に

準ずる者の間において生ずる武力を用いた争い」であるとする伝統的な国際法の解釈をそのまま踏襲しているために、非国家主体であるアルカーイダに対する戦闘行為は、盗賊団の掃討同様、憲法が想定する武力行使ではないとする解釈が行われているものと考えられる。

したがって、米英軍が国際的な武力紛争の一環として行われる戦闘行為を行っている場合であっても、自衛隊は憲法上、同地域を「非戦闘地域」であるとして活動を継続できるという矛盾が生じることになりかねない。いずれにせよ、「テロとの闘い」を伝統的な国際法の再解釈なしに正当化することが難しい以上、こうした矛盾点についても説得性のある説明が必要になっている。

【付表1】

アフガニスタン、イラク及びインド洋における軍事作戦の概要

区域	イラク	紅海、ペルシャ湾、 オマーン湾、アラビア海	アフガニスタン	
法的根拠	安保理決議 678、687 及び 1441	個別的及び集団的自衛権（憲章 51 条） 安保理決議 1368		安保理決議 1386
作戦	O I F イラク自由作戦	M I O 海上阻止活動	O E F - A 不朽の自由作戦 (アフガニスタン)	I S A F 国際治安支援部隊
指揮権	米中央軍司令部 (CENTCOM)、 米国、フロリダ州、タンパ			ブルンスム統合軍司令部 オランダ、リンブルグ州 ブルンスム
	<b>Multinational Force Iraq (MNF-I)</b> イラク、バグダッド、 キャンプ・ヴィクトリー  Multi-National Corps Iraq (6 個の多国籍師団を指揮下に置 いて、日常の軍事作戦を指揮) Multi-National Security Transition Command - Iraq (MNSTC-I) 兵站支援部門  (注1)	<b>米中央海軍司令部 (NAVCENT)</b> / 米第 5 艦隊 (C5F) バーレーン、マナマ  2001 年 10 月、多国籍小艦隊 Task Force 152(CTF152)を編 成し、ペルシャ湾、ホルムズ 海峡、北部アラビア海/オマ ーン湾でパトロールや護送を行 う。 (注2)  バブ・エル・マンデブ海峡及 びインド洋では、別の小艦隊 Task Force 150(CTF150)が 同様な活動を行っている。  その他、湾岸戦争以来、ペル シャ湾ではイラク海上阻止活 動 (MIO - Iraq) が米英艦隊 等(CTF158)によって行われて いる。	<b>Combined Joint Task Force (CJTF) -82</b> アフガニスタン、バグラム飛行場  N A T O 指揮下でないアフガ ニスタン駐留米軍の全戦闘活 動を管轄。  N A T O への指揮権移譲に伴 い 2007 年 3 月 Combined Joint Task Force-76 から名称変更	<b>ISAF 司令部 (HQ ISAF)</b> アフガニスタン、 カブール  5 地域司令部 首都 ( 4,820 人 ) 北部 ( 3,141 人 ) 西部 ( 2,402 人 ) 南部 ( 8,661 人 ) 東部 ( 13,766 人 )  2006 年 10 月、アフガニ スタン全土における軍事 作戦の指揮権を掌握
兵力	2007 年 4 月現在、約 145,000 人の米兵がイラクに駐留。 英兵は 7,100 人。 韓国は 2006 年初に 3,200 人か ら 2,300 人に削減 (2007 年末 撤退予定)。	第 5 艦隊の通常兵力は、20 隻 超の艦船、陸上 1,000 人、洋 上 15,000 人。	兵員、約 27,000 人。 内、米兵 24,845 人 (2007 年 3 月 1 日現在)。	NATO 加盟国を中核と する 37 カ国から兵員約 33,000 人 (2007 年 7 月 現在)。  但し、ISAF に計上され ている米兵 14,750 人の 大半に対して、NATO は 指揮権を持たず、その数 は左欄の OEF に計上さ れた米兵 24,845 人に含 まれる。ISAF 指揮下の 米兵は極めて少数とされ る。

(注1)2004 年 5 月 15 日、それまで在イラク米軍の指揮を担当していた CJTF7 (Combined Joint Task Force 7)が廃止され、 Multinational Force Iraq と Multinational Corps Iraq が新たに発足した。

(注2)月平均、不審船への質問を 1027 回、立ち入り検査を 27 回、ホルムズ海峡での艦船の護送を 9 隻行っているとされる。

なお、2004 年 1 月 11-17 日に米主催海上阻止訓練 (Sea Saber) がアラビア海で実施された。また、2006 年 10 月 29-31 日にも、米国主催海上阻止訓練 (Leading Edge) が初めてペルシャ湾内で実施された。



【参考1】「テロとの闘い」に対する各国部隊派遣状況(2007年8月現在)

1 不朽の自由作戦(OEF)

アフガニスタンは国際テロの中心的拠点であり、米国等はアフガニスタン南部・東部のパキスタン国境付近等を中心として、アルカーイダやタリバン勢力の掃討作戦等を実施している。また、インド洋では、テロリスト及びその関連物資の海上移動の阻止、抑止のため海上阻止活動が継続中である。

(1) アフガニスタン本土に部隊・将校等を派遣している国：約20か国

(米国は約23,000人の要員を派遣)

派遣国：米、英、仏、加、韓、モンゴル、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ルーマニア、トルコ他

(2) 「海上阻止活動」(OEF-MIO)に従事している国：8か国17隻

派遣国：米、英、仏、加、独、パキスタン、日本、ニュージーランド

(注)米国によれば、「不朽の自由作戦」に対して、何らかの協力を行っている国は約75か国である。

(3) 「海上阻止活動」(OEF-MIO)に参加している各国艦船の状況

ア 各国艦船の状況(2007年3月)

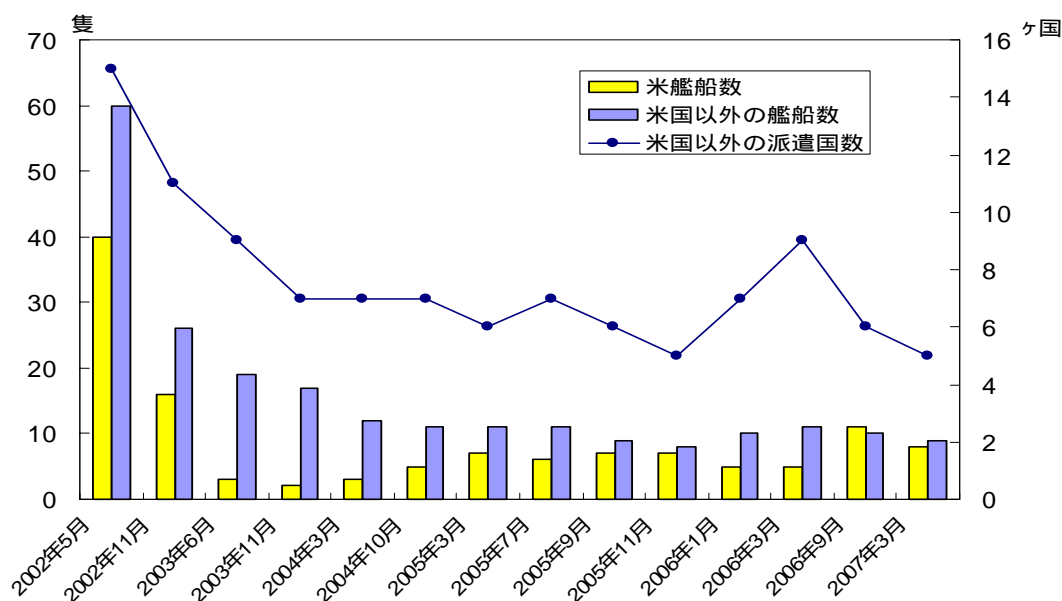
国名	艦船(隻数、種類)	我が国の支援
米国	フリゲート艦 4隻 補給艦 4隻(注)	・2001年11月16日交換公文 ・同年12月2日支援開始
英国	フリゲート艦 2隻 補給艦 1隻	・2002年1月18日交換公文 ・同年1月29日支援開始
フランス	フリゲート艦 2隻	・2003年2月28日交換公文 ・同年3月9日支援開始
ドイツ	フリゲート艦 1隻	・2003年2月28日交換公文 ・同年6月4日支援開始
パキスタン	フリゲート艦 1隻	・2004年7月13日交換公文 ・同年7月22日支援開始
日本	護衛艦 1隻 (05年8月まで2隻) 補給艦 1隻	
(カナダ)	(2007年秋に再派遣予定)	・2003年3月28日交換公文 ・同年4月6日支援開始
(ニュージーランド)	(2008年半ばに再派遣予定)	・2003年2月28日交換公文 ・同年3月11日支援開始
(オランダ)		・2003年3月11日交換公文 ・同年3月28日支援開始

(ベルギー)		
(ギリシャ)		・2003年3月28日交換公文 ・同年4月5日支援開始
(スペイン)		・2003年3月11日交換公文 ・同年4月8日支援開始
(イタリア)		・2006年12月活動終了
合計	護衛艦 11隻 補給艦 6隻	8カ国(カナダ及び ニュージーランドを含む)

(注)燃料を補給できる補給艦は4隻中2隻のみ。他の2隻は食料等の補給。

### イ 各国艦船の隻数の推移

時 期	米艦船	米国以外の艦船		総隻数
		派遣国数	隻数	
2002年5月	約40隻	15か国	約60隻	約100隻
2002年11月	16隻	11か国	26隻	42隻
2003年6月	3隻	9か国	19隻	21隻
2003年11月	2隻	7か国	17隻	19隻
2004年3月	3隻	7か国	12隻	15隻
2004年10月	5隻	7か国	11隻	16隻
2005年3月	7隻	6か国	11隻	18隻
2005年7月	6隻	7か国	11隻	17隻
2005年9月	7隻	6か国	9隻	16隻
2005年11月	7隻	5か国	8隻	15隻
2006年1月	5隻	7か国	10隻	15隻
2006年3月	5隻	9か国	11隻	16隻
2006年9月	11隻	6か国	10隻	21隻
2007年3月	8隻	5か国	9隻	17隻



ウ 海上自衛隊の艦艇が不審船舶を発見して米海軍等に通報を行った件数

2007年8月17日

年 月	回 数	年 月	回 数
～2003年1月	記録無し	2005年3月	0回
2003年2月	2回	4月	0回
3月	2回	5月	0回
4月	2回	6月	0回
5月	2回	7月	0回
6月	4回	8月	5回
7月	2回	9月	0回
8月	0回	10月	0回
9月	1回	11月	0回
10月	3回	12月	0回
11月	1回	2006年1月	0回
12月	3回	2月	0回
2004年1月	3回	3月	0回
2月	0回	4月	0回
3月	0回	5月	0回
4月	0回	6月	0回
5月	0回	7月	0回
6月	1回	8月	0回
7月	0回	9月	0回
8月	0回	10月	0回
9月	0回	11月	0回
10月	0回	12月	0回
11月	0回	2007年1月	0回
12月	0回	2月	0回
2005年1月	1回	3月	0回
2月	0回	合 計	32回

【参考2】OEFにおける具体的成果の例

年月日	状 況	具体的成果
15.12.15	OEF-M10 参加艦艇がダウ船に対する乗船検査を実施。末端価格 1,000 万ドル相当の大麻を発見、押収し、乗組員 12 名を拘留。	乗組員 12 名拘束 大麻（末端価格 1,000 万ドル相当）
15.12.20	OEF-M10 参加哨戒機が発見した 2 隻のダウ船に対し、OEF-M10 参加艦艇が乗船検査を実施。ヘロイン、覚醒剤を発見、押収し、乗組員 21 名を拘留。12 月 15 日分と併せて拘留した 33 名のうち、10 名はアルカイダへの関与の疑いあり。	乗組員 21 名拘束 ヘロイン、覚醒剤
16.01.01	OEF-M10 参加哨戒機が発見したダウ船に対し、OEF-M10 参加艦艇が乗船検査を実施。大麻約 280 ポンド（末端価格 1,100 万ドル相当）を発見、押収し、乗組員 15 名を拘留（アルカイダその他のテロリストグループとの関係について疑いあり）。	乗組員 15 名拘束 大麻約 280 ポンド（末端価格 1,100 万ドル相当）
16.05.07	OEF-M10 参加艦艇が立入検査をした船舶から多数の武器を発見・押収。7 人の乗組員を拘束。	乗組員 7 名拘束 武器（AK-47 × 535 丁、同弾倉 × 1239、RPK × 7 丁、同弾薬 12,000 発、14.5mm 機銃 × 2 丁、同弾薬 84 発）
16.09	乗船検査を行った船舶は、人員の負傷や船舶の損傷が認められ、中から、イラン、イエメン等の大量の通貨が発見された。	
17.03.06	OEF-M10 参加艦艇がダウ船に対し乗船検査したところ、燃料タンク内に隠されていた大麻 (Hashish) 約 6,000 ポンドを発見。	乗組員 3 名が大麻取引に関与 大麻 (Hashish) 約 6,000 ポンドを押収
17.05.20	OEF-M10 参加艦艇がダウ船に対し乗船検査したところ、大麻 (Hashish) 約 4,200 ポンドを発見。	大麻 (Hashish) 約 4,200 ポンドを押収

（防衛省資料）

## 国際治安支援部隊（I S A F）

### 1 I S A Fの当初の目的

2001 年末に米国を中心とした連合国の軍隊がタリバーン政権を打倒した数週間後、国連の主導下にアフガニスタンの様々な勢力の代表がボンに集まって協議した結果、2001 年 12 月 5 日に、暫定政権の樹立を含む和平プロセスが合意された。

しかしながら、タリバーン政権崩壊後の同国の和平プロセスの進展にとって最大の障害は、今や、これまで米国や近隣諸国からそれぞれ武器や資金等の援助を受けて確固とした勢力を築き上げてしまった軍閥であった。このため、ボン合意の付属書 1 では、同国に展開する国連や N G O 要員の安全な活動を保証すると同時に、カブールとその周辺から軍閥勢力を排除して中央政府の自立性を確保するために、国連安保理事会に対し、国際部隊の展開を許可するよう要請する旨が明記されていた。

国連安保理事会はこの要請を受け、暫定政権発足直前の 2001 年 12 月 20 日、決議 1386 を採択して、国際治安支援部隊（I S A F）の設置を認め、同部隊に治安維持のための武力行使を容認した。ただし、展開地域は米国の意見を受け入れて、首都カブールとその周辺地域に限定された。こうして、2002 年 1 月 3 日、英国指揮下に 4,500 人規模の I S A F が首都とその周辺に展開した。

### 2 I S A Fの地方展開と米国の態度

アフガニスタン指導者や国連は、中央政府が自らの権威を軍閥の支配する地方に及ぼし、また、国連が人権侵害、ボン合意の順守、地方軍閥の武装解除を監視するためには、I S A F をカブールと周辺以外の地域に展開することが不可欠であると国際社会に働きかけてきた。そのためには、展開地域をカブールとその周辺地域に限定した国連安保理の I S A F 設置決議を改定する必要があったが、米国は、こうした要請を拒否し、地方の治安は当面、軍閥に任せ、その間、I S A F は国軍の訓練に専念すべきであると主張した。

米国はその後、I S A F の地方展開そのものに反対する姿勢を撤回したが、米軍の I S A F への参加、あるいは地方展開に不可欠な補給、情報、航空支援の提供は拒否した。他方、I S A F 参加各国も、兵力の大幅な増強が必要なカブール以外の地域への展開には消極的な姿勢を続けた。

### 3 N A T Oによる指揮権掌握と地方展開

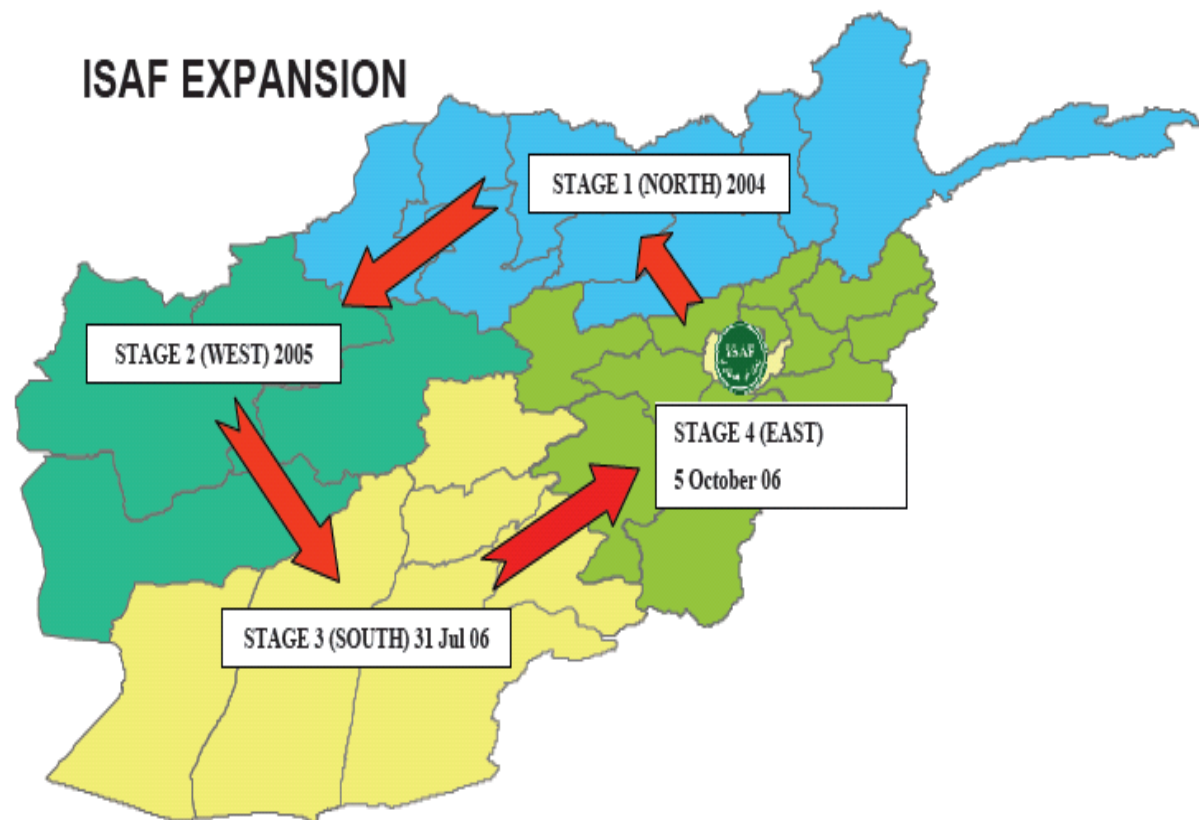
このように膠着した I S A F の地方展開問題を打開する鍵となったのは、N A T O による I S A F の指揮権掌握である。当初、指揮権は半年毎に交代し、英国からトルコ、ドイツ、オランダへと引き継がれたが、北大西洋理事会による 2003 年 4 月 16 日の決定に基づいて、同年 8 月 11 日から N A T O が恒常的に I S A F の指揮権を掌握

することになった。

こうして、I S A Fが初めてのN A T O域外ミッションとして位置づけられたことで、加盟国への説得が試みられた結果、ドイツが450人の追加派兵を受け入れた。この決定を受けて、N A T Oは2003年10月、国連の正式な承認を前提として、I S A Fの地方への展開を認める決定を行い、次いで、国連安保理事会が同13日、I S A Fの任務区域をカブール以外の全土に拡大するとした決議1510を採択した。この北部地域には、主としてフランス及びドイツの部隊が展開した。また、N A T Oは2004年5月、I S A Fの展開地域をさらに西部にも拡大し、主にイタリア及びスペインの部隊が同地域に展開した。

なお、北部地域へ展開するまでのI S A F兵力は約6,400人であったが、I S A Fの西部展開で管轄地域が2倍になった結果、兵力規模も約12,000人に増大した。

I S A Fの地方展開



(出典：N A T Oホームページ)

#### 4 I S A Fの南・東部への展開問題

2005年9月14日のN A T O非公式国防相理事会で、I S A Fを2006年にアフガニスタン南部に拡大することを確認したことなどを受けて、2006年7月31日、アフガニス

タン南部の治安維持任務が正式に I S A F に移譲され、英国、カナダ、オランダの約 8,000 の兵力が同地域に展開した。

また同様に、2006 年 9 月 28 日のスロベニアで開催された N A T O 会議がアフガニスタン東部 14 州の治安維持に関する指揮権を掌握することに合意したことを受けて、同年 10 月 5 日に英国の司令官が東部地域司令官となった。

しかしながら、治安が比較的安定していたアフガニスタンの北西部地域と異なり、東南部地域では、国連のマンデートを受けた I S A F の活動とは全く独立に、自衛権を根拠として米軍を中心とした連合軍が大規模なアルカーイダやタリバーン残党の掃討作戦を継続していた。すなわち、2003 年 5 月 1 日にアフガニスタンを訪れたラムズフェルド米国防長官が「主要な戦闘は終結し、米軍を中心とした連合軍の活動を軍事作戦から安定・復興へ移行させる」と宣言した後も、治安は回復せず、米軍や政府軍への襲撃が頻発していた。

したがって、同地域に進出した I S A F は事実上、戦闘任務に従事することとなり、当初の目的である治安確保任務との整合性が政治問題化した。

## 5 戦闘任務と I S A F

現在 2,500 人が派遣されているカナダ軍は、米軍による不朽の自由作戦 (O E F) を支援するため、2006 年 7 月の I S A F による南部展開に先立って、同年 2 月、首都カブールから南部のカンダハル周辺に任務地を移した。このため、犠牲者が急増し、2002 年の駐留開始から 2007 年 9 月 4 日現在の死者数は 70 人(ほかに外交官 1 人が死亡)となり、6,500 人を派遣している英国の犠牲者 74 人とほぼ同数となった。しかし、カナダ下院は 2006 年 5 月 17 日、2009 年まで軍の駐留を継続するとの決定を行った。

また、2006 年 7 月から南部ウルズガン州に駐留しているオランダ軍も、待ち伏せ攻撃や仕掛け爆弾といったタリバーンの反撃に遭い、1 年間で 9 人の死者を出したが、オランダ国会は 2006 年 2 月 3 日、オランダ軍の南部駐留を容認する決定を行っている。

こうした事態を重く見た N A T O は 2005 年 12 月、I S A F が戦闘任務にも対応できるよう武器使用基準 (R O E) を改定したが、不朽の自由作戦を闘う米軍の R O E とはなお隔たりがあり、また、大半の N A T O 諸国は独自基準 (national caveats) を依然、保持したままであるので実効性の乏しいものとなっている。

## 6 参加国の独自基準の問題

多くの N A T O 加盟国は、N A T O 作戦において自国軍隊が行い得る任務に独自の制限 (National Caveat) を課している。この独自制限とは、例えば戦闘活動への参加禁止、暗視鏡の不足を理由とした夜間パトロール禁止等であるが、そのほとんどは政治的な背景を持つ。

例えば、約2,000人の部隊を西部に展開するイタリアは、中道左派の連合政権内部から撤退を求める声が続出し、プロディ首相が2007年2月、一時辞表提出に追い込まれる事態になった。このため政権中枢は「我が軍は戦闘には参加しない」と強調することで撤退を回避しているのが実情と言える。

このため、フランス、ドイツ、イタリアなどの部隊はこのNational Caveatを根拠にNATOによる南部展開要請に難色を示し、今後も比較的治安の安定した首都カブール周辺や北・西部にとどまる方針とされている。また、大半の国の部隊は、一定の任務遂行には自国本部との協議が必要であるとしているが、こうした制約は、部隊の活用に最大限の柔軟性を求める司令官に難しい問題を提起している。

2006年11月28及び29日、ラトビアのリガで開催されたNATOサミットでは、オランダ、ルーマニア、フランス等の参加国が、こうしたNational Caveatの幾つかを撤廃することを約束した他、緊急時には全てのNATO加盟国が他国部隊防衛のためにアフガニスタンのどこにでも自国の部隊を派遣する旨合意した。

## 7 南部における治安悪化とアヘン問題

2006年5月頃から、南部を中心にタリバーン勢力が復活する傾向が顕著となっている。こうした事態が、ISAF参加NATO諸国の苦悩をさらに深めていることは勿論であるが、その背景にアヘン問題が横たわっていることは、治安問題をさらに複雑化させる要素になっている。

アフガニスタンは、世界のアヘンの93%を産出しているとされ、その栽培地域は南部に集中している。アフガニスタン国軍、米軍を中核とした連合軍やISAFの努力にもかかわらず、2006年のケシ栽培は、前年比40%も増加した。そして、タリバーンの復活は、このケシ栽培と密接な関係を持っている。すなわち、タリバーンは、ケシ栽培農家や取引業者の安全を保障する見返りに、ケシから産出したヘロインについて1キロ当たり50ドル及びケシを栽培する農家に対して10%の税金を課し、自らの資金源としている。このため、タリバーンの反抗作戦は、麻薬街道に沿って展開され、それが南部全体の治安悪化につながっている。

しかしながら、同国の南部地域では、ケシが唯一の栽培可能な換金作物であるという事情もあり、畑を焼き払う等の撲滅作戦は農家の死活問題に直結し、反政府感情を植え付ける原因ともなっている。したがって、腐敗が著しいとされながらも、アフガニスタン警察に頼らざるを得ないのが実情で、米・NATO軍は直接的に関与しない方針を採っている。

## 8 OEFを遂行する米軍とISAFとの関係

2006年10月5日にISAFが東部に展開した際、米軍は、自らの司令部であるCombined Joint Task Force-76をISAFの東部地域司令部とし、同地域に展開して



いた米軍11,250人をI S A Fの東部地域構成部隊に組み込む措置をとった。しかし、米国は、O E Fを遂行する米軍をN A T Oの指揮下には入れないことを方針としているため、I S A FとO E Fの任務が二律背反する場合には、あくまでもO E Fを優先すること、またそのために、2007年2月以降は、米軍の司令官がI S A Fの東部地域司令官となることが約束された。

しかしながら、こうした指揮権の複雑さを解消するため、米軍は2007年3月、O E Fの独自司令部をCombined Joint Task Force-82の名称で復活させている。

なお、I S A Fの東部地域には、米軍以外に、英国、ルーマニア、ポーランド、カナダ、チェコが部隊を派遣している。

【付表1】 ISAF年表

年月日	出来事		備考
2001年 12月5日	ボン合意 付属書1	首都カブール及びその周辺に対する治安維持のために ISAF の設立を合意	
2001年 12月20日	国連安保理決議 1386	ボン合意を受けて ISAF 設立(任期6ヵ月)し、武力行使を容認	(第1段階) ISAF によるカブール及び北部への展開。 2002-2004 年期の ISAF 兵力は約 6,400 人。
2002年 5月23日	国連安保理決議 1413	ISAF の任期を 6 ヶ月延長し、武力行使を容認	
2002年 11月27日	国連安保理決議 1444	ISAF の任期を 6 ヶ月延長し、武力行使を容認	
2003年 4月16日	北大西洋理事会決議	ISAF の指揮権掌握を決定	
2003年 8月11日		NATO が指揮権を掌握	NATO 域外への初めての軍事展開
2003年 10月13日	国連安保理決議 1510	ISAFの地方展開を承認 任期を1年延長し、武力行使を容認	カナダ首相、カナダ軍の首都以外への展開
2004年 9月17日	国連安保理決議 1563	ISAFの任期を1年延長し、武力行使を容認	
2005年 5月		ISAFが展開地域を西部に拡大 イタリア、スペイン軍が中核となる	(第2段階) ISAFの西部展開で管轄地域が2倍になり、兵力規模も約12,000人となる。
2005年 9月13日	国連安保理決議1623,	ISAFの任期を1年延長し、武力行使を容認	
2005年 9月14日	NATO 非公式国防相理事会	ISAFを06年にアフガニスタン南部に拡大することを確認	
2005年 12月	NATO	ISAFが掃討作戦も遂行できる武器使用基準(ROE)を採択	
2006年 2月15日	国連安保理決議 1659	NATOによる ISAF展開地域拡大方針とOEFとの共同作戦を歓迎	
2006年 春		タリバーンの活動が活発化	
2006年 7月31日		ISAFが展開地域を南部に拡大 8,000人の英国、カナダ、オランダ軍によって南部地域司令部を形成	(第3段階) ISAFの南部展開
2006年 9月12日	国連安保理決議 1707	ISAFの任期を1年延長し、武力行使を容認 (2007年10月13日まで)	
2006年 9月28日	スロベニア NATO 会議	アフガニスタン東部14州の治安確保について指揮権を掌握することに合意	
2006年 10月5日		ISAF による東部地域への展開完了	(第4段階) ISAFの東部展開
2006年 11月28-29日	リガNATO首脳会議	若干の国が独自基準の廃止を約束。緊急時に相互の警護に駆けつけることに合意	

【付表2】 I S A F兵力（2007年7月13日現在）

アルバニア	30
オーストラリア	700
オーストリア	2
アゼルバイジャン	20
ベルギー	295
ブルガリア	400
カナダ	2500
クロアチア	175
チェコ	220
デンマーク	400
エストニア	110
フィンランド	70
フランス	800
マケドニア	120
ドイツ	3000
ギリシャ	145
ハンガリー	180
アイルランド	5
イタリア	2500
ラトビア	35
リトアニア	130
ルクセンブルグ	10
オランダ	1300
ニュージーランド	150
アイスランド	9

ノルウェー	5 0 0
ポーランド	1 0 7 5
ポルトガル	1 5 0
ルーマニア	5 0 0
スロバキア	6 0
スロベニア	5 0
スペイン	6 5 0
スウェーデン	2 6 0
スイス	2
トルコ	1 2 0 0
英国	6 5 0 0
米国	(注) 1 4 7 5 0
合計	3 3 0 0 0

(注) ISAF 兵力に計上されている米兵 14,750 人の大半に対して、NATO は指揮権を持たない。

また、14,750 人は、次表の OEF 兵力として計上された米兵 24,845 人に含まれている。

(出典) NATO ホームページ

【付表 3】 米軍のアフガニスタン O E F 兵力 (2007 年 3 月 1 日現在)

米国	24,845 (注)	21,587 (現役)	17,284 (陸軍)
			784 (海軍)
			3,088 (空軍)
			425 (海兵隊)
		3,264 (州兵・予備役)	1,855 (州兵陸軍)
			596 (州兵空軍)
			518 (陸軍予備役)
			241 (空軍予備役)
			50 (海軍予備役)
			4 (海兵隊予備役)

(注) その他、アフガニスタンの内外に米軍特殊作戦部隊(SOF)が展開しているが兵員数は不明である。

(出典) 米議会調査局資料

## 地方復興支援チーム（PRT）

### 1 PRT創設の経緯

軍隊と文民の合同チームである地方復興支援チーム（PRT）は、米軍が人心を掌握することが不朽の自由作戦の遂行に不可欠であると考え、そのために、2002年初め、「連合軍人道的連携部隊」（Coalition Humanitarian Liaison Cells）を設置したことに始まる。米国は同年11月には、こうしたプログラムを拡充して、武装防護部隊と米政府省庁代表を加えた最初のPRTを、アフガニスタン東部のパクティア州ガルデズに創設した。

その後、PRTの数は増え、本年7月現在、合計25（付表2参照）に増加している。なお、2002年1月にアフガニスタンに展開を開始したISAFは、米軍からその一部を移譲されたほか、各地域司令部の下に自前のPRTを展開している。

### 2 PRTの任務

PRTの主要な任務は、カブールの米大使館が2003年2月に公表した『PRTのUNAMA、NGO及び地方政府との業務関係に関する指導原則』と題する文書の中で、アフガニスタン中央政府の権威の拡大、治安の改善、復興の促進であるとしている。特に、米軍主導のPRTでは、アフガニスタン中央及び地方政府の腐敗した役人の手を経ることで復興資金が消えることがないように、自らの手で直接プロジェクトを進めることを重要視しているとされている。

なお、米国主導のPRTは50人～100人の軍民要員から構成されるが、英国主導のPRTはこれよりも若干規模が大きく、ドイツ主導のPRTは300人を超える。

### 3 人道復興に軍人が介入することの是非

掃討作戦にのみ力を注いできた米軍が、軍事と復興を車の両輪と考え、自ら治安や人道援助に積極的に関与するようになったことに対し、アフガニスタンのNGOの連合体であるアフガン援助調整機関（ACBAR）は、2002年12月初めに緊急アピールを出し、こうした作戦は人道援助の中立性を損ない、地元民が軍事と援助を混同しかねないために、NGO活動が攻撃の対象になりかねないとして批判している。同様な趣旨は、国境なき医師団（MSF）の撤退声明や日本NGOの有志団体の日本政府に対する要望の中にも表明されている。

なお、米軍の側でも、PRTが連合軍やISAFに移管されるに従い、PRTの活動に統一性が失われていることを問題視しており、PRTに関するコンセプトを確立し、軍民関係を律する明確なガイドラインを設ける必要性を唱えている。

【付表 1】 P R T 年表

2002年初め	米軍部隊が不朽の自由作戦の一環として「連合軍人道的連携部隊」 “Coalition Humanitarian Liaison Cells” を設置
2002年11月	米国は、上記のプログラムを拡充して、武装防護部隊と米政府省 庁代表を加えた最初の地方復興支援チーム（P R T）をガルデズ に創設
2003年初	バーミヤン、クンドゥズ、マザリシャリフ、カンダハール、ヘラ ートにP R T設置
2003年 2 月	カブールの米大使館が『P R TのUNAMA、NGO及び地方政 府との業務関係に関する指導原則』と題する文書の中で、P R T プログラムの主要な目的が、アフガニスタン中央政府の権威の 拡大、治安の改善、復興の促進であることを示す。
2003年 7 月	英国、マザリシャリフにP R T開設
2004年 5 月	英国、マイマナにP R T開設
2004.年 6 月末	P R Tが13チームとなる。
2004年 9 月17日	国連安保理決議1563、N A T O 諸国によるP R T設立へのコミッ トメントを歓迎する旨言及
2005年 7 月	P R Tが合計22チーム（連合国主導13、I S A F 主導9）となる。 一般的に、I S A F のP R Tは治安が比較的安定した北西部地域、 米軍のP R Tは、不安定な南部及びパキスタン国境沿いの東部 4 州に所在
2007年 8 月現在	P R T 合計25チーム

（出典：米政府報告書等）

【付表2】 アフガニスタンのPRT一覧

(2007年7月13日現在)

地域司令部	所在地	創設時期	主導国
東部	Asadabad	2004年2月	米国
	Bagram		
	Gardez	2003年2月	
	Ghazni	2004年3月	
	Jalalabad	2004年1月	
	Khost	2004年3月	
	Mether Lam	2005年4月	
	Nuristan		
	Jabol o-Saraj	2003年11月	
	Sharana	2004年10月	
	Bamiyan	2003年3月	ニュージーランド
	Maidan Shahr		トルコ
南部	Qalat	2004年4月	米国、ルーマニア
	Tarin Khowt	2004年9月	オランダ、オーストラリア
	Qandahar	2003年12月	カナダ
	Lashkar Gah	2004年9月	英国、デンマーク、エストニア
西部	Farah	2004年9月	米国
	Chagcharan	2005年8月	リトアニア
	Herat	2003年12月	イタリア
	Qalah-ye-Now	2005年8月	スペイン
北部	Faizabad	2004年7月	ドイツ
	Konduz	2003年3月	
	Meymaneh	2004年7月	ノルウェー
	Mazar-e-Sharif	2003年2月	スウェーデン
	Pol-e-Khomri	2004年10月	ハンガリー

(出典：米国議会資料)

付表 2 に示された各 P R T の所在地



( 出典 : N A T O ホームページ )

【付表 3】 P R T 米国モデル ( 統合軍司令部の定める米軍民要員 82 人の場合 )

司令官 ( 1 人 )		
軍事部門	民間部門	
副官 ( 1 人 )	米國務省	アフガニスタン内務省 P R T 担当 1 人 現地語通訳 3 - 4 人
陸軍民政班 ( 2 班、各班に兵士 4 人 )	米国際開発庁 ( USAID )	
軍警察ユニット ( 兵士 3 人 )	米農業省 ( USDA )	
心理作戦ユニット		
爆発兵器・地雷除去ユニット		
情報班		
衛生兵		
部隊警護ユニット ( 歩兵小隊 4 0 人 )		
管理支援要員		

( 出典 : 米国議会資料 )



【参考1】北大西洋理事会における安倍総理演説（平成19年1月12日）

「日本とNATO：更なる協力に向けて」（仮訳）

温かい歓迎の言葉をありがとうございます。

各大使閣下、ご列席の皆様、

初の戦後生まれの総理大臣である私が、日本の内閣総理大臣として初めて北大西洋理事会に出席することは、歴史的であるとともに大変嬉しく思います。

まずは当然のことを申し上げることから始めたいと思います。日本は、国際社会のためになすべきことを実行する用意があるということです。そのためにも、日本は志を同じくする他の世界の国々と、最大限力を合わせていかなければならないということです。

皆様、

リガ首脳会合の成功に祝意を表します。NATOに加盟していない日本を含む民主主義諸国と関係を強化していくとのNATO首脳のコミットメントを歓迎します。

日本とNATOはパートナーです。日本とNATOは、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有しています。これらの価値を擁護し、普及していくために日本とNATOが協力していくのは当然のことです。我が国政府は、さきほど述べた基本的価値に基づいた、世界の安定と繁栄を強化していく決意です。一方NATOは、加盟国やパートナーシップの拡大を通じ、自由の輪を拡大してきています。

日本とNATOはグローバルな課題の解決に向けた責任感を共有しています。日本とNATOは、紛争に際して平和の定着を目指し、これまで以上に互いに持てる能力を發揮し共に行動する必要があります。

10年以上前から、日本は、カンボジア、モザンビーク、東ティモール、インド洋、イラクといった様々な地域で国際平和協力活動を行っています。日本はまた、パキスタンにおいても、NATOの部隊と肩を並べて災害救援活動を行いました。

総理大臣就任以来、私は日本国民に対し、日本政府が主張する外交を展開し、実施していくこと、そして日本が国際舞台でしっかりとした役割を果たすべきであることを、明確にしてきました。このような考えに基づき、日本は、NATOと共通の信頼感の上に立って、協力していきたいと考えています。

3日前、私は防衛庁を、他の中央省庁と同格の省に昇格させました。新しい防衛省は、国際平和協力活動を国土防衛とともに本来任務として敢然と遂行する用意があります。

現在、日本政府は国際平和協力の最適なあり方について、自衛隊及び文民の活動に関する一般的な法的枠組みを含め議論しているところです。

憲法の諸原則を遵守しつつ、いまや日本人は国際的な平和と安定のためであれば、自衛隊が海外での活動を行うことをためらいません。日本は、このような考え方に基づき、自衛隊によるイラクやインド洋での活動を行っているのです。

我々の懸命の努力にもかかわらず、目標に未だ到達していない地域もあります。任務遂行のため犠牲となった方々の家族のことは常に私の心の中にあります。アフガニスタンに関して申し上げれば、我々が背負っている差し迫った課題を十分認識しています。また、乗り越えなければならない障害がたくさんあることも十分理解しています。

それでもなお、私は日本国民に、日本はアフガニスタンの未来にかけているのだ、なぜならばアフガニスタンの安定が日本と世界に死活的に重要だからだ、という明快なメッセージを繰り返し語りかけています。

インド洋においては、海上自衛隊の艦船が NATO 加盟国 9 か国を含む「不朽の自由作戦（OEF）」参加諸国に燃料補給を行っています。

日本はアフガニスタンに対し、11 億ドルの復興支援を行ってきました。カブール、カンダハル、バーミヤンなどに、何百もの新しい教室を作りました。再建された学校の一つ一つがアフガニスタンの子どもたちにとって希望のともし火だからです。

国際治安支援部隊（ISAF）と日本は力を合わせ、6 万人の旧アフガニスタン兵士の社会復帰を果たしました。戦場から家に帰る父親の一人一人が、アフガニスタンの家庭にとって希望の光だからです。次の難題は 12 万 5 千人に上るといわれる非合法民兵の解体です。

私はリガ首脳会合で宣言された内容の多くに賛成します。特に開発なくしてアフガニスタンの安定なしとの考えを共にします。また、NATO と日本を含むパートナーとの協調を強化する必要があるとの見方にも同意します。

このような考え方に基づき、私はアフガニスタンを支援する確固たるコミットメントを表明します。

第一に、ロンドン会合のコミットメントを達成するため約 3 億ドルの更なる支援を実施します。これにより、道路、空港、農業開発の分野等を中心に、アフガニスタン国家開発戦略を支援します。

第二に、治安分野での支援を強化します。我々は NATO と緊密に協力しつつ、非合法武装集団解体（DIAG）を熱意をもって進めていきます。また、日本は特に、アフガニスタン警察の能力強化に重点をおきます。

第三に、NATO の地方復興支援チーム（PRT）が実施する人道活動との協力を強化します。我が国政府は PRT がアフガニスタンの奥地で果たしている重要な役割を高く評価しています。ついては、初等教育、医療、衛生等の分野を中心とする分野で、どのようにすれば日本の支援活動と PRT の支援活動がより深い相乗効果を持つようになる

かを更に追求していきます。このため、日本は、リガ首脳会合で設立が提案されたアフガニスタンに関するコンタクト・グループに積極的に参加します。

第四に、日本は麻薬・テロとの闘いにより大きな役割を果たしていきます。そのため、ドイツ、米国、EU と協調しつつ、アフガニスタン政府の国境管理能力強化に取り組んでいきます。

皆様、

今日の世界においては、地球上の一方で起きた出来事は容易にその反対側で起こる状況と連動し得るものです。だからこそ私達はイラン、スーダン、アフガニスタン、イラクなどの国々の状況を強く懸念しているのではありませんか。NATO において、イランの核開発とも深く関係している北朝鮮の核実験が議論されたのも、まさにこのためであると考えます。

北朝鮮は弾道ミサイルを発射し、核実験を行ったことを公然と宣言しています。そればかりか、北朝鮮は日本から多数の無辜の人々を拉致しましたが、その中には当時 13 歳の中学生も含まれます。

北朝鮮の核実験は日本の平和と安定のみならず東アジア及び国際社会全体に対する重大な脅威です。これはまた不拡散体制への重大な挑戦であり、断じて容認できないものです。

この認識は世界中で共有されていると私は確信します。国連安全保障理事会は北朝鮮の無謀な行動に対し決議 1718 号を全会一致で採択しました。この決議には国連の全ての加盟国が北朝鮮に対してとる義務を負っている措置を列挙しています。北朝鮮が全ての核兵器と核計画を廃棄することを強く求めるため、各国は一致して決議を実施に移す必要があります。

北朝鮮はさきの六者会合で核を放棄する意図をみせず、実質的な協議に入ることを拒否しました。こうした中、安保理決議履行の必要性はかつてなく高まっています。

我が国は、我が国自身の対応として、また安保理の関連決議に基づき厳格な措置をとってきています。こうした措置の結果、日本は、北朝鮮との貿易、資金取引、輸送及び人の移動を、禁止または厳しく制限しています。私は全ての NATO 加盟国に対して、具体的な措置を遅滞なく実施するよう求めます。

拉致をめぐる問題は深刻な基本的人権の蹂躪であり、国際社会が一致して取り組む必要があります。この観点から、北朝鮮の人権状況決議が国連総会で採択されたことを歓迎します。NATO 各国との協力関係の下、決議を成功裡に採択できたことについて、我が国として謝意を表します。北朝鮮からの脱北者や拉致被害者からは、欧州からの拉致被害者を見たとの証言を得ています。全ての NATO 加盟国に対し、北朝鮮に対して、解決にむけて誠実な対応をとるよう強く求めることを要請します。

数日後に、私は第2回東アジア首脳会議出席のためフィリピンを訪れます。アジア地域はダイナミックな変化を遂げており、日本は地域の成長と安定を促すため積極的な役割を果たしていきます。

東アジア地域において、中国は国際社会全体に素晴らしい機会を提供しています。私達は中国が地域において果たすべき責任ある役割を十分に認識しています。私は10月に訪中した際、中国側首脳との間で、共通の戦略的利益に基づく相互互惠関係の構築に合意しました。

同時に、私達は、急速な国防費の増大、透明性の欠如等のいくつかの不確実性が中国を取り巻いていることも理解する必要があります。中国の行く先を引き続き注意深く見守る必要があります。また、中国がこの地域の安全保障環境改善のため、一層多くの責任を分かち合うよう、中国政府との間で対話を継続する必要があります。このため、価値を共有するパートナーたちは、協力を強化していくべきです。

日本とNATOは協力の新たな段階へと移行するべきだと考えます。私の指示に基づき、日本政府は、既にNATOとの今後の更なる関係強化に向けての基礎固めを始めています。平和構築、復興支援、災害援助等の分野で役立つような知識と経験を共有する余地はたくさんあります。

私の内閣の閣僚や政府関係者は、NATOのカウンターパートと定期的に会談することを期待しています。また、日本とNATOが共通に関心を有する分野についてNATO関連会合に積極的に参加することを希望しています。3月に東京で予定されている次回日・NATO高級事務レベル協議は、今後の協力に向けた計画を練る機会になるでしょう。皆様、

最後に、将来の世代に向けた私達の使命について述べたいと思います。私達は生まれつつある民主主義を強固なものとし、人権が抑圧されているところにおいて人権の尊重を確固たるものとし、人々が絶望に打ちひしがれたところではより明るい未来への希望をもたらす責任を負っています。

私達の目標は、一人一人の個人が誇りをもって生きられる、より安全な世界を造りだすことです。この目標を現実にするには、私たち自身が能動的に行動すると同時に、長年当然視されてきた考え方の枷から脱却することをおそれてはなりません。我が国は、国際社会におけるより大きな役割を求める世界の増大する期待に応える用意があります。

私の描く日本の将来像は、世界に開かれ、やってくる困難に立ち向かう「美しい国」です。私の指導の下、この構想を実現するため、日本は一連の改革やイニシアティブを押し進めて参ります。

目の前にある課題はあまりに大きく、日本とNATOが別々に行動するような無駄は許されません。これまでの努力の成果の上に立ち、平和で安全な未来を作るため、ともに働こうではありませんか。

ご静聴ありがとうございました。

(出典：外務省ホームページ)

【参考2】

1990年以降国連決議に基づき設立された平和構築・治安維持活動を目的とする多国籍軍

2007年8月現在

支援活動名	活動開始期間	根拠決議	要員派遣国	展開場所
UNITAF (ソマリア統一機動軍)	1992年12月～ 1995年3月	安保理決議 794(1992)	アメリカ、パキスタン等	ソマリア
IFOR (ボスニア平和履行軍)	1995年12月～ 1996年12月	安保理決議 1031(1995)	NATO加盟国が中心	ボスニア・ヘルツ ェゴビナ
SFOR (ボスニア平和安定化軍) IFORの活動を引き継ぐもの	1996年12月～ 2004年12月	安保理決議 1088(1996)	NATO加盟国が中心	ボスニア・ヘルツ ェゴビナ
アルバニア暫定多国籍軍 (注)	1997年4月～ 1997年8月	安保理決議 1101(1997)	イタリアを中心とする11か国	アルバニア
KFOR (コソボ国際安全保障部隊)	1999年6月～ 継続中	安保理決議 1244(1999)	NATO加盟国のほかにロシア をはじめとする19か国の非N ATO諸国が参加	コソボ自治州
INTERFET (東ティモール多国籍軍)	1999年9月～ 2000年2月	安保理決議 1264(1999)	オーストラリアほか18か国	東ティモール
ISAF (アフガニスタン国際治安支 援部隊)	2001年12月～ 継続中	安保理決議 1386(2001)	アメリカ、イギリス、ドイツ、 カナダ、オランダ、イタリア、 フランス、スペイン、トルコ、 ノルウェー、ポーランド、ルー マニア	アフガニスタン

(注) 安保理決議1101は、関係諸国が自主的に多国籍軍を設置することを歓迎するものであり、厳密な意味での設置決議ではない。また、同多国籍軍の武力行使を容認するものではない。

(出典：国会図書館「ISSUE BRIEF」第453号等)

【参考3】

1990年以降に設立された国連PKO

(2007年8月現在)

PKO	活動期間	根拠決議	要員派遣国	展開場所
国連イラク・クウェート監視団(UNIKOM)	1991年4月 ～2003年10月	安保理決議 689(1991)	アルゼンチン、オーストリア、バングラデッシュ、カナダ、チリ、中国、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ケニア、マレーシア、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セネガル、シンガポール、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ	イラク、クウェート
国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO)	1991年4月 (継続中)	安保理決議 690(1991)	中国、エジプト、フランス、ガーナ、ホンジュラス、マレーシア、韓国、ロシア等	西サハラ
第2次国連アンゴラ監視団(UNAVEM)	1991年6月 ～1995年2月	安保理決議 696(1991)	アルジェリア、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、コロンビア、コンゴ、スロバキア、エジプト、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、アイルランド、ヨルダン、マレーシア、モロッコ、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、セネガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、ユーゴスラビア、ジンバブエ	アンゴラ
国連エルサルバドル監視団(ONUSAL)	1991年7月 ～1995年4月	安保理決議 693(1991)	アルゼンチン、オーストリア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、エクアドル、フランス、ガイアナ、インド、アイルランド、イタリア、メキシコ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、ベネズエラ	エルサルバドル
国連カンボジア先遣ミッション(UNAMIC)	1991年10月 ～1992年3月	安保理決議 717(1991)	アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、ガーナ、インド、インドネシア、アイルランド、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、ポーランド、ロシア、セネガル、タイ、チュニジア、イギリス、アメリカ、ウルグアイ	カンボジア
国連保護隊(UNPROFOR)	1992年2月 ～1995年12月	安保理決議 743(1992)、 982(1995)	アルゼンチン、バングラデッシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、ガーナ、インドネシア、アイルランド、ヨルダン、ケニア、リトアニア、マレーシア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ベネズエラ	旧ユーゴ、ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連カンボジア暫定機構(UNTAC)	1992年3月 ～1993年9月	安保理決議 745(1992)	アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、カナダ、チリ、中国、コロンビア、エジプト、フィジー、フランス、ドイツ、ガーナ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、ケニア、マレーシア、モロッコ、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ロシア、セネガル、スウェーデン、タイ、チュニジア、イギリス、アメリカ、ウルグアイ	カンボジア
第1次国連ソマリア活動(UNOSOM)	1992年4月 ～1993年3月	安保理決議 751(1992)	オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、カナダ、チェコスロヴァキア、エジプト、フィジー、フィンランド、インドネシア、ヨルダン、モロッコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ジンバブエ	ソマリア

国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	1992年12月 ～1994年12月	安保理決議 797 (1992)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、カナダ、カーボベルデ、中国、チェコ、フィンランド、ガーナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、マレーシア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポルトガル、ロシア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、トーゴ、アメリカ、ウルグアイ、ザンビア	モザンビーク
第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM)	1993年3月 ～1995年3月	安保理決議 814 (1993)	オーストラリア、バングラデッシュ、ベルギー、ボツワナ、カナダ、エジプト、フランス、フィジー、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、クウェート、マレーシア、モロッコ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、韓国、ルーマニア、サウジアラビア、スウェーデン、チュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、アメリカ、ザンビア、ジンバブエ	ソマリア
国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	1993年6月 ～1994年9月	安保理決議 846 (1993)	バングラデッシュ、ボツワナ、ブラジル、カナダ、ハンガリー、オランダ、セネガル、スロバキア、ジンバブエ	ウガンダ
国連グルジア監視団 (UNOMIG)	1993年8月 (継続中)	安保理決議 858 (1993)	アルバニア、オーストリア、バングラデッシュ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エジプト、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インドネシア、ヨルダン、パキスタン、ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ	グルジア
国連リベリア監視団 (UNOMIL)	1993年9月 ～1997年9月	安保理決議 866 (1993)	オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ブラジル、中国、コンゴ、チェコ、エジプト、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、ヨルダン、ケニア、マレーシア、ネパール、マレーシア、オランダ、パキスタン、ポーランド、ロシア、スロバキア、スウェーデン、ウルグアイ	リベリア
国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	1993年9月 ～1996年6月	安保理決議 867 (1993)	アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バングラデッシュ、バルバドス、ベリーズ、ベナン、カナダ、ジブチ、フランス、グアテマラ、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、インド、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、マリ、ネパール、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、ロシア、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、スリナム、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、アメリカ	ハイチ
国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	1993年10月 ～1996年3月	安保理決議 872 (1993)、 918 (1994)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チャド、コンゴ、ジブチ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、インド、ヨルダン、ケニア、マラウイ、マリ、オランダ、ニジュール、ナイジェリア、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロバキア、スペイン、スイス、トーゴ、チュニジア、イギリス、ザンビア、ジンバブエ	ルワンダ
国連アオゾウ帯監視団 (UNASOG)	1994年5月 ～1994年6月	安保理決議 915 (1994)	バングラデッシュ、ガーナ、ホンジュラス、ケニア、マレーシア、ナイジェリア	リビア、チャド 国境
国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	1994年12月 ～2000年5月	安保理決議 968 (1994)	オーストリア、バングラデッシュ、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ガーナ、ハンガリー、インドネシア、ヨルダン、ネパール、ポーランド、スイス、ウクライナ、ウルグアイ	タジキスタン



第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM )	1995年2月 ～1997年6月	安保理決議 976 (1995)	バングラデッシュ、ブラジル、ブルガリア、コンゴ、エジプト、フランス、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、ヨルダン、ケニア、マレーシア、マリ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロバキア、スウェーデン、タンザニア、ウクライナ、ウルグアイ、ザンビア	アンゴラ
国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	1995年5月 ～1996年1月	安保理決議 981 (1995)	(不明)	クロアチア
国連予防展開隊 (UNPREDEP)	1995年3月 ～1999年2月	安保理決議 983 (1995)	アルゼンチン、バングラデッシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、エジプト、フィンランド、ガーナ、インドネシア、アイルランド、ヨルダン、ケニア、ネパール、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ロシア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、アメリカ	マケドニア
国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	1995年12月 ～2002年12月	安保理決議 1035 (1995)	アルゼンチン、オーストリア、バングラデッシュ、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、チェコ、デンマーク、エジプト、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ケニア、リトアニア、マレーシア、ネパール、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セネガル、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、チュニジア、ウクライナ、イギリス、アメリカ、バヌアツ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連東スラヴォニア、バラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	1996年1月 ～1998年1月	安保理決議 1037 (1996)	アルゼンチン、オーストリア、バングラデッシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、チェコ、デンマーク、エジプト、フィジー、フィンランド、フランス、ガーナ、インドネシア、アイルランド、ヨルダン、ケニア、リトアニア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セネガル、スロバキア、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ	東スラヴォニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)
国連プレブラカ監視団 (UNMOP)	1996年1月 ～2002年12月	安保理決議 1038 (1996)	アルゼンチン、バングラデッシュ、ベルギー、ブラジル、チェコ、デンマーク、エジプト、フィンランド、ガーナ、インドネシア、アイルランド、ヨルダン、ケニア、ネパール、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ロシア、スイス、ウクライナ	プレブラカ半島 (クロアチア)
国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	1996年7月 ～1997年7月	安保理決議 1063 (1996)	アルジェリア、バングラデッシュ、ベナン、カナダ、ジブチ、フランス、インド、マリ、パキスタン、ロシア、トーゴ、トリニダード・トバゴ、アメリカ	ハイチ
国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	1997年1月 ～1997年5月	安保理決議 1094 (1997)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、エクアドル、ドイツ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、アメリカ、ウルグアイ、ベネズエラ	グアテマラ
国連アンゴラ監視団 (MONUA)	1997年6月 ～1999年2月	安保理決議 1118 (1997)	アルゼンチン、バングラデッシュ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、コンゴ、エジプト、フランス、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ヨルダン、ケニア、マレーシア、マリ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロバキア、スペイン、タンザニア、ウクライナ、ウルグアイ、	アンゴラ

国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	1997年8月 ~1997年11月	安保理決議 1123 (1997)	アルゼンチン、ベナン、カナダ、フランス、インド、マリ、ニジュール、セネガル、トーゴ、チュニジア、アメリカ、カナダ、パキスタン	ハイチ
国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	1997年12月 ~2000年3月	安保理決議 1141 (1997)	アルゼンチン、ベナン、カナダ、フランス、インド、マリ、ニジュール、セネガル、トーゴ、チュニジア、アメリカ	ハイチ
国連文民警察サポート・グループ (UNCPSG)	1998年1月 ~1998年10月	安保理決議 1145 (1997)	(不明)	東スロヴオニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)
国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	1998年4月 ~2000年2月	安保理決議 1159 (1998)	ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チャド、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、マリ、ポルトガル、チュニジア	中央アフリカ
国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	1998年7月 ~1999年10月	安保理決議 1181 (1998)	バングラデッシュ、ボリビア、中国、クロアチア、チェコ、デンマーク、エジプト、フランス、ガンビア、インド、インドネシア、キルギスタン、マレーシア、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ロシア、スロバキア、タイ、イギリス、タンザニア、ウルグアイ、ザンビア	シエラレオネ
国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	1999年6月 (継続中)	安保理決議 1244 (1999)	アルゼンチン、オーストリア、バングラデッシュ、ブルガリア、中国、デンマーク、エジプト、フィジー、フランス、ドイツ、ガーナ、インド、イタリア、ヨルダン、ネパール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、米国、英国、ザンビア、ジンバブエ等	コソボ (セルビア・モンテネグロ)
国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	1999年10月 ~2005年12月	安保理決議 1270 (1999)	バングラデッシュ、ドイツ、ガーナ、ヨルダン、ケニア、ナイジェリア、パキスタン、ロシア、ウクライナ等	シエラレオネ
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	1999年10月 ~2002年5月	安保理決議 1272 (1999)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、ボリビア、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、カナダ、チリ、中国、デンマーク、エジプト、フィジー、ガンビア、ガーナ、アイルランド、日本、ヨルダン、ケニア、マレーシア、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニジュール、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、フィリピン、ポルトガル、韓国、ロシア、サモア、セネガル、シンガポール、スロバキア、スウェーデン、スロベニア、スペイン、スリランカ、タイ、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、バヌアツ、ジンバブエ、ウルグアイ	東ティモール
国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	1999年11月 (継続中)	安保理決議 1279 (1999) 1291 (2000)	バングラデッシュ、ベナン、ボリビア、ブルキナファソ、中国、エジプト、ガーナ、インド、インドネシア、ヨルダン、ケニア、マラウイ、マレーシア、マリ、モロッコ、ネパール、ニジュール、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ルーマニア、セネガル、南アフリカ、チュニジア、トルコ、ウルグアイ、ザンビア等	コンゴ民主共和国及び周辺国首都
国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	2000年7月 (継続中)	安保理決議 1312 (2000)	バングラデッシュ、フィンランド、ガーナ、インド、イタリア、ヨルダン、ケニア、ウルグアイ等	エチオピア・エリトリア国境

国連東ティモール支援団 (UNMISET)	2002年5月 ~2005年5月	安保理決議 1410 (2002)、 1480 (2003)、 1543 (2004)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィジー、ガンビア、ガーナ、アイルランド、日本、ヨルダン、ケニア、マレーシア、モザンビーク、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポルトガル、韓国、ロシア、サモア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、タイ、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカ、ウルグアイ、バヌアツ、ザンビア、ジンバブエ	東ティモール
国連リベリア・ミッション (UNMIL)	2003年9月 (継続中)	安保理決議 1509 (2003)	バングラデッシュ、中国、エチオピア、フィジー、ガンビア、ガーナ、アイルランド、ヨルダン、ケニア、マラウイ、ナミビア、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ロシア、サモア、セネガル、スウェーデン、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国、ザンビア、ジンバブエ等	リベリア
国連コートジボワール活動 (UNOCI)	2004年4月 (継続中)	安保理決議 1528 (2004)	バングラデッシュ、ベナン、カメルーン、ジブチ、フランス、ガーナ、モロッコ、ニジュール、パキスタン、セネガル、トーゴ、トルコ等	コートジボワール
国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)	2004年6月 (継続中)	安保理決議 1542 (2004)	アルゼンチン、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、チリ、中国、エクアドル、フランス、ヨルダン、モロッコ、ネパール、パキスタン、ペルー、フィリピン、セネガル、スペイン、スリランカ、トルコ、ウルグアイ等	ハイチ
国連ブルンジ活動 (ONUB)	2004年6月 ~2006年12月	安保理決議 1545 (2004)	ブルキナファソ、カメルーン、チャド、エチオピア、ヨルダン、ケニア、マリ、モザンビーク、ネパール、ニジュール、パキスタン、セネガル、南アフリカ、トーゴ、チュニジア等	ブルンジ
国連スーダンミッション (UNMIS)	2005年3月 (継続中)	安保理決議 1590 (2005)	オーストラリア、オーストリア、バングラデッシュ、デンマーク、エジプト、フィンランド、ドイツ、インド、ヨルダン、ケニア、ネパール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、ロシア、スウェーデン、トルコ、英国、ザンビア等	スーダン (ダルフル)
国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)	2006年8月 (継続中)	安保理決議 1704 (2006)	オーストラリア、バングラデッシュ、ブラジル、カナダ、中国、クロアチア、エジプト、エルサルバドル、フィジー、ガンビア、インド、日本、ヨルダン、キルギス、マレーシア、ナミビア、ネパール、ニュージーランド、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、ポルトガル、韓国、ルーマニア、ロシア、サモア、セネガル、シエラレオネ、シンガポール、スペイン、スリランカ、スウェーデン、タイ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、米国、ウルグアイ、バヌアツ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ	東ティモール
国連・アフリカ連合同部隊 (UNAMID)	2007年10月	安保理決議 1769 (2007)	アフリカ連合加盟国が中心となる予定	スーダン (ダルフル)

(出典) 外務省HP及び国連PKO局HP

## テロ特措法に基づく自衛隊の海外派遣に関する主な政府答弁

### 1 自衛隊派遣の根拠（下線は調査室）

第 153 回国会、衆議院予算委員会（平成 13 年 10 月 04 日）

菅（直）委員 ……アメリカは、アメリカとして自国を攻撃されたということで個別的自衛権の行使をしようとしている。NATO 諸国は、NATO の条約の五条に基づく集団的自衛権の発動。あるいはオーストラリアも、ANZUS ですか、同盟に基づく発動という位置づけをしている。我が国で総理が考えられているのは、どういう位置づけでやろうとされているのですかと聞いたのですよ。

国際的な協力で云々という話は当然です。新しい法律をつくってまでやろうとしている米軍支援は、どういう位置づけでやろうとされているのですか、国民にわかりやすく説明してください。

小泉内閣総理大臣 これは誤解をしていただかないようによく注意して聞いていただきたいんですが、日本は武力行使をしないんですよ。個別自衛権、集団自衛権の問題は、武力行使をする場合のことでしょう。…日本は武力行使をしません。テロ根絶、テロ抑止のために支援、協力態勢をつくるというのが今考えている新法の考え方であるということを御理解いただきたい。

菅（直）委員 総理も国民に誤解を招くような表現はされないでくださいね。

私が別に、日本の新しく用意されているものが自衛権の問題だとか集団的自衛権の問題だと言っているんじゃないじゃありませんよ。私は総理に聞いているんですよ。少なくとも NATO はこういう位置づけでやっている、アメリカはこういう位置づけでやっている、オーストラリアはこういう位置づけでやっている、それでは我が国はどういう位置づけでやるのですかと私が聞いているのですからね。

それに対して今のお答えは、武力行使をしないからそういう位置づけは特別にないという意味ですね。

小泉内閣総理大臣 これは、アメリカは、個別自衛権を発動して武力行使も辞さないということでやっているわけです。NATO 諸国もそうです。イギリスもそうです。

日本は、武力行使をしないと言っているんですよ。国際協調の観点から、テ

口行為を根絶するために、防止するために、できるだけ支援、協力をしまし  
ようと。個別自衛権とか集団自衛権の問題でこの新法を今考えているわけじゃ  
ないということを御理解いただきたいと思います。」

第 153 回国会、衆議院予算委員会（平成 13 年 10 月 05 日）

「 横路委員 …… 今回の問題は、米軍は自衛権の行使と言っている、それ  
に対して協力をするというと、これはやはり従来議論の上で問題になってく  
るわけでありませぬ。

例えば、武器や弾薬の輸送が今度新法の中でできるようになってはいますが  
でも、しかし、戦争というものを考えてみますと、これは武力行使とは別だ  
といっても、補給というのは非常に大きなウエートを持っているわけですよ。  
その補給なしに戦争というのは遂行されないわけですよ、まさにその行方を決  
めているのは補給のところなわけですよ。ですから、武器や弾薬の輸送とい  
うのは武力行使とは別なんだといったって、戦争の実態からいけば、そんな  
ところで区分けすることはできないわけですよ。

総理、この問題というのは、今まで積み重ねてきた枠組みがやはりありませぬ。  
それを外してしまうというのでなくて、国連憲章もあるし日本の憲法もある。  
その中で果たしてきた自衛隊の役割、これを今回は、綿密な議論もなしに、憲  
法や国際法の根拠もなしに今回のようにインド洋に派遣をするということにつ  
いて、私どもは、問題だと問題を提起しているわけでありませぬ。

どうですか。武器や弾薬の輸送だつて、これは実際一体じゃないですか。一  
体であるとかないとかという議論、いろいろありましたけれども、私は、これ  
はごまかしの議論だと思ひます。

中谷国務大臣 我々が検討をしているのは、今の憲法の枠内で何ができるか  
ということございませぬ。その中で、武力行使はいたしませんし、武力行使と  
一体化することはしないというのが大前提で、では何ができるかということ  
で、お尋ねの武器弾薬の輸送ということにつきましては、いわゆる輸送という物  
を運ぶ行為ですね。これは、現在我が国でもやっておりますけれども、物を運ぶ  
ということについての行為ございませぬ。

この行為は、日本で現実に物を運んだら、これは武力行使に当たるわけでは  
ありませぬ。ですから、そういう行為自体は武力行使に該当するものではあり  
ませぬし、また実施する地域も、我が国の領域及び現に戦闘行為が行われてお  
らず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることが  
ないと認められる地域に限定をいたしております。

そういう意味に照らしていきますと、対象となる物品が武器弾薬であっても、米国等との武力の行使の一体化をするということだけでなく、憲法上の問題は生じ得ないというふうに考えております。

横路委員 アメリカは、憲章五十一条の自衛権の発動だとしているわけですね。国連憲章で戦争というのは違法になっていますから、その武力行使というのは認められるのは二つだけありまして、一つは、国連安保理事会が措置をとるまでの間、緊急な行為に対する自衛権の発動、個別的、集団的自衛権というのが五十一条です。それからもう一つは、憲章の第七章で、国連が軍事制裁をする、これは平和に対する脅威であるということを認定して。その場合は武力行使ができるようになっていますが、今回の決議の一三六八はテロ非難の決議であって、ここで別に米軍の軍事力の行使を容認しているものじゃないわけです。これは、イラクがクウェートに侵略したときのあの国連の安保理事会の決議と比較してみると、それはもう明快ですよ。

そこで、日本政府が九月十二日の決議一三六八などを根拠にして自衛隊の参加というのを、参加、協力するということには無理があると思います。つまり、新しい国連決議というのがどうしても必要になってくる、米軍が行動するに当たっても、日本政府が行動するに当たってもですね。新しい国連決議ということで、日本政府もその方向で動いたんじゃないんですか。

(途中省略)

小泉内閣総理大臣 大分見解の相違があるようですが、今回は、国連の安全保障理事会は、国連憲章の原則と目的を再確認し、テロリスト活動によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘うことを決意し、憲章に従って個別的または集団的自衛の固有の権利を認識し、一、二、三、四、五、何項目かにわたって、一緒に共同してこれからのテロ防止に努めるということを採用しているわけですよ。

ところが、アメリカはこれはアメリカに加えられた攻撃だといって個別自衛権の発動だと言っているんですから、それに対してこれからどういう、この決議以外にどういう決議を採用するかというのは、これから国連の問題です。

しかし、既に国連によって、国際社会、平和と安全に対する脅威であるという、あらゆる手段でテロと闘うという決議をしているんです。それで、アメリカは個別自衛権だ、もうNATO諸国を初めロシアもG8、サミットも協力してテロに立ち向かおうという中で、今度は日本が、そういう国際社会の環境の中でどういう態度をとるかということを中心に考えなきゃならないのが今

の日本の立場なんですよ。

その際に、アメリカも関係諸国も、どういう行動をとるかはこれからの問題です。事態の展開を見ながら、日本としてはできるだけのことをやる、憲法の範囲内で、武力行使をしないという範囲内で、できるだけの支援、協力をするというのであって、今横路議員が言われたような問題は、今後国連がどうする判断かということだと私は思います。

横路委員 テロに対して国際的な協力が必要だ、そのために日本も大いに協力していかなければいけないという点については、みんなが一致した見解だと思いますよ。ただ、その協力の手段、方法はどうかということが問題なわけですよ。

それで、一三六八の安保理決議の本文の方にはこういうのがあります。三項目目「これらテロ攻撃の実行者、組織者及び支援者を法に照らして裁くために全ての国に対して共同して迅速に取り組むことを求めるとともに、これらの行為の実行者、組織者及び支援者を援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する。」そして五項目目「二〇〇一年九月十一日のテロ攻撃に対応するため、あらゆる形態のテロと闘うため、国連憲章のもとでの安保理理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順を採る用意があることを表明する。」と。

国連がこれをやりますよ、法に基づいてやるんだということ、法に基づいて正義を実現する、そのために国連は必要な手段をとります、そういう用意があるよというのが一三六八の決議ですよ。じゃ、それをどうするかというのは、この後の決議では、いろいろなテロリストに対する資産の問題や何かについて決議はされまして、それはまた各国が受けて実行しているわけですよ。ただ、強制力を行使するということについてはまだないんですね。しかも、この一三六八は、これだけの決議じゃなくて、その前の一二六七、そして一三三三、あるいは一三三九もありましたか、そういうような決議をずっと積み重ねてきているわけです。

だから、総理、日本政府が協力するなということを行っているわけじゃなくて、それは日本の持っている、これから議論したいと思いますが、中東外交についての日本の独特の力というのがあるわけですよ。それを活用してどうするかということなどがやはり大事なことになってきているわけですよ。私はもう一度繰り返して御答弁をお願いしたいと思いますが、そういう国連の決議、よくこれを見て、国際法的にどうかかということを見なきゃいけないわけですよ。ですから、こういう決議をずっと積み重ねてきた延長上で考えなければいけないんじゃないんですか。

そして、日本が自衛隊を出すということ、これは実力組織を出すわけですから、その根拠というのはどうなのかということになると、集団的自衛権はだめなわけですから、国際社会がどういう協力をするかということをやはりはっきりと明示するということが出来なければいけないんじゃないんですか。

これ、もう一度だけお答えください。

小泉内閣総理大臣 自衛隊だけの活動じゃないということを御理解いただきたい。今、自衛隊、自衛隊と言いますけれども、自衛隊の活動は一部であります。日本は、外交努力もあります。経済面もあります。あるいはテロ資金凍結の問題もあります。そういうことは今までもやってきましたし、これからもやります。なおかつ、自衛隊も、新しい活動の場があれば自衛隊の役割も考えますよと。

国連のいろいろな決議もあるでしょう。それに沿って今までやってきたこともあるし、あるいは足らざるところもあった、未締結の問題もある、テロの防止条約で。そういう点、あるいは金融機関のテロ資金の不備な点もあると思います、テロ資金の凍結の問題において。そういう点はできるだけ早く不備を直すような措置をしなければならぬ。

外交努力、経済面の努力、あるいは人道的な支援、努力、いろいろな中において、自衛隊も一つの日本の国力の一部としてこれから活動してもらい、協力する態勢を整えるということでありまして、自衛隊にすべてを任せるなんということじゃないのですから。

やるべきことはほかにたくさんありますよ、日本は。ただ、世界の各国が、アメリカは軍事行動、武力行使を辞さない、イギリスもNATO諸国も武力行使を辞さないという決意を示している中で、日本は憲法の範囲内で、武力行使はしませんよ、武力行使はしないけれども、その他の活動で、あらゆる国力を通じてこのテロと闘っていきますということであるのであって、好きこのんで自衛隊だけに全部やらせろということじゃないんだということを御理解いただきたい。」

横路委員 では、日本の外交の姿というのが今日まで見えてきているかという、正直言ってさっぱり見えてまいりません。

新法は、これはきょう閣議決定ですからこれから議論をしていくわけでございますけれども、やはり非常に危うさを感じるのは、例えば国会承認の問題なんかはそうです。シビリアンコントロールの原則というのは国の基本でございます。急のことだからとりあえず事後報告でということになりますと、また軍事優先になってしまうわけですよ。これは我々の歴史の教訓じゃないんです



か。それを忘れて国会承認というのを外してしまう、こんなところにちょっとやはり非常に大きな危うさを感じます。総理、いかがですか。

中谷国務大臣 今回の法案につきましては、九月の十一日に起こったテロ事案に対応してとり得る特別措置法でございますが、現に発生する事態への対応が念頭に置かれております。しかも、将来的に対応措置が必要がなくなれば廃止にされるということが前提になっておりまして、こういう点を見ますと、今後の自衛隊の派遣部隊等についても、国会の同意が得られるという点は、法律の成立をされると、お認めいただいたということにみなし得ると判断をいたしております。

なお、周辺事態法は国会承認が必要でございますが、いわゆる周辺事態というのは、我が国の周辺地域における日本に対する重大な影響が出る事態ということで、こういう事態だということがまだ明確でない点がたくさんありますので、それはその都度都度に国会承認を得て行うという点で違う面がございます。

第 163 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 17 年 10 月 17 日）

「長島（昭）委員・・・この自衛隊派遣の、これはまさにそもそも論なんですけれども、法的根拠は何なのかという、これをちょっとさかのぼって考えてみたいと思うんです。

二〇〇一年九月十一日に同時多発テロが起こりました、ニューヨーク、ワシントン、ペンシルベニア。そして翌日に国連決議一三六八が発出されました。そして十月の七日、アメリカは自国の個別的自衛権に基づいて武力攻撃を開始しました。イギリスを初めとする N A T O 諸国は、集団的自衛権の行使、発動として、このアメリカの軍事作戦に参加をいたしました。これが、オペレーション・エンデュアリング・フリーダム、O E F という、今まさに自衛隊が支援活動を行っている軍事作戦の名称であります。

この多国間における合同軍事作戦、これは自衛権の共同行使ですね。この自衛権の共同行使に当たる合同軍事作戦に対する我が国の後方支援活動、これも立派な軍事支援活動であります。この後方支援活動が、集団的自衛権の行使、自衛権の共同行使の一部分を構成していないという政府の恐らく御説明だと思えますけれども、もう一度改めて、それが自衛権の共同行使に当たらないという理論的な御説明をいただきたいと思えます。外務大臣、よろしく願います。

町村国務大臣・・・O E Fについては、今委員御指摘のとおり、これは安保理決議一三六八ということでありまして、九・一一のテロ攻撃が国際の平和及び安全に対する脅威であると認められたことを踏まえまして、またさらには、累次の安保理決議が国際テロリズムの防止等のために適切な措置をとることを求めているということにかんがみまして国際法に従って行われているという考えでございます。この点につきましては、I S A F、国際治安部隊とO E Fとの違いというのは委員既に踏まえての御発言であろう、こう思っておりますが、I S A Fについては、安保理決議一三六八が、参加する国にそのマンデートを達成するためにすべて必要な手段をとるということを認めておりますけれども、これとは別に、今委員の御指摘のO E Fにつきましては、安保理決議というものは必ずしもないわけでございます。

集団的自衛権とのかかわりのお尋ねでございました。これも当時何度も政府側が答弁をしているようでございますけれども、このテロ対策特別措置法に基づき行っております給油等の活動は、それ自体は憲法の禁ずる武力の行使には該当するものではなく、あくまでも憲法の範囲内で実施しているものであり、憲法の禁ずる集団的自衛権の行使に当たるとはならないということを、当時からも申し上げておりますし、現在もまた同様の考え方でいるわけであります。

長島（昭）委員 その答弁は私も何度も読ませていただいたんですが、それでも納得いかないのので説明を求めているんです。

今、I S A Fに言及をされました。I S A Fというのは、きちっとした、さっきのは一三六八ですけども、国連安保理決議一三八六で設置をされた。これは、集団的自衛権の行使でも個別的自衛権の行使でも何でもなし、まさに治安を安定させていく、そういう軍事的な作戦であります。これに対する後方支援を仮に日本がやった場合には問題はないんですよ。私はそのことは全然問題にしていないんです。そこはすっきりしているんです、理論的に。

しかし、私が問題にしているのは、アメリカが個別的自衛権を行使し、そしてその助太刀をしたヨーロッパ諸国が集団的自衛権の行使をしている軍事作戦の一部分を日本が構成しているんですね、紛れもなく。給油活動を行っているんですから。後方支援活動というのはまさに軍事支援活動そのものですから。にもかかわらず、その集団的自衛権を行使している多国間の取り組みの一部を日本の自衛隊の活動が構成していないという説明というのは、何度聞いてもどうも納得がいかないんです。皆さん納得されますか。

政府は、武力行使はしない、武力の行使と一体化もしていない、戦闘地域とも一線を画しているから、自分たちは武力行使をしていないんだからこれは集団的自衛権の行使に当たらない、こうおっしゃるんですが、客観的にこの物事

を見たときに、日本は集団的自衛権を行使している国々の作戦の一部を構成しているんですから、これは素人というか、常識的に考えたら、この集団的自衛権の片棒を担いでいると言われても仕方がないですね。そのところをどういうふうに法理論的に整理されているのか、もう一度御説明ください。

町村国務大臣 これも、私も議事録等を見て、当時何度も何度も同じ議論が繰り返されたということでございます。

このテロ特措法に基づく給油活動、それ自体としては憲法の禁ずる武力行使に当たらない活動でありますし、その活動地域はいわゆる非戦闘地域であることなどから、他国の武力行使と一体化するとの問題を生ずることはないということを当時から申し上げているわけであります。

この一体化の考え方は、仮にみずからは武力の行使を行っていなくても、他国が行う武力行使への関与の密接性等から我が国も武力行使をしたと評価を受ける場合もあり得るというものでありますけれども、いわばこれは憲法上の判断に関する考え方を述べたものであるということで、従前から同じ考え方を申し上げ続けているわけであります。」

## 2 説明責任（下線は調査室）

第 162 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 17 年 02 月 28 日）

「 本多委員 ……テロ特措法に基づくインド洋での補給支援活動について伺いたいと思っています。…私は、もちろん軍事的なオペレーションですから、すべてを明らかにしろなどということは申し上げていません。しかし、例えば、これだけ、三年にも及んで我が国に三隻、四隻しかない補給艦のうち一隻を派遣している行動に関して、海の名前もインド洋、アラビア海、要はアフリカの先まで行けるわけです。そんな中で、寄港国の国名ぐらいしっかり明らかにしろということをずっと要求してまいりました。そして、それに対して、前回の安全保障委員会での答弁は、大野長官から、隊員の安全に支障がある、それから相手国と約束がある、二点において言えないんだということをおっしゃられましたけれども、その考えは変わっていませんか。

大野国務大臣 寄港地等の名前を言えない、発表を控えさせていただきたい、この姿勢には変わりございません。

その理由は、一つは、先生今おっしゃったように、やはりこの海上自衛隊隊員諸君の安全の問題が一つあります。それから、港のある国の姿勢の問題、どういう協力をしているのか、どういうふうにやっているのか、こういうことを対外的に公表したくない、知られたくない、こういうようなその国と我が国との信頼関係の問題があります。この二つの問題が主な理由でございます。

ただし、一方において、我々は、例えばテロ特措法、イラク特措法において、日本の自衛隊がこういうことをやっているんです、こういうことは日本の国民の皆様にも説明をさせていただきたい。日本というのはこういうような国際活動をやっているんです、武力行使と一体にならないで、武力行使をしないでこのような活動をやっているんです、このことをお知らせしたい。こういう二つの問題の命題の中で、どうぞひとつ寄港地とかそういうことはどうか秘密にしておいてください、こういうお願いをしているわけでございます。」

第 166 回国会、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 19 年 05 月 14 日）

「 原口委員 ……情報開示、もう一つの意味での情報開示について伺います。実際に、イラクのさまざまな人道復興支援については開示がされて、私も、

陸自の皆さん、撤退のときに直接お話をしました。五十度の中で、本当に灼熱の中で大変な御活動だと思います。ただ一方で、空自が何をやっているか開示をしてくださいということ、活動の実績、週間空輸実績、だれを、どのように、いつ、どこへ運んでいるのか、そしてそれがイラクの復興支援にどのようなプラスになっているのか、このことを私たちはしっかりと国民に説明する責務があると思います。

四月二十日、我が党の岡田克也衆議院議員の質問主意書に対して、政府は、昨年未の約三年間の復興支援活動にかかった航空自衛隊と陸上自衛隊の所要経費は、陸自が約七百二十一億円、そして空自が約百三十三億円、合わせて八百五十四億円になる、そういうお答えを四月二十日に閣議で決定して答弁書を作成しています。

では、この中身は何なのか。これをずっと見ました。黒塗りでないところが少ないんです、総理。一つが、空自が開始をしたアリ・アルサレム バグダッド、七月三十一日。それと、アリ・アルサレム バグダッド、外務省。これは麻生外務大臣が搭乗なさったときですね。それ以外については全部黒塗りで。ここまで黒塗りにする理由、それは何ですか。そして、国連について、一つだけ指摘をし忘れまして、九月六日、アリ・アルサレム バグダッド、国連。バグダッド エルビル、国連。エルビル バグダッド、国連。バグダッド アリ・アルサレム、国連。国連についてはこれだけが開示をされています。

この三つだけが、開示といっても、だれをというところが、どこからというのと開示されているだけで、ほかは全部黒塗り。この黒塗りの理由は何ですか。

久間国務大臣 陸上自衛隊の件につきましては、撤退してしましましてからは、私たちは今までの活動実績を全部公表しました。やはり、活動している途中については、何がどこでどういうふうに行われているかということをやることによって、治安状況がいい普通の国であれば問題ないわけですけれども、ああいう国でございますから、不測の事態もございます。そういう我が国の判断だけではなくて、国連当局からも、また多国籍軍の各部隊からも、とにかく中身については公表してくれるな、公表を差し控えてくれ、そういうふうな要請がございます。

そういうときに、私たちはどっちをとったらいいかということでございますけれども、今のイラクの治安状況から見ると、国連を初めとする、多国籍軍がみんな手のうちを明かさないでほしいというような、しかも、航空自衛隊が運んでおります場所と回数というのは非常に限定されておりますから、どういう日にどういうものを運んだか、どういう人間を運んだかというのがやはりオープンにされるのを皆さん方が嫌がっているんだな、そういう感じがします。嫌

がるというのはなぜかという、やはり安全がそれによって支障を来す、そういう危惧があるんじゃないかと思えますから、そういう場合はやはりそちらの意見をとらざるを得ないというふうに思って、私どももそれに従っているところであります。」

### 3 国会の事前承認（下線は調査室）

第 153 回国会、参議院予算委員会（平成 13 年 10 月 09 日）

「 平田健二君 …… テロ対策支援法、これは委員会で十分議論をいただければいいんですが、一応閣議決定されましたので、お尋ねをいたします。

国会の事前承認です。

P K O でもない、周辺事態でもない、現在のところ、今、外務大臣も御説明のように、新たな国連の決議もない。その中で自衛隊を海外へ派遣する。だったら、少なくとも国会の事前決議は必要じゃないでしょうか。基本計画を国民の前に明らかにする、国会で事前承認をするということは必要じゃないでしょうか、総理、いかがでしょうか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君） 今回の新法案は、九月十一日に発生したテロに対する対応の措置でございます。

これについて今御審議をいただくわけでありますので、その審議そのものが、二年たったならばという時限的になっておりますし、この事態が解消されれば自然的にこの法案はなくなるわけですね。

そういう点からも、今回、この十一日に起こったものに限定した法案でありますので、私は、審議によって法案となれば、その中で対応していくのが適切ではないかなと。新たに事前承認、事後承認という意見もございますけれども、これについては審議を十分していく中で、その決定を受けて、その範囲内での措置でありますので、それが一つのシビリアンコントロールになっておるのではないかというふうに考えております。」

第 156 回国会、衆議院イラク人道復興支援並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 15 年 06 月 25 日）

「 前原委員 …… イラク復興については、我々も基本的には、イラクの復興支援、日本は貢献すべきだという考え方、その大前提は政府も与党も野党も一緒だと思うんですね。中身の話です。でも、中身の話について、こんなことをしますという総論だけ示されて、そして、それについて賛否を求めるということではなかなか私は理解できないと思いますので、委員会でも理事会で御議論いただくということですが、これは総理の御決断として、もう少し、この委員会の審議中に、どういう地域で具体的にどういう活動をしようとしているのかぐらい示していただくということ。

もう一つ、基本計画にそれを譲るのであれば、基本計画は国会の事前承認ということが当たり前じゃないでしょうか。

その二点について、総理のお考えをお示してください。

小泉内閣総理大臣 前原議員の議論を伺っていますと、非常に緻密な論点を整理されて、復興支援の必要性というものを肯定しながらされておりまして、感心しながら聞いておりました。

今後、この議論を深めていくために、自衛隊が行く場合はどういう地域に行くか、また何を支援するかという点について、もっと判断できるような材料を提供できるように準備をさせたいと思っております。

また、事前承認の件ですが、この法案自体が、自衛隊を派遣する、是か非かという法案でありますので、その点については、私は現在の法案でいいのではないかと思っておりますが、この点につきましても、また今後議論の余地があると思っております。」

第 157 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 15 年 10 月 03 日）

「 岡田委員 ……まず私は、どうしてもわからないのは、我々も実はテロ特措法に基づく国会承認については賛成しました、法律には反対しましたが、事前の国会承認がないという理由で、承認はしました。しかし、その承認は、当時の閣議決定された基本計画に基づく措置について賛成をしたわけです。そして、その閣議決定の中に明確に期限が書いてありますね。二年間のものとして我々は承認をしたんです。しかし、それを延ばす、それに対して承認が要らない、ここは私は絶対理解できないことです。国会におけるきちんとしたシビリアンコントロール、二年で終わるはずの法律が延びたんなら、もう一回承認が必要だと思いませんか。

小泉内閣総理大臣 二年が切れて、必要がなければ必要はありませんが、必要があれば延長して結構だと思います。あの法律だって事後承認は受けているんですよ、基本計画。事後承認がなかったら引き揚げなきゃならないんです。国会で承認を受けております。私はそれで十分だと思います。

岡田委員 今の総理の答弁は、そうすると、今回延長されたらまた事後承認が必要だということですね。



小泉内閣総理大臣 基本計画の内容が変われば、それは事後承認を受けなきゃならないでしょう。変わらない限りは、同じだったら事後承認を受ける必要はない。

岡田委員 閣議決定された基本計画の中に、派遣期間として、平成十三年十一月から平成十五年十一月までと書いてあるんですよ。ここは変わるんですよ、少なくとも。だから、やはり、総理の今のお話だと承認要りますね。いかがですか。

福田国務大臣 基本計画は、これは閣議決定し国会報告をするということがありますけれども、対応措置の内容につきましては、これは事後承認を求める、こういうことあります。

ただ、今回のことにつきましては、これは対応措置の内容は変わっていないんです。ただこの法律に基づいて二年延長できるという、その法律に基づいて今回二年を延長させていただく、こういうことありまして、その二年延長以外の条件については一切変わらない。こういうことございますので、今申し上げているとおりでやらせていただきたいと思っております。」

第 157 回国会、参議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 15 年 10 月 07 日）

「 若林秀樹君 ……今回、民主党は事前承認ということを法案の修正で出させていただきました。答弁の中ではこの法案自体を審議しているんだから事前承認は必要ないんじゃないかというお話もありまして、それも一理あるかなという感じもしないわけではありません。

しかし、シビリアンコントロールを確保する上で、やっぱり国会承認というのは、これから先を見たとき非常に私は重要なことではないかなというふうに思っておりますので、今回はそうでしたけれども、これから恒久法の議論等が出てくるときに、私は絶対その国会承認というのは必要ではないかなというふうには思いますけれども、一般論としてそういうことを、ある意味では恒久法という枠法的になる可能性はあろうかと思っておりますので、その国会承認の必要性について官房長官からちょっとお伺いしたいと思います。

国務大臣（福田康夫君） 国会承認と申しますか、国会において御議論いただいて、そして国会の承認をいただく、御決裁いただくということ、これは私は、自衛隊の派遣、海外派遣については、これは大事なことである、必要なこ

とだというふうに思っております。

ですから、今後、いわゆる一般法ができるとかいうことになれば、これは個々の活動について、例えば今回はアフガニスタンにおける給油活動だとかいったようなことでもって、その都度、その御了解を得る。イラクの場合にはイラクで、何か間違えたかな、アフガニスタンの場合にはアフガニスタンで、そしてイラクの場合にはイラクで、それぞれ国会、事前に承認をいただかなければいけない、そういうふうに思います。これは、一般法というようなくりの場合にそういう必要はあると思います。

しかし、今回のテロ特措法につきましては、これは活動の範囲、内容については、この特別法の中でもって厳格に規定をしているということでございまして、この法律ができたときに、それ以外のことはできないという前提において、これは御承認をいただいておりますというように考えておりますので、その後の活動については事後承認と、こういうふうにさせていただいております。」

## 4 武力行使との一体化（下線は調査室）

### （１）データリンクシステム

第 153 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 13 年 11 月 26 日）

「 山口（富）委員 ……派遣した護衛艦なんです、これはいずれも米軍とのデータリンクシステムを持っておりますね。レーダー等で収集した航空機等の情報を共有できるシステムなんです、十月の二十九日にペーカー駐日大使が情報の共有を望むというふうに発言されていますけれども、戦時下の米軍と派遣された自衛隊というのはこのデータリンクシステムを使って情報の共有を行うのですか。……

中谷国務大臣 これは、やはり一つの主体的な組織と考えれば、情報を受け取って、それを考えて行動するというのは、あくまでも自分の脳みそ、頭脳で考えて行動するわけでありまして、基本的に独自の判断において組織や物は対応するという前提でございます。

このデータリンクシステムというのは、艦艇等に搭載された互いのコンピューターを無線通信で接続して、レーダー等のセンサーで収集した航空機等の位置に関する情報に基づいて、相互にデータを送受信することによって情報を共有する通信システムでございますが、この通信システムで自動的に攻撃が行われるというわけではなくて、それに基づいて改めて攻撃の目標の識別を行うと同時に、攻撃に割り当てた武器ごとの射撃統制レーダーによって攻撃目標としての特定、捕捉、攻撃方法の決定、攻撃実施の対応、これを米国独自でやるわけでございます。そういう意味では、データリンクシステムというのはデータの通信の形態でありまして、通常無線通信とかファクス、そのような本質は異なるところはないわけでありまして。

したがって、自衛隊がその所掌事務を遂行するために主体的に収集した情報をデータリンクシステムを介して米軍に情報提供する場合があったとしても、それが一般的な情報交換の一環として行われる限り、憲法上の問題を生じるとはならないというふうに考えております。

山口（富）委員 ……盛んに一般情報は問題ないとおっしゃいますけれども、このデータリンクシステムというのは、どこまでが一般情報で、どこからが渡してはならない情報なんという区別をどこかでやるんですか。

中谷国務大臣　・・・やはりその受けとめ方が、必要なものに基づいてそれを取捨選択して活用するということでありまして、私は、御質問のような一般的な情報交換の一つであるというふうに思っております。」

第 165 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 18 年 10 月 16 日）

「　伴野委員・・・武力行使の一体化ということで、これも一時話題になったかと思いますが、たしか、今回の拝見させていただいた護衛艦も、米軍との周波数や暗号を合わせれば、いわゆる情報を共有できるデータリンクシステムというのが搭載されているというふうにも学ばせていただいております。

このデータリンクシステムを稼働させた場合は憲法違反になるんですか。

久間国務大臣　情報の提供が武力行使と一体化するかどうかというのは、かねがね、この委員会でも院でも議論されたことございますけれども、従来から、情報の提供はそれそのものが武力行使の一体化にはならない。

ただ、情報の提供といっても、その情報の提供で、角度、北緯何度何分を撃てというような情報の伝達というのは、これはやはり戦闘行為になるんだというような議論がされたことがあるようでございますが、いずれにしましても、我が国の自衛隊はそういうようなことはしていないわけでございます。ただ、アメリカとの関係では情報の共有は常にしておかなければならないということで、日米安保条約に基づく連絡調整のやり方として、情報については非常に緊密化を図っているところであります。

伴野委員　このデータリンクシステムというのは、今後、見込みとして、やはり使用していく方向へ行くんでしょうか。

久間国務大臣　これは、AWACSにしてもそうですけれども、データリンクシステムというのは、絶えず連絡をより密にするためにはどうしたらいいかというようなことで研究こそすれ、これをだんだん切るようなことにはならないと思います。」

## （２）戦闘機が発進中の米空母等への燃料補給及び武器弾薬輸送

第 153 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 13 年 10 月 16 日）

「 木島委員 ……私は、十日の衆議院本会議におきまして、本法案では、米軍の戦闘機が現にアフガニスタン本土攻撃のため発進しているペルシャ湾、アラビア海洋上にある米空母に武器弾薬を輸送できるんですか、こう質問をしました。総理からは明確な答弁はありませんでした。

昨日の委員会で、中谷防衛庁長官は、我が党の山口富男委員の質問に答えて、基本的には、一概に言えないが、空母の所在する場所は人に対する殺傷が行われていない地域である、戦闘地域ではない、こういう趣旨の答弁をいたしまして、自衛隊がペルシャ湾、アラビア海洋上にある空母にまで武器弾薬を輸送できる旨、答弁をしたわけであります。

長官、トマホークが発射される米艦船が所在する洋上が、場所が戦闘地域でなくて、着弾地点であるアフガニスタン本土だけが戦闘地域だとの答弁は、私は、到底納得できる答弁ではありません。……

津野政府特別補佐人 これは戦闘地域についての一般的なお答えになろうかと思いますが、現に戦闘行為が行われている地域といいますのは、殺傷あるいは破壊の結果が発生した場所が入るのはもちろんでございますけれども、問題の所在が、その戦闘を行っている諸外国の軍隊等に対して行われる我が国の自衛隊の協力支援活動が当該戦闘行動と一体化するものとして評価されるかどうかというような点にあります以上は、この現に戦闘行為が行われている地域に該当するかどうかの判断に当たりましては、結果の発生地だけでなく、戦闘行為を総合的にとらえる必要があると考えられます。……

木島委員 わけのわからない答弁やっていますでしょう。できるかできないか、わからなくなりましたよ、今の答弁。そんな法律でいいのですか、この法律。

きのう防衛庁長官の答弁は、……ミサイル発射の米艦船には、それは殺傷が行われている地域でない、発進地域だ、アフガンと違うということを前提にして、戦闘地域でない、そういう論の組み立てをしました。だから自衛隊の武器弾薬の輸送はできるんだと答弁しました。だから、きょうのマスコミは一斉にこのような報道をしたわけでしょう。……法案第二条「基本原則」の第三項に、戦闘行為の定義がきちっと書かれているのです。「対応措置については、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次に掲げる地域」、これがいわゆる戦闘地域です。そして、その基礎概念である戦闘行為について明確な定義があるんですよ。「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。」……「人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。」

これが戦闘行為です。そして、それが行われている地域を戦闘地域という上位概念でこの法律は組み立てられているんです。

そこで、聞きますよ。トマホークを発射して武力攻撃が行われる場合、発射地点と着弾地点に距離がある場合、この法律で言う、今私が指摘をした戦闘行為はまさに発射行為しかないじゃないですか。トマホーク発射という武力行使の場合に、この法律で言う戦闘行為、「人を殺傷し又は物を破壊する行為」ですよ。場所じゃないですよ。発射行為しかないじゃないですか。認めますか、防衛庁長官。

中谷国務大臣 私は、トマホークについては一言も発言をしておりません。ミサイルについては、その性能も構造もいろいろな種類がありますが、トマホークのミサイルの発射に際しましては、我が国は持っておりませんが、一般論といたしまして、そのミサイルが発射後に人による誘導などの行為による作用を受けることなく、自動的に目標に正確に到達して爆発する構造になっている場合、当該ミサイルの発射が、人を殺傷し、または物を破壊する行為に当たるというふうには考えます。

しかし、他方、仮にあるミサイルが発射した後、人の誘導などを受けて初めて目標に到達して爆発する構造になっている場合は、その当該ミサイル発射自体は、直ちに人を殺傷し、または物を破壊する行為には当たらないというふうに考えておりまして、トマホークミサイルについては、我が国はそれを保有しておらず、その性能、構造、操作方法の詳細を承知しているわけではないので、確たることは申し上げませんが、仮にトマホークミサイルがそのような構造を有している場合には、その発射は戦闘行為に当たると考えられます・・・その地域が該当するか否かという点については、国連その他の国際機関、当該地域で中心的な活動を行っている諸外国の部隊、外国の領域で実施する場合には当該外国からの情報と、我が国がみずから収集した情報等を合わせて総合的に分析することによって、我が国として主体的かつ合理的な判断を行うというふうにいたしております。

木島委員 全然聞いていてわかりませんね。全然説明になっていません。・・・昨日の朝日新聞には、「脅威見えぬ「最前線」」と書かれた見出しが出ております。米空母エンタープライズに同乗した記者の記事が出ております。「「ここが一番安全な場所の一つだ」と艦長は攻撃開始後、艦上の記者たちに語った。」とあります。また、同じ十四日の記事には、アメリカ・ブッシュ大統領は、「戦闘の第一段階の目標は達成された」、「タリバーンの軍事力は弱体化し、防空能力を破壊した」と説明しました。

要するに、米軍による一方的な空爆が行われるだけで、敵方、タリバンからの反撃が全然想定されない、こういう地域では、結局今までの政府の答弁を総合いたしますと、戦闘行為が行われていない地域、私の言葉でいえば、交戦状態にない地域として、自衛隊が行ける地域というふうにならざるを得ない。そうなりますと、米軍の勢力が強くて相手の反撃能力が弱まるほど、戦闘行為が行われる地域は狭まって、自衛隊の活動領域が広くなる、敵陣近くまでが活動領域となる、そういう構造をこの概念は持っていると言わざるを得ません。・・・」

(参考1)

第145回国会、衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会（平成11年04月26日）

「岡田委員 ちょっと忘れないうちに防衛庁長官に、私どもが要求しておりました周辺事態における我が国の情報提供と集団的自衛権の関係について、御見解をおまとめいただいていると思いますので、それをお聞きしておきたいと思います。

野呂田国務大臣 日米安保体制下において、日米が平素から軍事情報を含め相互に必要な情報交換を行うことは、当然のことです。このことは、周辺事態においても何ら変わるものではないです。このような一般的な情報交換の一環として米軍への情報提供をすることは、実力の行使に当たらず、憲法第九条との関係で何ら問題を生ずるおそれはないと考えております。このことは累次申し上げてきたところであります。

したがって、自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動により得られた情報を、一般的な情報交換の一環として米軍へ提供することは、憲法上の問題はないと考えます。これも先般申し上げたところでありますが、例えば、特定の国の武力行使を直接支援することのみを目的として、ある目標に方位何度何分、角度何度で撃てというような行為を行うことについては、憲法上問題を生ずる可能性があると考えているところであります。現実にはこのような情報を私どもが米軍に提供することは、全く考えておりません。」

(参考2)

第140回国会衆議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会（平成09年04月10日）

「東委員 ……日本の領域外で米軍への情報提供というのは、憲法上できるのかできないのか。日本の領域外で米軍の要請を受けて日本が掃海活動を行う場合の法的解釈は、憲法上どうなるのか。日本の領域外で米軍のために補給や輸送を行う場合はどうか。海上自衛隊が予算要求している大型輸送船で邦人や避難民あるいは米軍家族を運ぶ場合、これを護衛するため、海上自衛隊の艦艇が米海軍と共同活動することが考えられるが、法的には認められるのかどうか。この三点、お願いします。」



平成9年4月10日衆議院日米安全保障条約の実施に伴う土地  
地使用等に関する特別委員会における東委員の質問について

平成9年4月10日  
内閣法制局

お尋ねの問題については、具体的にいかなる状況の下で、いかなる活動を行うものであるかなどの諸点について十分な検討が必要であり、確たることを申し上げるには困難な面があるが、あくまで一般論として申し上げれば、次のとおりである。

1 米軍への情報提供について

日米安保体制下において、日米両国が平素から、軍事情報を含め、相互に必要な情報交換を行うことは当然のことであり、このような一般的な情報交換は、実力の行使に当たらず、集団的自衛権の行使には当たらないと考えられる。

しかしながら、一方で、政府としては、従来から、我が国が自らは直接武力の行使を行わないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性などから、他の者による武力の行使と一体となるような行動を行う場合は、我が国としても武力の行使をしたとの法的評価を受けるとあると申し上げてきた。

お尋ねの事柄についても、このような考え方に従って、例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供するようなことについては、他の者による武力の行使と一体となると判断される可能性があると考えられる。

2 掃海活動について

- (1) 外国により武力攻撃の一環として敷設されている機雷を除去する行為は、その外国に対する武力の行使に当たることになると考えられており、したがって、そのような行為は、我が国憲法の下においては、いわゆる自衛権発動の三要件が満たされている場合に、自衛権の行使として行われるときに限り、許容されると考えられる。
- (2) これに対し、遺棄された機雷については、外国による武力の行使の一環としての意味を失っているところから、これを除去する行為は、その外国に対する戦闘行為ではなく、単に海上の危険な妨害物を除去するというものであり、武力の行使には当たらないものと考えられる。したがって、公

海上に遺棄されたと認められる機雷について、それが我が国の船舶の航行の安全にとって障害となっている場合には、その航行の安全を確保するために、自衛隊法第 99 条に基づき、自衛隊はこれを除去することができると考えられる。

### 3 米軍に対する補給・輸送について

(1) 物資の補給・輸送等それ自体では直接武力の行使に当たらない活動について、これが憲法第 9 条との関係で許されない行為に該当するかどうかについては、他国による武力の行使と一体となるような行動としてこれを行うか否かにより判断すべきものと考えている。

(2) 他国による武力の行使と一体をなす行動に該当するか否かは、  
戦闘活動が行われている又は行われようとしている地点と当該行動がされる場所との地理的關係  
当該行動の具体的内容  
他国の武力の行使の任にある者との関係の密接性  
協力しようとする相手方の活動の現況  
等の諸般の事情を総合的に勘案して、個々に判断されるべきものであると考えている。

### 4 自衛艦の護衛について

(1) 自衛隊法第 100 条の 8 においては、邦人等の輸送は航空機によるものとされており、大型輸送艦船による邦人等の輸送については、自衛隊法上特段の規定はないものと承知している。(当室注)

(2) 自衛艦が邦人等を輸送する船舶の護衛に当たることについては、  
いわゆる自衛権発動の三要件に該当する場合に、防衛出動の一環として行う場合  
自衛隊法第 82 条の海上における警備行動の要件に該当する場合には可能であると考えられるが、自衛艦による武力の行使が許されるのは、の場合に限られるものである。

(当室注)平成 11 年 5 月、自衛隊法が改正され、輸送に適した自衛隊の船舶及び船舶に搭載したヘリコプターを使用して邦人輸送ができることとなった。

## 5 自衛隊の武器使用基準（下線は調査室）

### （１）拉致被害者の捜索、追跡、救出

第 153 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 13 年 10 月 16 日）

「東（祥）委員 ……この法案の中に盛り込まれていることで考えていきますと、例えば、今度は、自分及び同僚隊員のみならず自己の管理下に入った被災民等も守ることができると言っているんですが、……自衛隊員や被災民が、例えばですよ、拉致された場合に、先ほど言われていた R O E に基づけば、捜索あるいは追跡、これ、するんですか。それとも、自衛隊あるいは同僚あるいは被災民がキッドナップされた、誘拐されちゃったとき、それを放置しておくんですか、どうなんですか。

中谷国務大臣 基本的な考え方としましては、武器の使用の権限と、どの地域でやるかという場所の問題が要素としてあると思いますけれども、この場所の問題に関しては、戦闘行為が行われていない地域でやるわけでありまして、またそういう事態が予測される場合は、中断をしたり避難をしたり撤収をしたりするわけでございます。ですから、そういう安全確保の面においても条件的に配慮をしておりますけれども、御質問のような万々がーという場合も考えられるわけでございます。

そういう点におきましては、この法案に基づいた、自己の管理のもとに入った者の生命、身体の防護、及び自己に関しては、やむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるという権限を与えておりまして、これに基づいて、R O E というルールを定めますけれども、御質問のあった、遠くへ拉致された場合という点に関しましては、現地に治安当局、公安当局として派遣先の国の警察もあれば軍隊もあって、そういう点におきましては、その当局の協力を得て隊員の安全確保を図るというふうに考えております。」

### （２）給油中に攻撃を受けた米艦の防護

第 165 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 18 年 10 月 16 日）

「 伴野委員 …… 給油中の補給艦自身が攻撃を受けた場合は、自衛隊法の九十五条に基づいて武器使用が可能である、これは御案内のとおりだと思っ  
た場合、しかしながら、給油を受けている側の米軍もしくは艦船が攻撃を受けた場合には、その艦船だけが攻撃を受けている状態ではなかなか武力行使には踏み出せないのではないか、過去の政府解釈等々を勘案しますと。しかし、いつ弾がこっちへ飛んでくるかなんというのは推測もできないわけでございますし、ドンパチが始まったときに、何か審判が、サッカーのラインズマンじゃないですけども、オフサイドなんということを判定する人がいるわけでもありませんから、当然、米軍等の艦船のみが攻撃されている状態かどうかというの  
は本当に判断できるのかどうか。多分、そういう状況であれば、給油している側の方にも攻撃が来るであろうと推測のもとに防護をしかけるのかどうか、  
これは現場だけにゆだねるにはちょっと酷なのではないかな、そんなふうにも思  
うわけでございます。

こういった観点から、今の日本海でも起こり得る状況も想定されるわけ  
でございますので、ぜひお答えいただければと思います。

久間国務大臣 先日の参議院の予算委員会でもこれに似た話があったわけ  
でございますが、我が国は、昔からといいますか、要するに、戦後、集団的自衛  
権、個別的自衛権というふうに二つに非常に峻別してしまっ、全くそのど  
ちらかに属するんだ、そして、こちらに属する場合は武力行使はできないとい  
うような解釈をずっととっているわけですね。

しかし、今おっしゃいましたように、両方が一緒になって活動しているとき  
に、果たしてそういう峻別だけでいいんだろうか、そういうような問題が絶  
えずありますから、この問題については、政府は今までの解釈に、一応踏襲し  
ておりますので、それに従っておりますけれども、それはそれとしながらも、  
やはり研究していく余地はあるんじゃないかと思っているわけでございます。

そういう意味で、今のような個別の例についてどうするかでございますけれ  
ども、私はそのとき、参議院の予算委員会でも言ったんですが、二人連れ立  
って仲間と歩いているときに、そっちの方がちょっと前を動いておった、それ  
に襲ってきたときに、こっちも一緒になってそれを防御したというのなら、こ  
れは正当防衛が成り立つんじゃないか。こっちはまだ攻撃されていないけれど  
も、そちらと一緒に並んでおって、そちらがやられたら次はおれだというよ  
うな蓋然性が非常に強いときには正当防衛が成り立つんじゃないか。

それと同じで、今みたいに補給活動をやっているときには、どちらに対する  
攻撃かというのはなかなか峻別できないことがあるんじゃないか。そうしたら、  
現実にはどうするかといいますと、その場合には、武器等防護の規定に基づい

て、やはり反撃せざるを得ないんじゃないか、そういうふうに私は思います。

だから、そういうような状況では、特に武器等防護の規定の場合は、長官承認とかあるいは内閣が決定するわけでもございませんから、武力攻撃事態の場合は防衛出動として正式な手続が要りますけれども、武器等防護の場合は瞬時にして判断せざるを得ないわけですから、現場が、そういうときに自分がやられるという判断をして行動をとったとしても、それは非難されるべきじゃないんじゃないかと思います。

その辺については、そういうようなケースはまずないところで給油活動はやっておりますけれども、仮定の話としてぎりぎり議論されれば、私は、そういう選択をしたとしてもやむを得ないんじゃないかなと思います。」

第 165 回国会、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会（平成 18 年 10 月 19 日）

「 山井委員 …… 先日の委員会の中で、伴野議員の質問に対して、給油を受けている側の米軍もしくは艦船が攻撃を受けた場合には日本は反撃ができるのかというようなことに関して、はしょって言いますと、現実にはどうするかと言いますと、その場合は、武器等防護の規定に基づいて、やはり反撃せざるを得ないんじゃないかというふうに答弁されているわけなんですな。

それで、昭和五十八年三月八日の衆議院予算委員会で、谷川国務大臣は、我が国が自衛の目的以外の場合については米艦艇を守れないという趣旨のことを答弁されているわけです。

そういう意味では、疑念として、これはやはり憲法解釈の変更ではないか、そういうふうな懸念が今出てきているわけですが、久間長官、これについてはいかが思われますか。

久間国務大臣 憲法解釈上の話というよりも、具体的にそういう状況になったときに、例えば委員だったらどうされるか。恐らく、やはり現在の法令を使ってでも、とにかく守ろうとしたいと思います。そして、そのときに何でやるかという選択の話だと思いますけれども、私は、同じ場所において同じような給油活動をやっておるときに攻撃されたときに、それを、こっちとこっちと峻別して分けるなんということとはできないんじゃないか。だから、武器等防護等の規定を利用して、それで反撃ができるんじゃないかということ言ったわけで、これは憲法の解釈の話とはちょっと違うんですけれども、その前段で私が、私自身の、集団的自衛権、個別的自衛権というふうに今峻別している仕方そのものがいいんだろうかというような、そういう話をしたので、その問題と案外誤

解されたのかもしれませんが、その辺、私の参議院の予算委員会での答弁の仕方がちょっと悪かったのかもしれませんが。

私は、そういう現場にあった場合に、これはだれが見てもやはり黙って見過ごすということとはできないだろう、そういう前提に立って、あえてそれをやるなら武器等防護の規定で防護するでしょうねというようなことを言ったわけでございますから、その辺の状況についても御理解賜りたいと思いますと同時に、もし皆さん方がそういう現場の指揮官だったらどうするかというときに、それはそれでやってよろしいよというようなことを言ってもらわないと大変だろうと思うんですよ。だから、そこのところをひとつ御理解しておっていただきたいと思うわけです。」

(参考)

平成 18 年 10 月 16 日衆・テロ・イラク特委  
伴野豊君に対する久間防衛庁長官の答弁について

18 . 10 . 18  
防 衛 庁

- 1 テロ対策特措法に基づく活動は、現に戦闘が行われておらず、かつそこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域で行うこととされている。
- 2 また、仮に、補給中の米軍艦艇等へのテロなどを含む不測事態が生じた際の対応について、一般論として申し上げれば、当該米軍艦艇等は、自衛隊の指示に従うのではなく、米軍等の指揮統制の下、その生命・身体の防護等のために必要な行動をとると考えられるため、自衛隊が米軍艦艇を防護するために武器を使用する必要性が生じる可能性は低く、基本的に想定されないものとする。
- 3 他方で、不測の事態が生じた場合には、自衛隊の艦船は活動の実施を一時休止又は避難するなどして危険を回避することに努めることとなるが、他に手段がない場合には、自己等の防護のため、あるいは自衛隊の武器等の防護のため、武器を使用することが可能である。

- 4 その上で、万が一、まさに洋上給油を実施中の自衛隊の艦船と米軍艦艇とが極めて接近しているような場合には、自衛艦があくまで自己等や武器等の防護のために武器を使用することが、結果的に米軍艦艇に対する攻撃を防ぐ反射的效果を有する場合がありますと考える。
- 5 久間防衛庁長官の国会答弁は、このような考え方に基づくものであり、従来の憲法解釈を変更するものではない。

### (3) 任務遂行のための武器使用

第 153 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 13 年 10 月 15 日）

「 米田委員 今回の特措法は時限的な特別立法であります。私は、この種の事案が今後も発生し得ることを想定いたしまして、可及的速やかに恒久法を制定すべきだという立場から、今回法案の中に含まれる幾つかの課題について質問をしたいと思います。

まず、テロ対策特措法のうち、自衛隊の武器使用につきましてお尋ねをいたします。

国際慣習法では、その国の同意を得て外国に存在する軍隊は、侵略の意図を有しない限り、妨害排除のための行動を含めた自己防衛権を認められております。国際慣習法です。また、国連においても、PKO活動に際しまして、妨害排除行動を含む任務遂行のための武器使用を認めております。以上が国際基準であります。

ところが、今回の特措法では、あくまでも自然権的な防護権を前提としております。そのレベルの武器使用权をもってテロリスト及びそのシンパが潜在する他国の領土を活動地域とする結果、次のような事態が予想されるのではないかというふうに私は考えます。

何点か列挙をいたしますが、まず、米軍等の他国の軍隊の防護共同行動はできない。一たんテロリストに反撃したとしても、その追撃はできない。すなわち、何度でも繰り返し同じテロリストが襲ってくる可能性を残すわけでありませぬ。また、相手が武器を使用せずに我が方を包囲するような場合、実力をもって排除できません。輸送の妨害排除もできない。避難民の誘導作業も、この場合できないわけでありませぬ。また、同僚が拘束された場合、その救出作戦は不可能であります。危なくなったら退避するんだということになっておりますが、実は退却戦ほど難しいものはないわけでありませぬ、しんがりを務める部隊は

むしろ相手を激しく攻撃しながら退却するというのが、古来からの軍事上の常識であります。しかし、それもできないわけであります。

以上のこういう懸念、課題について、防衛庁長官のお考えを伺います。

中谷国務大臣 我が国が海外へ派遣をする際に許されることは、武力行使をしないというのが前提でございまして、受け入れ国が同意したとしても、武力行使をするということは許されないわけでございます。

そういう観点で、今回、武器使用の点で、この法律に基づいて設けられた事項におきましては、自己とともにその現場に所在し、その職務を行うに伴い自己の管理のもとに入った者ということで、武器使用の規定が設けられておりますが、これは自己保存のための自然権的権利でございまして、いろいろと自衛隊が活動するに伴いまして多くの外国人との接触等がございまして、そういう場合におきまして、我々の安全を確保しつつ業務も適切に行えるということでこの規定を設けたものでございます。」

第 154 回国会、衆議院安全保障委員会（平成 14 年 03 月 28 日）

「 岩屋委員 ……先般、東ティモールに向かって自衛隊が派遣をされました。…今回の派遣は、さきの改正された P K O 法に基づいて行われているわけでございます。さきの改正は一定の前進だったと私も思うのでありますけれども、それでもなお、いわゆる国際標準というものから比べれば、まだまだ足らざるところがあるというふうに認識をしております。

特にその中でも、任務遂行のための武器使用というものが認められていない、これは、私は論理的にもちょっとおかしいと思うのであります。というのは、武器等防護というものは認められたわけですね。何ゆえに武器を防護しなければならないか。それは、武器や車両がなくなってしまうと、すなわち任務の遂行ができなくなるからにほかならないわけでありまして、そういう意味では、任務の遂行のための武器使用というのは、これは論理的にはその同一線上にあるものだと思うんですね。

私は、できれば今後、できるだけ速やかに P K O 法を再改正して、任務遂行を實力で妨害しようとする者を排除するための武器使用は当然認めていってしかるべきではないかな、こう思っておりますけれども、長官の御見解を承りたいと思います。

中谷国務大臣 P K O 活動というのは、国際の平和を維持していくために大変重要な、また崇高な活動であるというふうに認識をいたしております。我が



国がPKO活動に積極的に貢献していくということも、今後ますます必要であるという認識を持っておりまして、さきの臨時国会におきまして、この武器の使用も含めまして改善をしていただいた点につきましては心から感謝をいたしたいわけでありまして。

先回の改正点は、任務遂行を実力をもって妨げる企てによって、自衛官とともに現場に所在する隊員、自衛官が職務を行うに伴い自己の管理のもとに入った民間人に危険が及んだ場合には、自衛官は武器の使用をすることが可能であるということでありまして、自己保存のための自然的権利という概念での改正と説明をさせていただきました。しかしながら、まだまだ、任務をする上において、PKOのあり方につきましては、要員の安全確保、また任務の着実な遂行という観点から、武器使用規定のあり方については検討する事項があるというふうに認識をいたしております、この点につきまして、国会での御議論をいただきたいというふうに思っております。」

第 159 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 16 年 01 月 29 日）

「長島委員・・・ルワンダのPKOの武器使用権限と今回の自衛隊が許されている武器使用権限は全く同じであります。不安はございませんか。

石破国務大臣 ルワンダのとき、機関銃が二丁はだめで一丁ならいい、それじゃ一丁故障したらどうするのなんというような議論がありました。委員御指摘のように、そのような空想的な議論はさすがになくなって、今回のようなことになっているわけです。

では、権限はどなのだということですが、私、これは何度も答弁申し上げましたが、実際に行くのは自衛官なんですね。私ではない。その人たちがどなのだということを知って、権限も、自分を守るための権限という分野と任務遂行を妨害された場合に使える権限、これは分けて考えなければいけないというものだと思います。

自分を守るための権限において、私は、他国と比べて遜色があると認識をしていません。任務妨害のための武器使用の議論は、自己を守るための武器使用の基準とは別の次元で議論されるべきものだと私は考えます。

長島委員 今、自己を守るための武器使用と任務遂行のための武器使用というお話、分けて考えるというお話がありましたけれども、では、一つ例を挙げたいと思います。

例えば、車列を組んでA地点からB地点に向かって車を走らせた。そうすると、前に伏在していたゲリラとおぼしき者が前に立ちふさがって、そして攻撃をしかけてきた。応戦することはできますね。自己及び自己の管理下にある者を守るために応戦することはできる。まあ応戦というか、防御のために武器使用することはできる。

そして相手が退却をした。退却をしたときに、任務防護のための武器使用が認められていれば、この退却した、ゲリラだか何だかわかりませんが、そういうおぼしき者がもう一回襲ってこないように追撃をして逮捕して、そしてイラクの治安当局に引き渡す、こういうところまでやらなければ、本当の意味で、A地点からB地点にまで物を運んだり、あるいはB地点でしなければならぬ任務を遂行することはできませんね。こういう場合はどうするんでしょう。

石破国務大臣 我々が与えられている任務というのは治安維持ではない。人道支援であり、そしてまた、支障のない範囲においての安全確保支援であるということです。

今委員御指摘のようなことは、確かに我々は、追撃をしてその者を捕縛、拘束するということではできません。それはできないのです。しかしながら、我々がやるべき任務達成のためにそこまでしなければいけないことだろうか。それは、治安維持というものを任務とすればそういうことに相なりますが、私はそこまで予定をしていないのだというふうに思っています。」

(参考)

平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第11条に規定する武器の使用について

- 一 武器の使用と憲法第9条第1項の「武力の行使」との関係については、政府としては、『憲法第9条第1項の「武力の行使は」、「武器の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべて同項の禁止する「武力の行使」に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の「武器の使用」は、憲法第9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない』(平成3年9月27日「武器の使用と武力の行使の関係

について」衆議院国際平和協力等に関する特別委員会理事会提出)と解してきている。

二 このような「いわば自己保存のための自然権的権利と言うべきもの」である武器の使用を規定したのものとして、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第24条、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号)第11条、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第100条の8(当室注)及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)第6条の規定がある。

三 これらの規定においては、いずれも武器の使用による防護の対象を自己(武器を使用する自衛官)のみに限定しておらず、国際連合平和維持活動等に対する効力に関する法律第24条は、「自己と共に現場に所在する他の自衛隊員もしくは隊員」を、周辺事態に際してわが国の平和および安全を確保するための措置に関する法律第11条及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律第6条は、「自己と共に当該職務に従事するもの」を、自衛隊法第100条の8(当室注)は、「自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員」及び「その保護の下に入った当該輸送の対象である法人もしくは外国人」をも防護の対象としている。これは、自衛官の職務に関連して当該自衛官と行動を共にし、不測の攻撃を受けた場合にも、当該自衛官と共に行動してこれに対処せざるを得ない立場にある者の生命又は身体についても当該自衛官の生命又は身体と等しく保護しようとするものであり、このような防護の対象とするものの範囲については、それぞれの法律において、自衛官が行う活動の態様や場所、どのようなものがその職務に関連して行動を共にすることが想定されるかなどを考慮して規定されているものと解される。

四 本法第11条も、これらの法律の規定と同じ考え方に基づくものである。即ち本法案が規定する協力支援活動、搜索救助活動及び被災民救援活動においては、例えば、傷病兵や被災民の治療、人員の輸送、国際機関や他国の軍隊との連絡調整など、活動の実施を命ぜられた自衛官がその職務を行うに伴い、幅広い場面で自衛隊員以外のものと共に活動することが想定されるところ、このようなもののうち、自衛隊宿営地、診療所、車両内といった自衛隊が秩序維持・安全管理を担っている場に所在するもの、あるいは、通訳連絡員等として自衛官に同行しているものなど、不測の攻撃を受けて自衛官と共通の危険にさらされたときに、その現場において、その生命又は身体の安全確保

について自衛官の指示に従うことが期待されるものを防護の対象としようとするものであり、このような関係にあるものを「自己と共に現場に所在する…その職務を行うに伴い自己の管理の下に入ったもの」と表現しているものである。

五 したがって、本法案第 11 条に基づく武器の使用は、「自己と共に現場に所在する…その職務を行うに伴い自己の管理の下に入ったもの」の生命又は身体を防護する部分を含めて、その全体が「いわば自己保存のための自然権の権利と言うべきもの」ということができ、憲法第 9 条で禁止された「武力の行使」には当たらないと考える。

人の生命・身体は、かけがえのないものであり、その身を守る手段を十分に有さず、自衛官と共にあって、いわば自らの身の安全を自衛官に委ねているに等しいこのようなものの生命又は身体を防護するための武器使用が憲法上許されると解することは、人道的見地から見ても妥当なものとする。

(平成 13 年 10 月 15 日、テロ特理事会配付資料)

(当室注) その後の自衛隊法の改正によって、現在は、94 条の 5

## 6 出口戦略（下線は調査室）

第 162 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 17 年 07 月 13 日）

「 山本（喜）委員 認識の違いがあると思うんですが、大臣は、着実にプロセスは進展しているというふうな答弁でございましたが、しかし、イラクの現状を見ると、泥沼化しているというのが現実ではないか。

例えばアメリカのワシントン・ポストとABCテレビの世論調査、アメリカの国内でも、泥沼化しているというふうに答えた人が六五%ですね。ベトナム戦争の二の舞になるという答えも四五%。それから、ギャラップ社の調査でも、イラク戦争に反対するアメリカ国民の割合が五九%というふうに、アメリカの国内でもイラク戦争に対する懸念がかなり強まってきているわけでございます。そうした状況を受けて、多くの国で撤退の議論が出てきております。

先ほど来の質疑の中でイギリスの撤退というふうなことも言われておりますし、アメリカの議会でも共和党から撤退開始を求める決議案が出ているというふうな報道もあります。それから韓国、そしてイタリアで撤退の動きが出てきていますが、こうした世界の流れの中で、日本の自衛隊員をいつまでも危険な状況に置いておくわけにはいかないんじゃないかというふうに思うわけでございます。

この撤退、十二月十四日が期限でございますが、このほかに、インド洋に展開しているテロ特措法に基づく部隊、これも十一月には期限が切れるというふうな状況になっていると思うんです。この撤退のプロセスについてどのように考えているのか、お伺いします。

大野国務大臣 自衛隊が極めて危険なところに駐在しているではないか、こういうような御発言が山本先生からありました。私はそう思っておりません。

治安については、たびたびこの席で申し上げましたけれども、他の地域に比べましてサマワというのは比較的安定しているところである。ただ、このことは申し上げましたが、簡易爆弾の事件、あるいは最近のロケットと思われる弾丸が飛来した事件、これは極めて真剣に、あるいは深刻に受けとめていかなきゃいけない。そういうことがあったらこそ、いろいろな安全確保策の万全を期しまして、昨日から自衛隊の活動を再開したところでございます。

その上で申し上げたいと思いますが、これは十二月十四日に基本計画が期限切れになりますけれども、これから検討していかなきゃいけない問題であります。その点につきましては、何度か申し上げておりますけれども、四つの切り

口ということで私は申し上げております。

一つは、政治プロセスがどうなっていくんだろうか、これをはっきりと見届けていくのが国際社会の責任ある一員としての責務であると思っております。それから、治安の情勢がどうなっていくんだろうか、これも見きわめていかなきゃいけない。復興の過程はどうなるんだろうか。もう一つは、国際社会の動向であります。

先ほど、例えば国連決議一五四六でございますけれども、・・・この一五四六というのは、例えば、プロセスが終わっていること、それが十二月三十一日までだ、こういうことを書いてあります。別項で書いてあるものですから、この辺の議論も国際的には出てくるだろう、このように思っております。

いずれにいたしましても、これから自衛隊というのは、今申し上げました四つの切り口を中心として、総合的に、かつ主体的に判断していく、こういうことでございます。」

第 163 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 17 年 10 月 17 日）

「長島（昭）委員　・・・この特措法の最大の難点は、活動の出口が見えないということなんだろうと私は思うんですね。時限立法なんですから、その性格に照らせば、期間内にこういうことを達成するんだ、そういうことが達成されたら活動を終了するんだ、こういうはっきりとした指標が必要だというふうに私は思うんですね。

しかし、実態として見てみると、これはイラクも同じなんですけれども、イラクの話をしましょうか。

イラクは二十八カ国がやっています。しかし、日本以外の二十七カ国は治安維持活動をやっているんですね。安定確保のための活動をやっているんです。それは、一方でイラクの治安部隊を育成しているわけです。イラクの治安部隊が育成されてある程度治安が回復してきたら、その活動はある意味で終息を迎えるんですね。ゴールを迎えるんです。すごくわかりやすいのです。だから、後はイラクの治安部隊にゆだねて、そして撤退することができるんです。

しかし、イラクの自衛隊がやっていることは人道復興支援ですから、この橋も直してください、この道を直してください、この病院も直してください、この学校も直してくださいと、これはまさにエンドレスなんです。今、イラクで起こっている出来事というのは、他の二十七カ国に比べて日本の活動というのは本当にエンドレスになりつつあるという、そこを私は非常に危惧しているんです。

同じように、このO E Fでもそうなんです。I S A Fの活動やP R Tの活動というのは、ある程度治安が安定して、そして復興が進んでいけば、これはお役御免になるんです、必要なくなるんです。しかし、洋上の活動、海上阻止活動というのは、これは際限がない可能性があるんです。つまり、テロリストが海上に出てくるかもしれない、テロリストをかくまう人たちが武器を搬出するかもしれない。ずっと世界じゅうでテロが起こっている限り、あの洋上での活動はエンドレスで続く可能性があるんです。

そういう状況の中で、政府は、この特措法に基づく自衛隊の活動、どこで終止符を打とう、どういう基準で終止符を打とうとされているんでしょうか。

大野国務大臣 当然、我々、政治として考えるべき問題でございます。

ただ、インド洋における我が国のテロとの闘い、全体の闘いというのは、当然のことながら、国際社会が、テロを追放しよう、地球から追放していこう、こういう使命に燃えまして、その中で国際社会の責任ある一員として日本が参加しているわけでございます。この闘い、アメリカなんかでよく言われておりますように、冷戦のように本当に長くかかるかもしれない、そしてまた忍耐を要する仕事である、こういうことは委員十分御存じのことだと思えます。

そこで、例えば、テロのリーダー、ウサマ・ビンラディン、あるいはアルカイダ、こういうような主要幹部が捕捉された、あるいは拠点が破壊された、これだけで終わるものだろうか。まだまだテロの可能性があるとすればそこを見きわめなきゃいけない、ここに非常に難しい問題があるかと私は思っております。

現状において、やはり我々は、アフガニスタン国内で行われているテロ掃討作戦が進展する、アフガニスタンを拠点とした海上における武器やテロリストの移動の流れが著しく減少していく、このような状況を総合的に判断していかなきゃいけない、その判断をこれからしていかなきゃいけない、こういう問題であって、では、いつごろそれがわかるんだ、こういうことはなかなか今の時点で申し上げにくいことでございます。

アルカイダの関与が疑われるテロが世界各地で発生する、あるいは九・一一のような脅威は依然として存在するんだ、こういうような認識は我々十分持っていて、そしてテロをとにかくこの地球上から追放していくんだ、この理念をもって国際協調をやっていかなきゃいけない、このように思っております。」

第 165 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 18 年 12 月 20 日）

「長島（昭）委員　・・・航空自衛隊の撤収といいですか、これは今回で三回目の基本計画の延長、こういうことでありますが、任務は、まさに特措法に書いてあるように、人道復興支援それから安全確保支援、この二つだと言われている、先ほど来御答弁にあるように、国連と多国籍軍の支援をしていると。これはイラクの治安部隊の支援はしていないんでしょうか。

久間国務大臣　治安部隊そのものの支援はしておりませんが、聞くところによりますと、治安部隊も、治安だけではなくて、復興活動もやはりやっているらしいんですね。だから、両方やっているようなときに、そういう人たちが食べる食料なんかはやはり運んでいるようでございまして、そういう区分けがなかなか難しいという話も聞いております。

そういう意味では、治安部隊の食料も運んでいるんじゃないかと言われると、それはノーとは言えない。そういう点では、そういう人たちの食べる分がそれに入っていることはあり得ます。

長島（昭）委員　今の御答弁は多分率直な御答弁だろうと思うんですが、これから例えばアメリカが政策転換をして、なるべくイラク人に治安もそれから統治もしっかりやってもらおう、こうなっていくわけですから、いつまでも多国籍軍、国連、多国籍軍、国連というお題目にはならぬと思うんですね。

だとすれば、今回の基本計画の変更の中で、では、イラクの治安部隊も支援するようなそういう書きかえというのは考えられなかったんでしょうか。

久間国務大臣　今の時点では、とにかくこれまでやってきたものをそのまま延長する、そういう形にしておるわけでございまして、今ここでいろいろな動きがあっているというのはそれはおっしゃるとおりでございますけれども、それはこれから動いていくんじゃないかと思うんですね。

だから、そういう動きの中で果たして法律の延長をするのか、するとした場合は、今までみたいな仕事ぶりといいますか仕事の内容でいいのかどうか、それはまた考えますけれども、今の時点では、来年の七月三十一日までは現在やっている内容をそのまま実行する、そういう形の方が私はわかりやすいし、我々活動する方から見れば、そのままの延長をする方がいいと思って基本計画に合意したわけであります。

長島（昭）委員　現場は大変だと思うんです。なかなかそれは、こちらであっちだこっちだと言うのは難しいんだろうと思うんですが、どうもやはり、お話を伺っていると、主体性といいながら、何となく現状維持というか、ずるず



るとただ機械的に延長をしているだけのようになってしまうんですね、これは多少うがった見方かもしれませんが。

では、そういう議論が実際政府の中で行われたのでしょうか。今回の基本計画の変更の中で、今までやっていたものに加えてこういうことをやってみようじゃないか。だって、安定確保支援活動というのは、治安を維持しようとして踏ん張っている多国籍軍や、あるいはそこから権限を移譲されているイラクの治安部隊をまさに支援しようという活動ですよ。もちろん、そんな活動はけしからぬと言う皆さんもいらっしゃると思いますがけれども、実際はそういう活動をされているんだから、そこをもう少し前向きに、積極的に、主体的に日本から変更するという姿勢があってもいいと私は思っているんです。

ただ、それとまた裏腹になってしまうんですが、そうすると、本当に任務が終わる出口というのはどこなのかなというのは非常に心配なんです。つまり、陸上自衛隊のサマワで活動していた皆さんは、給水、それから、校舎を直したり医療活動、ある種、かなりはっきりと決まっていた。ですから、給水はもう完了した、それから医療も大体終わった、工事も大体こんなところいい、だから任務が終わったので帰ろう、こういう話になるんですが、テロ特措法に基づいてインド洋でやっている皆さんとこの輸送活動というのは、イラク・スタディーグループのリコメンデーションの中でも、最後は、緊急対応、特殊作戦部隊、あるいは訓練、装備助言、兵力防衛、搜索、救助活動という部隊が残ると書いてありますから、結局、それに対する輸送支援というのはずっと残るんですね。そうすると、いつになったら任務があらかた終わって航空自衛隊の皆さんが撤退できるかちょっとわからないんですね。下手するとエンドレスになるかもしれない。この辺のところの見きわめはどのようになさるおつもりなんでしょうか。

久間国務大臣 我が国が主体的に判断するというのは、まさに先ほど先生がおっしゃられましたように、自衛隊のうち陸上自衛隊がやめたというのも、これまた主体的に判断したわけでありまして、航空自衛隊はしかしながら残したという。

この次、この航空自衛隊が続けておる、あるいはアフガンのテロ特措法の場合のいわゆるインド洋での給油を続けておる、こういったのをどうするかというのは、やはりそのときの状況がどういうふうに動くかによって決まってくるわけでありまして、特にイラクの場合は、国連そのものがどういう要請を続けるのか、この国連の決議そのものも期限があるはずでありますから、そういうときにどういう決議をしてくるのか、その辺との絡みもやはり出てくるんじゃないか。そういう気持ちもございまして、今回は、単純に延長したというよう

なことで理解していただいた方がいいんじゃないかと思います。」

第 166 回国会、参議院外交防衛委員会（平成 19 年 06 月 07 日）

「高野博師君・・・イラク特措法の改正案について何点かお伺いしたいと思いますが、サマワから陸上自衛隊が撤退した後、航空自衛隊がクウェートを拠点にいろいろな活動をされていると。特にこれは多国籍軍の兵士とか国連職員の輸送等も当たっておるということで、アメリカ、そして潘基文国連事務総長からも強い要望があるということでありまして、今直ちに撤退すべき状況ではないだろうと、こう私も思いますし、取りあえず二年の延長という期間もしかるべしではないかなというふうに思っております。

ただしかし、いろんな状況が変化しつつあると。例えば、アメリカの世論も変化しつつある、ブッシュ政権の対イラク政策の批判も強まっていると。もし政権交代があればアメリカも撤退という方向に行くのかなという感じがいたします。イギリスでも同じような変化が見られると。

そういうことも考えますと、いつ撤退するかといういわゆる出口戦略というのはやっぱり練っておく必要はあるんだろうと思いますし、これは官房長官が、政府は主体的に判断するというをおっしゃっておられますので、その主体的に判断する幾つかの基準というか根拠として、一つは、日本国民に説明してこれを納得してもらう。二つ目は、対米関係、特に日米同盟ということ、これに影響を与えないと。それから三つ目は、国連の強い要望もあるわけですから、国際社会も納得する。特にテロという問題、テロ対策についてこれどうするかと、こういうことも含めて考える必要があるんだろうと思いますし、我が方は人道復興支援ということでありまして、撤退した後も何らかの形で、例えばODAというような形での支援を継続するということが必要なんだろうというふうに思います。

そもそもイラク戦争、対米支持をしたという理由の中で、これは日米同盟のシンボルとして、象徴として日本は具体的に自衛隊を派遣するというをやったと、私はそう理解しているんですね。そこは、日米同盟というのはやっぱり日本にとっては死活的に重要性がある。北東アジアの不安定な情勢というのを考えれば、核、ミサイル、拉致、いろんな問題がある。これらの脅威に対して当然ながら日本は独自には、単独では対応できないというような、要するに正に死活的な、決定的ないろんな要因があるという中で、イラクとそれから北東アジアの情勢というのを切り離して別々に考えるというのは難しいんじゃないかというふうに思います。

そういう中で、イラクに大量破壊兵器が存在するという、存在したというそ

のアメリカ側の開戦理由が崩れたとしても、直ちに独自に自衛隊を撤退という決断はなかなか現実には難しいんだろうというふうに思っております、言わばソフトランディングをします。これは、アメリカとの協議、あるいはほかの多国籍軍含めていろんな協議の中で撤退ということは考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

それからもう一つは、やっぱりテロ対策という点で、実は先般、マリキ首相が来日されたとき、我々も何人かでお会いをいたしました。自衛隊に対する、あるいは日本の支援に対する評価は非常に高いものがあることは間違いのないと思います。そういう中で、テロという問題については、アメリカとイランが二十七年ぶりに対話をしたということがありまして、双方、アメリカもイランもそれぞれ思惑はいろいろあるんだろうと思いますが、双方とも今のイラクの政権を安定させるという点では一致しているということでありまして、イランは今のイランの体制を維持できるということ、あるいは核開発を認めさせるというようなことを要求していると思いますが、しかし少なくともイランがイラクにあるテロ組織への支援をやめるということがあればイラクの治安状況は改善するんだろうというふうに思います。

イランは、イラクも含めた三者協議、治安に関する協議メカニズムをつくらうというような提案もしているようではありますが、アメリカ側は、もし米軍が撤退すれば、これはブッシュ大統領が、国際テロ組織アルカイダの聖域になってしまうのではないかと、米本土へのテロ攻撃の発信基地になってしまうというようなことも、これはブッシュ大統領の発言ではありますが。

そういう状況の中で、この日米同盟という関係とテロ対策という観点から非常に難しい出口戦略になるんだろうと思いますが、その辺はどのようにお考えか、お伺いしたいと思っております。

国務大臣（久間章生君） 先ほどからる委員が述べられましたいろんな考え方、私はそのとおりだと思っております。これから先どういう形に変化するかわかりませんが、少なくとも法律上根拠がありませんと、もう直ちに七月で切れちゃうわけでありまして、それで、法律が今度通していただけるならば二年間の幅があるわけでありまして、基本計画を決定するときに、それによって直ちにもうこれは撤退しようというふうに判断すれば撤退できるわけでありまして、そういう意味で、法律を最低二年の幅を持たせていただきたいということをお願いしているわけでありまして。

それで、撤退するかどうかにつきましては、今おっしゃられましたように、国際情勢もあるでしょうし、アメリカの問題もあるでしょうし、あるいはまたイラクにおける治安状況、そういったこともございましょうから、それはその

ときの時点でやっぱり適切に判断していけばいいんじゃないかと。そのときはやっぱり日本としても主体的に判断すべきでありますけれども、あわせてこれまでのアメリカとのいろんな同盟関係始めいろんなことについても思いを寄せながら全体的に判断していけばいいと、そういうふうに思っているところであります。」

## 7 恒久法の制定（下線は調査室）

第 165 回国会、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会（平成 18 年 10 月 16 日）

「 伴野委員 ……恒久法の制定に関しては、安倍総理も御就任以来意欲的に、官房長官の時代からも意欲的におっしゃっていたように記憶しております。一方で、久間長官におかれましては、技術的に非常に厳しい、慎重論も唱えていらっしゃるわけですが、このあたり、久間長官のお考えもお聞かせいただけますか。

久間国務大臣 恒久法があって、それに基づいて出られるということになりますと、緊急の場合は非常にいいわけであります。ただ、恒久法をつくり出すときに、特にこのテロ特措法、これだけが、ほかの派遣と比べてやや趣を異にしているわけですね。

アメリカの言うなれば自衛のための戦争だけれども、これが世界的な規模で、ほかの国だって、我が国だって、こういうことがやられた場合は果たして手が出せるのか、そういう状況下の中で、これについては応援をしようという形になって出ていったわけですね。言うなれば、戦争行為をやるアメリカに対して応援するというのは、初めて踏み出した法律なんです、実を言いますと。だから、こういうようなものまで組み込んで恒久法ができるのかな。

ゴラン高原に行っている、東ティモールに行っている、あるいはそのほかの災害派遣とかいろいろな形で自衛隊が海外に行っている。これはもう国民もみんな認めてきているわけですが、戦争を行う米軍を支援するための法律というのをその中に含めた形で恒久法にするというのが果たしてできるのかなという思いがありますので、恒久法があった方が自衛隊の責任者としては非常に行動がしやすくていい、そういう一面がございませうけれども、技術的に果たしてそういう意見の集約ができるのかな。私自身は、そこまで含めた形での恒久法はなかなか難しいんじゃないかという思いがあってやや慎重論を唱えているところでありませう。」

第 166 回国会、衆議院予算委員会（平成 19 年 02 月 09 日）

「 石破委員 ……いわゆる一般法についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

ことしの七月であったかと思ひますが、イラク特措法はその期限が参ります。そして、十一月の初旬にはテロ特措法の期限が参ります。私は、イラク特措法も、そしてまたテロ特措法も、我が国の国益、そしてまた国際社会における責

任、そして日米同盟の信頼強化、そのために絶対に延長していかねばならないものだというふうに考えておりますが、特措法でありますがゆえに、必ず期限が来る。そして、そのときに発生した事態にしか対応することができない。したがって、必ずしも最も迅速で最的確な対応ができるとは限らない。だからこそ自民党は、さきの選挙において、一般法あるいは恒久法を検討するということを掲げ、国民の支持をいただいたと思っております。

これも自民党の小委員会において、こういうことであるべきだという提示をいたしました。そこにはいろいろな議論がありましょう。国連の要請を必要とするのかしないのか、あるいは本当に人道復興支援や後方支援だけでよいのか、あるいは危険への接近ということもある意味において認めるべきではないか。

なぜならば、憲法九条によって明文で禁ぜられているのは、国際紛争を解決する手段としての武力による威嚇または武力の行使なのであって、仮にどこかの地域に自衛隊が派遣をされたとする、そこにNGOが行ったとする、選挙の監視団が行ったとする。彼らに危害を加えられたときに、助けにも行けなくて本当にいいのか、あるいは彼らを警護することができなくていいのか。それは憲法九条のどこに触れるかといえ、触れるはずがないのです。それは憲法論ではないはずなのであります。そういうこともきちんと示した上で、私は、できるだけ早い機会にきちんとした議論をして、一般法というのを問うべきだ。

そこにおいて重んぜられるのは、そういうことを言いますと、自衛隊を世界じゅうどこにでも派遣をするつもりなのかというふうに言われます。そうではありません。一般法には、いろいろなメニューを提示して、ある事態において日本が国益のために各国と協調してやるのはこれとこれとこれである、ある場合には輸送であり、ある場合には治安維持を、現地の当局のサポートをするということで、そういうメニューを提示した上で、必ず国会の事前承認にかける。それがまさしくシビリアンコントロールというものでしょう。国民から選ばれた国会議員が、政府が何を言おうとも、それはだめだと言うならば出さない、これが文民統制というものだとは私は思っている。それができることが、国民から選ばれた国会議員の責任であり、誇りであると私は思っている。

もっと文民統制をきちんと強化し担保した上で、一般法というものをきちんと制定し、日本の国益、国際社会における責任を果たすべきである、私はかように考えますが、総理の御見解を承ります。

安倍内閣総理大臣 私も基本的に石破委員の考えと同じ考え方でございます。

そこで、一般法についてでございますが、我が国としての的確な協力の推進を図る必要は、国際平和協力のための多様な取り組みに機動して対応して、我が国としての的確な協力の推進を図る必要があるというふうに思うわけであります

が、そこで、この国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備については、世界の平和と安定に一層貢献するためにも、与党における議論を初め、国民的な議論の深まりというものを踏まえて検討をしてみたいと考えております。」

## 8 自衛隊のPRT参加

第166回国会、参議院政府開発援助等に関する特別委員会（平成19年06月13日）

「 大門実紀史君 ……ODAと軍事活動との関係について質問いたします。

先ほどもございましたアフガニスタンでは治安の悪化が続いておりまして、特に南東部ではもう内乱状態と言っている状況でございますが、そのアフガニスタンでNATOのPRT……が活動をしております。PRT、地方復興チームというのは、重武装した兵士と文民やNGOなどの民間の要員がチームを組んで治安活動と復興支援をやるものでございます。軍事行動と支援がセットになっているというものでございます。PRTというのは、実際には米軍によって、アメリカ軍によって導入されたものですが、今枠組みとしてNATOの中でということになっております。

総理に伺います。

今年一月、NATOの理事会でこのPRTに日本も協力を強化するというふうに演説をされたわけですが、それには自衛隊のPRTへの参加ということも含まれているのかどうか、まず伺いたいと思います。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 本年一月にNATO本部を訪問したわけですが、アフガンの復興支援におきまして日本とNATOが協力をしていくということについての重要性について指摘をいたしました。そして、現地で活躍するPRTと連携をしていきたいという考え方について表明をしたわけですが、これを受けまして、我が国がPRTと連携をしながら初等教育、職業訓練、医療、衛生の分野において草の根・人間の安全保障無償資金協力をを行う仕組みを構築をいたしまして、そしてその第一弾として、リトアニアのPRTと連携をいたしまして識字教育、そしてまた職業訓練の実施が決定をされたということございまして、一昨日、その署名式がカブールで行われたわけでございます。

我が国としては、国際社会によるアフガニスタン支援という支援全体の中で我が国にふさわしい役割を果たしていくべきであるという観点から、現在行っているような支援を今後とも継続をしていくことが重要であると考えております。今回行う協力において、PRTに自衛隊を参加させることはございません。

大門実紀史君 今は現行法では難しいということですが、一括法とか法改正も含めて、今後PRTに日本が自衛隊を参加させるというふうなことは検討はされていくんでしょうか、それとも今おっしゃったように、もうそれとは別の



ことだというふうに判断されているのか、お伺いしたいと思います。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 現在、この国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備については幅広く検討中でございますが、国際平和協力のための多様な取組に機動的に対応して、我が国としての的確な協力の推進を図る必要はありと私は認識をしています。

国際平和協力のためのいわゆる一般法の整備でございますが、世界の平和と安定に一層貢献するためにも、国民的な議論の深まりというものを踏まえて検討をしていくべきであると、このように考えております。

大門実紀史君 このPRTに自衛隊が参加する点については、国際NGOも日本のNGOもかなり懸念を示されております。このODA特別委員会でも、参考人に来ていただきました日本国際ボランティアセンターの谷山代表理事もこの委員会の場で懸念を示されました。それは、要するに現地で、アフガニスタンの現地でPRTの活動を生で見られる方々の正に現場から見た懸念でございます。

PRTというのは、そういう建前はいろいろあるんですけども、例えば、日本のNGOが支援している現地のクリニックにアメリカ軍のPRTが急にきて、そのクリニックを占拠してしまうと、五台のジープと装甲車で乗り付けて、物資の配給ももちろん行ったんですけども、薬なんかもうただばらまくと、薬をばらまいてしまうと、もう診療とか何か関係なくですね。そういうことが批判されて、赤十字国際委員会もこれはジュネーブ協定第四条の医療活動の中立性に違反するということで抗議をしまして、米軍司令部もNGOの医療施設でのPRTの活動をよほどの事態以外は禁止するというふうなことが出たりしています。

とにかく、軍とNGOとの、支援との境が不明瞭になると。したがって、NGOの人たちは政治的中立性ということで身の安全も保障されているわけですが、PRTがそういう活動をする、もう一緒くたに見られて身の危険を感じるとか、NGOそのものの中立性も不明瞭になってしまうということで懸念を示されているところだと思います。

私は、PRT含めて、人道支援、復興支援といいながら、やはりNGOが危険にさらされないようなことは重々考えていかなきゃいけないと思いますが、総理のお考えを簡潔にお聞かせいただきたいと思います。

内閣総理大臣（安倍晋三君） 先ほども答弁いたしましたように、今回行うPRTとの協力でございますが、今回行う協力においてPRTに自衛隊を参加

させるということは考えていないということはもう一度答弁をさせていただきたいと思うわけですが。

我が国がアフガニスタンの復興支援を進めていくに当たりまして、今後とも、NGOの方々、現場で活躍をされているNGOの方々の御意見も十分に参考とさせていただきたいと、このように思うわけございまして、何かをやるということが、何か行為を行うことが目的ではなくて、結果を出していきたいと我々はあくまでも考えているわけございまして、情報共有等を通じて、NGOを含む援助関係者の当然安全確保にも努めてまいりたいと。

もう一度申し上げますが、NGOの方々の御意見も踏まえていきたいと考えております。

大門実紀史君 もう一つは、今回の二十億円は無償資金協力で、これは直接PRTには行かないような工夫をされているというふうに聞きました。

ただ、先ほど総理のお言葉の中にもありましたが、PRTに無償援助の資金をというふうなこともこれから入ってくるとすると、私は、ODAというのは、OECDの開発援助委員会でODAを定義しております、これは国際的な定義にもなりますが、非軍事分野での援助ということが一つのODAの定義になっております。このPRTというのは、治安維持活動、中央政府の正統性を地方にまで浸透するというような政治目的が絡んでおりますから、そこにODAの資金が、無償資金援助ですね、入るということは、そもそもODAの非軍事の分野での援助というのに抵触する疑いが出てくるというふうに思いますので、その点もODAの在り方そのものとかかわりで検討しながら考えていっていただきたいと思いますが、緒方さんが一生懸命うなずいていただいておりますが、総理、最後にその点をお願いしたいと思います。

内閣総理大臣（安倍晋三君） いずれにいたしましても、このアフガンの復興支援について、ODAの使用ということについては、当然ODA大綱にのっとりてODAを実施していきたいと考えております。」

【資料1】

自衛隊海外派遣各法の概要及び比較

法律名	周辺事態法・船舶検査活動法	P K O 法	テロ対策特別措置法	イラク人道復興支援特別措置法
目的	周辺事態に対応して我が国が実施する措置等を定め、日米安保条約の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資すること	国連平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備すること	米国同時多発テロ事件を受けて、国際テロの防止等のための国際社会の取組に積極的・主体的に寄与すること	イラクの国家再建のためのイラク国民の自主努力を支援・促進しようとする国際社会の取組に主体的・積極的に寄与すること
活動の根拠	周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関しては、国連安保理決議又は旗国の同意	国連平和維持活動 国連総会又は安保理の決議 人道的な国際救援活動 国連総会、安保理若しくは経社理の決議又は一定の国際機関の要請 国際的な選挙監視活動 国連総会若しくは安保理の決議又は一定の国際機関が行う要請	国連安保理決議 1368号、 1267号、 1269号、 1333号、 その他安保理決議	国連安保理決議 1483号 これに関連する国連総会又は安保理の決議
活動内容	対米軍後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動	国連平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際的な選挙監視活動	米軍等への協力支援活動、捜索救助活動、被災民救援活動	人道復興支援活動、安全確保支援活動
活動地域	後方地域支援及び後方地域捜索救助活動 ・我が国領域 ・戦闘行為が行われておらず、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる我が国周辺の公海（上空を含む） 船舶検査活動 ・我が国領海 ・我が国周辺の公海	紛争当事者間の紛争停止合意が成立している外国の領域（当該活動が行われる地域の属する国等の同意が必要）	・我が国領域 ・戦闘行為が行われておらず、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる公海（上空を含む）及び外国の領域（当該外国の同意が必要）	・我が国領域 ・戦闘行為が行われておらず、活動期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる外国の領域（当該外国、イラクの場合は施政を実施する機関の同意が必要）及び公海（上空を含む）
武器輸送	特に制限なし	任務の性質上想定されず	外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送は行わない	特に制限なし

法律名	周辺事態法・船舶検査活動法	PKO法	テロ対策特別措置法	イラク人道復興支援特別措置法
自衛隊の派遣に関する国会の関与	<p>対応措置の実施前に国会承認を求めなければならない</p> <p>緊急の必要があるときには、活動開始後、速やかに国会承認を求めなければならない</p> <p>不承認の議決があったときは速やかに活動を終了させなければならない</p>	<p>PKF 本体業務についてのみ</p> <p>派遣前に国会承認を求めなければならない</p> <p>派遣開始時に衆議院解散中又は国会閉会中の場合は派遣開始後最初の国会において遅滞なく承認を求めなければならない</p> <p>不承認の議決があったときは遅滞なく業務を終了させなければならない</p> <p>国会の承認を得た日から2年を経過する日を超えて活動を行う場合には、当該日の30日前から当該日までの間に引き続き行うことについて国会に付議して承認を求めなければならない。ただし、衆議院解散中又は閉会中の場合はその後最初に召集される国会において承認を求めなければならない。不承認の議決があったときは、遅滞なく業務を終了させなければならない。</p>	<p>対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して承認を求めなければならない</p> <p>国会閉会中又は衆議院解散中の場合はその後最初に召集される国会において承認を求めなければならない</p> <p>不承認の議決があったときは速やかに活動を終了させなければならない</p>	<p>対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して承認を求めなければならない</p> <p>国会閉会中又は衆議院解散中の場合はその後最初に召集される国会において承認を求めなければならない</p> <p>不承認の議決があったときは速やかに活動を終了させなければならない</p>

武器使用規定については、資料3に記載

【資料 2】

自衛隊の活動と国会承認

2007年8月

	承認対象	国会承認
<p>1 テロ 対策 特別 措置 法</p>	<p>自衛隊の部隊等が実施する 協力支援活動 搜索救助活動 被災民救援活動</p>	<p><b>〈国会の承認〉</b>  <b>【原則：対応措置を開始した日から 20 日以内に付議】 [第 5 条第 1 項本文]</b>            内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動については、これらの対応措置を開始した日(防衛庁長官が次条第 2 項[協力支援活動]、第 7 条第 1 項[搜索救助活動]又は第 8 条第 1 項[被災民救援活動]の規定によりこれらの対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。)から 20 日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。  <b>【例外】 [同項ただし書]</b>            ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。  <b>【不承認の議決があった場合】 [同条第 2 項]</b>            政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動を終了させなければならない。  <b>〈国会への報告〉 [第 11 条]</b>            内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。            1 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容            2 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果</p>

	承認対象	国会承認
2 周辺 事態 安全 確保 法	<p>自衛隊の部隊等が実施する</p> <p>後方地域支援 後方地域搜索救助活動 船舶検査活動</p>	<p><b>〈国会の承認〉</b></p> <p><b>【原則：事前承認】 [第5条第1項本文]</b> 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。</p> <p><b>【例外：事後承認】 [同項ただし書及び同条第2項]</b> ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。</p> <p><b>【不承認の議決があった場合】 [同条第3項]</b> 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。</p> <p><b>〈国会への報告〉 [第10条]</b> 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本計画の決定又は変更があったときは、その内容</li> <li>2 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果</li> </ol>

	承認対象	国会承認
<p style="text-align: center;">3 P K O 協 力 法</p>	<p style="text-align: center;">P K F 本体業務 停戦・武装解除 等の監視 駐留・巡回 武器の搬入・搬 出の検査・確認 放棄武器の収 集・保管・処分 停戦線等の設置 の援助 捕虜交換の援助</p>	<p><b>〈国会の承認〉</b>  <b>【原則：事前承認】 [第 6 条第 7 項本文後段]</b>  内閣総理大臣は、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な 5 つの原則（第 3 条第 1 号、本条第 1 項第 1 号及び第 13 項第 1 号、第 8 条第 1 項第 6 号並びに第 24 条の規定の趣旨をいう。）及びこの法律の目的に照らし、当該国際平和協力業務を実施することにつき国会の承認を得なければならない。</p> <p><b>【例外：事後承認】 [同項ただし書]</b>  ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。</p> <p><b>【国会の努力義務】 [同条第 8 項]</b>  前項本文の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあっては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて 7 日以内に、後議の議院にあっては先議の議院から議案の送付があった後国会の休会中の期間を除いて 7 日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。</p> <p><b>【不承認の議決があった場合】 [同条第 9 項]</b>  政府は、第 7 項ただし書の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。</p> <p><b>〈最初の国会承認から 2 年が経過した場合〉</b>  <b>【原則：事前承認】 [同条第 10 項本文]</b>  第 7 項の国際平和協力業務については、同項の規</p>

		<p>定による国会の承認を得た日から2年を経過する日を超えて引き続きこれを行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の30日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。</p> <p><b>【例外：事後承認】 [同条同項ただし書]</b> ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。</p> <p><b>【不承認の議決があった場合】 [同条第11項]</b> 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、第7項の国際平和協力業務を終了させなければならない。</p> <p><b>【その他】 [同条第12項]</b> 前2項の規定は、国会の承認を得て第7項の国際平和協力業務を継続した後、更に2年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。</p>
--	--	--



	承認対象	国会承認
4 自衛隊法	防衛出動 [第 76 条第 1 項本文前段]	<p><b>【原則：事前承認、例外：事後承認】[第 76 条第 1 項本文後段]</b></p> <p>この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年 6 月 13 日法律第 79 号）第 9 条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。</p> <p><b>[武力攻撃事態法第 9 条第 4 項]</b></p> <p>武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第 2 項第 3 号に定める事項[対処措置に関する重要事項]として、第 1 号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認（衆議院が解散されているときは、日本国憲法第 54 条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。）の求めを行う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が第 2 号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第 76 条第 1 項の規定に基づく国会の承認の求め</li> <li>2 自衛隊法第 76 条第 1 項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動</li> </ol>
	命令による治安出動 [第 78 条第 1 項]	<p><b>【原則：出動命令から 20 日以内に付議】[第 78 条第 2 項]</b></p> <p>内閣総理大臣は、前項の規定による出動を命じた場合には、出動を命じた日から 20 日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。</p> <p><b>【例外】[同条第 2 項ただし書]</b></p> <p>ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会</p>

	<p>において、すみやかに、その承認を求めなければならない。</p> <p><b>【不承認の議決があった場合】 [同条第3項]</b></p> <p>内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、又は出動の必要がなくなつたときは、すみやかに、自衛隊の撤収を命じなければならない。</p>
<p><b>要請による治安出動</b> [第81条]</p>	<p><b>国会の承認不要</b></p>
<p><b>海上警備行動</b> [第82条]</p>	<p><b>国会の承認不要</b></p>
<p><b>領空侵犯に対する措置</b> [第84条]</p>	<p><b>国会の承認不要</b></p>
<p><b>在外邦人等の輸送</b> [第84条の3]</p>	<p><b>国会の承認不要</b></p>

【資料 3】

自衛隊の武器使用に関する規定

( \* 下線部分は、防護対象 )

法律名及び行動類型	武器使用の態様等
テロ対策特別措置法	<p>(第 12 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合</li> <li>・ その事態に応じ合理的に必要とされる限度</li> <li>・ 武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない</li> <li>・ 武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、原則としてその命令によらなければならない</li> <li>・ 上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命・身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、武器の使用がその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする</li> <li>・ 自衛隊法第 95 条 ( 武器等防護のための武器使用 ) は適用される</li> </ul>
イラク人道復興支援特別措置法	<p>(第 17 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合</li> <li>・ その事態に応じ合理的に必要とされる限度</li> <li>・ 武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない</li> <li>・ 武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、原則としてその命令によらなければならない</li> <li>・ 上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命・身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、武器の使用がその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする</li> <li>・ 自衛隊法第 95 条 ( 武器等防護のための武器使用 ) は適用される</li> </ul>
国際平和協力法	<p>(第 24 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合</li> <li>・ その事態に応じ合理的に必要とされる限度</li> <li>・ 武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない</li> <li>・ 武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、原則としてその命令によらなければならない</li> <li>・ 上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命・身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、武器の使用がその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする</li> <li>・ 自衛隊法第 95 条 ( 武器等防護のための武器使用 ) は適用される</li> </ul>

法律名及び行動類型	武器使用の態様等
周辺 事 態 法  後方地域支援及び 後方地域搜索救助活動	(第 11 条) ・自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防 護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある 場合 ・その事態に応じ合理的に必要と判断される限度 ・武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合 のほか、人に危害を与えてはならない ・自衛隊法第 95 条（武器等防護のための武器使用）は適用さ れる
船舶検査活動法	(第 6 条) ・自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防 護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある 場合 ・その事態に応じ合理的に必要と判断される限度 ・武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合 のほか、人に危害を与えてはならない ・自衛隊法第 95 条（武器等防護のための武器使用）は適用さ れる
自  衛  隊  法  防衛出動	(第 88 条) ・自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使する ことができる ・武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあ つてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断さ れる限度をこえてはならないものとする (第 92 条第 2 項) ・防衛出動を命じられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持 のため行う職務の執行について、警察官職務執行法第 7 条(* 1)、自衛隊法第 90 条第 1 項(*治安出動の項を参照)及び海上保安 庁法第 20 条第 2 項(*2)を準用
警護出動	(第 91 条の 2 第 2 項) ・警護出動を命ぜられた自衛官の職務について、警察官職務 執行法第 7 条(*1)を準用 (第 91 条の 2 第 3 項) ・職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵 害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこ れを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある ときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武 器を使用することができる
領空侵犯対処	(第 84 条) ・外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に 違反して我が国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部 隊は、これを着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させ るため必要な措置を講じることができる(*この場合の武器 使用については、政府は「必要な措置」に含まれているもの と解釈している)
海上警備行動	(第 93 条第 1 項) ・海上警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務について、 警察官職務執行法第 7 条(*1)を準用 (第 93 条第 3 項) ・海上警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執 行について、海上保安庁法第 20 条第 2 項(*2)を準用

法律名及び行動類型	武器使用の態様等
治安出動下令前に行う 情報収集	(第 92 条の 5) ・ 情報収集の職務に従事する自衛官は、当該職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる ・ 武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない
自衛隊  治安出動	(第 89 条第 1 項) ・ 治安出動を命ぜられた自衛官の職務について、警察官職務執行法第 7 条(* 1) を準用 (第 90 条第 1 項) ・ 職務上警護する人、施設又は物件が暴行又は侵害を受け、又は受けようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合、多衆集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫をしようとする明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合又は 小銃、機関銃(機関けん銃を含む。) 砲、化学兵器、生物兵器その他その殺傷力がこれらに類する武器を所持し、又は所持していると疑うに足りる相当の理由のある者が暴行又は脅迫をし又はする高い蓋然性があり、武器を使用するほか、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合、の一に該当すると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる ・ 武器の使用は、原則として当該部隊指揮官の命令によらなければならない (第 91 条第 2 項) ・ 治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、海上保安庁法第 20 条第 2 項(* 2)を準用
法  武器等警護	(第 95 条) ・ 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる ・ 武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない
施設警護	(第 95 条の 2) ・ 自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であつて、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を保管し、收容し若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる ・ 武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない

法律名及び行動類型		武器使用の態様等
自 衛 隊 法	部内の秩序維持	(第 96 条第 3 項) ・自衛隊部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第 7 条(* 1) を準用
	在外邦人等の輸送	(第 94 条の 5) ・外国において在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる航空機若しくは船舶の所在する場所又はその保護の下に入った当該輸送の対象である邦人若しくは外国人を当該航空機若しくは船舶まで誘導する経路においてその職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該輸送の職務に従事する隊員又は当該邦人若しくは外国人の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる ・武器の使用に際し、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない

( \* 1 ) 警察官職務執行法第 7 条

警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、正当防衛若しくは緊急避難に該当する場合又は逃亡を図る凶悪犯を現行犯逮捕する場合等を除いては、人に危害を与えてはならない。

( \* 2 ) 海上保安庁法第 20 条第 2 項

我が国領海内を無害通航でない航行を行い、重大凶悪犯罪を犯すとの疑いを払拭できない外国船舶による進行停止命令への抵抗排除又は逃亡の阻止のため、海上保安官等は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足る相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要とされる限度において、武器を使用することができる。

## 【資料4】

### 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

我が国を巡る安全保障環境が大きく変化する中、時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に開催するものです。

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第1回）  
議事要旨

1 日時：平成19年5月18日（金）1000～1130

2 場所：総理官邸3階南会議室

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院准教授

岡崎 久彦 NPO法人 岡崎研究所理事長・所長

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

北岡 伸一 東京大学大学院教授

坂元 一哉 大阪大学大学院教授

佐瀬 昌盛 拓殖大学海外事情研究所客員教授

佐藤 謙 財団法人 世界平和研究所副会長

田中 明彦 東京大学教授

西 修 駒澤大学教授

西元 徹也 NPO法人 日本地雷処理を支援する会会長

村瀬 信也 上智大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所判事

（中西 寛委員は欠席。）

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣

塩崎 恭久 内閣官房長官

下村 博文 内閣官房副長官

鈴木 政二 内閣官房副長官

小池 百合子 内閣総理大臣補佐官

的場 順三 内閣官房副長官

安藤 裕康 内閣官房副長官補

柳澤 協二 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、外務省、防衛省から各1名のオブザーバーが出席。）

4 議事概要

（1）安倍総理から問題意識を表明【（配布資料）の資料3】（別添）

（2）塩崎官房長官から委員の紹介、座長の指名【（配布資料）の資料1】（省略）

（3）柳井座長から、「国民に分かりやすい議論を進め、常識に適った結論に到達したい。そのためにも議論の内容は積極的に公開したい。」旨言及し



た上で、懇談会の運営方法【（配布資料）の資料2】（省略）について説明し、各委員了承。

#### （4）意見概要

委員から概要以下の発言があった。

- ・ 国民の生命、財産を守るという基本を踏まえた論議はこれまでなされてこなかった。前提となる世界情勢及び安全保障環境は、憲法制定時や冷戦終結時と比べ大きく変化している。我が国が「侵略しない」、国際紛争に巻き込まれたくないというのは重要なことだが、それだけの「思考停止」で国を守ることができるのか。地域の平和、国際の平和なしには我が国の平和は実現不可能。
- ・ 現場にいる自衛官は、命をかけて、覚悟をもってやっている。しかし、自衛官の方の話を聞くと、国が現場の人を支えてくれる気持ちがないと辛いという意見が多い。自衛隊はギリギリのところ、体力の限界まで活動を行っているので、そのような自衛官の活動に対し、これを支えられるような体制を作っていかなければならないと思う。
- ・ 憲法の有権解釈権は政府ではなく裁判所にあり、我が国の自衛権は最高裁も認めている。その自衛権には当然集団的自衛権が含まれ、今は冷戦時代とは状況が異なるため、権利があれば行使できる。自衛権は、個別的自衛権であれ、集団的自衛権であれ、国内法における正当防衛のように違法性阻却事由であり、その行使はやむを得ないケースに限られ、過剰防衛は罰せられる。自分のみならず妻子や一緒にいる友人知人が襲われたら、当然助けるはず。では、離れた他人ならどうか。助けるとしてどこまで助けるのかは政策判断となる。
- ・ 60年安保当時、安全保障問題の勉強の必要性を主張したら、周囲からは時代遅れと言われた。しかしその時岸内閣が安保改正を行ったことで日本は現在の平和と繁栄、安定を得られた。憲法制定60年を経て、21世紀初頭という新しい状況下で平和と安定を得るため、憲法解釈が桎梏になってはならない。この委員会の議論により、21世紀を通じ我が国全体の安全が確保されるという問題意識を持っている。憲法解釈を抜本的に検討しようというのは大変歴史的な意義があることだ。
- ・ 戦後の、自衛隊にできるだけ何もさせない方がよいという解釈は間違いだと考えてきた。これまで個別的自衛権で許されてきたのを超えるものは許されないという考え方があるが、自己と密接な関係にある、信頼できる他者と助け合うことで国際安全保障環境がより安定し、全体の安全保障リスクとコストを低下させることが可能になる。我が国

の集団的自衛権の定義は国際社会の中で独特、曖昧、かつ広く、P K O参加を自衛権と関連させて説明し、制限する国は日本以外にはないのではないか。国民の安全を守るために何でもするというのが政府の最高責任者の責務であるが、何でもできるわけではないので、ある程度抑え、濫用を防ぐことも重要。そういう意味で、してはいけない限界を決めるネガティブ・チェックとし、そのネガティブリストを明確にすることの方が基本的な安全保障の考え方としては筋だ。そうでなければ、現場でその都度何をしてよいかを考えるのは困難であり、混乱する。

- 憲法が何を禁じているかという国内法の側面だけでなく、国際法の側面もしっかり検討する必要がある。単に国会で上手に説明できればよいというのではなく、仮に国際裁判ということになれば、国際司法裁判所でもきちんと説明できなくてはならない。アフガン戦争での米軍等への支援は、我が国は国際法的には安保理決議で説明しているが、安保理決議がなくともやる、やらねばならないとしたらどう説明するか。アメリカは自衛権、N A T Oは集団的自衛権で説明し、我が国だけ「武力行使と一体化しないから」できる、というのは説明が弱い。また周辺事態法でいう米軍に対する後方地域支援は国際法的にどう説明するのか。集団的自衛権が使えないなら個別的自衛権で説明するのだろうか、我々が自衛権と言い、国際社会がそうではないという75年前のような事態を繰り返したくない。政府の集団的自衛権の定義は、行使は必ず武力の行使を伴うと誤解させてしまうおそれがあり、修正が必要である。
- 「安全保障の法的基盤の再構築」という懇談会の名称は、非常に適切だ。日本の場合、安全保障の法的基盤が拠って立つものは、憲法と個別の法律の間の解釈にあるのではないか。その解釈の中で一番重要なのは、昭和56年の集団的自衛権に関する政府見解だが、これを含む各種見解に関し、その当否について議論を行う必要がある。法的基盤は集団的自衛権に限られないと考えているが、法的基盤は解釈の上であり、解釈の中で最も重要なのがこの集団的自衛権に関するものだ。現在の政府見解は問題があり、修正する必要がある。示された4類型はいずれも議論の必要がある、現実的必要性の高いものであるが、個別類型のみならず防衛法制の根幹を成す一般的な法的基盤を考えないと、議論につき当てを重ねるやり方ではそろそろ限界に来ている。報告書の結論を踏まえ最終的に政府が採用するか否かは政府指導者の責任である。

- 示された4類型はいずれも適切な対応が必要だが、安全保障環境の現状を踏まえると、他にも例えばいわゆるマイナー自衛権や船舶検査の際の警告射撃のような他の問題も合わせて検討しておく必要がある。憲法上の整理に当たっては、安全保障環境との適合、解決策を考える際の分かりやすさ、国民へ説明を行っていくことが重要だ。「我が国の防衛のため必要最小限」の範囲内に集団的自衛権の行使も含めて考えるべきだと思っているが、行使の法手続の問題も視野に入れて検討する必要がある。また、国際平和協力活動を行う上で、国際ルールに沿ったものでないと結局は現場での信頼関係にも関わるため、活動内容や武器使用基準も見直していくことが必要だ。法的基盤の見直しにあたり、実際の運用、実務面を考える、任務に就く者の立場を尊重、オペレーションの幅の拡大に伴う必要な体制の整備への留意、を述べておきたい。
- 我が国は法治国家であり法律は大事だが、安全保障の法体系は現在入り組んでいて非常に分かりにくい。この懇談会で、実務性、国際性に基づいて、具体的必要性を考える必要がある。その際、分かりやすさ、常識、言い換えれば体系性をもって考えることも必要だ。これまでの法的議論を歴史的に検討すると、建て増しを重ねてごちゃごちゃになり、形が歪んだ建物のようなものだった。物理の例えを使うなら天動説と地動説であり、これまでの天動説から地動説に転換し、よりすっきりとした整理にできたらと思う。
- 9条で禁じられているのは「国際紛争を解決する手段としての」国権の発動たる武力による威嚇又は武力の行使であり、この点の明確な理解が重要だ。憲法上できるということになれば、憲法問題ではなく政策判断の問題となる。9条の成立過程や他国の憲法との比較を見ると、昭和21年8月、野坂参三議員が国会で「9条は空文を弄するものであり、我が国の民族独立からして、我が党は絶対に反対だ」と述べたことは大変興味深い。また、平和主義を憲法に掲げているのは我が国だけではなく、約150カ国に例がある。平和主義は我が国特有ではなく国際社会で当然のこととして横の広がりで考えられていることを踏まえ、我が国だけが殻に閉じこもった議論を行うことは好ましくなく、「9条鎖国論」から脱皮する必要がある。また、個別的・集団的自衛権に加え、集団安全保障という国連がとる措置も検討に入れる必要がある。
- 我が国の安全保障を確保する上では、我が国防衛のための抑止と対処、周辺事態からの波及防止、国際平和活動による予防、が総

合的に働いて我が国の安全が達成できるのではないかと平素から考えている。今回の検討では制約となっているのは何なのかが検討の焦点であろうが、4 類型はまさにそれに合致する。一方、最終的には4 類型の議論を集約・一般化して、より広く応用できるものにする必要がある。例えば周辺事態への対応、海上交通路の確保、在留邦人が危険にさらされた場合の防護、凍結解除されたPKF 本体任務への参加、多国間共同訓練への参加、更にPSI への参加・協力等の様々な問題がある。我が国の自衛権発動の3 要件、特に第1 類型という自衛権のあり方を一度根本的に論議する必要がある。一方で、あるべき論と自衛隊の活動根拠となる立法措置という現実の狭間のどこで調和すべきかについては自分も考えてみたい。

- ・ まず法的な枠組・制度について正しい理解を共有し、それを踏まえた上で政策的・政治的な判断を行うという順序でないと批判を招くだろう。集団的自衛権、武力の行使、武力攻撃、必要性・均衡性、域外法執行活動等、これらは全て国際法上の概念・制度である。これらについては、国際法学上、一定の共通理解が確立しており、それら共通理解や自衛権関連の各種国際判例を正確に踏まえた上で、議論が交わされなければならない。前提的に確認すべきものは以下のとおりである。第1 に、集団的自衛権を保有するか否かが問題になっているのであればそれは憲法解釈の問題だが、この権利を有するということを前提としてそれを行使するか否かは、重要ではあるが単なる政策判断である。第2 に、我が国では集団的自衛権の行使を認めないという立場をとってきたため、逆に個別的自衛権の概念をグレイ・ゾーン等の形で不当に拡大してきた面があるが、これは却って不健全である。集団的自衛権の行使を認め、個別的自衛権を本来の枠の中に戻して法的にすっきりさせる必要がある。第3 に、個別国家群による集団的自衛権と、PKO や国連安保理決議下の武力行使のような国連による集団安全保障とは全く異なる制度であり、この点で第3・第4 類型は、第1・第2 類型とは異質の問題である。

最後に、座長から以下の発言があった。

- ・ 懇談会の名称は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」である。立派な名前ではあるが、長いので略称をつけたい。「安守法制懇」という案はどうだろうか。（席上において各委員から了承。）
- ・ 今後、総理から提示された個別具体的な類型について集中的に議論し、秋を目途に報告書をまとめる必要があると考えている。次回の会合は6月11日を予定しており、冒頭で総理が述べられた問題意識の

順番に、一番目の、公海上で米軍の艦船が攻撃された場合、自衛隊の艦船がどう対応するのかということについて議論を進めていきたいと思う。

以上

(別添)【(配布資料)の資料3】

総理の問題意識

(冒頭発言案)

冷戦は終了したが、北朝鮮の核開発や弾道ミサイルの問題、国際的なテロの問題、世界各地で頻発する地域紛争等により、我が国を取り巻く安全保障環境はむしろ格段に厳しさを増しており、私は総理大臣としてこのような事態に対処できるよう、より実効的な安全保障体制を構築する責務を負っている。

また、世界の平和と安定なくして日本の平和と安定はないのであり、P K O等の国際的な平和活動に我が国が一層積極的に関与していく必要性についても多言を要しないところである。

まず、国民の生命、財産を守るために、日米同盟がより効果的に機能するようになることがこれまでも増して重要である。同盟国相互の強固な信頼関係なしに同盟関係は成り立たない。私は、この関係では、かねてから申し上げているように、例えば、次の問題意識を有している。

- ・ 第一に、共同訓練などで公海上において、我が国自衛隊の艦船が米軍の艦船と近くで行動している場合に、米軍の艦船が攻撃されても我が国自衛隊の艦船は何もできないという状況が生じてよいのか。
- ・ 第二に、同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害を被るようなことがあれば、我が国自身の防衛に深刻な影響を及ぼすことも間違いない。それにもかかわらず、技術的な能力の問題は別として、仮に米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合でも、我が国は迎撃できないという状況が生じてよいのか。

次に、P K Oを始めとする国際的な平和活動に我が国が一層積極的に関与していくこととの関係でも、現状には問題がある。日本の要員が同一の国際的な平和活動に参加している他の諸国の要員と同じチームの一員として、共通の基準を踏まえて活動し、緊密に助け合っていかなければ各国の信頼を得ることはできないし、効果的な活動を行うこともできない。私は、このような観点から、次の問題意識を有している。

- ・ 第一に、国際的な平和活動における武器使用の問題である。例えば、同じPKO等の活動に従事している他国の部隊又は隊員が攻撃を受けている場合に、その部隊又は隊員を救援するため、その場所まで駆けつけて要すれば武器を使用して仲間を助けることは当然可能とされている。我が国の要員だけそれはできないという状況が生じてよいのか。
- ・ 第二に、同じPKO等の活動に参加している他国の活動を支援するためのいわゆる「後方支援」の問題がある。補給、輸送、医療等、それ自体は武力行使に当たらない活動については、「武力行使と一体化」しないという条件が課されてきた。このような「後方支援」のあり方についてもこれまでどおりでよいのか。

また、この懇談会において検討される際には、冒頭申し上げたとおり、新たな時代状況を踏まえた新たな安全保障政策を構築するに当たって、新しい時代の日本が何を行い、そして何を行わないのか、明確な「歯止め」を国民の皆様にお示しすることが重要だと考える。また、これまでの政府の見解についても念頭に置いていただきたい。

この懇談会においては有識者の皆様方の中で、以上の点を念頭に置きつつも、忌憚のない議論を行って頂き、冒頭申し上げたとおり、国民の安全を守っていくために最良と思われる方向性につき提言していただくことを期待している。

以上

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第2回）  
議事要旨

1 日時：平成19年6月11日（月）1730～1900

2 場所：総理官邸3階南会議室

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院准教授

岡崎 久彦 NPO法人 岡崎研究所理事長・所長

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

北岡 伸一 東京大学大学院教授

坂元 一哉 大阪大学大学院教授

佐瀬 昌盛 拓殖大学海外事情研究所客員教授

佐藤 謙 財団法人 世界平和研究所副会長

田中 明彦 東京大学教授

中西 寛 京都大学教授

西 修 駒澤大学教授

西元 徹也 NPO法人 日本地雷処理を支援する会会長

村瀬 信也 上智大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所判事

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣

塩崎 恭久 内閣官房長官

小池 百合子 内閣総理大臣補佐官

的場 順三 内閣官房副長官

安藤 裕康 内閣官房副長官補

柳澤 協二 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、外務省、防衛省（含む海上幕僚監部）からオブザーバーが出席。）

4 議事概要

（1）安倍総理から冒頭挨拶

本日もお集まりいただきありがとうございます。第1回会合で、私のかねてからの問題意識として、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に厳しさを増していることを踏まえ、国民の生命、財産を守るために日米同盟がより効果的に機能するようにすることがこれまでに増して重要であり、同盟国相互の信頼なくして同盟関係は成り立たないということを申し上げた。



このような日米同盟の重要性の観点から、今回のテーマである「公海上で我が国艦船の近くにいる米艦が攻撃を受けた場合の我が国艦船の対応」を検討していくことは、極めて有益であると思う。委員の方々におかれては、それぞれの専門的な知識と、豊富な経験の下に、御議論いただきたい。

(2) 柳澤内閣官房副長官補から【配布資料】(省略)に沿って、「公海上の米艦防護」が想定される状況及び主要な事例等について説明。

(3) 意見概要

委員から概要以下の発言があった。

- ・ 集団的自衛権を行使しないという解釈は、1950年代に議論がなされ、1970～80年代に定着した考え方であるが、純粋に法的なものとしては問題があった。ただ、当時の時代状況を考えると、我が国が米国を支援するのは日米安保条約第6条、もちろん第5条もあるが、第6条についての場合に限り、また、武力の行使という目的をもって自衛隊を海外に派遣しないということ、集団的自衛権を行使しないという言葉で表現しようとしたのではないか。それが、内閣法制局を中心として法解釈の問題として扱われてきたが、安全保障の環境が変わった今日では様々な問題をもたらしているということだろう。
- ・ 解釈そのものが定着しているのは事実。変更するに当たっては、如何なる手続きをとるかは、法律の専門家を含めて十分な検討が必要。また、本来政策的判断としてなされるべきであった自己制限の問題が法的問題にすり替えられたということがあるので、今日は、「歯止め」の問題は、政治的な決断として行われなければならない。
- ・ 我が国の集団的自衛権についての解釈は、国際法上のものと比べると広く扱われすぎており、いわゆる援助のように、実力の行使に当たらないものも含めて議論されている場合もある。過去の解釈等を十分精査した上で、法的、政治的にも合理的で説得力のある見解をまとめるべき。
- ・ (配布資料について)「情勢緊迫時」の場合も「米国」を想定しているのだろうが、将来的に、例えば豪州が来た場合はどうするのか。米艦以外もあり得ることを忘れてはならない。
- ・ 自衛隊法第95条を適用する武器使用の場合は、自分から危険の中に入るとはいけないという制限がある。したがって、自分を守るための行動の反射的な効果はあり得るとしても、水平線のはるか遠くから撃ってくる対艦ミサイルによる攻撃は、米艦に向かっているのか自分に向かっているのか分からず、判断に迷っているうちに攻撃を受けてしまうこともあり得る。そこをどうするかが重要な問題であり、自衛

隊法第95条にはそういう観点から限界がある。

- ・ 配布資料（省略）の2頁の1にもあるとおり、現行法では、法理としては個別的自衛権を発動することは排除されていないとあるが、「法理としては」であって、具体的にどういう事態であればそれに該当するのか否かを判断するのは難しい。現場で判断するという実務上の問題として考えると、「法理としては」と言ってみてもなかなか対応しきれない。自衛隊法第95条についても、実際にどこまでやらよいかということは常に残る問題である。実際の現場の対応については、両者いずれにしても難しさが残る。
- ・ 自衛隊法第95条の適用は、配布資料（省略）の6頁に解説があるとおり、非常に厳格である。まず、個々の自衛官に限定されていて部隊が防護するという考え方がないこと、そして、何かあった場合は、まずは逃げなければならない。重要な物的手段を破壊され、相手が逃走したような場合に、武器を使用できなくなることも問題である。世界的にも、各国は部隊として実施しており、我が国も「部隊としての防護」という概念が必要である。
- ・ 現在の我が国の個別的自衛権は非常に狭く解釈されていて、その他は、自衛隊法第95条でしか対応できず、そこに落差がありすぎ、我が国として可能なことを実施したとしても、米国が期待していることまではできないところに問題があるのではないかと思う。
- ・ 「組織的・計画的」な行動であるかは分かるわけではない。戦前日本は、パナイ号事件で、米艦を撃沈したことがあるが、これは軍の一部による行動で、国家としての意思はなかったと説明した。しかし、攻撃されている側にしてみれば尚更のこと、国家的意思であったか否かは分かるわけがない。現代においても、ヒズボラによるロケット弾が発射された昨年（2015年）のレバノンにおける紛争の例でも分かるとおり、non-state actor（非国家主体）による紛争が多くなってきており、我が国の憲法解釈はますます実態から乖離しつつあると思う。
- ・ 配布資料（省略）に示された事態のうち、鍵となるのは「情勢緊迫時」であろう。武力攻撃予測事態、切迫時は我が国の防衛そのものの問題であり、その際の自衛権行使は、如何なる形で事前に容認しておくかが課題である。また、慣習国際法では、諸外国の艦艇は、平時において、自衛措置として急迫不正の侵害に対して自らを守ることは確立されていると理解している。まず、自衛隊法第95条を適用するのだろうが、次に、平時における自己防衛のための自衛権を自制的に発動できる枠組みを第1段階としてつくり、そして、実際に攻撃を受け

た場合は、国としての自衛権も発動できるようにするという方法を決める必要がある。現場ではどの状況に該当するかを判断する余裕がない。

- ・ 平時の密着・併走のケースでも自衛隊法第95条の適用は難しい面があり、遠くなれば何もできない。特に、資料(省略)の1頁の「情勢緊迫時」の状況のようなケースで、弾道ミサイルの警戒監視を行っている米国のイージス艦が攻撃されそうになった場合、放っておいてもよいのか、同盟国としてどういうことが相応しいのか。
- ・ 現行法で何ができるかというイメージから入ると、現行法の土俵の上で、何が不都合かという議論から入っていかざるを得なくなってしまう。まずは、国の安全を守るために、どういう状況があり、何が必要かということを整理する必要がある。そうでなければ、個々の法の解釈に終始してしまう。
- ・ 日米の艦船が併走している場合に、我が国が米艦を守れないのは問題である。この問題については、我が国は法的には部分的に解決してきているが、そのような土俵の上に立ち続けると、「蟻地獄」になり、理屈が無限に広がってしまう。むしろ、併走艦艇がどれくらい離れているかという距離は分からないので、同じ任務を遂行している日米艦船の場合は互いに守れるというふうに定義すべきである。また、米国のみならず、南シナ海等の海域の場合、豪州も無視できない存在となる。先の日豪の共同宣言もあり、米国も、最近では日米豪を共同戦線として捉えているので、豪州を守らないのではもたない政治的な状況になってきている。同盟国のみならず友好国となるが、そこまで踏み切ることが必要である。
- ・ 今議論されている問題を集団的自衛権だけの問題として扱うべきなのかは多少疑問がある。仮に北朝鮮からミサイルによる攻撃があった場合、我が国は何をするのか考える必要がある。北朝鮮に対して我が国が反撃するというよりは、むしろ、米国のイージス艦が攻撃された場合、危害から逃れるのを支援することを想定しているのではないだろうか。その区別は非常に重要である。危害から逃れるのを支援するような、避難的な行動は、本来的には集団的自衛権の行使ではなく、武器使用に入るのかもしれないし、緊急避難、あるいは、国際法上の武力攻撃に当たらない武力行使なのかもしれない。我が国が意図しない戦争に巻き込まれないためにも、その辺の整理が必要である。
- ・ 国際法と国内法のギャップは非常に大きいので、そこを狭めたいと考えている。日本の対応は、厳格に個別的自衛権の枠内に限定すると

いう立場であり、我が国に対する攻撃でなくても、我が国に対する「組織的・計画的」な攻撃であれば、個別的自衛権の範囲内での対応が可能とするものであるが、「組織性、計画性」は自衛権行使の要件ではありえず、実際の証明も事後的にしかできない。政府は集団的自衛権の行使ができないので、個別的自衛権の拡張によって、米艦が受けた攻撃に対する防御が全く不可能ではないと説明してきた。しかし、この立場は、国際的には認められないであろう。仮に日本が「平時」ないし「周辺事態時」の段階で個別的自衛権により米艦防護を正当化しようとしても、日本自身に対する攻撃はまだ起こっていないのであるから、国際司法裁判所がその主張を認めないであろうことは、これまでの判例に照らして明確である。

- ・ 武力攻撃事態の下でも、武力攻撃が起こった後の段階でも、「必要性」、「均衡性」の挙証責任は日本にあり、我が国に対する攻撃によって獲得した個別的自衛権によって、米艦が受けた攻撃への防御を直ちに正当化できるわけではない。国際法的には、個別的自衛権では持ちこたえられず、集団的自衛権でしか正当化することができないことになる。個別的自衛権の行使は、国際法で認められた適正な範囲内での行使に限定すべきであり、不当に拡張すべきではない。他方、仮に集団的自衛権の行使を認めるとしても、政府声明などによって、この権利を行使する場合の制約や「歯止め」を明確にしておかなければならない。
- ・ 最小限の集団的自衛権として、自衛隊が外国領域に出向いて行って支援するようなものではなく、「非交戦国」の範囲で可能なあらゆる支援を行うという案はどうか。集団的自衛権の下での最小限の武力の行使は「非交戦国」との地位と両立し得ることは国際司法裁判所判決でも示されており、どこまでが「非交戦国」としてとりうる措置なのかということを含めておかなければならない。
- ・ 我が国は国際法上集団的自衛権を保有している。ある権利を国際法上保有しているという以上、国際法上はその権利を行使できることになる。内閣法制局長官もかつて、「あくまで論理の問題」と断りながらも、「国際法上は、集団的自衛権を我が国が行使したといたしましても、これは国際法上違法になるということではございません」と答弁している。我が国が米艦を防護することは、国際法上は問題がない。
- ・ 米艦防護は武力行使を伴う。そして我が国の武力行使には憲法上の制約がある。しかし政府は従来、「外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされているような場合に、これを排除する

ために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていない」という趣旨の憲法解釈を行ってきた。公海上の米艦防護を我が国が憲法上できるとするには、それに伴う武力行使を、従来の政府の憲法解釈の中で可能とするか、例えば、米艦への武力攻撃が自衛艦も危険にさらすような場合には、それを外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされている場合と同じとみなして、公海上の米艦防護は可能とするか、従来の政府の憲法解釈を変更して可能とするか、例えば、憲法が禁じる武力行使は国際紛争を解決する手段としての武力行使であり、そうした武力行使をとみなさない公海上の米艦防護は可能とするか、どちらかでなければならぬと思う。の考え方の方が望ましいと思われる。

- ・ 仮に政府が公海上の米艦防護を憲法上可能としたとしても、それはあくまで政府の判断であり、現実には米艦防護ができるようになるには、そうした政府の判断に基づいて法律を作る、つまり国会、国民の判断を仰ぐことが必要になる。
- ・ 今の枠組みを延長して説明しようとするとう無理があり、対応しきれないケースもある。具体的な措置を考えると、実際にワークすることが必要だ。急迫性の侵害についての「組織的・計画的」な武力行使という考え方は、一般的な国際法の考え方とは異なる絞り方をしているため、実務上問題が出てきている。「組織的・計画的」ではない攻撃に対する「マイナー自衛権」まで議論しないと、現在の安全保障環境にも対応しきれなくなる。
- ・ 憲法第9条第1項について、憲法の禁止する武力の行使は、「国際紛争を解決する手段として」の武力の行使であるが、この部分は十分議論されてきておらず、一律に海外での武力の行使が憲法上禁じられるとしてきた。ここをきちんと整理する必要がある。
- ・ 配布資料(省略)の1頁の6つのマスの中で、やはり日米同盟にとってクリティカルなのは「情勢緊迫時」の対応だろう。我が国の法的基盤や枠組みによってこの場合に対応できないと大変なことになり、国の根幹にかかわる。そこで、少なくとも「情勢緊迫時」に対応できるようにする必要があるが、何でも個別的自衛権で説明しようとするのには無理がある。それなりに区分けをした上で、整理する議論を進めたい。
- ・ 「情勢緊迫時」が大事だとの議論には賛成するが、「平時」にも対応できるようにしたい。例に挙げられている共同訓練の場合に、我が国が何もできないとなれば、「平時」だからこそ、世界の大きな注目

を浴びる。集団的自衛権の行使とは何かを、もう一度国際判例等に基づき洗い直すことが不可避だ。

最後に、座長から以下の発言があった。

- ・ まだ御意見が尽きないことと思うが、予定の終了時刻になったので、本日の議論はここまでとさせて頂く。次回の懇談会は6月29日に予定しており、我が国の同盟国である米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合の自衛隊の対応について議論を進めたい。本日の問題には色々と論点があり、結論が出たわけではないが、色々な論点を取り上げ、よい議論ができた。順次各類型について議論を行う予定であるが、1回ずつの会合で結論を出すのはそもそも無理であり、4つの類型を1回ずつ議論した後、宿題も残るであろうし、また、各類型相互に関連する部分もあるので、そのような論点に戻ってきてさらに総合的に議論を行っていきたい。

以上

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第3回）  
議事要旨

1 日時：平成19年6月29日（金）1030～1200

2 場所：総理官邸4階大会議室

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院准教授

岡崎 久彦 NPO法人 岡崎研究所理事長・所長

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

北岡 伸一 東京大学大学院教授

坂元 一哉 大阪大学大学院教授

佐瀬 昌盛 拓殖大学海外事情研究所客員教授

佐藤 謙 財団法人 世界平和研究所副会長

田中 明彦 東京大学教授

西 修 駒澤大学教授

西元 徹也 NPO法人 日本地雷処理を支援する会会長

村瀬 信也 上智大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所判事

（中西 寛委員は欠席。）

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣

塩崎 恭久 内閣官房長官

鈴木 政二 内閣官房副長官

小池 百合子 内閣総理大臣補佐官

的場 順三 内閣官房副長官

安藤 裕康 内閣官房副長官補

柳澤 協二 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、外務省、防衛省（含む統合幕僚監部）からオブザーバーが出席。）

4 議事概要

（1）安倍総理から冒頭挨拶

本日も、お忙しい中お集まり頂き感謝申し上げます。前回会合では、公海上の米艦防護について、委員の皆様より大変率直かつ活発、有意義な意見交換を行って頂いた。今回のテーマである「我が国の同盟国である米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合の自衛隊の対

応」については、同盟国である米国が弾道ミサイルによって甚大な被害を受けることがあれば、我が国自身の防衛に深刻な影響を及ぼすことは間違いなく、かかる意味において、前回にも増して、日米同盟がより効果的に機能するようにするとの観点から重要なテーマである。この弾道ミサイルによって被害を受けるのは軍事目標だけでなく、一般の米国市民、子供たちも含めて危害を被る危険性がある。そういう意味においても、同盟の中で大変重い意味を持つと考える。委員の方々におかれては、それぞれの専門的な高い見識と豊富な経験の下に、様々な観点から、忌憚のない御議論を頂けることを期待している。

(2) 柳澤内閣官房副長官補から【配布資料】(省略)に沿って、「我が国の同盟国である米国に向かうかもしれない弾道ミサイルをレーダーで捕捉した場合の自衛隊の対応」が想定される状況及び主要な事例等について説明。

### (3) 意見概要

委員から概要以下の発言があった。

- ・ 我が国に対する武力攻撃が発生していないケースにおける対応は、これまでは自衛隊法(以下「隊法」)第82条の2という警察権、国際法的には緊急避難として対応し、武力攻撃があった場合には自衛権として対応するという2段階の非常に慎重な枠組みだが、現実的にミサイル防衛を考えたときに、それで機能するか疑問である。また、法律的には警察権の行使は領空に限られるが、ミサイル防衛を宇宙空間で行うとなると我が国の主権が及ばず、例えば、海上における追跡権の場合は、領海内で始まった追跡を領海外でも継続することは可能だが、ミサイル防衛の場合は宇宙空間と領空とのリンクもない。更に、自衛権の発動ではない緊急避難の段階を挟むと自衛権発動についての国連安保理への報告が遅れることとなり、国際的に後ろめたい印象を与え得る。
- ・ 北朝鮮からのミサイル発射は日朝平壤宣言に反し、また、他の国際文書でもミサイル発射はしないように要求されており、ミサイル発射自体かなりの違法性が前提とされていることから、速やかに自衛権で対応できるようにすべきである。
- ・ まず、基本的考え方として、米国に向かう弾道ミサイルを我が国が有している手段で撃ち落とすことが可能にもかかわらずこれを撃ち落とさないことは、我が国の安全保障の基盤たる日米安保体制の根幹が揺らぐため絶対に避ける必要がある。この問題を個別的自衛権で説明することが可能な場合があるとしても、対応できない場合やそもそも可否の判断が難しい場合があることから、真正面から問題を捉えて、



我が国の手段で撃ち落とせるなら撃ち落とすという法的整理をまず基本的な考え方とすべきである。

- ・ 我が国に向かう弾道ミサイルについては、武力攻撃ならば自衛権の発動で、そうでなければ警察権あるいは緊急権と整理されるところの破壊措置で対処し、自衛権の発動なら防衛出動（自衛隊法第76条）で国会承認が必要な重い手続となっており、破壊措置（自衛隊法第82条の2）なら国会報告で済むというように、対応の手続も随分違っている。米国へ向かうミサイルを撃ち落とす仕組みを仮にそれとの類似で考えれば、米国に対する武力行使なら集団的自衛権で、そうではない場合には一種の破壊措置のようなものでということになるが、米国に向かうミサイルへの対処をいかなる理屈で警察権として構成するのか、即ち、本来米国が撃ち落とすべきものを、我が国が緊急権として撃ち落とせるのかという問題がある。他方、全ケースを集団的自衛権で対応とすればすっきりとするが、隊法第76条のような重い手続を踏むとすれば実際に対応できないという問題があり、実際の行為類型、行動態様に応じた法的手続でない、憲法上できるとしても実際には対応できないことになる。したがって、集団的自衛権を認めた上で、具体的な枠組みについては、実効性のある対応が確保できるかどうかも合わせて議論していく必要がある。
- ・ 米国に向かうミサイルについて、我が国が武力攻撃と認定できない場合に米国がそう認定した場合や、逆にテポドン発射の際に米国が衛星打ち上げと言った場合のように、日米で認定が食い違った場合には、その時にすり合わせなどやれないし、認定が異なるから対処できないとすると、日米安保の信頼性に関わる深刻な問題となる。「上手の手から水が漏れる」というが、法的にあまり細かく分けることは間違いの元である。日米が共に「誤発射」と認定をした場合を除き武力攻撃とみなして集団的自衛権で対応するといった考え方でないと対応し切れない。
- ・ 我が国の平時又は情勢緊迫時の場合に、我が国に対する武力攻撃と認められない段階で仮に弾道ミサイルが飛んできたら隊法第82条の2による破壊措置で対応する以外の方法はないが、その後直ちに防衛出動が発令されることが非常に大事であり、本条はそれを想定して規定されていると考える。
- ・ 複数のミサイル発射があった場合、日米両方に向かう可能性があるが、米国に向かうものを撃ち落とすことは違憲であるから向かう先によって撃ち落とすか落とさないかを分秒を争う中で判断せよというの

は現場部隊にとって極めて困難だと考える。

- 弾道ミサイル防衛は、公海上又はそれより我が国に近い方で行われ、外国の領域で武力行使をすることは全く異なるのだから、「ミニマムの集団的自衛権」といえ、そのような歯止めをきっちりとした上でこれを認める法的枠組を作るべきである。
- 我が国の防衛法制では平時から有事にいきなり飛ぶことになっているが、実際には、その間には当然グラデーシヨンの転移時期がある。この転移時期に急迫不正の攻撃を受けた場合に、破壊措置が規定されている弾道ミサイル防衛以外については対応が難しいという大きな問題がある。かつての伝統的な武力攻撃の事態と今とは全く異なっており、平常時に近い状態で極めて短い警戒時間の下、急迫不正の侵害を受けた場合の自衛の範囲における対抗措置といったものについても将来的には目を向ける必要がある。
- 本懇談会では、法的整理の必要性は勿論だが、安全保障の問題として、本件は甚大な被害が生じる可能性のある事態、即ち、被害を受けるのは軍事的施設だけではなく、一般市民・子供も含めて被害がとてつもなく大きい事態だということをまず認識することが重要だ。その上で、現在我が国がそれを技術的に撃ち落とせるか落とせないかではなく、将来、米国に向かうミサイルを撃ち落とせるようになったときに我が国がどういうことができるという「法的宣言」をするかという問題である。通常弾頭ではなく、核を含めた大量破壊兵器の弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃が我が国又は我が国の同盟国に行われるという事態を想定し、それに対し我が国はどうか法的にはっきりさせる必要がある。
- 資料2（省略）で、（隊法第82条の2による弾道ミサイル等破壊装置が適用される場面として）「我が国に対する武力攻撃と認められていないケース」とあるが、予めそれが分かるのは極めて例外的だと考える。核弾頭を持った相手が発射台の上にミサイルを置き、発射するという時に、これが武力攻撃でないと考えるのは全く現実性を欠く話だ。そういう事態を考えると、資料2（省略）の下部分（我が国に弾道ミサイルが飛来せず米国へ向かうケース）は、ほとんど米国への武力攻撃であろう。そうだとすると、我が国が当該弾道ミサイルを撃ち落とすことは、「集団的自衛権の行使に該当する可能性あり」というより、まずほとんど集団的自衛権に該当する、ということだろう。
- 安全保障はまず国際情勢の判断に始まり、非常に慎重に注目していかなければならない。そこで、平時から緊迫した情勢という連続性の

中で処理していかなければならないが、現在の法律のように非常に厳格な制約をかけることは、安全保障という点からいうと問題がある。

- ・ 国籍不明船から発射されたミサイルが米国に向かって行ったらどうか。将来的にはテロリストの可能性もある。また、仮に豪州に向かう場合はどうかと考えると、安全保障上、友好国に向かって攻撃が行われ、その攻撃を撃ち落とす能力があるのなら、撃ち落とすのは当然ではないかと考える。その上で、それができる法制度になっているかと次に考えるべきであって、現在の法制度を前提として、法制度に無理やり合わせるように現状をいじるのはおかしい。その法的な説明として、集団的自衛権、集団安全保障、警察権のどれかと考えると、集団的自衛権の行使でしかなく、それは適切なことなのだと考えるべきではないか。
- ・ 国際情勢の判断を考えると、仮に米国が日本と関係ない事由で他国と戦争をやっているときに、その他国から米国に向かうミサイルを日本が撃ち落とすことはどうか。被害という点から考えると、仮に米国へ向かっているとしても、それが海に落ちるならどうか。重要なのは、我々の安全保障政策の自由度を十分に確保できる法的制度を備えることである。
- ・ 集団的自衛権の行使を前提として対応できるようにしないと、色々な論理で無理に無理を重ねることになる。集団的自衛権の行使を認めるなら、自衛隊法の一部改正を行うか、あるいは改正しなくともよい部分もあるだろう。防衛出動が下令されていない状態において、いわゆる「マイナー自衛権」が想定されるが、「マイナー自衛権」は我が国の法文上では規定するのは難しいので、武力攻撃が発生していない場合でもそのような国際的な前例があると国会答弁で述べれば、国際法では主流な議論であるとして大体解決できるのではないか。
- ・ 今の弾道ミサイル防衛は3つの要素が確実に重ならない限り、総合的に全うできない。「拒否的抑止」(弾道ミサイル防衛の整備等)、「懲罰的抑止」(相手が撃ってきた場合の相手の弾道ミサイル基地攻撃等)、それら全体にかかる「核の傘」だ。これらの3つが総合的に働いて、そもそも弾道ミサイルが飛んでこないようにすることが一番重要だが、我が国は、 と は完全に、 についてもかなりを米国に依存せざるを得ないというのが実態だ。また、総合的抑止を成り立たせるのに必要な「情報」を考えると、例えば弾道ミサイル防衛システムの前提となる情報についても米国に依存せざるを得ない。この弾道ミサイル防衛は日米共同で成り立っており、かつ我が国が米国に

大幅に依存しているのだから、我が国防衛の唯一の義務を負う米国に飛んで行くものを撃ち落とせないという選択肢は取り得ない。また、撃ち落とすことを可能にする場合でも、手続が重すぎるということは弾道ミサイル防衛としては致命的だ。

- ・ そもそも国連憲章や憲法は核ミサイル登場以前にできた法律であり、そのことを念頭において議論する必要がある。
- ・ 国内法の側面から考えると、そもそも核ミサイルの撃墜は憲法でいうところの「武力行使」にあたるのかという問題がある。「武力行使」にあたらなれば、憲法上問題はない。仮に「武力行使」だとしても、憲法上禁止されていないというためには、現行の政府の憲法解釈の範囲で可能とし、例えば「我が国の同盟国であり、我が国が核抑止を依存する米国への核攻撃を阻止することは、我が国（国民の生命及び身体）を武力攻撃から守るための必要最小限度の実力行使とみなすことができる」というか、政府の憲法解釈を膨らませて、例えば、「他国及び他国民に関することであっても、『人道上の問題として』その撃墜は憲法上禁止されていない」というか、のいずれかではないか。さらに、国際法の側面から考えると、核ミサイルの撃墜自体に違法性がないという前提の上で、米国に向かう核ミサイルを我が国が撃墜することは集団的自衛権の行使であり違法性はないと説明するのが適切である。むしろ、そのミサイルを米国が撃墜すれば自衛権で説明できるケースであることが前提になる。これを警察権の行使で対応できるとするのはかなり無理な解釈という印象があり、我が国は国際法上集団的自衛権を保有しているので、その行使として説明することは可能である。
- ・ 本懇談会発足当初の問題意識としての「国民へのわかりやすさ」を考えると、一般の日本人の感覚として最もずれがあるのがこのミサイル防衛のケースではないか。弾道ミサイルが我が国の上空を飛んで米国に向かうとすると、日米安保で両国は不可分のものなのに、我が国はそれを見送るのか、撃ち落とさないのはどういう理屈か、と考えるのが普通であろう。また、米国へ向かうミサイルが誤発射であると考えするのも一般の感覚に反する。いずれにせよ、そういった感覚を考えて国民に分かりやすい報告書とすべきである。
- ・ 米国が欧州とミサイル防衛の協力を行うにあたり神経質になっているのがデブリ（破片）の問題。大陸間弾道弾を撃ち落とすのは高いところであり、破片は大気圏内で燃え尽きるだろうというのが米国の説明だが、技術的なことはよく分からないものの、説明はよく考える必

要がある。

- ・ 本懇談会では、我が国にミサイルを撃ち落とす技術的可能性がある場合には、これを行使する権利、自由があるかについて議論する必要があり、法的権利がある場合には、実際に行使するか否かは、安全保障上の政策として別次元の問題と整理すべきではないかと思う。法的な側面と、テクニカルな問題等から実際行うか否かは分けて考える必要がある。
- ・ 憲法上禁じられた武力行使にあたらぬ弾道ミサイル破壊措置もあるのではないかと思う。武力行使がどのような場合に禁じられているかという点、**「国際紛争を解決する手段」**としてであるから、弾道ミサイルを撃ち落とすことはこれにあたらぬと考えるべきだろう。隊法82条の2は、かなり重大な事態でもあるという点を考えると、警察権ではなくやはり自衛権ではないのか。また、いわゆる**「マイナー自衛権」**の問題については、歯止めのある**「ミニマムな集団的自衛権」**があるのなら、防衛出動の前の段階という**「ミニマムな個別的自衛権」**を考えてもよいのではないか。
- ・ これまでの我が国の自衛権、武力の行使に厳しい制約を課そうとしてきたのは、自衛権の行使は、一方において否定的な結果をもたらす可能性があり得るというところに起因しているかと思う。しかしミサイルが飛来して同盟国に向かい無辜の人民を傷つけるという甚大な被害が生じる可能性がある場合に、それをなぜ撃ち落とせないのか。また、弾道ミサイルの撃墜によっても重大な結果はほとんど生じない。確かに他国の法益を害する可能性が状況によっては一部あり得るが、否定的な結果を生じるかもしれないということで厳格に積み重ねられた手続も、ミサイルが飛来して甚大な被害が生じる可能性がある場合に関しては軽減してしかるべきであると考えている。

最後に、座長から以下の発言があった。

- ・ まだ御意見が尽きないことと思うが、予定の終了時刻になったので、本日の議論はここまでとさせて頂く。本日議論し尽くせなかった論点は、各類型についての議論をひと通り終えた段階で、その後に総括をしていく中で議論したい。次回の懇談会は8月8日に予定しており、国際的な平和活動における**「武器使用」**の問題、例えば、同じPKO等の活動に従事している他国の部隊又は隊員が攻撃を受けている場合に、その部隊又は隊員を救援するため、その場所まで駆け付けて、要すれば武器を使用する、いわゆる**「駆けつけ警護」**の問題等について議論を進めたい。

以上

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第4回）  
議事要旨

1 日時：平成19年8月10日（金）1730～1900

2 場所：総理官邸4階大会議室

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院准教授

岡崎 久彦 NPO法人 岡崎研究所理事長・所長

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

北岡 伸一 東京大学大学院教授

坂元 一哉 大阪大学大学院教授

佐瀬 昌盛 拓殖大学海外事情研究所客員教授

佐藤 謙 財団法人 世界平和研究所副会長

田中 明彦 東京大学教授

中西 寛 京都大学教授

西 修 駒澤大学教授

西元 徹也 NPO法人 日本地雷処理を支援する会会長

村瀬 信也 上智大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所判事

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣

的場 順三 内閣官房副長官

安藤 裕康 内閣官房副長官補

柳澤 協二 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、防衛省  
（含む陸上幕僚監部）からオブザーバーが出席。）

4 議事概要

（1）安倍総理から冒頭挨拶

本日も、お集まりを頂き厚く御礼申し上げます。これまでの会合では、「公海上の米艦防護」、「弾道ミサイル防衛」について、日米同盟をより効果的に機能させるとの観点を含め、委員の皆様より大変率直かつ専門的な意見交換を行っていただいた。今回のテーマは、「国際的な平和活動における武器使用の問題」である。世界の平和と安全なくして日本の平和と安全はなく、PKO等の国際的な平和活動に我が国が一層積極的に関与していくことが求められており、必要である。

その際、我が国の要員が、同一の国際的な平和活動に参加している他の諸国の要員と、同じチームの一員として、共通の基準を踏まえて活動し、緊密に助け合っていかなければ、各国の信頼を得ることも、また、効果的な活動を行うこともできない。そのような意味で、いわゆる「駆けつけ警護」の問題など、PKO等の「国際的な平和活動における武器使用の問題」は、このような活動への我が国の関与の在り方と密接に関係する重要なテーマのひとつである。委員の方々におかれては、それぞれの専門的な高い御見識の下に、様々な観点から、忌憚なく率直な意見交換を行っていただけることを期待している。

(2) 安藤内閣官房副長官補から【配布資料】(省略)に沿って、「国際的な平和活動における武器使用」が想定される状況及び現行法では何が可能か等について説明。

(3) 意見概要

委員から概要以下の発言があった。

- ・ 現状では、国際社会と我が国の常識には乖離、隔たりがある。憲法第9条は、個別国家としての我が国が当事者となっている国際紛争を解決する手段としては「武力の行使」に訴えることを禁止しているのであり、これは国連憲章第2条4項も同様である。一方、集団安全保障として国際平和活動のために軍事力を用いることは、「武力の行使」(use of force)ではなく、「武器の使用」(use of weapons)である。この区別をきちんとしておかないと、どんどん「蟻地獄」に入ってしまう。集団安全保障は憲法第9条の範囲外であるという認識が共有できれば、我が国が如何なる活動に参加するかは政策的な判断であるが、この概念的な区別をはっきりさせる必要がある。
- ・ 国際平和協力における「武器使用」は、自己防護のみならず、任務との関係で範囲を確定することが可能であり、「駆けつけ警護」も当然の任務として必要と考えられる。その意味で、「国又は国に準ずる組織」といった議論は全く不可解である。
- ・ 我が国政府は、国際平和活動の場合と個別国家の武力行使の場合を混同し、国際任務の場合でも憲法第9条との抵触があり得るとの考えから離脱できないでいる。
- ・ 本来、PKO部隊の武器使用権限は、それが担う国際任務そのものに基礎付けられなければならない。国連も要員の自己防護(いわゆるAタイプの武器使用)以外に、PKOの任務遂行に対する妨害の排除のための武器使用(いわゆるBタイプの武器使用)を位置付けてきた。我が国の場合は、Aタイプに入る駆け付け警護すらできないという位

置づけでやってきたが、そのような形では、積極的なP K O活動への協力は難しいと思う。( Aタイプ、Bタイプというのは、主として日本国内での議論における区別。 )

- ・ 我が国の国際貢献を考える上では、集団安全保障は憲法第9条に制約されないと整理するのが理想であるが、それが難しい場合は、中間的アプローチが現実的かもしれない。多機能型P K Oも国連授權型多国籍軍の場合も、平和破壊国、侵略国に対する本格的に武力行動と、治安維持・警察的活動を担う部分とは機能分担されているのが普通であり、後者の活動に我が国が参加、協力していくことは十分考えられると思う。また、地域的な国際紛争の場合、米国、中国等の大国の関与を避けたいと考える小国がアジア、太平洋に多く、このような場合には国連決議に基づかない活動が要請された場合には、我が国として積極的に参加できるようにすべきである。
- ・ 我が国の活動の具体的な形態を進めていくために、一つは、いわゆる一般法の制定が必要である。これまでの活動に加えて、警護活動、安全確保活動、船舶検査活動等活動の範囲を広げ、任務遂行のための武器使用権限を認めていく必要がある。
- ・ 冷戦後の国際社会は変容をしてきており、P K O自体の変質や、国際テロリズム、大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威という事情の変化がある。こうしたことを踏まえると、過去の政府答弁等を修正することは納得が得られるのではないかと思う。
- ・ 「集団安全保障と憲法第9条は切り離すべきだ」という考え方については、留保がある。やはり憲法は我が国の基本であり、第9条の解釈は必要であり、大切にすべきである。ただし、「国又は国に準ずる組織」との関連で、憲法が禁ずるのは「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」であり、「主体」を問題としているのではなく、「方法」を問題としている。「国又は国に準ずる組織」といった「主体」の問題は関係ないはずである。
- ・ 憲法第9条1項の「国際紛争」とは、突然1946年に出てきたものではなく、ケロッグ・ブリアン条約や国際連盟規約等の長い国際法の発展の歴史の中で出てきたものである。ある国と他の国との間の戦争を指すものであり、アフリカのスーダンの国内の紛争のようなものを指すものではない。これは、自力救済のために勝手に戦争はしない代わりに、国際連盟や国連が救済するということとセットで成立した考え方である。我が国が自分の国の紛争を武力で解決しないとしながら、国際的な平和構築、平和形成を否定していることは、矛盾も甚だしい。



- ・ P K O 要員派遣人員数についても、我が国は世界で 8 0 ~ 8 2 位程度と世界の主要国でダントツの最下位にある。我が国の状態は、国際社会において名誉ある地位を占めたいという憲法前文の精神に反している。
- ・ 国際的な平和活動に参加するには色々な方法があり、我が国には文化的、社会的な抵抗感があるので、参加する時の部隊の R O E (武器使用基準) をどう決めるかで判断すればよい。deadly force の使用を限定している国もある。P K O において国連の事務総長特別代表が各国の軍隊を割り当てる際、危険な地域には制約が少ない部隊を配置するのであり、我々が部隊を派遣する際に、如何なる任務を与えるかについては十分考慮の余地がある。
- ・ 新たな解釈の表明をすべきであるが、政府が憲法の解釈を変更する場合には、歯止めが必要であり、例えば、ケロッグ・ブリアン条約、国連憲章、憲法第 9 条 1 項にいう「国際紛争を解決する手段として」の武力の行使は行わないとされていることは歯止めであるし、また、外国の領土・領空では武力行使はしないという岸総理答弁もある。
- ・ 憲法第 9 条ではカバーされていない、憲法が想定していなかった、国際的な平和活動という世界各国の軍隊による活動が新たに出てきているので、新たに基本法をつくる等の対応を考えていかなければならない。
- ・ 憲法の解釈は、国際社会の動きと整合的な形で解釈していく必要がある。国際的な平和活動は、世の中のために各国が知恵を出し合っている「社会的行動」であり、その任務遂行のために必要となる武器使用を、個人の自己保存や自分の持っている武器を防護するためだけのものに限って仕事をさせるのは、派遣される自衛官に対し大変失礼なことであるし、常識に沿わない。
- ・ 平成 1 0 年 5 月 1 4 日の秋山法制局長官答弁(【資料 2】2 頁)(省略)は、あからさまに、国連の活動が国際社会のためでないと言い切っているに等しい。これは、国連による活動だろうが、「社会的行動」だろうが、我が国が国際社会を信じていない、国際社会など存在しないと言っていることに等しいのではないか。国際社会のために一生懸命行う活動については、憲法第 9 条第 1 項で禁止しているものではなく、国際社会全体を安定させるための活動として定義し直し、その上で、我が国が行うべき活動を定義して行って欲しい。
- ・ 憲法第 9 条 1 項の禁ずる「武力の行使」と国連憲章に基づく集団安全保障措置は別建てで考えるべきである。従来の法制局答弁は、それ

それぞれの質問の趣旨に対して答えるという形で出されてきた法解釈であり、最も関連する文言を取り出して、政府見解としてきているが、果たしてそれは法律学的帰結なのかと疑問を感じる。答弁は個々の状況に対して、その時々に出されてきたものであり、ある時に述べたことを普遍的な考え方と言ってしまうのは適切ではない。

- ・ P K Oは国連憲章の6章半ともいわれたように、国連憲章に明示的な根拠がある活動ではなく、また、冷戦後に試行錯誤を通じて行われてきたものである。そのような国家実行の全てを「正解」と考え、我が国がその全てに合わせる必要があると考える必要はない。国連を中心とした国際社会の枠組みと、憲法上の従来枠組の二つがあり、そのそれぞれが不十分であり、両者を補いながら情勢に対応できるように考えていく必要がある。おそらく、「武力の行使」を目的とした活動に自衛隊が参加することはかなり大きな現状からの変更なので、明確な政治的決定が必要であるが、他方、「武力の行使」を目的としない国際的な共同任務を行う仲間を見捨てる形で武器使用を禁ずるのは常識に反しており、国際社会の非難の対象になる。こうした範囲で行動することについての解釈の変更なり、立法措置なりの検討が合理的ではないかと思う。
- ・ 自衛隊が国際的活動を行うに当たっては現場での信頼感が不可欠である。自衛隊を任務に就かせる以上は、国際的ルールに従ったものとして行ってもらうことが基本中の基本だろう。【資料1】4頁(省略)にある現行法下の任務を前提としてすら、武器の使用は国際ルールから外れており、この点は待ったなしで是正する必要がある。一方、任務を拡大するのであれば、例えば治安維持任務などは現地でも要望が高いものであり、我が国としても取り組む必要があるが、任務に見合う武器使用権限を与えることは当然の前提である。また、実務的には、武器使用の際の危害許容要件も重要であり、この要件も国際ルールに合わせ、任務にふさわしいものにしないと、実効的なことはできないことになろう。他方、治安維持といっても幅がある活動であり、掃討作戦のようなものまでは我が国としてやらないとして、どのレベルまで行うべきなのかを検討していく必要がある。
- ・ 自衛隊の国際平和活動の幅が広がると、現地に派遣される要員の安全の問題や国益の問題について、現在よりもっとシビアな判断を迫られるケースが出てくる。それを支える、日本版NSCのような総合的な政策判断ができる組織や、人的情報も含む情報機能の強化など、活動を支える体制の整備も必要となってくる。

- ・ 自衛隊を現場に派遣する際には、何の目的で何をさせるかについて具体的にすることが必要である。その上で、派遣する部隊に与える任務・目標と武器使用権限は均衡されたものでなければならない。近傍に所在する国連機関、あるいは、他国部隊が危殆に陥った場合の救援、人道支援は、国際的な軍隊を持っている国の一つの常識であることを理解しなければならない。したがって、【資料1】4頁(省略)の表にある右の部分はどうしても認めていかなければならない。
- ・ 2005年12月、ムサンナー県ルメイサ市の養護施設の竣工式が行われた後、サドル派のデモがあった際、自衛隊員たちは恐れおののいていたわけではなく、群集の背後にいて銃を持った3名の者をじっと監視していたことから、自衛隊は若い隊員でも、強い使命感を持っており、国際平和活動の持つ意義、そして、自分が万が一でも引き金を引いたら何が起きるかまで承知していたことが分かる。
- ・ 武器の使用基準をいくら改善しても、最終的に重要なのは、国、政府、国民が、万が一やむを得ない場合に、隊員が引き金を引いてしまっても、それを許容する雰囲気を作って頂くことである。さもなければ、隊員は相手を傷つけるよりも自分が犠牲になることを選ぶであろう。現状ではそうならざるを得ないと思っている。この辺りをぜひ啓蒙して頂きたい。
- ・ 自衛隊は個人で活動する警察とは異なりあくまで部隊行動を基本としている。ところが、現在の武器使用の考え方は、個人の権限とされており、部隊行動として使用できるようにする必要がある。
- ・ 国際的な平和活動において必要な武器使用は、国連決議を根拠とする平和活動の場合は、国連憲章の禁ずる「武力の行使」に当たらないことは自明である。また、国連決議を根拠としない国際的な平和活動の場合も、領域国の要請等に基づいて領域国の警察機能、法執行機能を代替・補完するためになされる武器使用は、国連憲章で禁止される「武力の行使」には当たらないだろう。
- ・ そういうことを踏まえ、憲法との関係をどう整理するかを考えると、4通りの方法があると考えられる。(1) 国際的な平和活動のために軍事力を行使することは、個別国家の軍事力行使について規定した憲法第9条の範囲外の問題であり、武器の使用と憲法第9条の抵触があり得る等と考える必要はない、という整理。(2) 憲法第9条が禁止する「武力の行使」は国際紛争解決のためになされる武力の行使であり、国際的な平和活動における「武器の使用」はそれには当たらない、という整理。(3) 憲法第9条は国際協調の精神に基づく条文であり、

我が国が国際協調の下で国際的な平和活動を行う際に必要となるかもしれない必要最小限の「武力の行使」（「武器の使用」）まで禁じていると解するべきではない、という整理。（４）国際的な平和活動に参加する自衛隊は既に「自己保存のための自然権的な権利」として武器の使用を認められているが、同じ国際的な平和活動に参加する「要員の身体安全の保護」、またその活動における「任務遂行に対する妨害の排除」も広い意味で「自己保存のための自然権的な権利」に含まれる、少なくとも含まれるものがある、という整理である。どの整理がよいかは、憲法が許す「武力の行使」は武力攻撃に対して国民の生命や身体を守るための必要最小限のものに限る、とする従来の政府解釈との距離にかかわる問題である。いかなる整理であれ、実際に国際的な標準に沿った「武器の使用」ができるようになるには、それを可能にする立法措置が必要になる。「武器の使用」の具体的な内容は、その立法の中で検討することになる。国際的な平和活動と一言と言っても、個別の活動ごとに「武器の使用」のあり様には差がある。参加を決定するにあたってはその点について慎重な判断が必要になる。

- ・ 分かりやすい説明をする工夫が必要である。「戦前の日本軍は、日本軍を守ることにしか考えていなかった」という声も聞かれる。自衛隊は困難な状況に陥った場合でも自衛隊しか守らないという印象を与えることになってはいけない。同じミッションを行っている仲間は守れず、自分しか守らないことでもいいのか、また、物品、武器は守るが、同じミッションで活動している仲間は守らなくていいのか、それは常識はずれではないかということを示す必要がある。

最後に、安倍総理から、本日も大変論理的で、かつ国際法、国内法双方の観点からの御議論を頂いた、国民の生命、財産を守るという政府の責任には変更はなく、このため国際的な貢献も十分なし得るようにすべきである旨の発言があった。

さらに柳井座長から以下の発言があった。

まだ御意見が尽きないことと思うが、予定の終了時刻になったので、本日の議論はここまでとさせて頂く。本日議論し尽くせなかった論点は、各類型についての議論をひと通り終えた段階で、その後に総括をしていく際に議論したい。次回懇談会は8月下旬から9月上旬の可能性を含め今後調整していく予定であり、「国際的な平和活動におけるいわゆる『後方支援』」、すなわち、同じPKO等の活動に参加している他国の活動を支援するための補給、輸送、医療等、それ自体は武力行使に当たらない活動については、「武力の行使と一体化」しないという条件が課され

てきた問題について、議論を進めていきたい。

以上

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（第5回）

議事要旨

1 日時：平成19年8月30日（木）1030～1200

2 場所：総理官邸4階大会議室

3 出席者：

・「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」メンバー

岩間 陽子 政策研究大学院准教授

岡崎 久彦 NPO法人 岡崎研究所理事長・所長

葛西 敬之 東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長

北岡 伸一 東京大学大学院教授

坂元 一哉 大阪大学大学院教授

佐瀬 昌盛 拓殖大学海外事情研究所客員教授

中西 寛 京都大学教授

西 修 駒澤大学教授

西元 徹也 NPO法人 日本地雷処理を支援する会会長

村瀬 信也 上智大学教授

【座長】柳井 俊二 国際海洋法裁判所判事

（佐藤 謙委員、田中 明彦委員は欠席。）

・政府側

安倍 晋三 内閣総理大臣

与謝野 馨 内閣官房長官

大野 松茂 内閣官房副長官

岩城 光英 内閣官房副長官

的場 順三 内閣官房副長官

安藤 裕康 内閣官房副長官補

柳澤 協二 内閣官房副長官補

（その他、内閣法制局、内閣府国際平和協力本部事務局、外務省、防衛省（含む統合幕僚監部）からオブザーバーが出席。）

4 議事概要

（1）安倍総理から冒頭挨拶

本日も、お忙しい中お集まり頂き感謝申し上げます。前回会合では、「国際的な平和活動における武器使用」について、委員の皆様より大変率直、有意義かつ活発な意見交換を行って頂いた。前回も申し上げたとおり、世界の平和と安全なくして日本の平和と繁栄はなく、PKO等の国際的な平和活動に我が国が一層積極的に関与していく必要性についても多言を要しない。今回のテーマである「国際的な平和活動におけるいわゆる

『後方支援』」については、これまで、補給、輸送、医療等、それ自体は「武力の行使」に当たらない活動であっても、「武力の行使と一体化」しないという条件が課されてきている。このような「後方支援」のあり方についてこれまでどおりでよいのかということは、我が国の国際平和協力の今後を考えていく上で重要な検討課題である。委員の方々におかれては、それぞれの専門的な高い見識と豊富な経験に基づき、様々な観点から、忌憚なく、中身の詰まった御議論を頂けることを期待している。

(2) 安藤内閣官房副長官補から【配布資料】(省略)に沿って、「国際的な平和活動におけるいわゆる『後方支援』」が想定される状況及び現行法では何が可能か等について説明。

(3) 意見概要

委員から概要以下の発言があった。

- ・「武力の行使との一体化」とは我が国特有の概念であり、国際的には通用しない。これは当初日米安保条約の脈絡で議論され、周辺事態法の審議の過程でも取り上げられたが、突き詰めると日米安保条約そのものが違憲ということになりかねず、そういう意味では少なくとも日米安保体制を維持しつつ「一体化」を議論することはナンセンスである。
- ・「国際的な平和活動」の文脈では、強制行動その他の軍事行動があったとしても、個別国家が行う「武力の行使」とは異なる。「国際的な平和活動」は、集団安全保障の流れの中で憲法第9条の枠外でとらえるべきことであり、「武力の行使との一体化」を論ずること自体そもそも意味がなく、一層ナンセンスである。
- ・具体的な局面で我が国が「国際的な平和活動」にどのように参加・協力を行うかは、憲法上の問題ではなく政策判断の問題である。
- ・我が国が協力する国連の活動がいかなるものかを考えねばならない。憲章第7章、特に第43条で想定された本来の国連軍はこれまで作られておらず、今後も見通しはない。一方で国連授權型の多国籍軍は実践課程でつくられてきたが、これも国際法的には定着しておらず、そこで、具体的な判断が求められている。我が国として検討するためには、いかなる流れの中でそうなっているのか考えなければならない。
- ・我が国では憲法第9条は、大学でほとんど教えられていないが、憲法の中で最も重要な条項は第9条である。この第9条の議論は情緒的なものになりがちであるが、同条における「戦争」「武力の行使」「国際紛争」「交戦権」「前項の目的を達するため」等の解釈について、本懇談会の報告ではっきりさせること、冷静に解釈を提起することが

必要である。

- ・憲法が禁じているのは「国際紛争を解決する手段」としての「武力の行使」であるが、いつのまにか「憲法の禁ずる武力の行使」が一人歩きし、そこから「武力の行使との一体化」という理論構成がなされているのではないか。また、政府の解釈には、不明確性、非現実性、非論理性、非国際性、無責任性という基本的な問題がある。不明確性とは、政府の説明にある「一体化」の判断基準が、密接性とか地理的關係等抽象的過ぎること、非現実性とは、「戦闘地域」と「非戦闘地域」とに分け、我が国の活動は「非戦闘地域」に限るとしているが、事態が刻々と変わる中で「非戦闘地域」を絶えず分けることが現実的に可能かどうか疑問であること、非論理性とは、「一体化」の論理を突き詰めれば日米安保条約は違憲ということに行き着くこと、非国際性とは、「一体化」は国際的に確立した概念でないことや確立した英訳がなく、国際的には説明できないこと、無責任性とは、周辺事態とは、放置しておけば我が国の平和と安全に直接関わる事態であるにもかかわらず、我が国は活動の内容、地域を限定していることはまるで人ごとのような態度が窺われること、である。つまり、「武力の行使との一体化」の概念自体が非常におかしく、我が国の安全という側面から「武力の行使との一体化」のコンセプトそのものを見直す必要がある。
- ・「一体化」論は国際社会で確立した概念ではなく、適当な訳語もない。しかし、我が国が他国軍に対して行う支援が「武力の行使」と同じであるとの法的評価を国際社会から受けるかもしれない。その場合、我が国の支援行為が国際法違反にならないためには、米軍が自衛権を発動している、あるいは多国籍軍が国連決議に基づいて活動しているときであり、前者の場合は集団的自衛権の行使、後者の場合は国際平和活動への協力であると説明すればよい。
- ・「一体化」論は、我が国の支援行為が他国の「武力の行使」と「一体化」する、すなわち「武力の行使をしたとの法的評価を受ける」場合があり得るという前提であり、そのような国会答弁があるが、誰がどういう基準でそういう評価をするのかが明確ではない。結局、政府が主観的にこう考えるという以上のものではない。
- ・「一体化」は、政策論として慎重になるのは分かるが、憲法では明文で禁じているわけではなく、「憲法で禁じられている」とまで言う必要はない。仮にこの理屈を認めるとしても、それを当てはめる範囲は憲法が明文で禁止している「国際紛争を解決する手段として」の「武



力の行使」に限るべきである。明文ではなく、政府の解釈によって禁じられているとされる、国際法的には集団的自衛権や国際平和協力の法理で説明できるものにまで「一体化」の理屈を当てはめるのは解釈の解釈になって行き過ぎである。「一体化」論は、自国の平和と安定の確保のため、また国際社会の平和と安全に貢献するため、我が国がとり得る政策選択肢の幅を危険なまでに狭めてしまうおそれがある。

- ・ 周辺事態についても、「武力の行使との一体化」が問題になるという点では共通のアプローチで処理すべき問題なので、一緒に考えるべきである。
- ・ 国連の活動は集団安全保障の問題であり、また周辺事態等の事態は集団的自衛権の行使であって、両者とも憲法で禁ずる「武力の行使」に当たらず、それへの後方支援も禁じられないと整理すべきである。それ以外の、国連決議のない多国籍軍等様々な和平ミッションへの参加は、その都度判断すればよく、例えばPKO「参加5原則」のようなものが必要なのは、かかる中間の類型である。
- ・ 国際平和協力には軍事組織しかできない非常に重要な役割があり、軍事組織の活動は平和の定着という目的達成のために統一的な計画に基づき各組織で役割分担をすることで整合の取れた具体的な協力が可能となる。自衛隊がこれまでのPKO等の経験を生かして特性を最大限発揮できる分野は、後方支援といった技術的分野、人道復興支援、PKO等が活動する相手国の防衛的な国軍の育成、であり、主としてこれらの分野で貢献することが望ましい。ところがPKO「参加5原則」や「非戦闘地域」要件といった制限は、こうした得意分野の活動を制約している。また、これらの原則が崩れた場合、現場の指揮官の判断で中断・一時休止することは、現場に大きな心理的負担を与えてしまう。他国の軍隊が活動を継続しているのに自衛隊だけが中断することは、他国部隊の信頼を損ね、協力の実効性を減じ、ひいては派遣の政治外交的な効果にも影響を与える。
- ・ 「一体化」は我が国自らの制約であり、後方支援に「歯止め」をかける必要は全くない。我が国は積極的な殺傷、破壊等を伴う戦闘行動はやらないということを明確に宣言した上で、得意とする分野をスムーズにできるようにすべきである。周辺事態においても同じであり、我が国の後方支援は早期の事態収拾に繋がる。
- ・ 「一体化」という言葉は、英語にならない以前に日本語としてもおかしい。この背景には我が国の法文化の問題があるのではないか。「一体化」論の始まりとなった昭和34年の林法制局長官答弁では、その

前に、朝鮮戦争で行ったことは憲法上禁止されていないと書いており、また朝鮮戦争では武器・弾薬の提供や掃海艇の派遣もやっていたわけである。しかし、後からはこうした文脈と一切切り離して「一体化するような支援業務は違憲」という形で抜き出されている。

- ・「一体化」論には、国際的な法的評価の問題と、判断のための4つの準則の問題があるが、両者は整合が取れていない。例えば日米安保条約第6条は集団的自衛権と国際的に評価されてもおかしくなく、第6条の状態において、我が国における米軍の基地使用は、既に「一体化」している。これらの異なるレベルの基準を提示していることで実態が混乱している。
- ・今後の議論の進め方の関連として、憲法の文言が変えられていない場合に法制局又は我が国の最高裁が解釈を変えたことはあるか、どういう理由付けをしたかを、法律の専門家から御示唆を頂きたい。外国の例では、文言は変わっていきながらも社会情勢の変化により解釈を変えることはやってきた。
- ・「一体化」論はそもそも日本有事と関わる日米安保条約の文脈で出てきたものであり、それを全くカテゴリーが違う国際平和協力にもそのまま当てはめるのはおかしい。また、燃料や食糧、医薬品の提供は無制限でできる一方、武器・弾薬については一発の弾丸も提供できないというように、「一体化」する／しないという線引きが明らかではなく、有効かどうかという判断が全くない。更に、「国際的な平和活動」では参加国の結束性が重要であるが、我が国の方向性はこれと逆行している。ただ我が国の世論を考えると、結束性のほうが重要ではあるのだが、結束性を大きく乱さない限りにおいて、自らに制約を課す以外にないだろう。
- ・違う分野のことであるが、かつて悪慣行、労働関連法に反する労使協定があったが、それらを一括して無効とし、本来あるべき形にしたという例がある。憲法解釈は一括無効とまではやりにくいとしても、このように、国際法の常識や世界の価値判断の常識からみて白紙で解釈をしてみて、それから、どこまでやるのかを決めるというように整理をするのがよいのではないか。
- ・機雷敷設の問題も考えるべきである。国際海峡は、国連海洋法条約でかなり精緻な議論がなされ、機雷が敷設された場合に排除するというのは国際的に義務になりつつある。我が国では公海上の遺棄機雷の除去が憲法上許されているが、この問題も本日の議論の文脈でよく検討してほしい。

- ・「一体化」の判断として、「武力の行使と客観的に見られる」とか「場合によっては武力の行使をしていると評価されるおそれがある」という答弁があるが、一体誰がその判断を行うのか。我が国の法文化では違法を判断するには相当の根拠が必要なはずであるが、このような答弁の理屈では全てが違法となってしまう。こういう論理は我が国の法文化というよりむしろ逆ではないか。おそれがあるだけで全部駄目という議論はやめた方がよい。この「一体化」論のために戦闘活動という概念とか、それと「くっついている」という話が出てくるため、「一体化」論をやめれば随分と議論が整理される。
- ・前回の議論でも、憲法が禁じる「国際紛争を解決する手段としての武力の行使」はあくまでも我が国が当事者のケースであり、そもそも「国際的な平和活動」には該当しないという点では大方の意見として一致していた。よって、「一体化」論自体ますます議論する必要がないはずのものである。「一体化」には、同盟における「一体化」と、国際平和協力における「一体化」、がある。では、有事の際に同盟国と一体化するというのは正に同盟のエッセンスであり抑止力であるから、むしろ望ましいと考える。では、国際平和協力活動に適切なサポートを提供するものであるから、むしろ推進すべきである。問題は、「一体化」する相手の活動が合法か、また有効か、この2点であり、その点についての議論が必要である。PKOは全く問題なく、それに準ずるものもよいのだろう。他方で、我が国としてコスト・ベネフィットから政策判断をすることはあるだろう。国際平和協力活動に対する協力は何でもできるわけではなく、イラクのファルージャにおける掃討作戦を密接に支援する活動は、おそらく国民の理解を得るのは難しいだろう。
- ・国際平和協力活動への支援に否定的な見方にはいくつかの類型がある。
  - 危ないことはしたくない、我が国は過去に戦争をしたから軍事力の行使は極力しない方がいい、そもそも平和的手段でやるのがよい、といったものだ。はただのエゴイズムで、表立って言う話ではない。
  - は、戦後60年の我が国は平和愛好国家であり、かつ自衛隊の制度をよく調べると戦争など考えられないのだから、あまり説得力はない。
  - は、実は意外と強い議論だが、「世界に冠たる平和憲法」という言葉の中にこういう心情が含まれていると考える。しかし、我が国が国際平和活動に協力しないことが正しくて、やっている国が悪いというようなことを国際平和活動で犠牲を出している国々の前で言えるのか。
- ・「歯止め」ということは、暴走や悪いことを止めるということだが、

国際平和活動に対する協力、後方支援は別に悪いことではない。むしろ、クライテリア（基準）、あるいは原則として、積極的な殺傷、破壊行動を控えればよく、法的に縛るのはナンセンスである。また、一方で政治的判断がある。その中間で、我が国が国際平和協力活動に参加する場合の何らかの原則を提示するのが望ましい。

- ・「一体化」の制限が外された場合の他国軍への支援は、自衛隊にとって現在よりも厳しい条件下のものとなる。従って、前回会合のテーマであった武器使用は今回の後方支援に反映される問題である。更に、後方支援をより円滑に行うためには各省庁横断的な復興支援や人道支援の体制が必要であり、あるいは厳しい条件下でどうするかという政治判断のための国家としての意思決定システムの構築も必要である。最後に、座長から以下の発言があった。

まだ議論が尽きないことと思うが、予定の時間が迫ってきたので、本日の議論はここまでとさせて頂く。本日議論し尽くせなかった論点は、各類型についての議論を総括していく段階で議論したい。

本日をもって、総理の問題意識の4つの類型について「第一読」を終えた。次回会合の取り進め方について、自分としては、今後、これまで議論が尽くせていない点など各類型についてもう一度見直しつつ、必要性和「歯止め」を含め、更に掘り下げて議論していきたいと考えているところである。

なお、次回の懇談会の開催日程については、委員各位の御予定も踏まえ、今後調整していきたい。

以上

## アフガニスタン関連国連安保理決議

決議番号	採択年月日	決議の概要
1267	1999/10/15	タリバーンに対し、テロリストの保護と訓練の提供停止、領域がテロ行為の準備に使用されないことの確保、起訴されたテロリストを司法手続きにかける取組への協力を要請。タリバーンに対し、オサマ・ビンラーディンを裁判にかけるために裁判継続国に引き渡すことを要請。
1269	1999/10/19	国連加盟国に対し、テロ行為への資金提供の防止及び抑止、テロ行為に関連する者の逮捕、訴追、引渡しの確保などの適切な措置を要請。
1333	2000/12/19	タリバーンに対し、安保理決議第 1267 号の遵守、特にオサマ・ビンラーディンの引渡を求める。すべての国連加盟国に対し、同人と関係を有する個人と団体の資産凍結を決定。
1363	2001/07/30	国連加盟国に対し、安保理決議第 1267 号及び 1333 号の順守を要請。
1368	2001/09/12	2001 年 9 月 11 日のテロ攻撃に対応するため、またあらゆる形態のテロと闘うため、国際連合憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順をとる用意があることを表明。
1373	2001/09/28	テロ資金対策としてテロ行為のための資金供与の犯罪化、テロリストの資産凍結、テロリストへの金融資産等の提供禁止、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連条約の締結等を要求。
1378	2001/11/14	アフガニスタン国民による暫定的な統治機構を樹立する努力を強く支援。
1383	2001/12/06	全ての勢力に、2001 年 12 月 22 日に設置される暫定統治機構に対する協力を要請。
1386	2001/12/20	国際治安支援部隊 ( ISAF ) を設置することを承認。
1390	2002/01/16	オサマ・ビンラーディン、アル・カイダ及びその関連する組織・団体・個人の活動を封じ込めるために、加盟国がとる行動を決定。
1401	2002/03/28	国連アフガニスタン支援ミッション ( UNAMA ) の本決議採択後 12 か月の設立を支持。
1413	2002/05/23	ISAF への活動委任期限を 2002 年 6 月 20 日から 6 か月延長することを決定。
1419	2002/06/26	6 月 11 日から 19 日まで開催された緊急ロヤ・ジルガの成功と、暫定政府とその首長たるカルザイ氏を選出したことを歓迎。
1444	2002/11/27	ISAF への活動委任期限を 2002 年 12 月 20 日から 1 年延長することを決定。
1453	2002/12/24	暫定統治機構を 2004 年に実施予定の選挙まではアフガニスタンにおける唯一正当な政府とみなす。

1471	2003/03/28	UNAMA への活動委任期限を本決議採択後 12 か月延長することを決定。
<b>1510</b>	2003/10/13	ISAF への活動委任期限を 12 か月延長することを決定。
1536	2004/03/26	UNAMA への活動委任期限を本決議採択後 12 か月延長することを決定。
1563	2004/09/17	ISAF の活動期限を 2004 年 10 月 13 日から 12 か月延長することを決定。
1589	2005/03/24	UNAMA への活動委任期限を本決議採択後 12 か月延長することを決定。
1623	2005/09/13	ISAF への権限付与期間を 2005 年 10 月 13 日から 12 か月延長することを決定。
<b>1659</b>	2006/02/15	1 月 31 日にロンドン会議で成立したアフガニスタン・コンパクトについて、治安、開発、薬物に対する対策の枠組みとなるものと承認。
1662	2006/03/23	UNAMA への活動委任期限を本決議採択後 12 か月延長することを決定。
1707	2006/09/12	ISAF の活動期限を 2006 年 10 月 13 日以降 12 か月延長することを決定。
<b>1746</b>	2007/03/23	UNAMA への活動委任期限を 2008 年 3 月 23 日まで延長することを決定。

注：決議番号が太字のものは、次ページ以降に記載。

## 1 安保理決議 1267 (平成 11 年 10 月 15 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタン情勢に関する従前の安保理決議、特に 1998 年 8 月 13 日の決議第 1189 号 (1998)、同年 8 月 28 日の決議第 1193 号 (1998) 及び同年 12 月 8 日の決議第 1214 号 (1998) 並びに、議長声明を再確認し、

同理事会がアフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国の一体性に強くコミットし、また、アフガニスタンの文化的及び歴史的な遺産を尊重していることを再確認し、

国際人道法と人権の継続的な侵害、特に女性や子女に対する差別、及びアヘン不法製造の著しい増加に対する深刻な懸念を再確認し、タリバーンによるマザリ・シャリフのイラン・イスラム共和国総領事館占拠、並びに、イラン外交官やジャーナリストの殺害が確立した国際法の重大な違反であることを強調し、

関連の国際テロ防止条約、また特に、テロリストを引き渡し訴追するこれら条約締約国の義務を想起し、

アフガニスタン領土、特にタリバーン支配地域がテロリストの隠匿や訓練、及びテロ活動計画のために引き続き使用されていることを強く非難し、また、国際テロの抑止が国際の平和と安全の維持に不可欠であるとする確信を再確認し、

タリバーンが引き続きオサマ・ビンラーディンに安全な避難所を提供し、同人及び同人の協力者がタリバーン支配地域からテロリスト訓練基地のネットワークを操縦できるようにすることで、アフガニスタンを国際的なテロ活動を支援する拠点として活用していることを遺憾とし、

オサマ・ビンラーディンとその協力者を、とりわけ、1998 年 8 月 7 日にケニア・ナイロビ及びタンザニア・ダルエスサラームの米国大使館爆破したこと、並びに、米国外にいる米国民の殺害について謀議したことに関し、米国が訴追したことに留意し、また、タリバーンに対し、オサマ・ビンラーディンとその協力者を裁判にかけるために引き渡すよう米国が要請していることに留意し、

タリバーン当局が決議第 1214 号 (1998) 第 13 項の要求に応じていないことが国際の平和と安全に対する脅威となっていると断定し、

安全保障理事会の決議を尊重することを確保するとの決意を強調し、

国際連合憲章の第 7 章下に行動し、

- 1 タリバーンとして知られ、自らをアフガニスタン・イスラム首長国と呼ぶアフガニスタンの一派が、安全保障理事会のこれまでの決議を速やかに遵守すること、特に国際的に活動するテロリスト及びその組織に対する保護及び訓練の提供を停止すること、

タリバーンの支配下にある地域がテロリストの施設及び野営地として又は他国若しくは他国の市民に対するテロ行為の準備若しくは組織化のために使用されないよう確保するために適当かつ効果的な措置をとること並びに訴追されたテロリストに対し司法手続をとるための努力に協力することを主張する。

- 2 タリバーンが、オサマ・ビンラーディンを、同人が訴追された国の適当な当局、同人が送還されることとなる国の適当な当局又は同人が逮捕され効果的に司法手続をとられることとなる国の適当な当局に対して、更に遅滞することなく引き渡すことを要求する。
- 3 すべての国は、1999年11月14日に第4項に定める措置をとることを決定する。ただし、安全保障理事会が、事務総長の報告に基づき、タリバーンが第2項に定める義務を完全に履行したと事前に決定した場合を除く。
- 4 更に、第2項の規定の実施のためにすべての国が次の措置をとることを決定する。
  - (a) 第6項の規定によって設立された委員会が、タリバーンにより又はタリバーンのために所有され、貸与され又は運行されていると指定したいかなる航空機に対しても、自国の領域内での離着陸の許可を拒否すること。ただし、当該委員会がメッカ巡礼のような宗教上の義務を含む人道上の必要性を理由として事前に特定の飛行を承認した場合を除く。
  - (b) タリバーンによって直接若しくは間接に所有され若しくは管理された財産又はタリバーンによって所有され若しくは管理された事業から生じた資金を含む資金及び他の財源であって第6項の規定によって設立された委員会が指定したものを凍結し、人道上の必要性に基づき当該委員会が個々の事例に即して認めた場合を除くほか、当該資金及び他の財源並びに当該委員会が指定した資金及び財源が、自国の国民又はその領域内にいる者により、タリバーンの利益及びタリバーンによって直接又は間接に所有され又は管理された事業の利益のために利用可能となることがないよう確保すること。
- 5 すべての国に対し、第2項に定める要求を満たすための努力に協力すること並びにオサマ・ビンラーディン及びその関係者に対する更なる措置を検討することを促す。
- 6 すべての安全保障理事国により構成される安全保障理事会の委員会を同理事会の仮手続規則第28条に従って設立することを決定する。当該委員会は、次の任務を遂行し、並びに意見及び勧告を付してその活動について同理事会に報告する。
  - (a) 第4項の規定によって課せられた措置を効果的にとるため、すべての国に対し各国によってとられた措置に関する更なる情報を求めること。



- ( b ) 第 4 項の規定によって課せられた措置に対する違反に関し、各国が注意を喚起した情報を検討し、これに対して適当な措置をとることを勧告すること。
  - ( c ) 第 4 項の規定によって課せられた措置が及ぼす影響（人道上の影響を含む。）について安全保障理事会に対し定期的な報告を行うこと。
  - ( d ) 第 4 項の規定によって課せられた措置に対する違反の疑いのあるものに関して安全保障理事会に提出された情報につき、同理事会に対し定期的に報告を行い、違反を行ったとされる者又は団体を特定すること。
  - ( e ) 第 4 項の規定によって課せられた措置をとることを促進するため、同規定において言及されている航空機並びに資金又は他の財源を指定すること。
  - ( f ) 第 4 項の規定によって課せられた措置の免除に関する要請を検討し、国際航空運送協会（ I A T A ）が国際線の航空会社の代わりに行っているアフガニスタンの航空当局への航空交通管制業務に対する支払に関しては、当該措置を免除することを決定すること。
  - ( g ) 第 10 項の規定によって提出される報告を検討すること。
- 7 すべての国に対し、第 4 項の規定によって課せられた措置の効力発生の日前に効力を生じた国際約束若しくは契約又は当該日前に付与された免許若しくは許可により与えられ又は課せられた権利又は義務の存在にかかわらず、この決議の規定に厳格に従って行動するよう求める。
- 8 各国に対し、第 4 項の規定によって課せられた措置に対する違反を行う者又は団体であって自国の管轄内に存するものに対して訴訟手続を行い及び適当な刑罰を科すことを求める。
- 9 すべての国に対し、第 6 項の規定によって設立された委員会がその任務を遂行するに当たり十分に協力すること（当該委員会がこの決議を遂行するに当たって必要とする情報を提供することを含む。）を求める。
- 10 すべての国に対し、第 4 項の規定によって課せられた措置が効力を生じた後 30 日以内に、第 4 項の規定を効果的に履行するためにとった措置を、第 6 項の規定によって設立された委員会に報告するよう要請する。
- 11 事務総長に対し、第 6 項の規定によって設立された委員会に対してすべての必要な支援を提供し及びこのために事務局において必要な措置をとることを要請する。
- 12 第 6 項の規定によって設立された委員会に対し、事務局の勧告に基づき、第 4 項の規定によって課せられた措置の実施の監視を強化するため、権限のある国際機関、周辺国その他の国及び当事者との間の適当な取決めを決定することを要請する。
- 13 事務局に対し、第 6 項の規定によって設立された委員会による検討のため、第 4

項の規定によって課せられた措置に対する違反の可能性に関して政府及び公的な情報源から受領した情報を提供するよう要請する。

- 14 事務総長が、安全保障理事会に対し、タリバーンが2に定める義務を履行したと報告した際には第4項の規定によって課せられた措置を終了することを決定する。
- 15 この決議の完全な実施を実現するため、国際連合憲章に基づく責任に従い更なる措置をとることを検討する用意があることを表明する。
- 16 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室訳)

## 2 安保理決議 1269 (平成 11 年 10 月 19 日採択)

安全保障理事会は、

世界中の個人の生命や福利及びすべての国の平和と安全を脅かす国際テロ活動の増加を深く憂慮し、

あらゆるテロ活動を、動機、実行場所及び実行者の如何にかかわらず非難し、

国際テロリズムを根絶するための措置について宣言を採択した 1994 年 12 月 9 日の総会決議 49 / 60 を含むすべての関連総会決議に留意し、

テロリズムに対する国家レベルの闘いを厳しくし、また、国際連合憲章の諸原則及び国際人道法や人権の尊重を含む国際法の規範に基づいて、国際連合の主導下にこの分野において効果的な国際協力を強化する必要性を強調し、

既存の国際的なテロ取り締まり条約への普遍的な参加と履行を促進すると同時に、テロの脅威に対抗するための新たな国際文書の作成するために努力することを支持し、

国際テロと闘うために総会、関連の国連機関や専門機関、地域的及びその他の機関が行ってきた努力を賞賛し、

あらゆる形態のテロリズムと闘うための努力に対し、国連憲章に従い貢献することを決定し、

国家が関与するものを含む国際テロ活動を抑止することが、国際の平和と安全を維持するための基本的な貢献となることを再確認し、

- 1 . あらゆるテロ、特に、国際の平和と安全を脅かすようなテロの活動、手法及び実行、を、動機、形態と発現、実行場所及び実行者の如何を問わず、犯罪であり正当化し得ないものとして明確に非難する。
- 2 . すべての国に対し、自国が締約国となっている国際的なテロ取り締まり条約を完全に履行するよう要請し、すべての国に対し、自国が締約国となっていない国際的なテロ取り締まり条約に加入することを優先的に検討するよう奨励し、また、未批准の条約を速やかに批准するよう奨励する。
- 3 . テロとの闘いにおいて国際協力を強化する上で国際連合が重要な役割を持つことを強調し、また、国、国際機関及び地域機関の間の調整を強化する重要性を強調する。
- 4 . すべての国に対し、とりわけ、以上のような協力及び調整の文脈において、以下のために適切な手段をとるよう要請する。
  - 特に、二国間及び多数国間の協定及び取決めを通じ、テロリストの活動を防止・抑止し、自国民及びその他の者をテロリストの攻撃から保護し、また、そのよ

- うな活動の容疑者を法に照らして裁くため相互に協力すること。
- 自国領土内において、すべての合法手段を駆使し、あらゆるテロ活動の準備及び資金提供を防止・抑止すること。
  - テロ行為を計画し、資金を供与又は実行する者を確実に逮捕し、訴追し、引渡すことを通じて、そうした行為を拒否すること。
  - 庇護を求める者がテロリストの活動に参加していないことを確保するため、難民の地位を付与する前に、国内法及び人権の国際的な基準を含む国際法の関連の規定に基づいて、適切な手段をとること。
  - 国際法及び国内法に従って情報を交換し、テロ行為が行われることを防止するため行政上及び司法上の問題に関し協力すること。
- 5．事務総長に対し、総会に対する報告、特に国際テロリズムを根絶するための方法に関する総会決議 50 / 53 に基づき提出した報告において、テロ活動が招来させる国際の平和と安全に対する脅威を防止し、当該脅威と闘う必要性に特別の注意を払うよう要求する。
- 6．国際の平和と安全に対するテロリストの脅威に対抗するため、第5項にいう報告の関連する規定を考慮し、また、憲章に基づく責任に従い必要な手順をとる用意があることを表明する。
- 7．この問題に引き続き関与すること決定する。

(調査室訳)

### 3 安保理決議 1333 (平成 12 年 12 月 19 日採択)

安全保障理事会は、

従前の決議、特に、1999 年 10 月 15 日の決議第 1267 号 (1999) 及びアフガニスタンの状況についての同理事会議長声明を再確認し、

同理事会が、アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国内の統一に深く関与すること並びにアフガニスタンの文化的及び歴史的遺産を尊重することを再確認し、

アフガニスタン国民の重大な人道上の必要性を認識し、

広範な基盤を有し、多民族から成り、また、完全な代表性を有する政府の設立を目的としたアフガニスタンの当事者間の政治対話を通じて、和平プロセスを促進するためのアフガニスタン担当事務総長個人代表の努力を支持し、また、戦闘中の各派に対し、自らが約束した対話の過程において速やかに前進することにより停戦を締結し、かつ、政治的解決を目指す討議を開始するための努力に完全に協力することを求め、

アフガニスタンの情勢が、和平プロセス並びに麻薬取引、テロリズム、人権及び国際人道開発援助の問題に対する包括的かつ統合的な取組み方法を必要とする複雑なものであることを強調したアフガニスタン支援作業部会の

2000 年 12 月会合に留意し、

関連する国際テロリズム防止条約及び、特に、これらの条約の締約国が負うテロリストを引き渡し又は訴追する義務を想起し、

タリバーンとして知られ、自らをアフガニスタン・イスラム首長国と呼ぶアフガンの一派(以下「タリバーン」という。)が支配するアフガニスタンの領域が、テロリストの隠匿、訓練及びテロリストの活動の計画のために引き続き使用されていることを強く非難し、また、国際テロリズムの抑止が、国際の平和及び安全の維持に不可欠であるとの確信を再確認し、

タリバーンが、1961 年の麻薬に関する単一条約、1971 年の向精神薬に関する条約、1988 年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び 1998 年の麻薬に関する国際連合総会の第 20 回特別会期の約束(国際連合薬物統制計画と密接に活動することを含む。)に従い行動することの重要性に留意し、

タリバーンが、あへんの製造に税を課すことにより不法なあへんの栽培から直接に利益を受けていること並びにそのようなあへんの加工及び取引から間接に利益を受けていることに留意し、それらの実質的な資金が、テロリストをかくまうタリバーンの能力を強化していることを認識し、

タリバーンがオサマ・ビンラーディンに対して安全な避難所を提供し、同人及びそ

の関係者が、タリバーンが支配する地域からテロリスト訓練所のネットワークを管理し、及び国際的なテロ活動を支援する拠点としてアフガニスタンを利用することを容認している事実を遺憾とし、

米国が、オサマ・ビンラーディン及びその関係者を、特に、1998年8月7日にケニアのナイロビ及びタンザニアのダルエスサラームにおいて米国大使館を爆破したこと並びに同国外にいる同国国民を殺害するとの謀議を行ったことで起訴したことに留意し、また、同国が、タリバーンに対し、裁判のために同人及びその関係者を引き渡すよう要請していることに留意し、

継続している国際人道法違反及び人権侵害、特に、女子に対する差別並びにあへんの不法な製造の著しい増加に対する深い懸念を再確認し、

タリバーンがマザリ・シャリフにおいてイラン・イスラム共和国の総領事館を占拠するとともにイランの外交官及び記者を殺害したことが、確立した国際法のはなはだしい違反を構成することを強調し、

タリバーンの当局が決議第1214号(1998)の13及び決議第1267号(1999)の2の規定の要求に応じていないことが、国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを決定し、

これらの決議を尊重することを確保するとの決意を強調し、

制裁が、アフガニスタン国民への人道的影響を避けるために、適切かつ効果的な免除を含むことが必要であること及び同国内の文民たる住民に人道的援助を提供する国際人道援助機関又は政府救援機関の作業を阻害、妨害又は遅延させることがないよう構成されていることを再確認し、

アフガニスタンのタリバーンの支配の下にある地域の住民の福祉に対するタリバーンの責任を強調し、この文脈で、タリバーンに対し、その支配の下にある領域において救援機関職員及び援助が、それらを必要としているすべての住民に完全かつ妨げられずに開放されることを確保するよう求め、1994年12月9日の国際連合総会決議49/59において同総会により採択された国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約に定める関連原則を想起し、

国際連合憲章第7章の下に行動して、

1. タリバーンが、決議第1267号(1999)を遵守すること、特に、国際的なテロリスト及びその組織に対する庇護及び訓練の提供を停止すること、タリバーンの支配の下にある領域がテロリストの施設及び野营地として又は他国若しくは他国の市民に対するテロリストの活動の準備又は組織化のために使用されないよう確保するために適切かつ効果的な措置をとること並びに起訴されたテロリストを裁判にかけるた

めの国際的な努力に協力することを要求する。

2. また、タリバーンが、オサマ・ビンラーディンを、同人が起訴された国の適当な当局、同人が送還されることとなる国の適当な当局又は同人が逮捕され実際に裁判にかけられることとなる国の適当な当局に対して引き渡すことを要求する決議第1267号(1999)2の規定における同理事会の要求を更なる遅滞なく遵守することを要求する。
3. 更に、タリバーンが、その支配の下にある地域において、テロリストが訓練されているすべての野営地を閉鎖するため迅速に行動すべきことを要求し、特に、19の規定に従って加盟国により国際連合に提供された情報及びこの決議の遵守を確保するために必要なその他の方法を通じての国際連合による野営地の閉鎖の確認を要請する。
4. すべての国に対し、決議第1267号(1999)4の規定によって課せられた措置を厳格に実施する義務があることを想起させる。
5. すべての国が、次の措置を取ることを決定する。
  - (a) 決議第1267号(1999)により設立された委員会(以下委員会)により指定されるタリバーンの支配の下にあるアフガニスタンの領域に対し、自国民による若しくは自国領域からの又は自国旗船若しくは自国に登録された航空機の使用によるすべての種類の武器及び関連物資(武器及び弾薬、軍用の車両及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。)の直接又は間接の供給、販売及び移転を防止すること。
  - (b) 委員会により指定されるタリバーンの支配の下にあるアフガニスタンの領域に対し、自国民によって又は自国の領域から、タリバーンの支配の下にある武装要員の軍事活動に関連する技術的助言、支援及び訓練の直接又は間接の販売、供給及び移転を防止すること。
  - (c) タリバーンに軍事又は関連する安全保障問題に関し助言を行うため契約又はその他の取決めにより雇用され、アフガニスタンに存在する自国のすべての公務員、代理人、顧問及び軍事要員を撤退し、その文脈で、その他の自国民に対し同国を出国するよう促すこと。
6. 5の規定によって課せられた措置は、委員会により事前に承認される人道的な又は防護のためのみの使用を意図する非殺人性軍用装備及び関連する技術的支援又は訓練には適用しないことを決定し、並びに5の規定によって課せられた措置は、国際連合要員、報道機関の代表者及び人道支援要員によりそれらの個人的な使用のみのためアフガニスタンに持ち込まれる防護用衣類(防弾用上衣及び軍用ヘルメット

を含む。)には適用しないことを確認する。

7. タリバーンと外交関係を維持するすべての国に対し、タリバーンの使節団及び機関の職員数及びレベルを著しく縮小し、残留するすべてのそのような者の自国の領域における移動を制限又は規制するよう促す。国際機関におけるタリバーン使節団の場合は、接受国は、必要と認めるときは、この項を実施するため必要とされる措置に関し当該機関と協議することができる。

8. すべての国が、更に次の措置をとることを決定する。

(a) 自国の領域におけるすべてのタリバーン事務所を速やかかつ完全に閉鎖すること。

(b) 自国の領域におけるすべてのアリアナ・アフガン航空の事務所を速やかに閉鎖すること。

(c) オサマ・ビンラーディン並びに委員会により指定される同人と関係を有する個人及び団体の資金並びにその他の財政的資源(アル・カイダ組織におけるものを含む。また、オサマ・ビンラーディン並びに同人と関係を有する個人及び団体により直接又は間接に所有され又は管理される資産から生ずる資金を含む。)を遅滞なく凍結し、それらの資金及び財政的資源並びにその他の資金及び財政的資源が、自国民又は自国領域内の者によってオサマ・ビンラーディン、関連する者及び団体、オサマ・ビンラーディン又は同人と関係を有する個人若しくは団体により直接又は間接に所有又は管理される団体(アル・カイダ組織を含む。)の利益のために、直接又は間接に利用可能となることのないよう確保すること。また、同理事会は、委員会に対し、各国及び地域機関により提供される情報に基づき、オサマ・ビンラーディンと関係を有するとして指定される個人及び団体(アル・カイダ組織に属するものを含む。)の最新の一覧表を保全するよう要請する。

9. タリバーン及びその他の者が、不法な麻薬に係る活動を停止し、不法なけしの栽培及びタリバーンのテロリストの活動に資金を供与するけしの加工を実質的になくすため活動することを要求する。

10. すべての国が、自国民による若しくは自国の領域から委員会により指定されるタリバーンの支配の下にあるアフガニスタンの領域におけるすべての者に対して、又は当該領域において若しくは当該領域から行われる活動を目的とするすべての者に対して、無水酢酸の販売、供給又は移転を防止することを決定する。

11. また、すべての国が、タリバーンの支配の下にあると委員会により指定されるアフガニスタンの領域内の場所から離陸し又は目的地とする航空機に対し自国の領域



からの離陸、自国の領域への着陸及び自国の上空飛行の許可を与えないよう要請されることを決定する。ただし、人道的理由（メッカ巡礼の実施のような宗教的義務を含む。）若しくは当該飛行がアフガニスタンにおける紛争の平和的解決の討議を促進する又はタリバーンによるこの決議若しくは決議第 1267 号（1999）の遵守を促進すると認められるとの理由に基づき、委員会により事前に承認される場合は、この限りでない。

12. 更に、委員会が、アフガニスタンに人道的援助を提供するものとして承認された組織及び政府救援機関の一覧表（国際連合並びにその機関、人道的援助を提供する政府救援機関、国際赤十字及び適当と認める場合には、非政府組織を含む。）を保全すること、11 の規定によって課せられた禁止措置が、委員会により承認された一覧表に記載される組織及び政府救援機関により又はそれらのために運航される人道的飛行には適用されないこと、委員会が、適当と認める新たな組織又は政府救援機関を追加しつつ当該一覧表を定期的に見直すこと、並びに委員会は、組織及び政府救援機関が人道目的以外の飛行を実施している又は実施するおそれがあると決定する場合には、それらを一覧表から除外し、そのような組織及び政府救援機関に対し、当該組織及び機関により又はそれらのために運航される飛行が11の規定対象となることを速やかに通告することを決定する。

13. タリバーンに対し、その支配の下にある地域において、救援機関要員及び援助がそれらを必要とするすべての住民に安全かつ妨げられずに開放されることを確保するよう呼びかけ、タリバーンが、国際連合及び関係人道援助要員の安全及び移動の自由を保証しなければならないことを強調する。

14. 各国に対し、タリバーンの副大臣又はそれより高位のすべての上級職員、タリバーンの支配の下にある同等の階級の武装要員並びにその他のタリバーンの上級顧問及び高位者による自国への入国又は通過を制限するため措置をとることを促す。ただし、それらの職員が人道上の目的（メッカ巡礼の実施のような宗教的義務を含む。）で旅行する場合、当該旅行がアフガニスタンにおける紛争の平和的解決の討議を促進するものである場合若しくはこの決議又は決議第 1267 号（1999）の遵守に関連する場合は、この限りではない。

15. 事務総長に対し、以下について委員会と協議するよう要請する。

( a ) 3 及び 5 の規定において要求されている武器禁輸措置及びテロリスト訓練野営地の閉鎖を監視し得る方法（特に、加盟国により独自の手段を通じ入手され、事務総長に提供された情報の利用を含む。）に関しこの決議の採択の日から 60 日以内に同理事会に対し勧告を行うため、専門家の委員会を任命すること。

- ( b ) この決議及び決議第 1267 号 ( 1999 ) によって課せられた措置を発効させるため関係加盟国と協議し、その協議の結果を同理事会に報告すること。
- ( c ) 既存の措置の実施について報告し、当該措置の執行における問題を評価し、執行の強化のための勧告を行い、及びその遵守に向けたタリバーンの行動を評価すること。
- ( d ) この決議及び決議第 1267 号 ( 1999 ) によって課せられた措置の人的影響を検討し、この決議の採択の日から 90 日以内にその評価及び勧告とともに同理事会に対し報告すること、また、その後あらゆる人的影響について定期的に報告し、当該措置の終了の 30 日前にこの問題に関する包括的な報告及びあらゆる勧告を提出すること。

16 . 委員会に対し、決議第 1267 号 ( 1999 ) に規定する任務に加え以下の任務を遂行することによりその任務を履行するよう要請する。

- ( a ) 各国、地域機関及び国際機関により提供された情報に基づき、タリバーンの支配の下にあるアフガニスタンの領域における航空機の入域及び着陸地点の最新の一覧表を作成し、保全すること。また、そのような一覧表の内容を加盟国に通知すること。
- ( b ) 各国、地域機関及び国際機関により提供された情報に基づき、8 ( c ) の規定に従い、オサマ・ビンラーディンと関係を有するとして指定される個人及び団体の最新の一覧表を作成し保全すること。
- ( c ) 6 及び 11 の規定に定める例外についての要請を検討し、決定すること。
- ( d ) 12 の規定に従い、アフガニスタンに人道的援助を提供するものとして承認された組織及び政府救援機関の最新の一覧表をこの決議の採択から一箇月以内に作成し保全すること。
- ( e ) これらの措置の実施に関する関連情報を適切な方法 ( 進歩した情報技術を通じての方法を含む。 ) を通じて公に入手可能にすること。
- ( f ) 各国が、関連する決議を遵守するように促すため適当な場合には、この決議及び決議第 1267 号 ( 1999 ) により課せられる措置の完全かつ効果的な実施を強化するため必要な地域に所在する国への委員会議長及びその他の委員による訪問を検討すること。
- ( g ) 委員会に提出されたこの決議及び決議第 1267 号 ( 1999 ) に関する情報 ( 委員会に報告された措置違反及びこれらの措置の実効性を強化するための勧告を含む。 ) につき、同理事会に対し定期的に報告すること。

17 . すべての国、国際機関及び地域機関 ( 国際連合及び専門機関を含む。 ) に対し、5、

- 8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置の効力発生の日前に締結された国際協定若しくは契約によって又は同日前に付与された免許若しくは許可によって与えられ又は課せられた権利又は義務の存在にかかわらず、この決議の規定に従って厳格に行動するよう要求する。
- 18．各国に対し、5、8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置に違反する者又は団体であって自国の管轄の下にあるものに対して訴訟を提起し、適当な罰則を課すよう要求する。
- 19．すべての国に対し、委員会の任務の遂行において十分に協力する（この決議に従って委員会により求められた情報の提供を含む。）よう要求する。
- 20．すべての国に対し、5、8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置の効力発生後 30 日以内に、この決議の効果的な履行のためにとった措置を委員会に報告するよう要請する。
- 21．事務局に対し、5、8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置の違反に関して政府及び公の者から受領した情報を委員会による検討のために提供するよう要請する。
- 22．5、8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置が、この決議の採択から 1 箇月後の米国東部標準時午前 0 時 1 分に発効することを決定する。
- 23．更に、5、8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置が、12 箇月間実施されること及び同期間の終わりに同理事会が、タリバーンが 1、2 及び 3 の規定を遵守したかしなかったかを決定し、それによって同一の条件で当該措置を更なる期間延長するかしないかを決定することを決定する。
- 24．12 箇月を経過する前に、タリバーンが 1、2 及び 3 の条件を遵守する場合、同理事会は 5、8、10 及び 11 の規定によって課せられた措置を終了させることを決定する。
- 25．制裁の実効性を強化し、及び人道上の影響を避けるため、特に、15 (d) の規定に言及される影響の評価を考慮しつつ、この決議及び決議第 1267 号 (1999) の完全な実施を達成するため国際連合憲章に基づく任務に従って更なる措置を課すことを検討する用意があることを表明する。
- 26．この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(資料出所：平成 13 年 3 月 7 日 官報)

#### 4 安保理決議 1368 (平成 13 年 9 月 12 日採択)

安全保障理事会は、

国際連合憲章の原則と目的を再確認し、

テロ活動によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘うことを決意し、

憲章に従って、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認識し、

- 1 . 2001 年 9 月 11 日にニューヨーク、ワシントン D . C . 、及びペンシルバニアで発生した恐怖のテロ攻撃を最も強い表現で明確に非難し、そのような行為が、国際テロリズムのあらゆる行為と同様に、国際の平和及び安全に対する脅威であると認める。
- 2 . 犠牲者及びその家族並びに米国の国民及び政府に対して、深甚なる同情及び哀悼の意を表明する。
- 3 . すべての国に対して、これらテロ攻撃の実行者、組織者及び支援者を法に照らして裁くために緊急に共同して取り組むことを求めるとともに、これらの行為の実行者、組織者及び支援者を援助し、支持し又はかくまう者は、その責任が問われることを強調する。
- 4 . また、更なる協力並びに関連する国際テロ対策条約及び特に 1999 年 10 月 19 日に採択された安全保障理事会決議 1269 号をはじめとする同理事会諸決議の完全な実施によって、テロ行為を防止し抑止するため一層の努力をするよう国際社会に求める。
- 5 . 2001 年 9 月 11 日のテロ攻撃に対応するため、またあらゆる形態のテロと闘うため、国際連合憲章のもとでの同理事会の責任に従い、あらゆる必要な手順をとる用意があることを表明する。
- 6 . この問題に引き続き関与することを決定する。

(資料出所：平成 13 年 10 月 12 日 官報)

## 5 安保理決議 1373 (平成 13 年 9 月 28 日採択)

安全保障理事会は、

1999 年 10 月 19 日の決議第 1269 号 (1999) 及び 2001 年 9 月 12 日の決議第 1368 号 (2001) を再確認し、

また、2001 年 9 月 11 日にニューヨーク、ワシントン D . C . 及びペンシルバニアで発生したテロの攻撃に対する明確な非難を再確認し、すべてのそのような行為を防止することについての同理事会の決意を表明し、

さらに、そのような行為は、国際テロリズムのあらゆる行為と同様に、国際の平和及び安全に対する脅威であることを再確認し、

決議第 1368 号 (2001) において改めて表明されたとおり、国際連合憲章によって認められた個別的又は集団的自衛の固有の権利を再確認し、

国際連合憲章に従って、テロ行為によって引き起こされた国際の平和及び安全に対する脅威に対してあらゆる手段を用いて闘う必要性があることを再確認し、

世界の様々な地域において、不寛容又は過激主義に動機付けられたテロリズムの行為が増大していることを深く懸念し、

各国に対し、テロ行為を防止し抑止するために、一層の協力及びテロリズムに関する関係国際諸条約の完全な実施を通じることなどにより緊急に共同して取り組むことを求め、

各国が、自国の領域内における適法なすべての手段を通じ、あらゆるテロリズムの行為に対する資金供与及び準備を防止し抑止するための追加的な措置をとることによって、国際協力を補完する必要があることを認識し、

総会によって 1970 年 10 月の同総会宣言 (決議第 2625 号 (XXV)) によって確立され、また、安全保障理事会によって 1998 年 8 月 13 日の同理事会決議第 1189 号 (1998) によって改めて表明された原則、すなわち、いずれの国も、他国においてテロ行為を組織し、教唆し、援助し若しくはそれに参加し、又は、このような行為を行うことを目的とした自国の領域内における組織的活動を黙認することを慎む義務を負うとの原則を再確認し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1 . すべての国が次のことを行うことを決定する。

- a テロ行為への資金提供を防止しまた抑止すること。
- b 自国民による行為又は自国の領域内における行為であって、テロ行為を実施するために使用されることを意図して又は使用されることを知りながら、手段のい

かんを問わず、直接又は間接に、資金を故意に提供し又は収集する行為を犯罪化すること。

- c テロ行為を行い若しくは行うことを試みた者の又はテロ行為の実行に参加し若しくは便宜を図る者の資金その他の金融資産又は経済資源、そのような者により直接又は間接に所有され又は支配されている団体の資金その他の金融資産又は経済資源並びにそのような者及び団体に代わって又はそのような者及び団体の指示により行動する者及び団体の資金その他の金融資産又は経済資源（これらの者及びこれらの者と関係を有する個人及び団体により直接又は間接に所有され又は支配されている財産から生ずる資金を含む。）を遅滞なく凍結すること。
- d 自国民又は自国領域内のいかなる者及び団体に対しても、テロ行為を実行し若しくは実行を試み又はテロ行為の実行に便宜を図り若しくは参加する者の利益のために、そのような者により直接若しくは間接に所有され又は支配されている団体の利益のために及びそのような者に代わって又はそのような者の指示により行動する個人及び団体の利益のために、すべての資金、金融資産若しくは経済資源又は金融その他の役務を、直接又は間接に利用可能にすることを禁止すること。

2. また、すべての国が次のことを行うことを決定する。

- a テロ行為に関与する団体又は者に対して、能動的であれ受動的であれ、テロリスト集団のメンバーの採用の抑止、及びテロリストへの武器の供与の廃絶を含む、いかなる形態の支援を行うことも慎むこと。
- b 情報交換による他国への早期警報の提供を含むテロ行為の実行を防止するための必要な措置をとること。
- c テロ行為に対し資金を供与し、テロ行為を計画し、支援し若しくは実行する者又は安全な避難所を提供する者に対し安全な避難所を提供することを拒否すること。
- d テロ行為に対し資金を供与し、テロ行為を計画し、テロ行為に便宜を図り又はテロ行為を実行する者が、他国又はその市民に対してこれらの行為を行うために自国の領域を使用することを防止すること。
- e テロ行為に対する資金の供与、計画、準備若しくは実行又はテロ行為の支援に参加するすべての者を法に照らして裁くことを確保すると共に、テロ行為に対するその他の措置に加えて、そのようなテロ行為が自国の国内法令において重大な犯罪とされ、刑罰がそのようなテロ行為の重大さを適切に反映していることを確保すること。

- f テロ行為に対する資金供与又はテロ行為の支援に関する犯罪捜査あるいは刑事訴訟手続に関連して、最大限の支援措置（各国が保有する刑事訴訟手続に必要な証拠の入手についての支援を含む。）を相互に提供すること。
  - g 国境並びに身分証明書及び旅行証明書の発行についての効果的な管理により並びに身分証明書及び旅行証明書の変造、偽造及び不正使用の防止措置を通じて、テロリストあるいはテロリスト集団の移動を防止すること。
3. すべての国に対し、次のことを行うことを求める。
- a 活動情報（特に、テロリスト個人又はテロリスト集団の活動又は動静、偽造又は変造された旅行証明書、武器、爆発物又は機微な物質の輸送、テロリスト集団による通信技術の使用及びテロリスト集団による大量破壊兵器の保有により生じる脅威に関連する情報）の交換を強化しかつ加速するための方途を見つけること。
  - b 国際法及び国内法に従って情報交換を行うとともに、テロ行為の実行を防止するために行政上の及び司法上の事項に関し協力すること。
  - c テロ攻撃を防止しかつ抑止し、かかる行為の犯人に対して行動をとるために、特に二国間又は多国間の取決め又は協定を通じて協力すること。
  - d できるだけ早期に、1999年12月9日のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を含め、テロリズムに関連する国際条約及び議定書の締約国となること。
  - e 協力を強化し、関連する国際条約及び議定書並びに安全保障理事会決議第1269号（1999）及び決議1368号（2001）を完全に実施すること。
  - f 庇護を求める者がテロ行為を計画し、テロ行為に便宜を図り又はテロ行為に参加していないことを確保するために、これらの者に難民の地位を付与するに先立ち、関連する国内法及び国際法（人権の国際的な基準を含む。）に合致する、適当な手段をとること。
  - g 難民の地位が、テロ行為の犯人、組織者又は助長者により濫用されないこと及び政治的動機に関する請求がテロ行為の容疑者の引渡し請求の拒否の理由として認められないことを、国際法に従って、確保すること。
4. 国際テロリズム及び国際組織犯罪、麻薬、資金洗浄、武器の不法取引並びに核・化学・生物その他潜在的に致死性を有する物質の不法な移動の間の緊密な関連を懸念をもって留意し、この観点から、国際の安全に対する重大な挑戦と脅威に対するグローバルな対応を強化するため、国内的、準地域的、地域的及び国際的レベルにおける努力の調整を高める必要性を強調すること。

- 5 . テロリズムの行為、方法及び慣行は国際連合の目的及び原則に反するものであること並びに意図的にテロ行為に対し資金提供し、テロ行為を計画し、教唆することも国際連合の目的と原則に反することを宣言する。
- 6 . 安全保障理事会仮手続規則の規則28に従って、適切な専門的知見の支援を得ながら、この決議の実施を監視するため、安全保障理事会のすべての理事国により構成される安全保障理事会の委員会を設置することを決定するとともに、すべての国は、この決議を実施するためにとった措置について、この決議の採択の日から90日以内に、かつ、その後は委員会によって提案される日程に従って、委員会に対して報告するよう要請する。
- 7 . 委員会は、事務総長と協議しつつ、その任務の概要を策定し、この決議の採択後30日以内に作業計画を提出し、委員会が必要とする支援を検討するよう命ずること。
- 8 . 憲章の下で同理事会の責任に従って、この決議の完全な実施を確保するため、すべての必要な手順をとる決意を表明する。
- 9 . この問題に引き続き関与することを決定する。

(資料出所：外務省WEBサイト)



## 6 安保理決議 1378 (2001年11月14日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の安保理決議、特に1999年10月15日の決議第1267号(1999)、2000年12月19日の第1333号(2000)及び2001年7月30日の第1363号(2001)を再確認し、

国際連合憲章を踏まえたテロを根絶するための国際的な努力を支持し、また同時に、2001年9月12日の第1368号(2001)及び2001年9月28日の第1373号(2001)を再確認し、

特にカブールにおけるごく最近の事態の展開に照らし、アフガニスタンの治安・政治状況が緊急性を有していることを認識し、

アフガニスタンを実アルカーイダのネットワークやその他のテロ集団がテロの輸出基地として使用することを許し、また、オサマ・ビンラーディン、アルカーイダ及び彼らの協力者に安全な避難場所を与えているタリバンを非難し、また、この文脈において、タリバン政権を交代させようとするアフガニスタン国民の努力を支援し、

様々なアフガン・プロセスに関する緊急会議を適切な場所に招集しようとする特別代表の意図を歓迎し、また、このプロセスに代表を送るべき共同戦線とすべてのアフガニスタン人が遅滞なく、真摯に、前提状況を付けることなく、招請を受け入れるよう要請し、

2001年11月12日の6プラス2外務大臣及び上級代表によるアフガニスタン情勢に関する宣言を、並びに、その他の国際的グループが申し出ている支援を歓迎し、

2001年11月13日のアフガニスタン情勢に関する安全保障理事会会議で表明された見解に留意し、

2001年11月13日の安全保障理事会会議で事務総長特別代表が概要を示したアプローチを承認し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

深刻な人道状況、及びタリバーンによる人権と国際人道法の由々しい継続的な侵害を深く憂慮し、

1 以下を踏まえつつ、新しい暫定的な統治機構を確立して、政府樹立につなげようとするアフガニスタン国民の努力に強い支援を表明する。

- 広範な基盤を有し、多民族で、すべてのアフガニスタン国民を十全に代表し、アフガニスタンの隣国との和平を誓約すべきこと。

- すべてのアフガニスタン国民の人権を、性別、民族あるいは宗教に関わりなく、尊重すべきこと。
  - テロリズム及びアフガニスタン内外の違法薬物の取引と闘う国際的な努力への全面協力を含むアフガニスタンの国際的義務を尊重すべきこと。また、
  - 状況が許せば、人道援助の緊急な配給及び国外難民と国内避難民の秩序ある帰還を促進すべきこと。
- 2 すべてのアフガニスタン武装勢力に対し、人権と国際人道法下の義務を厳格に遵守し、かつ、国際連合及び協力要員、並びに人道支援組織の構成員の安全、安心、自由な移動を確保するために、報復行為をやめるよう要求する。
  - 3 アフガニスタン国民が新しい暫定的な統治機構を緊急に確立して、新しい政府の樹立につなげようとする努力を支援することに、国際連合が中心的役割を担うべきであると主張し、事務総長特別代表がその責務を果たすことに全面的な支援を表明し、また、国の内外にいるアフガニスタン人及び加盟国に対し、特別代表に協力するよう要請する。
  - 4 加盟国に対し、次のことを提供するよう要請する。
    - 即効果の期待できる計画の遂行を含む、統治機構及び政府への支援、
    - 国内のアフガニスタン人及びアフガニスタン難民の苦痛を緩和するための、地雷除去を含む緊急人道援助、及び
    - アフガニスタンの社会・経済的復興と復旧のための長期的な援助、また、この目的のためのイニシアティブを歓迎する。
  - 5 加盟国に対し、タリバーン支配を脱したアフガニスタン領土の安全と治安を確保する努力、特に、すべてのアフガニスタン国民の首都としてカブールが尊重されるよう確保する努力、特に、文民、暫定政権、国際連合及び協力要員、並びに、人道支援組織の構成員を保護する努力を支持するよう奨励する。
  - 6 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室記)

## 7 安保理決議 1383 (2001 年 12 月 6 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議、特に 2001 年 11 月 14 日の第 1378 号 (2001) を再確認し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

アフガニスタン国民が自らの政治的な将来を自由に決定する不可譲の権利を強調し、アフガニスタン国民がアフガニスタンにおける悲劇的な抗争を終わらせ、国民和解、持続的和平、安定及び人権の尊重を促進し、また、国際社会と協力して、アフガニスタンをテロの基地として使用することを終わらせるよう援助することを決定し、

2001年12月5日付事務総長書簡が理事会に対し、恒久的な政府機関を再構築するまでの間のアフガニスタンにおける暫定協定に関する合意 (S/2001/1154) が2001年12月5日にボンで署名され旨通知したことを歓迎し、

暫定協定が広範な基盤を有し、両性平等に配慮し、多民族で、すべてのアフガニスタン国民を十全に代表した政府を確立するための第一段階として意図されていることに留意し、

- 1 2001年12月5日付事務総長書簡が報告しているように恒久的な政府機関の再構築までの間のアフガニスタンにおける暫定協定の合意を承認する。
- 2 すべてのアフガニスタン人グループに対し、特に、2001年12月22日に発足予定の暫定行政機構との全面的な協力を通して、この合意を全面履行するよう要請する。
- 3 事務総長特別代表に対する全面的な支援を確認し、前述の合意の附属文書 2 においてミッションを特別代表に委任するとしたことを承認する。
- 4 前述の合意によって設立される暫定行政機構を支援するため、また当然に、その合意とその附属文書の履行を支援するため、事務総長の報告に基づいて進んで更なる措置をとる旨表明する。
- 5 すべてのアフガニスタン人グループに対し、人道支援組織が困窮する人々に全面的かつスムーズにアクセスできるよう支援し、人道支援組織要員の安全と安心を保障するよう要求する。
- 6 すべての2国間及び多国間の援助供与者に対し、事務総長特別代表、国連諸機関及びすべてのアフガニスタン人グループと協調しながら、また、暫定行政機構と連携しつつも、アフガニスタン人グループが自らのコミットメントを守っているかぎりにおいて、アフガニスタンの復旧、再建及び和解を援助することに関する各々の

- コミットメントを再確認し、強化し、履行するよう要求する。
- 7 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室訳)

## 8 安保理決議 1386 (2001 年 12 月 20 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議、特に2001年11月14日の決議第1378号(2001)及び2001年12月6日の第1383号(2001)を再確認し、

国際連合憲章に基づいてテロリズムを根絶しようとする国際的な努力を支持し、また同時に、2001年9月12日の第1368号(2001)及び2001年9月28日の第1373号(2001)を再確認し、

すべてのアフガニスタン人が不可譲の権利及び抑圧や恐怖から解放された自由を享受できるようなアフガニスタンの発展を歓迎し、

アフガニスタン全土の治安及びそこに法と秩序を確立する責任はアフガニスタン人自身にあることを認識し、

恒久的な政府機構が再構築されるまでの間のアフガニスタンにおける暫定取決めに関する2001年12月5日にボンで署名された合意(S/2001/1154)(ボン合意)の承認を再確認し、

国際治安部隊をアフガニスタンに早期に展開する承認を検討願いたいとのボン合意付属文書1の第3項にある安全保障理事会への要請、並びに、アフガニスタン暫定行政機構との接触において、彼らが国連が承認した国際治安部隊がアフガニスタンに展開することを歓迎したとする2001年12月4日の事務総長特別代表の報告に留意し、

2001年12月19日付のアブデウラ・アブデウラ博士(Dr. Abdullah Abdullah)よりの安全保障理事会議長宛書簡(S/2001/1223)に留意し、

2001年12月19日の英国外相からの事務総長宛書簡(S/2001/1217)を歓迎し、また、同書簡において英国が国際治安支援部隊の編成及び指揮を主導するとした提案に留意し、

すべてのアフガニスタン人武装勢力が、女性の権利の尊重を含む人権法下、及び国際人道法下の自らの義務を厳格に遵守しなければならないことを強調し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

アフガニスタン情勢が依然、国際の平和と安全に対する脅威であると断定し、

ボン合意によって樹立されたアフガン暫定行政機構と協議しつつ、国際治安支援部隊のマンデートの全面的な履行を保證するよう決定し、

国際連合憲章の第7章下に行動し、

1 ボン合意付属文書1に想定されているように、アフガニスタン暫定行政機構がカ

ブル内及びその周辺の治安を維持することを援助し、アフガニスタン暫定行政機構及び国連要員が安全な環境の中で活動できるようにするため、国際治安支援部隊を6ヶ月間設立することを承認する。

- 2 加盟国に対し、国際治安支援部隊に要員、装備及び他の資材を提供するよう要請し、また、加盟国に対し、部隊の司令部と事務総長に通知するよう求める。
- 3 国際治安支援部隊に参加する加盟国に対し、そのマンデート遂行に必要なすべての手段をとることを承認する。
- 4 国際治安援助部隊に対し、任務を遂行するに際してはアフガン暫定行政機構及び事務総長特別代表と緊密に協議するよう求める。
- 5 すべてのアフガニスタン人に対し、国際治安支援部隊及び関係する政府・非政府機関に協力するよう求め、また、ボン合意参加者が自らの手段と影響力を全面行使することを誓約することによって、アフガニスタンに展開するすべての国連要員及び国際政府・非政府機関の要員の移動の安全と自由を確保することを含む治安を確保することを歓迎する。
- 6 ボン合意のアフガニスタン参加者が付属文書1において、カブールからすべての武装部隊を撤退させる旨誓約したこと留意し、また、彼らに対し、この誓約を国際治安支援部隊と協力しつつ履行するよう求める。
- 7 近隣諸国及び加盟国に対し、国際治安支援部隊に、上空通過許可及び経由許可の提供を含む、要求に応じた必要な援助を供与するよう奨励する。
- 8 国際治安支援部隊の費用が関係の参加国によって負担されることを強調し、事務総長に対し、基金を創設して、それを通じ加盟国が分担金を負担でき、また、関連の活動に支出できるようにし、また、加盟国に対し、この基金に貢献するよう奨励する。
- 9 国際治安支援部隊の司令部に対し、事務総長を通して、その任務の履行に対する進捗に関して定期的な報告を行うよう要請する。
- 10 国際治安支援部隊参加国に対し、アフガニスタン暫定行政機構が新しい治安組織及び軍隊を設立し、訓練することを援助するよう要求する。
- 11 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室訊)

## 9 安保理決議 1390 (2002 年 1 月 16 日採択)

安全保障理事会は、

1999 年 10 月 15 日の決議第 1267 号(1999)、2000 年 12 月 19 日の決議第 1333 号(2000)及び 2001 年 7 月 30 日の決議第 1363 号(2001)を想起し、

アフガニスタンに関する従前の決議、特に 2001 年 11 月 14 日の決議第 1378 号(2001)及び 2001 年 12 月 6 日の決議第 1383 号(2001)を再確認し、

また、2001 年 9 月 12 日の決議第 1368 号(2001)及び 2001 年 9 月 28 日の決議第 1373 号(2001)を再確認し、国際連合憲章に従ってテロリズムを根絶するための国際的な努力に対する同理事会の支持を改めて表明し、

2001 年 9 月 11 日にニューヨーク、ワシントン及びペンシルバニアで発生したテロ攻撃に対する断固たる非難を再確認し、すべてのそのような行為を防止することについての同理事会の決意を表明し、継続しているオサマ・ビンラーディン及びアル・カイダ・ネットワークによる国際テロ支援活動に留意し、このネットワークを根絶するとの同理事会の決意を表明し、

米国が、オサマ・ビンラーディン及びその関係者を、特に、1998 年 8 月 7 日のケニアのナイロビ及びタンザニアのダルエスサラームにおける米国大使館の爆破に関し起訴したことに留意し、

タリバーンが、1998 年 12 月 8 日の決議第 1214 号(1998)の 13 の規定、決議第 1267 号(1999)の 2 の規定並びに決議第 1333 号(2000)の 1、2 及び 3 の規定の要求に応じなかったことを決定し、

タリバーンが、アル・カイダ・ネットワーク及び他のテロリスト集団がテロリストの訓練及び活動(テロリズムの輸出を含む。)の拠点としてアフガニスタンを利用することを容認したこと、及びアフガニスタン領域内での敵対行動に外国人傭兵を利用したことを非難し、

アル・カイダ・ネットワーク及び他の関係テロリスト集団による、複合犯罪、多数の罪のない市民の死を引き起こすことを目的としたテロ行為、及び財産の破壊を非難し、

更に、国際テロリズムが国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

国際連合憲章第 7 章の下に行動して、

1. 決議第 1333 号(2000)の 8 (c)の規定によって課せられた措置を継続することを決定し、2 の規定に従い、決議第 1267 号(1999)の 4 (b)の規定によって課せられ

た措置が継続して適用されることに留意し、決議第 1267 号（1999）の 4 (a) の規定によって課せられた措置を終了することを決定する。

2 . すべての国が、決議第 1267 号（1999）及び決議第 1333 号（2000）に従って作成され、決議第 1267 号（1999）に基づき設立された委員会（以下「委員会」という。）により定期的に更新される名簿に記載されるオサマ・ビンラーディン、アルカイダ組織及びタリバーンの構成員並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対し、次の措置をとることを決定する。

(a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生ずる資産を含む。）を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることのないことを確保すること。

(b) これらの個人の、自国領域への入国及び自国領域の通過を防止すること。ただし、この規定は、いかなる国に対しても自国領域への自国民の入国を拒否すること又は自国領域からの自国民の出国を要請することを義務づけるものではなく、また、この規定は、入国又は領域の通過が司法手続を履行するために必要である場合若しくは委員会が個別事例ごとに当該入国又は領域の通過が正当化されると決定した場合に限り適用されない。

(c) これらの個人、集団、企業及び団体に対し、自国の領域からの又は自国領域外の自国民による若しくは自国旗船又は自国に登録された航空機の使用によるすべての種類の武器及び関連物資（武器及び弾薬、軍用の車輛及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。）並びに軍事活動に関連する技術的助言、支援、又は訓練の直接又は間接の供給、販売及び移転を防止すること。

3 . 1 及び 2 の規定に定める措置が、この決議の原則及び目的に従い、12 箇月以内に再検討されること及び同期間の終わりに同理事会が、これらの措置を継続させることを容認するか又は更新するかを決定することを決定する。

4 . すべての加盟国に課せられた決議第 1373 号（2001）を完全に実施する義務（テロ行為に対する資金の提供、計画、準備及び実行並びにテロ行為の支援に参加してきたタリバーン及びアル・カイダ組織のすべての構成員並びにタリバーン及びアル・カイダ組織に関係するすべての個人、集団、企業及び団体に関するものを含む。）を想起する。

5 . 委員会に対し、以下の任務を遂行し、その作業について、評価及び勧告とともに



同理事会に報告するよう要請する。

- (a) 加盟国及び地域機関により提供された関連する情報に基づき、2の規定にいう名簿を定期的に更新すること。
- (b) 2の規定に定める措置を効果的に実施するために各国によってとられた措置に関する情報をすべての国から求め、その後、委員会が更に必要と認めるあらゆる情報を各国から求めること。
- (c) この決議の実施に関し委員会に提出された情報について、同理事会に対し定期的な報告を行うこと。
- (d) 2の規定に定める措置の実施を促進するために必要となるであろう指針及び基準を迅速に作成すること。
- (e) 委員会が適当と認める場合は、情報（2の規定にいう名簿を含む。）を適切な媒体を通じて公に入手可能にすること。
- (f) 関連する他の国際連合安全保障理事会制裁委員会及び決議第 1373 号（2001）の6の規定に従って設立された委員会と協力すること。

6. すべての国に対し、この決議の採択の日から 90 日以内に、その後は委員会によって提示される日程に従って、2の規定に定める措置を実施するためにとった行動について委員会に対し報告するよう要請する。

7. すべての国、関連する国際連合の諸機関並びに、適当な場合には、その他の機関及び関心を有する団体に対し、委員会及び9の規定に定める監視団と完全に協力するよう求める。

8. すべての国に対し、この決議の2の規定に定める措置の違反を防止及び処罰するため適当な場合には、立法措置又は行政措置を通じて、自国民及び自国領域内で活動するその他の個人又は団体に対し自国の法令又は制度の下で課される措置を実施及び強化するために迅速な行動をとり、委員会に対して、このような措置の採用についての情報を提供するよう促し、また、各国に対し、捜査又は執行行為に支障のない限り、関係するすべての捜査及び執行行為の結果を委員会に対して報告することを慫慂する。

9. 事務総長に対し、決議第 1363 号（2001）の4(a)の規定に従って設立され、その任務が2002年1月19日に終了する監視団に、12箇月間、この決議の2の規定に定める措置の実施を監視する任務を付与するよう要請する。

10. 監視団に対し、2002年3月31日までに、その後は4箇月ごとに委員会に対して報告するよう要請する。

11. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(資料出所：平成 14 年 1 月 31 日 官報)

## 10 安保理決議 1401 (2002 年 3 月 28 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議、特に 2001 年 11 月 14 日の決議第 1378 号 (2001)、2001 年 12 月 6 日の第 1383 号 (2001) 及び 2001 年 12 月 20 日の第 1386 号 (2001) を再確認し、

国際連合総会のすべての関連する決議、特に 2001 年 12 月 21 日の決議 56/220 (2001) を想起し、

アフガニスタン国民が自身の政治的な将来を自由に決定する不可譲の権利を強調し、アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

恒久の政府機構の再構築までの間のアフガニスタンにおける暫定取決めに関する 2001 年 12 月 5 日にボンで署名された合意 (S/2001/1154) (ボン合意)、特に暫定期間における国際連合の役割に関する付属文書 2 の承認を再確認し、

2001 年 12 月 22 日にアフガニスタン暫定行政機構が設立されたことを歓迎し、また、ボン合意で表明された工程の進行を期待し、

違法薬物の耕作及び取引と戦い、地雷の脅威の除去及び小型兵器の違法流通の防止がきわめて重要であることを強調し、

2002 年 3 月 18 日の事務総長の報告 (S/2002/278) を引き続き検討し、

アフガニスタン復興援助に関する東京会議において財政関与を誓約した援助国が可能な限り早期にその関与を実行することを奨励し、

国際連合アフガニスタン特別ミッション (UNSAM) が著しく困難な環境の中で任務を推進していることに見られる決意を賞賛し、

- 1 国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) を本決議採択の日から 12 カ月、2002 年 3 月 18 日に事務総長報告 (S/2002/278) で提示した権能及び組織を伴って、設立することを承認する。
- 2 事務総長特別代表への強い支援を確認し、また、関連する決議に従って、アフガニスタンにおける国際連合のすべての活動の計画と措置に関し、特別代表が全面的な権限を有することを承認する。
- 3 復興及び再建援助の重点的な提供はボン合意の遂行に大いに役立つことを強調し、また、この目的の達成のために、2 国間及び多国間援助国が、特にアフガニスタン支援グループ及び援助実施グループを通して、事務総長特別代表、アフガニスタン暫定行政機構及びその後継者と非常に緊密に協調するよう促す。

- 4 また、上記第3項にあるように、人道援助が必要とするところに供給されるべきであるのに対して、復興及び再建援助はアフガニスタン暫定行政機構及びその後継機関を通して提供され、効果的に実行されるべきであること、地方当局は安定的な環境の維持への貢献及び人権の尊重を実行するよう強調する。
- 5 すべてのアフガニスタン関係者に対し、UNAMAの任務遂行に協力し、その要員の全土における安全かつ自由な移動を保証するよう求める。
- 6 国際治安援助部隊に対し、決議第1386号(2001)に合致した任務の遂行に関して、事務総長及び特別代表との緊密な協議のもとに、活動を継続するよう要請する。
- 7 事務総長に対し、本理事会において4ヶ月ごとに本決議の履行状況について報告するよう要請する。
- 8 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室訳)

## 11 安保理決議 1419 (2002 年 6 月 26 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議、特に 2001 年 12 月 6 日の第 1383 号 (2001) を再確認し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

また、アフガニスタン国民がアフガニスタンにおける悲劇的な抗争を終わらせ、永続の平和、安定性及び人権の尊重を促進することを援助することに深く関与することを再確認し、

また、国際連合憲章に基づいてテロを根絶しようとする国際的な努力への強い支援を再確認し、また、2001 年 9 月 12 日の第 1368 号 (2001) 及び 2001 年 9 月 28 日の第 1373 号 (2001) を再確認し、

恒久の政府機構の再構築までの間のアフガニスタンにおける暫定の取決めに関する 2001 年 12 月 5 日にボンで署名された合意 (S/2001/1154) (ボン合意) の承認を再確認し、また、人権・司法委員会 (Human Rights and Judicial Commissions) の設立を含む、その履行の第一段階を歓迎し、

- 1 「国父」モハメド・ザヒル前国王によって開催された緊急ロヤ・ジルガが 6 月 11 日から 6 月 19 日まで成功かつ平和裏に開催できたことを歓迎し、また、女性の大幅な参加及びあらゆる民族及び宗教団体の代表者の参加に対する著しい満足に留意する。
- 2 緊急ロヤ・ジルガの成功に関してアフガニスタンの人々を称賛し、また、彼ら自身の政治的将来を自由に決定する自らの不可譲の権利の行使を続けるよう奨励する。
- 3 ハーミド・カルザイ大統領を選出した緊急ロヤ・ジルガによる元首選出選挙及び移行行政機構の設立を歓迎する。
- 4 憲法委員会の設立を含む、ボン合意の全面的な履行並びに中央政府の強化、国軍及び治安警察の創設、動員解除・再統合活動の履行及びアフガニスタン全土の治安状況の改善、違法薬物取引との戦い、人権尊重の確保、司法部門改革の履行、適切な経済の基礎の確立及び生産能力と社会基盤の再建に関して移行行政機構への強い支援をあらためて表明する。
- 5 この際、すべてのアフガニスタン人グループがボン合意による工程を完了するため及び緊急ロヤ・ジルガの決定を実行するため、移行行政機構に協力することを要求する。

- 6 移行行政機構に対し、暫定行政機構の努力の上にさらに毎年のケシ栽培を根絶するよう要求する。
- 7 また、アフガニスタンの女性と児童の福祉と利益を促進し、少年少女に教育を提供するという暫定行政機構の努力を移行政権がさらに進めることを促す。
- 8 アフガニスタンによる努力への支援に関して国際連合機構の役割を称賛し、ラクダール・ブラヒミ事務総長特別代表及び国際連合アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)職員への強い支援をあらためて表明し、また、関連する決議に従って、アフガニスタンにおける国際連合のすべての活動の計画と措置に関する事務総長特別代表の全面的な権限の受諾をあらためて表明する。
- 9 また、緊急ロヤ・ジルガのための安定した環境を提供した国際治安支援部隊(I S A F)の貢献を称賛する。
- 10 ボン合意による工程を完了するための継続的な国際的な支援の重要性を再び強調し、東京会議で財政支援を約束した援助国は早急にその関与を履行するよう求め、また、すべての加盟国が移行政権を支援すること及び移行政権の現行の経費とアフガニスタン全体の社会・経済の復興・再建のために、現行の財政支援同様に、長期的な支援を提供するよう求める。
- 11 国全体の安定に資するため、おびただしいアフガニスタン難民及び国内避難民の秩序ある帰還と社会への効果的な再統合のための一層強力かつ早急な国際援助を強く要求する。
- 12 すべてのアフガニスタン人グループに対し、人道支援組織が全面的かつスムーズに困窮する人々にアクセスできるように支援し、人道支援組織要員の安全と安心を保証するよう求める。
- 13 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室訳)

## 12 安保理決議 1453 (2002 年 12 月 24 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議を再確認し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一並びに地域全体の平和と安定に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

2004 年に民主的選挙が行われるまでの間、移行政権がアフガニスタンにおける唯一の合法政府であることを認識し、また、恒久の政府機構の再構築までの間のアフガニスタンにおける暫定の取決めに関する合意（ボン合意）の全面的な履行に対する強い支援を再確認し、

治安、繁栄、寛容及びすべてのアフガニスタン人の人権の尊重を保障する努力について移行政権を援助すること並びにテロリズム、過激主義及び麻薬取引と闘うことに深く関与することを再確認し、

- 1 移行政権がアフガニスタンの近隣諸国である中国、イラン、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンと 2002 年 12 月 22 日にカブールで署名した善隣友好に関するカブール宣言（S/2002/1416）を歓迎し、承認する。
- 2 すべての国にこの宣言の尊重及びこの規定の履行の支援を要求する。
- 3 事務総長が必要に応じて、アフガニスタンに関する定期報告の関連で、調印国によって提供される情報を含めて、この宣言の履行に関して、本理事会に報告するよう要請する。
- 4 この問題に引き続き関与することを決定する。

（調査室訳）

### 13 安保理決議 1510 (2003 年 10 月 13 日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の安保理決議、特に、2001 年 12 月 20 日の決議第 1386 号、2002 年 5 月 23 日の決議第 1413 号、2002 年 11 月 27 日の決議第 1444 号を再確認し、

また、アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する安保理事会の強いコミットメントを再確認し、

また、2001 年 9 月 12 日の決議第 1368 号及び 2001 年 9 月 28 日の決議第 1373 号を再確認し、国連憲章に従ってテロを根絶する国際的な努力への支援を繰り返し表明し、

全土に安全、法、秩序を提供する責任がアフガニスタン人自身にあることを再認識し、アフガニスタン移行政府が国際治安支援部隊と引き続き協力することを歓迎し、

ボン合意の重要性を再確認し、特に、国際治安支援部隊をカブールを超えて段階的に他の都市や地域に拡大することをなかならずく定めた付属文書 1 を想起し、

また、中央政府の権威をアフガニスタン全土に拡張し、全ての武装勢力を完全に武装解除・復員・再定着させ、新しいアフガニスタン国軍及び警察の再建を含め治安部門を改革する重要性を強調し、

ボン合意の完全な履行が、アフガニスタンの一部地域の治安状況に関する懸念から制約を受けていることを認識し、

アフガニスタン外務大臣からの 2003 年 10 月 10 日付書簡 (S/2003/986、付属文書) がカブール以外の地域で国際治安支援部隊の支援を得たいとしていることに留意し、

北大西洋条約機構 (NATO) 事務総長から国連事務総長に宛てた 2003 年 10 月 6 日付書簡 (S/2003/970) が、国際治安支援部隊の任務の拡張可能性に言及していることに留意し、

アフガニスタンの状況がいまだ国際の平和と安全に対する脅威となっていると断定し、

アフガニスタン移行政府及びその後継政府と協議しつつ、国際治安支援部隊の任務を完全に履行すると決意し、

国連憲章第 7 章下に行動し、

1. 国際治安支援部隊の任務を拡張して、カブール以外及びその周囲の治安維持につき、アフガニスタン移行政府及びその後継政府をできる限り支援することによって、アフガニスタン当局、並びに、とりわけ復興と人道支援にかかわる国連要員及び他



の国際文民要員が安全な環境で活動できるようにすること、また、ボン合意を支える他の任務を遂行するための治安上の支援を提供することを承認する。

- 2．国際治安支援部隊に対し、アフガニスタン移行政府とその後継政府及び国連事務総長特別代表、並びに、武力行使にかかわる任務を遂行中のO E F有志連合軍と緊密に協議しながら活動を継続すること、また、第1項に規定された措置の遂行状況を安全保障理事会に報告することを要請する。
- 3．また、安保理決議第1386号（2001）に規定された国際治安支援部隊の活動期間を12ヵ月延長する。
- 4．国際治安支援部隊の参加各国に対し、この任務を遂行するために必要な全ての手段をとる権限を与える。
- 5．国際治安支援部隊の司令部に対し、任務の遂行状況に関する4半期ごとの報告を国連事務総長を通じて安全保障理事会に提出するよう要請する。
- 6．この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

（当室仮訳）

#### 14 安保理決議 1659 (2006年2月15日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議、特に2001年11月14日の決議第1378号(2001)、2001年12月6日の第1383号(2001)及び2005年3月24日の第1589号(2005)を再確認し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の十全なコミットメントを再確認し、

アフガニスタン政府及び人民が国を再建し、立憲民主政の基礎を強化し、並びに国際社会での相応の地位を担うにあたり、支援し続けることを誓約し、

アフガニスタン国民の政治的な将来を自由に決定する不可譲の権利を強調し、

アフガニスタン政府及び人民をボン・プロセスがうまく完了するよう援助することを決意し、

今後の困難の相互関連的な性質を認識し、また、能力向上に必ず関係する治安、統治及び開発に関する持続的な進歩は相互に強化関係にあることを確認し、

テロリスト及び麻薬の脅威と闘い、並びにタリバーン、アルカーイダ及び他の過激主義者集団によって生じる脅威に対処する継続する重要性を認識し、

地域協力がアフガニスタンの治安及び開発の促進の効果的な手段を構成することを強調し、

アフガニスタン・イスラム共和国外務大臣から国際連合事務総長に2006年1月31日にロンドンにおける『アフガニスタン・コンパクト』の樹立を知らせた2006年2月6日の書簡を歓迎し、

- 1 相互関与を基盤とするアフガン政府と国際社会の協調関係のための枠組みを提供する『アフガニスタン・コンパクト』及びその付属文書を受諾する。
- 2 アフガン政府並びに国際社会及び国際機関のすべての加盟国が、同コンパクト及びその付属文書を完全に実施するよう求める。
- 3 同コンパクトの実施に関する努力の調整と含む、アフガニスタンにおける国際連合の主要かつ公平な役割を確認し、また、アフガニスタン政府及び国際連合が共同で委員長になり、支援する事務局機能を備えた共同調整監視理事会を早期に設立するよう期待する。
- 4 アフガン政府によって提出された暫定版国家開発戦略 ( i A N D S ) 並びにロンドン会議において参加国により誓約された政治的、治安及び財政的な援助を歓迎し、

- i AND Sの実施に利用できる財政援助が105億ドルに達したことに留意し、さらに、パリクラブを通して債務削減を模索するアフガン政府の意図に留意する。
- 5 アヘンの耕作、生産及び取引が地域及び国際的にも、アフガニスタンの治安、開発及び統治に生じる危険を認識し、ロンドン会議においてアフガン政府によって提出された最新の国家麻薬規制戦略を歓迎し、また、同戦略に規定されている4つの優先事項に対する麻薬対策信託基金への貢献を含む追加的な国際的支援を奨励する。
  - 6 NATOの国際治安支援部隊（ISAF）の主導という継続する関与を承認し、また、不朽の自由作戦（OEF）との連携を密にし、アフガニスタン全土にわたるISAFの継続的な拡張を可能にする改定された作戦計画のNATOによる採択、並びに手段及び能力の範囲内でのアフガン治安部隊の訓練及び作戦展開の軍事面の支援を歓迎する。
  - 7 同コンパクトと付属文書の実施を支援するために、UNAMAの将来の任務及び組織に関する勧告を含む事務総長による適時の報告に基づいて、更なる行動をとる意欲を宣言する。
  - 8 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

（調査室訳）

## 15 安保理決議 1746 (2007年3月23日採択)

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の理事会決議、特に2006年3月7日の事務総長の報告(S/2006/145)で説明された国際連合アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)の任務を2007年3月23日まで延長した決議第1662号(2006)及びアフガニスタン・コンパクトを受諾した第1659号(2006)を想起し、また、2006年11月11日から16日までの同理事会アフガニスタン・ミッションの報告(S/2006/935)を想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全及び国民的統一に対する理事会の強いコミットメントを再確認し、

アフガニスタン政府及び人民が国を再建し、持続的な平和及び立憲民主政の基礎を強化し、並びに国際社会での相応の地位を担うにあたり、支援し続けることを再確認し、

この文脈で、アフガニスタン国民の意思のもと、アフガニスタン・コンパクト、アフガニスタン国家開発戦略(ANDS)及び国家麻薬規制戦略の実施に対する強い支援を再確認し、また、すべての関係者による持続的な努力がこれらの実施の進展を強固にし、現在の諸課題を克服するために必要とされることに留意し、

アフガニスタン・コンパクトが、国際連合が主要かつ公平な調整役を担い、アフガニスタン政府と国際社会の協調関係を基礎としていることを想起し、

アフガニスタンの諸課題の相互関連性を再び認識し、麻薬対策の分野横断的な問題並びに治安、統治及び開発に関する持続的な進歩は相互に強化関係にあることを再確認し、また、アフガニスタン・コンパクトによる包括的な枠組を通ずる首尾一貫した方法で、アフガニスタン政府及び国際社会のこれら諸課題に対処する継続する努力を歓迎し、

包括的な取組み方法の文脈で、UNAMA及び国際治安支援部隊(ISAF)の目的における相乗作用に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮した継続的な協力及び協調の必要性を強調し、

特にタリバーン、アルカーイダ、違法武装集団及び麻薬取引に関わる者による増加する暴力及びテロリスト活動並びにテロ活動と違法薬物の関係が結果として地域住民、国家治安部隊及び国際軍民要員の脅威となるアフガニスタンにおける治安状況に関する懸念を再確認し、また、国際連合及び関係要員の重要性を強調し、

また、アフガニスタン国民への安全及び基礎的サービスを提供し、並びに人権及び基本的自由の完全な享受を確保するためのアフガン政府の能力に関する反乱の有害な結果に懸念を表明し、

善隣友好に関する2002年12月22日のカブール宣言(カブール宣言)(S/2002/1416)の重要性を想起し、2006年11月19日に第2回アフガニスタン地域経済協力会議において採択されたニューデリー宣言を歓迎し、2007年にパキスタンのイスラマバードで開催される第3回アフガニスタン地域経済協力会議に期待し、また、アフガニスタンにおける治安、統治及び開発を促進する効果的な手段として、地域協力の進展がすべてに勢力にとって重要であることを強調し、

武力紛争における文民の保護に関する決議第1265号(1999)、第1296号(2000)、第1674号(2006)、第1738号(2006)並びに女性及び平和、安全に関する決議第1325号(2000)を想起し、

アフガニスタン政府と共同で、アフガニスタン・コンパクトの実施の努力の調整及び監視を含む、国際社会の努力に主導されるアフガニスタンの平和及び安定の促進に関する国際連合が引き続き果たす主要かつ公平な役割を強調し、また、事務総長、アフガニスタンに関する特別代表及びUNAMA要員の進行中の努力に対する謝意並びに強い支援を表明し、

- 1 2007年3月15日の事務総長報告(S/2007/152)を歓迎する。
- 2 アフガニスタン政府及び人民と協働する長期にわたる国際連合の関与に謝意を表明する。
- 3 決議第1662号(2006)により設立されたUNAMAの活動期限を2008年3月23日まで延長することを決定する。
- 4 アフガニスタンの支援における、さらに一貫した国際的取組みを促進し、アフガニスタンにおける支援活動を通じた調停を拡張し、アフガニスタン・コンパクトの文脈のもとに地域協力を支援し、人道的協調を促進し、並びに武力紛争における文民の状況の監視を含む人権の保護及び促進に貢献を続けるUNAMAの役割を強調する。
- 5 中央レベルにおいてアフガニスタン・コンパクトの実施を調整し、監視する努力を支援し、並びにアフガニスタン全土に市民サービスを提供するよう改善するアフガニスタン政府及び国際的な協力国の努力を援助する地域及び地方事務所を通して拡張されたUNAMAのプレゼンスを歓迎し、そして、この観点から、治安状況が許せば、南部及び東部地域においても、さらに進展するよう奨励する。

- 6 アフガニスタン政府並びにすべての国際社会及び国際機関の加盟国がアフガニスタン・コンパクト及びその付属文書を完全に履行するを求めることを再確認する。
- 7 治安、統治、開発及び麻薬対策の分野横断的課題の進展に関するアフガニスタン・コンパクトの指標及び予定表を満たし、並びに同国に対する支援に関する効果及び調整を高める重要性を強調する。
- 8 同コンパクトの実施の促進及び監視に関する共同調整監視理事会の主要な役割を認識し、特に、国際的支援及び復興計画の調整することでアフガニスタンを支援するJCMBの役割を強調し、JCMB事務局を強化する努力を奨励し、2007年1月30日及び31日にベルリンに開かれた上級幹部によるJCMB会合の結果を歓迎し、また、高レベルの適切な政治ガイダンスを提供し、より首尾一貫した国際的な関与を促進する更なる努力を奨励する。
- 9 すべてのアフガニスタン関係者及びグループが、アフガニスタン憲法及びアフガニスタン主導の復興計画の枠組みの中で、包括的な政治対話及び同国の社会開発に建設的に関与するよう求め、また、治安及び安定性を増強するこれらの要素の重要性を強調する。
- 10 特に、全土にわたって治安を守り、法の支配を確保する多民族からなるアフガン治安部隊の目的を進めるために、治安部門改革の更なる進展の必要を強調し、この観点から、アフガニスタン国軍及びアフガン国家警察を含む治安部門の機能性、高い職業意識かつ説明責任を増強し、進行中の努力（最近、米国及び他の協力国から提案された貢献を含む）を歓迎し、また、中央政府に対する説明責任を確保するため、予備警察の配備に関する適切な監視を要求する。
- 11 法の支配の拡大及び麻薬対策に関係した警察活動分野におけるミッションを設立し、並びに中央及び地方レベルでの警察改革に関する現在の努力を援助し、及び強化する欧州連合の決定を歓迎し、同ミッションの早期立ち上げに期待する。
- 12 2003年10月に始まった元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰（DDR）過程の成功した結果並びに非合法武装集団の解体（DIAG）プログラムの立ち上げ及びこの観点から2006年7月5日のアフガニスタンの平和強化に関する第2回東京会議での関与を歓迎し、新たに採択されたアクションプランを含むプログラムを、すべてのレベルで全土にわたって適時に実施を続けるためのアフガン政府による決定された努力を要求し、また、UNAMAによるガイダンスを十分に考慮に入れつつ、国際社会がこれらの努力に対する更なる支援を拡張するよう要請する。
- 13 責務の定義及び適当な資源の供給を含む、アフガニスタン・コンパクトの枠組みにおける司法改革10年戦略の実施加速する必要性を強調し、アフガン政府が国際社会

の援助とともに、全土にわたる法の支配の強化及び無法の除去のために、矯正制度の復興及び改革を含む、公平かつ透明な司法制度の設立の作業を続けるよう懇請し、また、司法部門改革に関するアフガニスタン及び国際的な関与を強化するため、アフガニスタンにおける法の支配に関するローマ会議を組織するイニシアティブの利益に留意する。

- 14 アフガニスタン政府による立法改革を促進する継続的な努力を歓迎し、また、このような改革及び実施に関する能力向上のための国際的支援の重要性を強調する。
- 15 アフガニスタン憲法による地方議会の設立を歓迎し、すべての機関に協力の精神の下で働くことを奨励し、アフガニスタン政府が、国家及び地方の両レベルにおいて、適切な統治、完全な代表性及び説明責任を確保するために、継続的な公共行政改革を追求するよう求め、また、この観点から、特に地方レベルに、技術的な支援を提供する更なる国際的な努力の必要性を強調する。
- 16 アフガン政府が、アフガニスタン・コンパクトで求められている恒常的な市民投票登録（CVR）の設立、最新の選挙法の成立及び施行並びに独立選挙委員会（IEC）が必要な資源を所有することを確保し、及び自由、平等かつ透明な選挙に貢献する維持可能な制度の創設に進むこと確保するための財政的及び政治的支援を含む、国際社会の支援とともに、アフガニスタンの次期選挙のための計画作成及び準備を始めるよう求める。
- 17 治安、適切な統治及び麻薬対策の努力に広がる腐敗の影響の懸念に留意し、また、アフガン政府が、国際社会の援助とともに、腐敗との戦いを精力的に主導し、より効率的で、説明可能かつ透明な行政の設立への努力を維持するよう求めし、また、この観点から、アフガン政府による最近の措置を歓迎する。
- 18 アフガニスタン全土にわたり人権及び国際人道法を完全な尊重するよう求め、UNAMAが、国連人権高等弁務官事務所の支援とともに、アフガニスタン憲法及びアフガニスタンが締約国となっている国際条約の、特に女性の人権の完全な享受に関する人権条項の完全な実施に関する援助を続けるよう要請し、アフガニスタンにおける人権尊重を監視し、並びに促進し、保護するという勇敢な努力に対して、アフガン独立人権委員会を称賛する。
- 19 アフガニスタン政府が着手した進行中の国民和解のプロセスの重要性を強調し、また、国際的支援とともに、1999年10月15日の安全保障理事会決議第1267号(1999)及びその他の関連する同決議により導入された手段の実施を侵害することなく、アフガニスタン・コンパクトによる、平和、正義及び和解に関するアクションプランの完全かつ適時な実施を奨励する。

- 20 アフガン政府及びUNAMAが決議第1267号(1999)に準拠し設立された決議第1735号(2006)の履行に関する安全保障理事会委員会に協力することを歓迎し、また、このような協力の継続を奨励する。
- 21 ANDSの実施による進展を歓迎し、その実施に関するアフガニスタン政府による継続的なリーダーシップの必要性を強調し、また、ロンドン会議の参加国に、同戦略の実施のための財政的援助を含む、援助の増加の実現及び検討を奨励する。
- 22 アヘンの耕作、製造及び取引が、アフガニスタンの治安、開発及び統治に与える国内外の深刻な害に懸念を表明し、アフガン政府が、国際社会の援助とともに、国家麻薬規制戦略の効果的な実施を追求するよう求め、また、同戦略で確認されている4つの優先課題のために、麻薬対策信託基金への貢献、麻薬及びその前駆物質の不法な取引並びにこのような取引に関係する資金洗浄に対する闘いのための継続的な地域協力を含めた、追加的な国際的な支援を奨励する。
- 23 国連麻薬犯罪事務所の協力のもと、パリ協定イニシアティブの枠組みの中で、ロシア連邦政府が主宰した、2006年6月26日から28日にモスクワで開かれた第2回アフガニスタンからの麻薬取引ルートに関する大臣会議の結果(s/2006/598)を歓迎し、また、各国がアフガニスタン産麻薬の不法な製造及び取引によって生じる国際社会に対する脅威に対抗する国際及び地域協力を強めるよう求める。
- 24 すべてのアフガン人及び参加各国が任務遂行並びに全土にわたる国連及び関連要員の安全及び移動の自由を促進する努力に関して、UNAMAと協力を続けるよう求める。
- 25 アフガニスタン政府が、国際治安支援部隊及び不朽の自由作戦連合軍を含める国際社会の援助とともに、それぞれの責務に従い、タリバーン、アルカーイダ、他の過激主義者集団及び犯罪活動によって生じる、アフガニスタンの治安及び安定に対する脅威に対処し続けるよう求め、ISAFのアフガニスタン全土にわたる展開の完了を歓迎し、また、すべての関係者が国際人道及び人権法を支持し、並びに市民生活の保護を確保するよう求める。
- 26 アフガニスタン政府、周辺国及び地域諸国がお互いの信頼及び協力を促進する進行中の努力を歓迎し、地域及び世界経済にアフガニスタンを完全に統合する手段として、アフガニスタンの平和及び繁栄の促進並びに経済及び開発部門での協力の促進に関して、タリバーン、アルカーイダ及び他の過激主義者集団に対するアフガニスタン及び提携国の協力の増強の重要性を強調し、また、この観点から進展をさらに歓迎する。



- 27 国及び地域の安定のために、残るアフガニスタン難民の自発的で、安全で、秩序ある帰還及び持続的な再統合の重要性を認識し、また、この観点から、継続され、増進された国際的援助を継続し、増強するよう要求する。
- 28 事務総長にアフガニスタンの発展について6ヵ月ごとに理事会に報告するよう要請する。
- 29 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

(調査室訳)

テロ対策特措法関連年表 < 2007.9.10 現在 >

年	国内	国際
2001 (平成 13 年)		9.11 米国同時多発テロ発生
		9.12 NATO、ワシントン条約に基づく集団的自衛権発動を声明 米国同時多発テロに対し、国連安保理が非難決議 1368 を採択
		9.14 オーストラリア、ANZUS 条約に基づき集団的自衛権発動を決定
		9.18 ブッシュ米大統領、「武力容認法」に署名
	9.19	米国同時多発テロを受け、小泉首相が 7 項目からなる当面の措置を発表
	9.21	米海軍横須賀基地を出港した空母キティホークに海自護衛艦 2 隻が同行し警戒監視
		9.24 ブーチン露大統領、テロ事件に関する対米支援 5 項目を発表
		9.28 国連安保理、テロ資金提供禁止決議 1373 を採択
		10.2 NATO、第 5 条（集団自衛権条項）発動
	10.5	政府、テロ対策特措法案（2 年間の時限立法）を国会に提出
	10.29	テロ対策特措法、自衛隊法の一部を改正する法律案可決
	11.2	テロ対策特措法、自衛隊法の一部を改正する法律案施行
	11.9	情報収集のため自衛隊艦 3 隻をインド洋に派遣
		11.13 アフガニスタンの北部同盟、アフガニスタンの首都カブール制圧
		11.14 国連安保理、アフガニスタン暫定政権樹立支援決議 1378 採択
	11.16	テロ対策特措法に基づく基本計画を決定
	11.20	対応措置の実施を命令 海自・空自に派遣命令
	11.25	テロ対策特措法に基づき、海自の補給艦、掃海母艦、護衛艦の 3 隻が米軍後方支援と難民救援物資輸送のため、呉、横須賀、佐世保基地から出港
	11.29	協力支援として、空自による在日米軍基地間の国内空輸を開始
	11.30	テロ対策特措法に基づく自衛隊派遣を国会承認
	12.2	協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋における米艦船への洋上給油を開始 協力支援活動として、空自による国外空輸を開始
		12.5 アフガニスタン暫定政府協議で合意成立（ボン合意）
		12.6 国連安保理、ボン合意承認決議 1383 を採択
	12.7 タリバーン、カンダハル撤退（タリバーン政権消滅）	
12.14	国際平和協力法一部改正（武器の使用による防衛対象の拡大、自衛隊法第 95 条の適用除外の解除、PKF 本隊業務の凍結の解除）が施行	

<p>2001 (平成 13 年)</p>	<p>12.31 テロ対策特措法に基づく被災民救援活動を終結</p>	<p>12.20  12.22</p>	<p>国連安保理、アフガニスタンに国際治安部隊( I S A F )を設立する決議 1 3 8 6 を採択( 期間 6 か月 )  アフガニスタン暫定行政機構発足、カルザイ議長就任</p>
<p>2002 (平成 14 年)</p>	<p>1.29 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋における英艦船への洋上給油を開始</p> <p>5.17 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更( 延長 )</p> <p>11.19 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更( 延長 )</p> <p>12.16 テロ対策特措法に基づく協力支援活動の実施のため、イージス艦「きりしま」をインド洋に派遣</p>	<p>1.15 1.16 1.21  1.30 3.28  5.23 6.13 6.24 6.26 7.6 9.5  11.27  12.24</p>	<p>国連安保理、アフガニスタンに対する制裁停止決議 1 3 8 8 を採択 国連安保理、アルカーイダ、タリバーン取締り決議 1 3 9 0 を採択 アフガニスタン復興支援会議が東京で開催、各国・国際機関が 45 億ドル超の拠出を約束  ブッシュ米大統領、一般教書演説でイラク等を「悪の枢軸」と非難 国連安保理、国連アフガニスタン支援団( U N A M A ) 設立決議 1 4 0 1 を採択  国連安保理、I S A F を 6 か月延長する 1 4 1 3 決議を採択 アフガニスタン、緊急ロヤ・ジルガ( 国民大会議 ) で国家元首( 大統領 ) に、カルザイ暫定行政機構議長を選出 アフガニスタン移行政権が正式発足 国連安保理、ロヤ・ジルガの成功とカルザイ議長を選出したことを歓迎する決議 1 4 1 9 を採択 カディール・アフガニスタン副大統領が暗殺される カルザイ・アフガニスタン大統領暗殺未遂事件発生  国連安保理、I S A F を 1 年延長する決議 1 4 4 4 を採択  国連安保理、アフガニスタン暫定統治機構を 2004 年実施予定の選挙までの間、同国における唯一正当な政府と認める決議 1 4 5 3 を採択</p>
<p>2003 (平成 15 年)</p>	<p>2.20 カルザイ・アフガニスタン移行政権大統領来日( ~23 日 )</p> <p>3.9 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋における仏艦船への洋上給油を開始</p> <p>3.20 小泉首相、米国等による対イラク武力行使を支持</p> <p>協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋における伊艦船への洋上給油を開始</p> <p>3.28 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋におけるオランダ艦船への洋上給油を開始</p> <p>4.5 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋におけるギリシャ艦船への洋上給油を開始</p>	<p>2.22  3.20  3.28</p>	<p>アフガニスタン「平和の定着」会議( D D R ) 東京で開催  米国等による対イラク武力攻撃開始  国連安保理、U N A M A を 1 年延長する決議 1 4 7 1 を採択</p>

2003 (平成 15 年)	<p>4 . 6 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋におけるカナダ艦船への洋上給油を開始</p> <p>4 . 8 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋におけるスペイン艦船への洋上給油を開始</p> <p>5 . 9 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更（延長）</p> <p>6 . 4 協力支援活動として、海自補給艦によるインド洋における独艦船への洋上給油を開始</p> <p>6 . 13 政府、イラク人道復興支援特措法案（4 年間の時限立法）、テロ対策特措法改正案（2 年間の期限延長）を国会に提出</p> <p>7 . 26 イラク人道復興支援特措法案が可決</p> <p>10.10 テロ対策特措法改正案が可決（2 年間の期間延長）</p> <p>10.17 ブッシュ米大統領来日、小泉首相と会談</p> <p>10.21 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更（延長）</p> <p>11.29 奥参事官（当時）、井上書記官が襲撃を受け死亡</p>	<p>4 . 9 バクダッド陥落</p> <p>5 . 1 ブッシュ米大統領、「主要な戦闘は終結した」と対イラク勝利宣言 ラムズフェルト米国務長官、アフガニスタンでのテロ作戦終了を宣言</p> <p>7 . 24 米議会が「同時多発テロ」調査報告書を提出</p> <p>8 . 11 国際治安支援部隊（I S A F）の指揮権を N A T O に移管</p> <p>9 . 30 米上院歳出委員会、イラクとアフガニスタン駐留経費と復興費総額 870 億ドルの追加支出を全会一致で可決</p> <p>10.13 国連安保理、I S A F の活動範囲を首都カブール一帯から北部地域に拡大するとともに、活動期間を 1 年延長する 1 5 1 0 決議を採択</p> <p>11.27 ブッシュ米大統領、バグダッドを訪問</p> <p>12.13 米軍、フセイン元大統領を拘束</p> <p>12.14 アフガニスタン、憲法制定のためのロヤ・ジルガ開催</p> <p>12.21 カブール善隣友好会議開催（～24 日）</p> <p>12.22 カブール善隣友好会議、アフガニスタンと周辺諸国（中国、イラン、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）との善隣関係を定めたカブール宣言を採択</p> <p>12.24 国連安保理、カブール宣言を承認する決議 1453 を採択</p>
2004 (平成 16 年)	<p>3 . 9 政府、有事関連 10 案件（3 承認案件、7 法案）を閣議決定</p>	<p>1 . 4 アフガニスタン新憲法制定のためのロヤ・ジルガ、新憲法を採択し閉幕</p> <p>1 . 11 米主導の海上阻止訓練（Sea Sabor）をアラビア海で実施</p> <p>1 . 20 ブッシュ米大統領、一般教書演説にて日本の貢献を評価</p> <p>3 . 26 国連安保理、UNAMA を 1 年延長する決議 1 5 3 6 を採択</p> <p>4 . 1 アフガニスタン支援国会議がベルリン宣言を採択し閉幕。（ベルリン）</p>

<p>2004 (平成 16 年)</p>		<p>6.14 有事関連 10 案件成立 10.26 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更 (延長)</p>	<p>9.17 国連安保理、I S A F を 1 年延長する決議 1 5 6 3 を採択 10.19 アフガニスタンで大統領選挙実施 ( 移行政権の 大統領だったカルザイ氏の当選が 11. 1 に確定 ) 12. 7 カルザイ氏、アフガニスタン大統領に就任 ( カルザイ新政権の発足 ) 12.13 カルザイ・アフガニスタン大統領、閣僚名簿を 発表</p>
<p>2005 (平成 17 年)</p>		<p>4. 4 N A T O 事務総長が小泉首相、町村外相と会 談、アフガニスタン支援策について協議 4. 5 町村外相がアフガニスタン訪問、カルザイ大統 領らと会談 4.10 政府がテロ対策特別措置法に基づくインド洋 への海自派遣について、5 月 1 日に派遣期限が 切れる基本計画を変更し、半年延長の 11 月 1 日までとする方針を決定 4.22 小泉首相がジャカルタでカルザイ・アフガニス タン大統領と会談 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更 (延長) 5.18 小泉首相がアブドゥラ・アフガニスタン外相と 会談 7.19 政府、「インド洋派遣海自艦艇を 3 隻から 2 隻 に縮小することを決定 9. 2 アフガニスタン南部で日本人男女 2 人の遺体 発見、3 日に広島県の中学校教諭と判明 9. 4 外務省、アフガニスタン議会選挙に監視団とし て職員 3 人を派遣すると発表 9.17 町村外相、ニューヨークでストロー英外相と会 談 10. 4 政府、テロ特措法の 1 年延長改正案を提出 ( 1 年間の期間の延長 ) 10.26 テロ対策特措法改正案が可決 ( 1 年間の期間延 長 ) 10.28 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更 (延長)</p>	<p>3.24 国連安保理、UNAMA I を 1 年延長する決議 1 5 8 9 を採択 5. 3 イラク移行政府が正式発足 5. I S A F、アフガニスタン西部に拡大 6.23 G 8 外相会議、国会議員選挙後もアフガニスタ ンに対する治安維持や復興支援の継続を表明 6.30 アフガニスタンで、日本主導による軍閥や旧国 軍の武装動員解除、元兵士の社会復帰計画 ( D D R ) の武装解除 ( D D ) の作業が終了 ( 2003 年以降、約 6 万人が武装解除に応じた。 ) 9.13 国連安保理、I S A F を 1 年延長する決議 1 6 2 3 を採択 9.14 N A T O 非公式防相理事会 ( ベルリン )、I S A F を 06 年にアフガニスタン南部に拡大するこ とを確認 9.18 アフガニスタンで下院議員選挙 ( 定数 249 ) ・ 県 議会選挙実施 ( 8.17 選挙運動開始 ) ( 投票率 50% )</p>

<p>2005 (平成 17 年)</p>	<p>11.12</p>	<p>田中外務大臣政務官、アフガニスタンを訪問し カルザイ大統領らと会談</p>	<p>11.2 アフガニスタン、選挙の投票結果発表</p> <p>11.12 南アジア地域協力連合（SSARC）首脳会談、アフガニスタンの加盟を認めることで合意</p> <p>12.4 地域経済協力会議開催（カブール）、アフガニスタンが周辺諸国との協議の下、復興を進めていくことを確認</p> <p>12.10 アフガニスタン大統領府、カルザイ大統領が指名した上院議員を発表</p> <p>12.12 国連薬物犯罪事務所（UNODC）世界のアヘン生産量に占めるアフガニスタン産の割合は87%（約4,100t）と発表</p> <p>12.19 アフガニスタン国会、開会</p> <p>12.20 アフガニスタン国会、上院議長にジャディディ・アフガニスタン国民救済戦線組織党首を選出</p> <p>12.21 アフガニスタン国会、下院議長にカヌニ・新アフガニスタン党首を選出</p>
<p>2006 (平成 18 年)</p>	<p>4.10 4.21</p>	<p>日米英豪4カ国の外務・防衛当局による情勢分析（ロンドン）</p> <p>政府、テロ対策特別措置法に基づく自衛隊の派遣期間を11月1日まで半年間延長する基本計画を決定</p>	<p>1.31 アフガニスタンに関するロンドン国際会議開催（金田外務副大臣出席）今後5年間の支援の枠組みを示す「アフガニスタン・コンパクト」を採択、日本政府は国家開発戦略（ANDS）の実施のため4.5億ドルを支援していくことを表明</p> <p>2.2 米政府、イラクやアフガニスタンでの追加戦費として総額1,200億ドルを米議会に要請すると発表</p> <p>2.15 国連安保理、アフガニスタン・コンパクトを承認する決議1659を採択</p> <p>2.27 国境管理に関するドーハ2会議開催、アフガニスタン周辺の国境管理強化のため、同国の警察力強化を支援していくことについて支援国が合意</p> <p>3.1 ブッシュ米大統領、カブールを電撃訪問</p> <p>3.14 大島国連大使、安保理公開討論でアフガニスタンの治安改善に向けての国際社会の支援などを要請</p> <p>3.22 カルザイ・アフガニスタン大統領、アブドラ外相らを含む小幅な内閣改造を発表</p> <p>3.23 国連安保理、UNAMAを1年延長する決議1662を採択</p> <p>5月中旬 アフガニスタン南部を中心にテロ、戦闘が激化</p> <p>5.29 カブールで、米軍車両による交通事故死亡事故が引き金となり暴動発生、アフガニスタン政府、夜間外出禁止命令を発令</p> <p>6.8 NATO国防相理事会、ISAFを年内に東部に展開する方針を決定（アフガニスタン全土に関与を広げ、計1万8千人規模になる。） NATO、ブリュッセルで国防相理事会を開き、ISAFによるアフガニスタンでの活動について集中協議。米国は、NATOが年内に全土へ展開するのをにらみ、米軍が2007年にISAF指揮権を握ることを打診</p>

2006 (平成 18 年)	<p>7.5 アフガニスタンの「平和の定着」に関する第2回東京会議：議題＝DDR(元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰)、D I A G(非合法武装団体の解体)、カルザイ・アフガニスタン大統領ら来日</p> <p>7.25 イラクに駐留していた隊員約600人全員の帰国が完了</p> <p>7.31 空自、アリ・アルサレム基地(クウェート)とバグダッド飛行場(イラク)との間で初めての運行を実施し、多国籍軍の人員・物資を輸送</p>	<p>6.28 ライス米国務長官、アフガニスタンを訪問しカルザイ大統領と会談</p> <p>7.11 ラムズフェルド米国防長官、カブール訪問</p> <p>7.17 陸上自衛隊、イラク国内から完全撤収</p> <p>7.31 I S A Fのアフガニスタン南部6州の治安維持指揮権が、米軍からN A T O軍に移譲される</p> <p>8.4 11月の米中間選挙に向けた米東部コネティカット州の民主党予備選挙で、ブッシュ政権のイラク政策に理解を示すジョゼフ・リーバーマン上院議員(64)が、イラク駐留米軍の早期撤退を訴えた実業家の新人ネッド・ラモント氏(52)に敗退(「イラク」が11月の本選でも大きな争点になるのは避けられない見通しとなる)</p> <p>9.2 I S A F、掃討作戦「メドゥーサ」開始 (N A T O軍が、7月末にアフガニスタン南部の治安維持権限を米軍から継承してから初めての大規模作戦)</p> <p>9.3 N A T O、アフガニスタン南部の掃討作戦で、旧政権タリバーンの武装勢力を200人以上殺害したと発表</p> <p>9.5 米ホワイトハウス、「テロとの戦いに関する国家戦略」の改訂版発表 パキスタン政府、アフガニスタン国境沿いの政府直轄部族地域「北ワジリスタン地区」の親タリバーン系武装勢力との間で和平協定締結。(パキスタン軍の掃討作戦中止と引き換えに、武装勢力がタリバーンへの支援をやめる内容。)</p> <p>9.6 ブッシュ米大統領、テロ容疑者を尋問するC I A「秘密収容施設」の存在を初めて認める ムシャラフ・パキスタン大統領、カブールを訪問、カルザイ大統領と会談</p> <p>9.7 ジョーンズ・N A T O最高司令官、「2,000～2,500人の増強が必要」と発言、加盟国に対してアフガニスタンへの増派を要請</p> <p>9.8 国連総会、「グローバルテロ対策戦略」を全会一致で採択(アナン事務総長が昨年3月に表明した国連対テロ戦略の指針をより具体化) 米上院情報特別委員会、イラクの旧フセイン政権は国際テロ組織アルカーイダを体制にとって脅威とみなし、両者の関係は一切なかったとする報告書を発表</p> <p>9.9 N A T O参謀長会議(ワルシャワ)加盟国にアフガニスタンへの兵力増強を要請(現在、約1万8,500人のN A T O軍を主体とする2万人のI S A Fが駐留<sup>1</sup>。約8,000人が展開する南部で戦闘が激化。その他、21,000人の米軍が駐留。)</p>
-------------------	--	---

<sup>1</sup> 英国5,400人、ドイツ2,800人、カナダ2,500人、オランダ2,300人、イタリア1,250人、フランス1,000人、スペイン650人、トルコ580人、ノルウェー380人、ポーランド1,000人(10月以降)、ルーマニア1,000人(10月以降)(2006年9.25 産経新聞朝刊)

2006  
(平成 18 年)

		9.10	アフガニスタン東部で自爆テロ発生、アブドル・ハキム・タニワル知事が殺害される
		9.12	国連安保理、I S A F を 1 年延長する決議 1707 を採択 ローマ法王ベネディクト 16 世、独レーゲンスブルグ大学の講義で、「ムハンマドが新たにもたらしたものは、彼が説く宗教を刀剣によって広めようと命令するような、邪悪で冷酷なことだけだ」という 14 世紀末のローマ皇帝マヌエル 2 世の言葉を引用
		9.13	イラク駐留の米海兵隊部隊の情報担当者が、イラク西部のアンバール県では、米軍の兵力が絶対的に不足しており、現状のままだと国際テロ組織アル・カーイダ系の勢力を抑えることがほぼ不可能とする悲観的な分析報告書を 8 月半ばに出していたと米有力紙が相次いで報道
		9.14	ポーランド、2007 年 2 月からアフガニスタンへ約 1,000 人を増派することを発表
		9.17	I S A F、掃討作戦「メドゥーサ」の終了を宣言
		9.27	ブッシュ米大統領、ムシャラフ・パキスタン大統領とカルザイ・アフガニスタン大統領を招き、3 か国首脳会談開催（関係が悪化する両国を仲介）
		9.28	N A T O 国防相会議、I S A F の指揮権を 10 月中にアフガニスタン全土に拡大、数週間以内にアフガニスタン東部に駐留する約 1 万 2,000 人の米軍を指揮下に移管することで合意（国防省理事会では、N A T O 主導の I S A F の指揮権を 07 年 2 月から米軍が掌握することを確認。）
		10.5	I S A F、アフガニスタン東部 7 州の治安維持権を米軍から引継ぎ、担当地域をアフガニスタン全土に拡大
10.6	政府、テロ特措法改正案を提出		
10.27	テロ特措法改正案が可決（1 年間の期限延長）		
10.31	テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更（延長）		
		10.29 ~31	米主導の海上阻止訓練（Leading Edge）をペルシャ湾内で実施
		11.7	イラク問題が最大の争点となった米中間選挙：共和党が 94 年以來 12 年ぶりに上下両院で過半数割れ
		11.8	ブッシュ米大統領、ラムズフェルド米国防長官更迭、後任にゲーツ元 C I A 長官指名
		11.29	N A T O 首脳会議、アフガニスタンの治安維持活動を強化することで合意
12.15	防衛庁を防衛省とするため所定の規定を整備するほか、国際平和協力活動等を自衛隊の本来任務と位置づける「防衛庁設置法等一部改正案」が可決（平成 19.1.9 施行）		
12.15	久間防衛庁長官、記者会見で、自衛隊の海外派遣のための「恒久法」を 07 年 1 月召集の次期通常国会に提出することは困難と発言		
12.28	政府、イラク復興支援特別措置法の 07 年 7 月 31 日までの期限を延長する改正案を 07 年の通常国会に提出する方針を固める。延長期間は 09 年 7 月末までの 2 年間に軸に調整		



2006 (平成 18 年)			12.30	イラク政府、フセイン元大統領を処刑
2007 (平成 19 年)	1.12	安倍首相、NATO理事会で演説。国際的な平和と安定のためなら、自衛隊が海外で活動することはためらわないこと、NATOのアフガニスタン復興支援活動に対する人道支援の分野での協力関係を強化すること等を表明。(医療、学校建設、人道支援の分野等におけるPRTとの協力について言及)	1.10	ブッシュ米大統領、イラク新政策発表 2万1,500人米軍増派方針表明 11月までに治安権限をイラク政府に全面移譲
	2.21	安倍首相、チェイニー米副大統領と会談	1.26	ライス米国務長官、NATO外相級会合(ブリュッセル)で、アフガニスタンに対し、今後2年間で106億ドルの追加支援を決定(86億ドルがアフガニスタン軍、治安部隊の訓練など治安強化に、20億ドルが復興支援に回る) EUも、アフガニスタンの保健、司法、地方開発向けに4年間で約6億ユーロの支援を決定 ISAFには、各国から約3万3,500人が派遣されているが、武装勢力側の春の総攻撃開始が予想される中、現地司令官は早急な増派を要請 ライス長官、米軍2,500人増派を約束 <sup>2</sup>
			2.1	アフガニスタン下院、1979年の旧ソ連軍侵攻以降の同国の戦乱にかかわった戦争犯罪者すべてに恩赦を与える「国家和解法案」を賛成多数で可決 タリバーン、ISAFとの停戦が実現したアフガニスタン南部のヘルマンド州ムサカラ地区を襲撃
			2.4	ISAFの最高司令官に、マクニール米軍陸軍大將が就任
			2.5	ブッシュ米大統領、予算教書発表(01年度から09年度9月までの対テロ戦争経費として、約7,980億ドル(約35兆6,000億円)が必要と長期見積もりを提示)
			2.8	NATO国防省理事会開会(~9日 セピリア)アフガニスタン・パキスタンの国境管理をNATOが担うこと等について合意
			2.15	ブッシュ米大統領、駐留延長の形でアフガニスタン米兵力を3,200人増強する方針を表明
			2.21	ダドゥラー・タリバーン司令官、雪解け後に攻勢をかけると発言
			2.26	ブラウン英国防相、アフガニスタンへの英軍部隊を5月から夏にかけて計1,400人増派する方針を英下院に報告(約計7,700人となる) チェイニー・米副大統領、アフガニスタン訪問、カルザイ大統領と会談
			2.27	07年2月末現在で、アフガニスタン34州中31州で地域復興支援チーム(PRT)実施(26か国が参加) アフガニスタン東部パルワン州のパクラム米空軍基地入り口で、チェイニー米副大統領を狙った自爆テロ発生(タリバーンが犯行声明)

<sup>2</sup> アフガニスタン国内では2006年に前年の約5倍に達する139件の自爆テロが起き、米軍やNATOが指揮するISAF所属兵士ら170人以上が犠牲となった。

2007 (平成 19 年)	3.7 日・NATO高級事務レベル協議（アフガニスタンでのPRTへの協力問題等）開催、政府はアフガニスタン復興に 20 億円の支援を実施することを表明	3.4 アフガニスタン・カピサ州で、ISAFが武装勢力との応戦中に民家を誤爆、民間人9人が巻き添えにより死亡 3.5 アフガニスタン国会、「国民和解法案」を可決（軍閥のお手盛り法案） 3.6 アフガニスタン南部ヘルマンド州北部で約4,500人のNATO軍と約1,000人のアフガニスタン軍の部隊が、大規模なタリバーン掃討作戦「アキレス作戦」を開始
	3.30 政府、イラク人道復興支援特措法改正案（2年間の期限延長）を閣議決定し、国会に提出	3.8 エルドマン・NATO事務次長（政治・安全保障政策担当）日本に自衛隊派遣を求めていることを表明 パキスタン政府、国内のアフガニスタン難民約2,400万人を09年中に全員帰国させることを決定 3.11 ブッシュ政権、イラク・アフガン合計で新たに最大7,900人を上積みして派遣する方針を表明（イラクで最大4,400人、アフガンで3,500人を予定） 3.23 国連安保理、UNAMAを1年延長する決議1746を採択
	4.16 安倍首相、アフガニスタン復興のためのPRTに自衛隊を参加させないことを表明	4.3 南アジア地域協力会議（SAARC）アフガニスタンの加盟を正式に承認 4.3 ブッシュ米大統領、記者会見でイラク・アフガニスタンでの対テロ戦争経費を賄う補正予算の4月中旬までの成立を要請するとともに、イラク駐留米軍の撤退期限付きの法案が可決された場合は拒否権を行使すると発言 4.6 カルザイ・アフガニスタン大統領、アフガニスタン政府が長期にわたり、タリバーンと和平交渉を行っていることを公表 4.10 オーストラリア、アフガニスタンへ約300人の特殊部隊を派兵すると発表 4.11 ゲーツ米国防長官、イラク・アフガニスタンに派遣する陸軍兵士の駐留期間を現行の12か月から15か月に延長すると発表 4.15 ワシントン・ポスト紙、米海兵隊特殊部隊が3月にアフガニスタン東部ナンガルハル州で自爆テロ攻撃を受けた後、民間人に発砲し、住民10人が死亡、33人が負傷と報道
	4.24 テロ対策特措法に基づく基本計画を一部変更（延長）	4.19 アフガニスタン軍・パキスタン軍、国境地帯で衝突 4.20 タリバーン、4月初めに拉致した仏人人質の解放と引き換えにアフガニスタンからの仏軍の即時撤退を要求していることが判明

2007 (平成 19 年)	4.25	政府、憲法が禁じている集団的自衛権の行使など憲法解釈のあり方を研究する有識者懇談会「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(座長：柳井俊二前駐米大使)の設置を発表		
	4.27	安倍首相、ブッシュ米大統領と会談、米国のイラク政策を指示することを表明	4.27	ブッシュ米大統領、イラク駐留米軍の撤収条項を盛り込んだ補正予算案が上下院で可決されたことに対し、拒否権を行使することを表明
	4.29	安倍首相、UAEのアブダビでテロ対策特措法に基づくインド洋上での米英軍等への給油活動を行っている海上自衛隊を訪問 久間防衛大臣、訪問先の米国でテロ対策特措法の期間の再延長を検討することを表明	4.30	アフガニスタン駐留米軍、西部ヘラート州の戦闘で、タリバーンの戦闘員を少なくとも 136 人殺害したと発表 カルザイ・アフガニスタン大統領、ムシャラフ・パキスタン大統領、テロに共同で対処していくとの共同声明発表
	5.4	久間防衛大臣、訪問中のNATO本部で、自衛隊のアフガニスタン復興支援への協力及びテロ対策特措法の見直しについて検討する旨を表明	5.8	アフガニスタン南部ヘルマンド州で、駐留外国軍の空爆で民間人 21 人が死亡
	5.10	安倍首相、アフガニスタンへの人的貢献策について検討するよう外務・防衛両省に指示	5.13	アフガニスタン・カンダハル州知事、タリバーン幹部のダドゥラー司令官を殺害したと発表
			5.5	ブッシュ米大統領、イラク・アフガニスタン政策を統括する大統領補佐官職を新設、ダグラス・ルート統合参謀本部作戦部長(陸軍中将)を任命すると発表
			5.23	国際人権擁護団体「アムネスティ・インターナショナル」、07 年版年次報告で米国が主導する対テロ戦争が人権侵害の国際化につながっていると批判
			5.24	米上下両院本会議、2007.9 末までのイラク・アフガニスタン駐留米軍経費 950 億ドルを計上した補正予算案(復興支援の抛出に対する条件付き)を可決(上院 - 賛成 80、反対 14 下院 - 賛成 280、反対 142)
			5.25	ブッシュ米大統領、イラク・アフガニスタン駐留米軍の支出を認める法案に署名 米上院特別情報委員会、米情報機関がイラク開戦前に、「イラクでの安定した民主主義確立は長く困難で、おそらく波乱に満ちた過程となる」等と警告した秘密報告書を公開
			5.28	国連人権高等弁務官事務所、米軍・ISAFとタリバーンの戦闘に巻き込まれ死亡した民間人が、07 年 1 ~ 4 月までに最大で 380 人に達したと発表
			6.8	ブッシュ米大統領、2007.9 で任期が切れるベース統合参謀本部議長の後任に、マレン海軍作戦部長(大将)を指名することを表明
			6.15	NATO国防相会議、アフガニスタンの復興と自立に必要なアフガニスタン軍の訓練強化のために、訓練要員を増派することに合意

2007 (平成 19 年)	6 .17	アフガニスタンの首都カブールで爆弾テロ、N P O 法人 LIKE WATER PRESS が主催した現地の子どもを支援するツアーに参加した邦人 2 人が負傷	6 .19	アフガニスタン南部で I S A F と武装勢力の戦闘が激化
	6 .20	イラク特措法改正案、可決・成立（2 年間の延長）	7 .3	パキスタンの首都イスラマバードのモスク周辺で、パキスタン治安当局がイスラム法の導入を求めるイスラム神学校の学生らと衝突（学生らはモスクに立てこもり応戦）
	7 .4	久間防衛大臣辞任、後任に小池首相補佐官が就任	7 .5	ハワード豪首相、イラクとアフガニスタンでの豪軍の駐留を当面の間、継続させることを表明
	7 .31	小沢・民主党代表、テロ対策特措法改正（期間の延長）に反対の意向表明	7 .17	米政府、「米本土へのテロの脅威」を公表し、国際テロ組織アルカーイダが今後も最も深刻な脅威となると警告。（中央情報局（C I A）等の 16 の情報機関がまとめた国家情報評価（N I E）の一部を機密解除して公表）
	8 .4	前原・前民主党代表、テロ対策特措法改正（期間の延長）が必要と発言	7 .20	アフガニスタン中部ガズニ州で、韓国人 23 人がタリバーンに拘束される
	8 .7	小池防衛大臣訪米（～8.11）、テロ対策特措法改正（期間の延長）等について、チェイニー副大統領、ゲーツ国防長官、ライス國務長官らと会談	7 .26	韓国政府、タリバーンに拘束された 23 人中、1 人（裴炯奎牧師）が殺害されたと公表
	8 .8	小沢民主党代表、シーファー駐日米大使と会談、テロ対策特措法改正（期間の延長）に反対の意向を表明	7 .31	タリバーン、23 人の韓国人を拘束した事件で、新たに 1 人を殺害したと発表
	8 .13	シーファー米駐日大使、全国会議員に対し、テロ対策特措法に関する米側の機密情報を開示する意向を表明	8 .1	米連邦議会予算局（C B O）、今後 10 年間のイラクやアフガニスタンでの米軍駐留費用など「対テロ戦争経費」が最大約 1 兆ドル（約 118 兆円）になると試算
			8 .5	カルザイ・アフガニスタン大統領訪米、ブッシュ大統領と会談、米国が引き続きアフガニスタンの治安安定に関与していくことを確認
			8 .9	アフガニスタンとパキスタンの国民代表がテロ対策について話し合う「平和ジルガ（会議）」開幕（カブール：～12 日）、タリバーンやアルカーイダに活動拠点を提供しないこととするなどの共同宣言を発表するとともに、これを担保する常設機関の設置を決定
			8 .13	タリバーン、アフガニスタンで拘束した韓国人のうち、女性 2 人を解放
			8 .14	アフマディネジャド・イラン大統領、アフガニスタンを訪問しカルザイ大統領らと会談、経済やエネルギー関連の協定書に調印
			8 .16	米陸軍、イラクとアフガニスタンの戦場で 30 人の兵士が自殺したと発表

2007 (平成 19 年)	8.21	民主党、国際貢献のあり方等を議論する「安全保障に関する懇談会」を設置	8.21	米中央情報局（CIA）2001.9.11 の同時多発テロに関する内部監査報告書の要約を公表
	8.22	小池防衛相、パキスタン訪問、ムシャラフ大統領らとテロ対策特措法の延長等について会談	8.24	英国防省、アフガニスタンに駐留している英軍兵 3 人が米軍の誤爆とみられる攻撃で死亡したと発表
	8.27	内閣改造 町村外相、高村防衛相、テロ対策特措法の延長について、民主党の意見を聞き入れることを表明 鳩山・民主党幹事長、民主党独自のアフガニスタン支援策を法案として提出することとし、テロ対策特措法の延長には反対すると発言	8.27	国連薬物犯罪事務所（UNODC）年次報告書で、アフガニスタンで生産されたアヘンが対前年比で 34%増加し、世界の生産量の 93%にあたることから、ISAF を主導する NATO に対し、麻薬撲滅に積極的に関与することを要求
	8.30	小沢・民主党代表、訪日中のメルケル独首相とテロ対策特措法延長等について会談	8.28	韓国政府、人質事件について、アフガニスタンに駐留する韓国軍の年内撤退と同国内でのキリスト教宣教中止を条件に、人質全員開放についてタリバーンと合意したと発表（30 日に全員開放） 多国籍軍、アフガニスタン南部カンダハルで空爆によりタリバーン兵士を 100 人以上殺害した発表
	9.5	安倍首相、テロ対策特別措置法の期限延長について、新法の制定を含めインド洋での海自の給油活動を継続させる意向を表明	8.30	ブッシュ米大統領、テロ対策特措法の延長に期待すると発言
	9.8	安倍首相、訪問中の豪州でテロ対策特別措置法に基づくインド洋上での海自による給油活動の継続は、対外的な公約であることを表明	9.5	米下院、インド洋での対テロ戦争への貢献など日本の安全保障に関する努力に感謝する決議を全会一致で採択
	9.10	安倍首相、所信表明演説で、テロ対策として、インド洋上での海自による給油活動を継続する必要性を主張		